

基本計画書

基本計画																															
事項	記入欄	備考																													
計画の区分	研究科の専攻の設置																														
設置者	国立大学法人 金沢大学																														
大学の名称	金沢大学大学院 (Graduate School of Kanazawa University)																														
大学本部の位置	石川県金沢市角間町																														
大学の目的	金沢大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。																														
新設学部等の目的	法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者又は高度専門職業人を養成することを目的とする。																														
新設学部等の概要	新設学部等の名称	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>学位又は称号</th> <th>開設時期及び開設年次</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>年</td> <td>人</td> <td>年次人</td> <td>人</td> <td></td> <td>年月第年次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>修士（法学） [Master of Law] 又は 修士（政治学） [Master of Politics]</td> <td>令和2年4月 第1年次</td> <td>石川県金沢市角間町</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	年	人	年次人	人		年月第年次		2	8	—	16	修士（法学） [Master of Law] 又は 修士（政治学） [Master of Politics]	令和2年4月 第1年次	石川県金沢市角間町	計	8	—	16				【基礎となる学部】 人間社会学域法学類 14条特例の実施
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地																								
年	人	年次人	人		年月第年次																										
2	8	—	16	修士（法学） [Master of Law] 又は 修士（政治学） [Master of Politics]	令和2年4月 第1年次	石川県金沢市角間町																									
計	8	—	16																												
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	平成31年4月 併せて「法務研究科」から「法学研究科」へ研究科の名称変更申請を行う。 【大学院課程】 新学術創成研究科 融合科学共同専攻（博士後期課程） [新設] (14) [平成31年4月 事前伺い] ナノ生命科学専攻（博士前期課程） [新設] (6) [平成31年4月 事前伺い] ナノ生命科学専攻（博士後期課程） [新設] (6) [平成31年4月 事前伺い]																														
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数																									
	法学研究科 法学・政治学専攻	講義 141 科目	演習 129 科目	実験・実習 4 科目	計 274 科目			30 単位																							
教員の組織概要	学部等の名称		専任教員等					兼任 教員等																							
			教授	准教授	講師	助教	計		助手																						
	新設	新学術創成研究科		人	人	人	人	人	人																						
		融合科学共同専攻（博士後期課程）		13 (13)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	22 (22)																					
		ナノ生命科学専攻（博士前期課程）		6 (6)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	23 (23)																					
		ナノ生命科学専攻（博士後期課程）		6 (6)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	11 (11)																					
		法学研究科																													
	法学・政治学専攻（修士課程）		11 (11)	10 (10)	4 (4)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	65 (65)																						
	計		30 (30)	19 (19)	4 (4)	4 (4)	57 (57)	0 (0)	— (—)																						
	既存	人間社会環境研究科																													
人文学専攻（博士前期課程）		27 (27)	20 (20)	1 (1)	1 (1)	49 (49)	0 (0)	30 (30)																							
経済学専攻（博士前期課程）		17 (17)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	8 (8)																							
地域創造学専攻（博士前期課程）		23 (23)	28 (28)	2 (2)	2 (2)	55 (55)	0 (0)	9 (9)																							
国際学専攻（博士前期課程）		15 (15)	13 (13)	1 (1)	1 (1)	30 (30)	0 (0)	6 (6)																							
人間社会環境学専攻（博士後期課程）		75 (75)	23 (23)	1 (1)	0 (0)	99 (99)	0 (0)	2 (2)																							

教 員 組 織 の 概 要	既	自然科学研究科								平成31年4月 研究科の専攻に係 る課程の変更届出 (予定) 平成31年4月 研究科名称変更届 出(予定)
		数物科学専攻(博士前期課程)	23 (23)	15 (15)	2 (2)	10 (10)	50 (50)	0 (0)	66 (66)	
		数物科学専攻(博士後期課程)	23 (23)	15 (15)	2 (2)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	2 (2)	
		物質化学専攻(博士前期課程)	13 (13)	17 (17)	0 (0)	12 (12)	42 (42)	0 (0)	78 (78)	
		物質化学専攻(博士後期課程)	14 (14)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	2 (2)	
		機械科学専攻(博士前期課程)	25 (25)	14 (14)	1 (1)	16 (16)	56 (56)	0 (0)	62 (62)	
		機械科学専攻(博士後期課程)	25 (25)	16 (16)	1 (1)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	2 (2)	
		電子情報科学専攻(博士前期課程)	17 (17)	17 (17)	3 (3)	6 (6)	43 (43)	0 (0)	54 (54)	
		電子情報科学専攻(博士後期課程)	18 (18)	18 (18)	3 (3)	0 (0)	39 (39)	0 (0)	3 (3)	
		環境デザイン学専攻(博士前期課程)	13 (13)	9 (9)	2 (2)	7 (7)	31 (31)	0 (0)	58 (58)	
		環境デザイン学専攻(博士後期課程)	14 (14)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	2 (2)	
		自然システム学専攻(博士前期課程)	22 (22)	20 (20)	1 (1)	17 (17)	60 (60)	0 (0)	62 (62)	
		自然システム学専攻(博士後期課程)	21 (21)	21 (21)	1 (1)	0 (0)	43 (43)	0 (0)	2 (2)	
		医薬保健学総合研究科								
		医科学専攻(修士課程)	45 (45)	38 (38)	9 (9)	1 (1)	93 (93)	0 (0)	7 (7)	
		医学専攻(博士課程)	37 (37)	27 (27)	24 (24)	0 (0)	88 (88)	0 (0)	5 (5)	
		薬学専攻(博士課程)	6 (6)	4 (6)	0 (0)	4 (4)	14 (14)	0 (0)	1 (1)	
		創薬科学専攻(博士前期課程)	12 (12)	20 (20)	0 (0)	17 (17)	49 (49)	0 (0)	1 (1)	
		創薬科学専攻(博士後期課程)	8 (8)	17 (17)	0 (0)	14 (14)	39 (39)	0 (0)	1 (1)	
		保健学専攻(博士前期課程)	31 (31)	20 (20)	0 (0)	22 (22)	73 (73)	0 (0)	17 (17)	
	保健学専攻(博士後期課程)	31 (31)	17 (17)	0 (0)	4 (4)	52 (52)	0 (0)	0 (0)		
	先進予防医学研究科									
	先進予防医学共同専攻(博士課程)	14 (14)	10 (10)	1 (1)	4 (4)	29 (29)	0 (0)	49 (49)		
	新学術創成研究科									
	融合科学共同専攻(博士前期課程)	14 (14)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	90 (90)		
	法学研究科									
	法務専攻(専門職学位課程)	7 (7)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	52 (52)		
	教職実践研究科									
	教職実践高度化専攻(専門職学位課程)	12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	17 (17)		
	計	609 (609)	451 (451)	57 (57)	141 (141)	1,258 (1,258)	0 (0)	— (—)		
	合計	639 (639)	470 (470)	61 (61)	145 (145)	1,315 (1,315)	0 (0)	— (—)		
教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	職 種		専 任		兼 任		計		大学全体	
	事 務 職 員		425 (425)		448 (448)		873 (873)			
	技 術 職 員		1,037 (1,037)		511 (511)		1,548 (1,548)			
	図 書 館 専 門 職 員		12 (12)		4 (4)		16 (16)			
	そ の 他 の 職 員		5 (5)		237 (237)		242 (242)			
計		1,479 (1,479)		1,200 (1,200)		2,679 (2,679)				

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
	校 舎 敷 地	731,780 m ²	0 m ²	0 m ²	731,780 m ²					
	運 動 場 用 地	103,704 m ²	0 m ²	0 m ²	103,704 m ²					
	小 計	835,484 m ²	0 m ²	0 m ²	835,484 m ²					
	そ の 他	1,805,514 m ²	0 m ²	0 m ²	1,805,514 m ²					
合 計	2,640,998 m ²	0 m ²	0 m ²	2,640,998 m ²						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
		283,269 m ² (283,269 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	283,269 m ² (283,269 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	133室	194室	910室	8室 (補助職員0人)	6室 (補助職員0人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		法学研究科 法学・政治学専攻		25 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	研究科単位で特定不能のため、 大学全体の数量		
	法学研究科 法学・政治学専攻	1,928,640 [682,093] (1,928,640 [682,093])	36,120 [14,378] (36,120 [14,378])	8,007 [6,773] (8,007 [6,773])	8,154 (8,154)	8,063 (8,063)	230 (230)			
	計	1,928,640 [682,093] (1,928,640 [682,093])	36,120 [14,378] (36,120 [14,378])	8,007 [6,773] (8,007 [6,773])	8,154 (8,154)	8,063 (8,063)	230 (230)			
図 書 館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数		大学全体			
		19,793 m ²		2,187	1,625,424					
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		6,295 m ²		可動屋根付プール (1,193m ²)		弓道場 (162m ²)				
経 費 積 立 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費による
		教員1人当り研究費等		—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	
		共同研究費等		—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	
		図書購入費	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	
	設備購入費	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			—							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		金沢大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地	
	人間社会学域	年	人	年次 人	人		倍		石川県金沢市角間町	
	人文学類	4	145	—	580	学士 (文学)	0.98	平成20年度		
	法学類	4	170	3年次 10人	700	学士 (法学)	0.96	平成20年度		
	経済学類	4	135	—	640	学士 (経済学)	0.97	平成20年度	平成30年度より入 学定員減 (△50)	
	学校教育学類	4	100	—	400	学士 (教育学)	1.02	平成20年度		
	地域創造学類	4	90	—	340	学士 (地域創造 学)	0.98	平成20年度	平成30年度より入 学定員増 (10)	
	国際学類	4	85	—	310	学士 (国際学)	1.01	平成20年度	平成30年度より入 学定員増 (15)	
	理工学域								石川県金沢市角間町	
数物科学類	4	84	3年次 5人	336	学士 (理学)	0.98	平成20年度			
物質化学類	4	81	3年次 4人	324	学士 (理学又は 工学)	0.98	平成20年度			
機械工学類	4	100	3年次 10人	200	学士 (工学)	0.88	平成30年度			
フロンティア工学類	4	110	3年次 5人	220	学士 (工学)	0.88	平成30年度			
電子情報通信学類	4	80	3年次 7人	160	学士 (工学)	0.88	平成30年度			
地球社会基盤学類	4	100	3年次 7人	200	学士 (理学又は 工学)	0.92	平成30年度			

既設大学等の状況	生命理工学類	4	59	3年次 2人	118	学士（理学又は工学）	0.85	平成30年度			
	機械工学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止	
	電子情報学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止	
	環境デザイン学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止	
	自然システム学類	4	—	—	—	学士（理学又は工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止	
	医薬保健学域										
	医学類	6	112	2年次 5人	697	学士（医学）	0.99	平成20年度	石川県金沢市宝町13-1		
	薬学類	6	35	—	210	学士（薬学）	1.01	平成20年度	石川県金沢市角間町		
	創薬科学類	4	40	—	160	学士（創薬科学）	1.01	平成20年度	石川県金沢市角間町		
	保健学類							平成20年度	石川県金沢市小立野5-11-80		
	看護学専攻	4	80	3年次 10人	340	学士（看護学）	1.01				
	放射線技術科学専攻	4	40	3年次 5人	170	学士（保健学）	1.00				
	検査技術科学専攻	4	40	3年次 5人	170	学士（保健学）	0.94				
	理学療法学専攻	4	20	3年次 5人	90	学士（保健学）	0.86				
	作業療法学専攻	4	20	3年次 5人	90	学士（保健学）	0.86				
	人間社会環境研究科										
	人文学専攻 （博士前期課程）	2	23	—	46	修士（文学又は学術）	0.86	平成24年度			
	法学・政治学専攻 （博士前期課程）	2	8	—	16	修士（法学又は政治学）	0.37	平成24年度			
	経済学専攻 （博士前期課程）	2	6	—	12	修士（経済学, 経営学又は学術）	1.16	平成24年度			平成30年度より入学定員減（△2）
	地域創造学専攻 （博士前期課程）	2	14	—	28	修士（地域創造学又は学術）	1.03	平成24年度			平成30年度より入学定員増（6）
	国際学専攻 （博士前期課程）	2	10	—	20	修士（国際学又は学術）	0.85	平成24年度			平成30年度より入学定員増（2）
	人間社会環境学専攻 （博士後期課程）	3	12	—	36	博士（社会環境学, 文学, 法学, 政治学, 経済学又は学術）	1.22	平成18年度			
	自然科学研究科										
	数物科学専攻 （博士前期課程）	2	56	—	112	修士（理学又は学術）	0.93	平成24年度			
	（博士後期課程）	3	15	—	45	博士（理学又は学術）	0.62	平成16年度			
	物質化学専攻 （博士前期課程）	2	57	—	114	修士（理学, 工学又は学術）	1.14	平成24年度			
	（博士後期課程）	3	14	—	42	博士（理学, 工学又は学術）	0.45	平成26年度			
機械科学専攻 （博士前期課程）	2	90	—	180	修士（工学又は学術）	1.08	平成24年度				
（博士後期課程）	3	25	—	75	博士（工学又は学術）	0.56	平成26年度				

既設大学等の状況	電子情報科学専攻 (博士前期課程)	2	67	—	134	修士(工学又は学術)	1.08	平成24年度		
	(博士後期課程)	3	18	—	54	博士(工学又は学術)	0.53	平成16年度		
	環境デザイン学専攻 (博士前期課程)	2	40	—	80	修士(工学又は学術)	1.16	平成24年度		
	(博士後期課程)	3	10	—	30	博士(工学又は学術)	1.03	平成26年度		
	自然システム学専攻 (博士前期課程)	2	67	—	134	修士(理学, 工学又は学術)	1.04	平成24年度		
	(博士後期課程)	3	21	—	63	博士(理学, 工学又は学術)	0.52	平成26年度		
	システム創成科学専攻 (博士後期課程)	3	—	—	—	博士(工学又は学術)	—	平成16年度		平成26年度より学生募集停止
	物質科学専攻 (博士後期課程)	3	—	—	—	博士(理学, 工学又は学術)	—	平成16年度		平成26年度より学生募集停止
	環境科学専攻 (博士後期課程)	3	—	—	—	博士(理学, 工学又は学術)	—	平成16年度		平成26年度より学生募集停止
	医薬保健学総合研究科									
	医科学専攻 (修士課程)	2	15	—	30	修士(医科学)	1.06	平成24年度	石川県金沢市宝町13-1	
	医学専攻 (博士課程)	4	64	—	256	博士(医学)	0.99	平成28年度	石川県金沢市宝町13-1	
	薬学専攻 (博士課程)	4	4	—	16	博士(薬学又は学術)	0.87	平成24年度	石川県金沢市角間町	
	創薬科学専攻 (博士前期課程)	2	38	—	76	修士(創薬科学)	1.11	平成24年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	11	—	33	博士(創薬科学又は学術)	0.75	平成24年度		
	保健学専攻 (博士前期課程)	2	70	—	140	修士(保健学)	0.78	平成24年度	石川県金沢市小立野5-11-80	
	(博士後期課程)	3	25	—	75	博士(保健学)	1.10	平成24年度		
	脳医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度	石川県金沢市宝町13-1	平成26年度より学生募集停止
	がん医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度	石川県金沢市宝町13-1	平成26年度より学生募集停止
	循環医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度	石川県金沢市宝町13-1	平成26年度より学生募集停止
	環境医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度	石川県金沢市宝町13-1	平成26年度より学生募集停止
	医学系研究科									
	脳医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成13年度	石川県金沢市宝町13-1	平成24年度より学生募集停止
	がん医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成13年度	石川県金沢市宝町13-1	平成24年度より学生募集停止
	循環医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学, 薬学又は学術)	—	平成13年度	石川県金沢市宝町13-1	平成24年度より学生募集停止
	環境医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成13年度	石川県金沢市宝町13-1	平成24年度より学生募集停止
	保健学専攻 (博士後期課程)	3	—	—	—	博士(保健学)	—	平成14年度	石川県金沢市小立野5-11-80	平成24年度より学生募集停止

既設大学等の状況	先進予防医学研究科 先進予防医学共同専攻 (博士課程)	4	12	—	48	博士(医学)	1.03	平成28年度	石川県金沢市宝町13-1
	新学術創成研究科 融合科学共同専攻 (修士課程)	2	14	—	28	修士(融合科学)	1.03	平成30年度	石川県金沢市角間町
	法務研究科 法務専攻 (専門職学位課程)	3	15	—	45	法務博士(専門職)	0.57	平成16年度	石川県金沢市角間町
	教職実践研究科 教職実践高度化専攻 (専門職学位課程)	2	15	—	30	教職修士(専門職)	0.99	平成28年度	石川県金沢市角間町
附属施設の概要	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属幼稚園 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、幼稚園教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地3,717㎡ 建物925㎡</p> <p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、小学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地24,757㎡ 建物7,545㎡</p> <p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、中学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地26,470㎡ 建物7,524㎡</p> <p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、高等普通教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、本学学生で高等学校教員となることを志望するものに教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地24,932㎡ 建物6,273㎡</p> <p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、特別支援学校の教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市東兼六町2-10 設置年月：昭和39年4月 規模等：土地10,517㎡ 建物4,813㎡</p> <p>名称：金沢大学附属病院 目的：医学の教育、研究及び診療を行う。 所在地：石川県金沢市宝町13-1 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地68,957㎡ 建物89,936㎡</p> <p>名称：金沢大学附属図書館 目的：教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、主として金沢大学の教職員及び学生の利用に供するとともに、一般利用者にも必要な学術情報を提供する。 所在地：石川県金沢市角間町(中央図書館及び自然科学系図書館) 石川県金沢市宝町13-1(医学図書館) 石川県金沢市小立野5-11-80(保健学類図書館) 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地12,302㎡ 建物19,793㎡</p>								

<p>附属施設の概要</p>	<p>名称：金沢大学がん進展制御研究所 目的：全国共同利用・共同研究拠点として唯一のがん研究に特化した拠点としての活動を推進するとともに、大学院医薬保健学総合研究科大学院生の研究指導の協力を行う。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：昭和42年6月 規模等：土地3,353㎡ 建物5,035㎡</p> <p>名称：金沢大学医薬保健学域薬学類・創薬科学類附属薬用植物園 目的：薬学生教育の場として、生薬や薬用植物に対する知識を深めるため、薬用植物の観察、栽培、収穫などの実習を行う。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：昭和44年4月 規模等：土地21,766㎡ 建物150㎡</p>	
----------------	---	--

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

金沢大学 設置申請に係わる組織の移行表

平成31年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
金沢大学				金沢大学				
人間社会学域				人間社会学域				
人文学類	145	—	580	人文学類	145	—	580	
法学類	170	3年次10	700	法学類	170	3年次10	700	
経済学類	135	—	540	経済学類	135	—	540	
学校教育学類	100	—	400	学校教育学類	100	—	400	
地域創造学類	90	—	360	地域創造学類	90	—	360	
国際学類	85	—	340	国際学類	85	—	340	
理工学域				理工学域				
数物科学類	84	3年次5	346	数物科学類	84	3年次5	346	
物質化学類	81	3年次4	332	物質化学類	81	3年次4	332	
機械工学類	100	3年次10	420	機械工学類	100	3年次10	420	
フロンティア工学類	110	3年次5	450	フロンティア工学類	110	3年次5	450	
電子情報通信学類	80	3年次7	334	電子情報通信学類	80	3年次7	334	
地球社会基盤学類	100	3年次7	414	地球社会基盤学類	100	3年次7	414	
生命理工学類	59	3年次2	240	生命理工学類	59	3年次2	240	
医薬保健学域				医薬保健学域				
医学類	112	2年次5	637	医学類	100	2年次5	625	臨時定員増の期限がH31年度までのため (R2年度以降は未定)
薬学類	35	—	210	薬学類	35	—	210	
創薬科学類	40	—	160	創薬科学類	40	—	160	
保健学類	200	3年次30	860	保健学類	200	3年次30	860	
計	1,726	2年次5 3年次80	7,323	計	1,714	2年次5 3年次80	7,311	
人間社会環境研究科				人間社会環境研究科				
人文学専攻(M)	23	—	46	人文学専攻(M)	23	—	46	
法学・政治学専攻(M)	8	—	16	法学・政治学専攻(M)	0	—	0	令和2年4月学生募集停止
経済学専攻(M)	6	—	12	経済学専攻(M)	6	—	12	
地域創造学専攻(M)	14	—	28	地域創造学専攻(M)	14	—	28	
国際学専攻(M)	10	—	20	国際学専攻(M)	10	—	20	
人間社会環境学専攻(D)	12	—	36	人間社会環境学専攻(D)	12	—	36	
				法学研究科				「法務研究科」→「法学研究科」 事前伺い(名称変更(研究科))
				法学・政治学専攻(M)	8	—	16	研究科の専攻の設置(事前伺い)
				法務専攻(P)	15	—	45	
自然科学研究科				自然科学研究科				
数物科学専攻(M)	56	—	112	数物科学専攻(M)	56	—	112	
数物科学専攻(D)	15	—	45	数物科学専攻(D)	15	—	45	
物質化学専攻(M)	57	—	114	物質化学専攻(M)	57	—	114	
物質化学専攻(D)	14	—	42	物質化学専攻(D)	14	—	42	
機械科学専攻(M)	90	—	180	機械科学専攻(M)	90	—	180	
機械科学専攻(D)	25	—	75	機械科学専攻(D)	25	—	75	
電子情報科学専攻(M)	67	—	134	電子情報科学専攻(M)	67	—	134	
電子情報科学専攻(D)	18	—	54	電子情報科学専攻(D)	18	—	54	
環境デザイン学専攻(M)	40	—	80	環境デザイン学専攻(M)	40	—	80	
環境デザイン学専攻(D)	10	—	30	環境デザイン学専攻(D)	10	—	30	
自然システム学専攻(M)	67	—	134	自然システム学専攻(M)	67	—	134	
自然システム学専攻(D)	21	—	63	自然システム学専攻(D)	21	—	63	
医薬保健学総合研究科				医薬保健学総合研究科				
医科学専攻(M)	15	—	30	医科学専攻(M)	15	—	30	
医学専攻(D)	64	—	256	医学専攻(D)	64	—	256	
薬学専攻(D)	4	—	16	薬学専攻(D)	4	—	16	
創薬科学専攻(M)	38	—	76	創薬科学専攻(M)	38	—	76	
創薬科学専攻(D)	11	—	33	創薬科学専攻(D)	11	—	33	
保健学専攻(M)	70	—	140	保健学専攻(M)	70	—	140	
保健学専攻(D)	25	—	75	保健学専攻(D)	25	—	75	
新学術創成研究科				新学術創成研究科				
融合科学共同専攻(M)	14	—	28	融合科学共同専攻(M)	14	—	28	
				融合科学共同専攻(D)	14	—	42	専攻の課程の変更(事前伺い)(修一博)
				ナノ生命科学専攻(M)	6	—	12	研究科の専攻の設置(事前伺い)
				ナノ生命科学専攻(D)	6	—	18	
先進予防医学研究科				先進予防医学研究科				
先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	
法務研究科								「法務研究科」→「法学研究科」 事前伺い(名称変更(研究科))
法務専攻(P)	15	—	45					
教職実践研究科				教職実践研究科				
教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	
計	836	—	1,998	計	862	—	2,070	

教育課程等の概要																	
(大学院法学研究科法学・政治学専攻)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
基礎科目群	留学生向け	日本法入門	1①~②		2		○			6	6	1				オムニバス	
		日本法入門(英)	1③~④		2		○			1							
	大学院GS科目(1単位(研究者倫理)必修,その他2単位選択必修)	研究者倫理		1①	1			○								兼3	共同
		法学・政治学研究入門		1①		1		○			1	2					オムニバス・共同(一部)
		課題発見・解決論基礎		1②		1		○								兼5	オムニバス・共同(一部)
人間社会論文作成基礎			1④		1		○								兼4	オムニバス	
	先端地域創造講義		1③		1		○								兼8	オムニバス	
	国際学とグローバル化		1④		1		○								兼4	オムニバス	
小計(8科目)			-	1	9	0	-	-	5	9	1	0	0	兼23			
専門基礎科目群(4単位以上選択必修)	基礎法学	法理学特論I	1①		1		○			1							
		法理学特論II	1②		1		○			1							
		法理学特論III	1③		1		○			1							
		法理学特論IV	1④		1		○			1							
		日本法制史特論I	1①		1		○				1						
		日本法制史特論II	1②		1		○					1					
		日本法制史特論III	1③		1		○					1					
		日本法制史特論IV	1④		1		○					1					
		東洋法制史特論I	1①		1		○			1							
		東洋法制史特論II	1②		1		○			1							
		東洋法制史特論III	1③		1		○			1							
		東洋法制史特論IV	1④		1		○			1							
		外国法特論I	1①		1		○			1							
		外国法特論II	1②		1		○			1							
		外国法特論III	1③		1		○			1							
		外国法特論IV	1④		1		○			1							
	公法学・社会法学	憲法特論I	1①		1		○			1							
		憲法特論II	1②		1		○			1							
		憲法特論III	1③		1		○			1							
		憲法特論IV	1④		1		○			1							
		行政法特論I	1①		1		○				1						
		行政法特論II	1②		1		○				1						
		行政法特論III	1③		1		○				1						
		行政法特論IV	1④		1		○				1						
		税財政法特論I	1①		1		○				1						
		税財政法特論II	1②		1		○				1						
		税財政法特論III	1③		1		○				1						
		税財政法特論IV	1④		1		○				1						
		国際法特論I	1①		1		○			1							
		国際法特論II	1②		1		○			1							
		国際法特論III	1③		1		○			1							
		国際法特論IV	1④		1		○			1							
刑法特論I	1①		1		○			1									
刑法特論II	1②		1		○			1									
刑法特論III	1③		1		○			1									
刑法特論IV	1④		1		○			1									
刑事訴訟法特論I	1①		1		○				1								
刑事訴訟法特論II	1②		1		○				1								
刑事訴訟法特論III	1③		1		○				1								
刑事訴訟法特論IV	1④		1		○				1								
労働法特論I	1①		1		○				1								
労働法特論II	1②		1		○				1								
労働法特論III	1③		1		○				1								
労働法特論IV	1④		1		○				1								
社会保障法特論I	1①		1		○			1									
社会保障法特論II	1②		1		○			1									
社会保障法特論III	1③		1		○			1									
社会保障法特論IV	1④		1		○			1									

専門基礎科目群（4単位以上選択必修）	民事法学	民法A特論Ⅰ	1①		1		○			1										
		民法A特論Ⅱ	1②		1		○			1										
		民法A特論Ⅲ	1③		1		○			1										
		民法A特論Ⅳ	1④		1		○			1										
		民法B特論Ⅰ	1①		1		○												兼1	
		民法B特論Ⅱ	1②		1		○												兼1	
		民法B特論Ⅲ	1③		1		○												兼1	
		民法B特論Ⅳ	1④		1		○												兼1	
		民事訴訟法特論Ⅰ	1①		1		○					1								
		民事訴訟法特論Ⅱ	1②		1		○					1								
		民事訴訟法特論Ⅲ	1③		1		○					1								
		民事訴訟法特論Ⅳ	1④		1		○					1								
		商取引法特論Ⅰ	1①		1		○					1								
		商取引法特論Ⅱ	1②		1		○					1								
		商取引法特論Ⅲ	1③		1		○					1								
		商取引法特論Ⅳ	1④		1		○					1								
		会社法特論Ⅰ	1①		1		○						1							
		会社法特論Ⅱ	1②		1		○						1							
		会社法特論Ⅲ	1③		1		○						1							
		会社法特論Ⅳ	1④		1		○						1							
		経済法特論Ⅰ	1①		1		○					1								
		経済法特論Ⅱ	1②		1		○					1								
		経済法特論Ⅲ	1③		1		○					1								
		経済法特論Ⅳ	1④		1		○					1								
		国際私法特論Ⅰ	1①		1		○					1								
		国際私法特論Ⅱ	1②		1		○					1								
		国際取引法特論Ⅰ	1③		1		○					1								
		国際取引法特論Ⅱ	1④		1		○					1								
		知的財産法特論Ⅰ	1①		1		○				1									
		知的財産法特論Ⅱ	1②		1		○				1									
		知的財産法特論Ⅲ	1③		1		○				1									
		知的財産法特論Ⅳ	1④		1		○				1									
		政治学	公共政策論特論Ⅰ	1①		1		○				1								
			公共政策論特論Ⅱ	1②		1		○				1								
			公共政策論特論Ⅲ	1③		1		○				1								
			公共政策論特論Ⅳ	1④		1		○				1								
			政治社会学特論Ⅰ	1①		1		○					1							
			政治社会学特論Ⅱ	1②		1		○					1							
			政治社会学特論Ⅲ	1③		1		○					1							
			政治社会学特論Ⅳ	1④		1		○					1							
			政策過程論特論Ⅰ	1①		1		○						1						
			政策過程論特論Ⅱ	1②		1		○						1						
			政策過程論特論Ⅲ	1③		1		○						1						
			政策過程論特論Ⅳ	1④		1		○						1						
			計量政治学特論Ⅰ	1①		1		○				1								
			計量政治学特論Ⅱ	1②		1		○				1								
			計量政治学特論Ⅲ	1③		1		○				1								
計量政治学特論Ⅳ	1④			1		○				1										
政治思想史特論Ⅰ	1①			1		○				1										
政治思想史特論Ⅱ	1②			1		○				1										
政治思想史特論Ⅲ	1③			1		○				1										
政治思想史特論Ⅳ	1④			1		○				1										
政治コミュニケーション論特論Ⅰ	1①		1		○						1									
政治コミュニケーション論特論Ⅱ	1②		1		○						1									
政治コミュニケーション論特論Ⅲ	1③		1		○						1									
政治コミュニケーション論特論Ⅳ	1④		1		○						1									
小計（104科目）	-	0	104	0	-				11	10	4	0	0	0	0	0	0	兼1		
研究会科目 （研究コースは所属プログラムの研究会4単位必修、高度専門職コースは4単位選択必修）	研究会（基礎法学）Ⅰ	1③～④		2			○			3	1									
	研究会（基礎法学）Ⅱ	2①～②		2			○			3	1									
	研究会（公法学・社会法学）Ⅰ	1③～④		2			○			4	4									
	研究会（公法学・社会法学）Ⅱ	2①～②		2			○			4	4									
	研究会（民事法学）Ⅰ	1③～④		2			○			2	4	1								
	研究会（民事法学）Ⅱ	2①～②		2			○			2	4	1								
	研究会（政治学）Ⅰ	1③～④		2			○			2	1	3								
研究会（政治学）Ⅱ	2①～②		2			○			2	1	3									
小計（8科目）	-	0	16	0	-				11	10	4	0	0	0	0	0	0	0		

理論研究科目群（研究コースは4単位以上選択必修）	基礎法学	法理学演習Ⅰ	2①		1		○		1											
		法理学演習Ⅱ	2②		1		○		1											
		法理学演習Ⅲ	2③		1		○		1											
		法理学演習Ⅳ	2④		1		○		1											
		日本法制史演習Ⅰ	2①		1		○			1										
		日本法制史演習Ⅱ	2②		1		○				1									
		日本法制史演習Ⅲ	2③		1		○					1								
		日本法制史演習Ⅳ	2④		1		○						1							
		東洋法制史演習Ⅰ	2①		1		○			1										
		東洋法制史演習Ⅱ	2②		1		○			1										
		東洋法制史演習Ⅲ	2③		1		○			1										
		東洋法制史演習Ⅳ	2④		1		○			1										
		外国法演習Ⅰ	2①		1		○			1										
		外国法演習Ⅱ	2②		1		○			1										
		外国法演習Ⅲ	2③		1		○			1										
		外国法演習Ⅳ	2④		1		○			1										
	公法学・社会学	憲法演習Ⅰ	2①		1		○		1											
		憲法演習Ⅱ	2②		1		○		1											
		憲法演習Ⅲ	2③		1		○		1											
		憲法演習Ⅳ	2④		1		○		1											
		行政法演習Ⅰ	2①		1		○			1										
		行政法演習Ⅱ	2②		1		○				1									
		行政法演習Ⅲ	2③		1		○					1								
		行政法演習Ⅳ	2④		1		○						1							
		税財政法演習Ⅰ	2①		1		○				1									
		税財政法演習Ⅱ	2②		1		○					1								
		税財政法演習Ⅲ	2③		1		○						1							
		税財政法演習Ⅳ	2④		1		○							1						
		国際法演習Ⅰ	2①		1		○			1										
		国際法演習Ⅱ	2②		1		○			1										
		国際法演習Ⅲ	2③		1		○			1										
		国際法演習Ⅳ	2④		1		○			1										
		刑法演習Ⅰ	2①		1		○			1										
		刑法演習Ⅱ	2②		1		○			1										
		刑法演習Ⅲ	2③		1		○			1										
		刑法演習Ⅳ	2④		1		○			1										
		刑事訴訟法演習Ⅰ	2①		1		○				1									
		刑事訴訟法演習Ⅱ	2②		1		○					1								
		刑事訴訟法演習Ⅲ	2③		1		○						1							
		刑事訴訟法演習Ⅳ	2④		1		○							1						
		労働法演習Ⅰ	2①		1		○				1									
		労働法演習Ⅱ	2②		1		○					1								
		労働法演習Ⅲ	2③		1		○						1							
		労働法演習Ⅳ	2④		1		○							1						
		社会保障法演習Ⅰ	2①		1		○			1										
		社会保障法演習Ⅱ	2②		1		○			1										
社会保障法演習Ⅲ		2③		1		○			1											
社会保障法演習Ⅳ		2④		1		○			1											
民事法学	民法A演習Ⅰ	2①		1		○		1												
	民法A演習Ⅱ	2②		1		○		1												
	民法A演習Ⅲ	2③		1		○		1												
	民法A演習Ⅳ	2④		1		○		1												
	民法B演習Ⅰ	2①		1		○											兼1			
	民法B演習Ⅱ	2②		1		○											兼1			
	民法B演習Ⅲ	2③		1		○											兼1			
	民法B演習Ⅳ	2④		1		○											兼1			
	民事訴訟法演習Ⅰ	2①		1		○				1										
	民事訴訟法演習Ⅱ	2②		1		○					1									
	民事訴訟法演習Ⅲ	2③		1		○						1								
	民事訴訟法演習Ⅳ	2④		1		○							1							
	商取引法演習Ⅰ	2①		1		○				1										
	商取引法演習Ⅱ	2②		1		○					1									
	商取引法演習Ⅲ	2③		1		○						1								
	商取引法演習Ⅳ	2④		1		○							1							
	会社法演習Ⅰ	2①		1		○								1						
	会社法演習Ⅱ	2②		1		○									1					
会社法演習Ⅲ	2③		1		○										1					
会社法演習Ⅳ	2④		1		○											1				

理論研究科目群（研究コースは4単位以上選択必修）	民法学	経済法演習Ⅰ	2①	1	○	1														
		経済法演習Ⅱ	2②	1	○	1														
		経済法演習Ⅲ	2③	1	○	1														
		経済法演習Ⅳ	2④	1	○	1														
		国際私法演習Ⅰ	2①	1	○	1														
		国際私法演習Ⅱ	2②	1	○	1														
		国際取引法演習Ⅰ	2③	1	○	1														
		国際取引法演習Ⅱ	2④	1	○	1														
		知的財産法演習Ⅰ	2①	1	○	1			1											
		知的財産法演習Ⅱ	2②	1	○	1			1											
		知的財産法演習Ⅲ	2③	1	○	1			1											
		知的財産法演習Ⅳ	2④	1	○	1			1											
	政治学	公共政策論演習Ⅰ	2①	1	○	1			1											
		公共政策論演習Ⅱ	2②	1	○	1			1											
		公共政策論演習Ⅲ	2③	1	○	1			1											
		公共政策論演習Ⅳ	2④	1	○	1			1											
		政治社会学演習Ⅰ	2①	1	○	1					1									
		政治社会学演習Ⅱ	2②	1	○	1					1									
		政治社会学演習Ⅲ	2③	1	○	1					1									
		政治社会学演習Ⅳ	2④	1	○	1					1									
		政策過程論演習Ⅰ	2①	1	○	1					1									
		政策過程論演習Ⅱ	2②	1	○	1					1									
		政策過程論演習Ⅲ	2③	1	○	1					1									
		政策過程論演習Ⅳ	2④	1	○	1					1									
計量政治学演習Ⅰ	2①	1	○	1			1													
計量政治学演習Ⅱ	2②	1	○	1			1													
計量政治学演習Ⅲ	2③	1	○	1			1													
計量政治学演習Ⅳ	2④	1	○	1			1													
政治思想史演習Ⅰ	2①	1	○	1			1													
政治思想史演習Ⅱ	2②	1	○	1			1													
政治思想史演習Ⅲ	2③	1	○	1			1													
政治思想史演習Ⅳ	2④	1	○	1			1													
政治コミュニケーション論演習Ⅰ	2①	1	○	1						1										
政治コミュニケーション論演習Ⅱ	2②	1	○	1						1										
政治コミュニケーション論演習Ⅲ	2③	1	○	1						1										
政治コミュニケーション論演習Ⅳ	2④	1	○	1						1										
小計（104科目）			-	0	104	0	-		11	10	4	0	0	0		兼1				
研究科共通科目群（高度専門職コースは2単位以上選択必修）	基礎法学・隣接科目群	法理学	1③-④・2③-④	2	○	1		1												
		日本法制史	1③-④・2③-④	2	○	1		1												
		東洋法制史	1①・2①	2	○	1		1												
		英米法	1③・2③	2	○	1		1												
		刑事政策	1①-②・2①-②	2	○	1												兼1		
		政治学	1③-④・2③-④	2	○	1		1												
		選挙管理法制	1③・2③	1	○	1												兼1		
		危機管理・復興法制	1②-③・2②-③	2	○	1												兼1		
		政策法務	1④・2④	1	○	1												兼1		
		展開・先端科目群	租税法Ⅰ	1③-④・2③-④	2	○	1												兼1	
	租税法Ⅱ		1①-②・2①-②	2	○	1												兼1		
	国際法		1③-④・2③-④	2	○	1		1										兼2	オムニバス	
	消費者法		1①-②・2①-②	2	○	1				1								兼3	オムニバス	
	医事法		1①-②・2①-②	2	○	1												兼15	オムニバス	
	紛争とその法的解決Ⅰ		1①-②・2①-②	2	○	1												兼14	オムニバス	
	紛争とその法的解決Ⅱ		1③-④・2③-④	2	○	1												兼1		
	民事保全・執行法		1③-④・2③-④	2	○	1												兼1		
	倒産法Ⅰ		1①-②・2①-②	2	○	1												兼1		
	倒産法Ⅱ		1③-④・2③-④	2	○	1												兼1		
	社会保障法		1①-②・2①-②	2	○	1		1										兼1		
	労働法Ⅰ		1①-②・2①-②	2	○	1												兼1		
	労働法Ⅱ		1③-④・2③-④	2	○	1												兼1		
	経済法		1①-②・2①-②	2	○	1					1									
	国際私法	1①-②・2①-②	2	○	1					1										
国際取引法	1①-②・2①-②	2	○	1												兼1	集中			
知的財産法	1③-④・2③-④	2	○	1												兼2	オムニバス・ 共同（一部）			
法医学	1③-④・2③-④	2	○	1												兼1				
交渉学	1①・2①	2	○	1			1													
ビジネス法務	1①-②・2①-②	2	○	1												兼1				
法律外国語研修	1③～④	2		1			1													
インターンシップ	1①-②・2①-②	1		1			1									兼1				
法教育実習	1①-②・2①-②	1		1			1									兼1				
小計（32科目）			-	0	60	0	-	6	4	0	0	0	0		兼41					

専（研究 職コ ー ス は 論 文 指 導 I ～ VIII の 8 単 位 必 修 、 I ～ 高度 VI 度	論文指導（法学）I	1①	1		○	9	9	1					
	論文指導（法学）II	1②	1		○	9	9	1					
	論文指導（法学）III	1③	1		○	9	9	1					
	論文指導（法学）IV	1④	1		○	9	9	1					
	論文指導（法学）V	2①	1		○	9	9	1					
	論文指導（法学）VI	2②	1		○	9	9	1					
	論文指導（法学）VII	2③	1		○	9	9	1					
	論文指導（法学）VIII	2④	1		○	9	9	1					
	論文指導（政治学）I	1①	1		○	2	1	3					
	論文指導（政治学）II	1②	1		○	2	1	3					
	論文指導（政治学）III	1③	1		○	2	1	3					
	論文指導（政治学）IV	1④	1		○	2	1	3					
	論文指導（政治学）V	2①	1		○	2	1	3					
	論文指導（政治学）VI	2②	1		○	2	1	3					
	論文指導（政治学）VII	2③	1		○	2	1	3					
	論文指導（政治学）VIII	2④	1		○	2	1	3					
	プロジェクト研究	1③～④・2③～④	2		○	11	10	4					
	インターンシップII	1①～②・2①～②	1		○	1							
小計（18科目）	-	0	19	0	-	11	10	4	0	0	0		
合計（274科目）	-	1	312	0	-	11	10	4	0	0	兼65	-	
学位又は称号	修士（法学，政治学）	学位又は学科の分野		法学関係									
卒業要件及び履修方法						授業期間等							
<p>研究コース：2年以上在学し，大学院G S科目3単位（必修科目1単位，選択必修科目2単位），所属プログラムの専門基礎科目群から4単位以上，所属プログラムの研究会科目4単位，所属プログラムの理論研究科目群から4単位以上，研究指導科目8単位（論文指導I～VIII）を含む合計30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>高度専門職コース：2年以上在学し，大学院G S科目3単位（必修科目1単位，選択必修科目2単位），専門基礎科目群から4単位以上，研究会科目から4単位，研究科共通科目群から2単位以上，研究指導科目8単位（論文指導I～VIII又は論文指導I～VI及びプロジェクト研究）を含む合計30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文及び最終試験に合格すること。</p> <p>ただし，いずれのコースにおいても，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りる。</p>						1学年の学期区分		4学期					
						1学期の授業期間		8週					
						1時限の授業時間		90分					

授 業 科 目 の 概 要				
(大学院法学研究科 法学・政治学専攻)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
基盤科目群	留学生向け	<p>日本法の基礎を学ぶ。入門編の授業として、法体系の全体像、基本理念、基本原則、裁判制度をはじめとする法制度全体を把握し、法に関する基本原則を理解するとともに、それぞれの法分野の基礎知識を学ぶことを目標とする。授業の各回は、法の体系に基づき、公法と私法の大枠の下、憲法、刑法、民法など、それぞれの法分野を専門とする教員が担当するオムニバス形式で行われる。授業は日本語で行われる。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(2) 石田 道彦/1回) 社会保障法</p> <p>(3) 稲角 光恵/2回) ガイダンス及び日本の人権問題</p> <p>(4) 大友 信秀/2回) 民法法ガイダンス及び知的財産法</p> <p>(6) 合田 篤子/1回) 民法</p> <p>(7) 永井 善之/1回) 刑法</p> <p>(11) 山崎 友也/1回) 日本の統治機構の諸問題</p> <p>(13) 長内 祐樹/1回) 行政法</p> <p>(15) 羽賀 由利子/1回) 国際私法</p> <p>(17) 平川 英子/1回) 税財政法</p> <p>(18) 福本 知行/1回) 民事手続法</p> <p>(19) 洪 淳康/1回) 経済法</p> <p>(21) 村上 裕/1回) 商法①</p> <p>(25) 臨田 将典/1回) 商法②</p>	オムニバス方式	
		日本法入門 (英)	<p>(英文) The course is designed to give students a basic idea on the legal system of Japan. Students will learn basic legal words and the famous cases on both private and the public laws. A variety of information on both the private and the public laws including basic principles and the legal procedures will give a hint to understand the legal system of Japan.</p> <p>(和訳) 日本における法体系の基本理念を学ぶ。履修者は私法、公法両方の分野における基本的な単語や著名判例を学ぶ。基本原則や裁判手続きを含む私法・公法のさまざまな情報は、日本における法体系を理解するために有益となる。</p>	
		研究者倫理	<p>社会で信頼される研究を遂行するため、研究者は分野を問わず、研究倫理を守ることが求められる。また、科学そのものにも社会的責任を果たすことが求められるようになっていく。研究者に求められる「研究倫理」とはどのようなものか。本授業では、研究に従事する者に求められる倫理、規範意識、科学の社会的責任について取り扱う。</p> <p>(3) 稲角 光恵・30 小島 治幸) 本科目におけるコーディネート及び成績評価を行う。</p> <p>(38) 新田 哲夫) 総合議論・発表における補助・助言を行う。</p> <p>(47) 黒川 英徳) 研究倫理に係る講義を行う。</p>	共同
	大学院GS科目(1単位(研究者倫理)必修、その他2単位選択必修)	<p>法学・政治学研究入門</p> <p>(概要) 課題を発見し、革新的なアイデアを提示するためには、できるだけ多くの良質な情報を収集することが必要である。法学研究における情報としては、法令や判例などの一次資料や、一次資料に関する判例評釈や論文などの二次資料がある。政治学研究における情報としては、各種白書や統計資料、議会や審議会の議事録、新聞記事、研究者の研究論文など、主に文字資料が中心となるが、政治家をはじめとする当事者に対するインタビュー、議会での発言なども含まれる。また、収集した情報に基づき研究を進め、研究論文を執筆する際には、他者の研究業績を尊重する倫理的態度が不可欠であるが、そのためには各研究分野で通用する引用方法に従う必要がある。以上を踏まえ、本授業では情報収集能力や研究業績の出典表示方法を修得することを通じて、グローバル社会に貢献できる研究論文を執筆する能力の修得を目指す。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(1) 足立 英彦/3回) この授業の概要について説明する。 英語圏及びドイツ語圏の法令、判例、研究論文等の情報収集方法及び出典の表示方法について学ぶ。</p> <p>(14) 木村 高宏/2回) 政治学に関する情報の収集方法及び出典の表示方法について学ぶ。</p> <p>(20) 丸本 由美子/2回) 日本の法令、判例、研究論文等の情報収集方法及び出典の表示方法について学ぶ。</p> <p>(1) 足立 英彦・14 木村 高宏・20 丸本 由美子/1回) (共同) 金沢地方裁判所での裁判傍聴または金沢市議会等の地元自治体の議会傍聴を行う。</p>	オムニバス方式・共同(一部)	

基盤科目群	大学院G S科目 (1 単位 (研 究者倫 理) 必 修, その 他2単位選 択必修)	課題発見・解決論基礎	<p>(概要) 新しい課題の発見や困難な課題の解決に取り組む力を身につける。そのために必要な方法や資料・情報等の利用法を演習形式で学び、互いに提案・検討し合う過程で自身の研究を推進する能力を鍛える。研究の過程に対応するテーマを各回設定し、授業担当者がそれについて研究例をあげながら解説した後に、学生が自らの研究課題について共同討議して課題の解決方法を探る。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(30 小島 治幸/3回) 新しい課題の発見と解決のために/研究の過去と現在を知る/論文を書くことで発見・解決を深める</p> <p>(34 阪上 るり子/1回) 異分野からの発想を活用する</p> <p>(40 平瀬 直樹/1回) 研究史を踏まえて未来の課題を探る</p> <p>(42 森 雅秀/1回) 課題解決のための文献・情報の収集</p> <p>(49 小林 大祐/1回) 課題解決のための調査・実験の実施</p> <p>(30 小島 治幸・34 阪上 るり子・40 平瀬 直樹・42 森 雅秀・49 小林 大祐/1回) (共同) 研究成果の発表と討論についての基礎知識を学んだのち、学生全員が自らの研究計画とその概要について発表する。</p>	オムニバス方式・ 共同 (一部)
		人間社会論文作成基礎	<p>(概要) 論文を執筆する上で基礎作業となる先行研究の検索、図表の作成、参考文献の列挙、データ収集・分析などに関する方法を講義・実習形式で修得する。 一連の講義・実習を通じて、研究が深化・発展していく過程を具体的に把握することにより、「実践力」や「課題に取り組む力」を向上させる。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(29 加藤 峰弘/1回) 「論文の執筆手順」に関する講義</p> <p>(31 小林 信介/3回) 「先行研究の整理と引用方法」に関する講義・実習及び講義・実習を踏まえた「総合実習」</p> <p>(33 寒河江 雅彦/2回) 「データ分析手法と表現方法」に関する講義・実習</p> <p>(50 佐藤 秀樹/2回) 「文献検索方法」に関する講義・実習</p>	オムニバス方式
		先端地域創造講義	<p>(概要) 人間社会環境研究科地域創造学専攻を担当する教員の多様な学問領域の先端的な研究内容について学ぶことで、地域創造学の全体像を把握し、各自の研究に取り組む「実践力」や「課題に取り組む力」を育成する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(26 岩田 英樹/1回) 健康教育学の研究動向</p> <p>(27 大村 雅章/1回) 美術修復・保存の研究動向</p> <p>(28 尾島 恭子/1回) 家政・生活関連学の研究動向</p> <p>(32 小林 宏明/1回) 特別支援教育の研究動向</p> <p>(43 森山 治/1回) 社会福祉学の研究動向</p> <p>(44 浅川 淳司/1回) 発達心理学の研究動向</p> <p>(51 田村 うらら/1回) 文化資源学の研究動向</p> <p>(53 芝口 翼/1回) スポーツ科学の研究動向</p>	オムニバス方式
		国際学とグローバリゼーション	<p>(概要) 人類が直面するグローバルな課題に果敢に挑戦するには、高度な専門知識と、強固なグローバルマインドが必要である。本科目においては、現在におけるグローバルな課題についての認識を深めたいうえで、各自の専門分野におけるそうした課題へのアプローチの仕方を知り、また各自の研究テーマにそれを引き付け、グローバル課題を考察する能力を涵養する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(36 志村 恵/2回) ヨーロッパ地域研究の視点から、中国の旧ドイツ租借地の文化活動に対する研究を紹介し、さらには学生の発表 (2名) に基づき同じくグローバル化の観点から議論する。</p> <p>(45 ABE DAVID KIYOSHI/2回) 文化人類学からの視点から、日本研究の実例をグローバル化の観点で紹介し、さらには学生の発表 (2名) に基づき同じくグローバル化の観点から議論する。</p> <p>(46 加藤 篤行/2回) 経済学の視点から、東アジアの生産ネットワークに関する研究を紹介し、さらには学生の発表 (2名) に基づき同じくグローバル化の観点から議論する。</p> <p>(48 古泉 達矢/2回) 中国圏地域研究の視点から、香港におけるアヘン政策に関する研究を紹介し、さらには学生の発表 (2名) に基づき同じくグローバル化の観点から議論する。</p>	オムニバス方式
専門基礎 科目群 (4 単位以上 選択必 修)	基礎法学	法理学特論 I	<p>法理学の基礎的な知識の修得を目標とする。とくに法の一般理論 (法概念論) に関する主要な論点について、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を理解することに重点を置く。法の一般理論は「法とは何か」という問いに取り組む法理学の最も中心的な部分を占めるため、法理学の学習・研究をする者にとって非常に重要な分野である。なお、この分野の理解のためには古典論理の知識が不可欠であり、その基礎的な部分についても学習する。</p>	
		法理学特論 II	<p>法理学特論 I での学習を前提として、ひきつづき法理学の基礎的な知識の修得を目標とする。とくに法の一般理論 (法概念論) に関する主要な論点について、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を理解することに重点を置く。法と正義または道徳の関係の有無についても検討する。なお、この分野の理解のためには様相論理の知識が不可欠であるため、その基礎的な部分についても学習する。</p>	

専門基礎 科目群 (4 単位以上 選択必 修)	基礎法学	法理学特論Ⅲ	法理学特論Ⅰ及び法理学特論Ⅱでの学習を前提として、とくに法律学方法論(制定法や判例などの法源から事案に適用可能な法規範をどのように導き出すべきなのかを扱う分野、法解釈方法論ともいう)に関する主要な論点について、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を理解することに重点を置く。法の欠陥の補充方法(類推推論、反対推論など)もこの授業の範囲となる。	
		法理学特論Ⅳ	狭義の法理学は法理学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで学ぶ法の一般理論と法律学方法論で構成されるが、広義の法理学には正義論も含まれる。法と正義、または道徳の間に必然的な関係があることを認める非法実証主義の立場をとるならば、「法とは何か」という問いに取り組むためには、「正義とは何か」という問いに取り組むことも必要となるからである。この授業では正義論のそれぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を理解することに重点を置く。	
		日本法制史特論Ⅰ	近世日本の法制史料の読み解き方を理解し、史料の内容に関連する研究史について知見を深める。特に、幕府の基本法である公事方御定書を基本に、刑事法的内容を備える幕府法の内容とその運用実態に焦点を当て、文献講読を行う。条文の文面的な理解に加え、それを史家がいかに整理し、理解してきたかという研究史についても目配りする。	
		日本法制史特論Ⅱ	近世日本の法制史料の読み解き方を理解し、史料の内容に関連する研究史について知見を深める。幕府の基本法である公事方御定書を基本に、刑事法的内容を備える幕府法の内容とその運用実態に焦点を当て、文献講読を行う。公事方御定書成立前後の裁判例を収集・編集した事例集についても解説し、条文の文面的な理解に加え、より実体に即した理解を深める。	
		日本法制史特論Ⅲ	近世日本の法制史料の読み解き方を理解し、史料の内容に関連する研究史について知見を深める。加賀藩の刑事法制に関する文献を素材に、幕府法と藩法の共通点・相違点を意識し、近世日本法の多様性を理解する。幕府法とそれに準拠した裁判例およびそれらに対する史家の理論に関する知識を元に、具体的かつ立体的な理解を構築することと並行し、近世文書の読み方により習熟することを目的とする。	
		日本法制史特論Ⅳ	近世の崩し字の読み方について、近世日本の法制史料を素材に講義する。公事方御定書のような、翻刻本と崩し字の写本がともに流通している文献を中心に、藩法や地方文書も取り上げる。後者の例は、加賀藩の法令等を収集・編集した「金沢藩法令及領内記録」などである。近世文書の読み方とともに、法制に関するより深い理解の構築を目指す。	
		東洋法制史特論Ⅰ	唐律の基本構造に関する講義を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業においては、前近代中国法を代表する法典であり、それ以後の歴代王朝や当時の周辺諸国に多大な影響を与えた「唐律」について、唐律成立までの歴史的過程や唐律の刑罰体系、重要な法原則に関する講義を行い、前近代中国法の法概念の基礎を学ぶ。具体的には、「唐代法制度の基本構造」「唐代法制度成立までの歴史的過程」「唐代刑罰体系の概要」等のテーマを取り上げて講義を行う。	
		東洋法制史特論Ⅱ	唐律の基本構造に関する講義を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業においては、前近代中国法を代表する法典であり、それ以後の歴代王朝や当時の周辺諸国に多大な影響を与えた「唐律」における特徴的な制度、具体的には「官人に対する懲戒処分について」「留養条について」「老人・年少者・障害者に対する優遇措置について」「共犯処罰について」「親属相隠と干名犯義について」「疑罪と罪責追求制度について」等のテーマで講義を行う。	
		東洋法制史特論Ⅲ	清律の基本構造に関する講義を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業においては、清代の刑法典である清律を対象として、清代の法制度の概要を紹介するとともに、唐代以降の前近代中国法がどのように変容していったか、その変遷過程を学習する。具体的には、「清代法制度の基本構造」「清代法制度成立までの歴史的過程」「清代刑罰体系の概要」「清律の留養制度」「清律の自首制度」等のテーマについて講義を行う。	
		東洋法制史特論Ⅳ	清律の基本構造に関する講義を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業においては、清代の刑法典である清律を対象として、清律において特徴的な条文を取り上げて解説し、清代法制度の基本構造について学習する。具体的には、「清律における正当防衛」「清律における六殺(謀殺・故殺・闖殺・戲殺・誤殺・過失殺)」「清代裁判制度」等のテーマを取り上げて講義を行う。	
		外国法特論Ⅰ	英米法、とりわけアメリカ法の概要を理解し、また、アメリカ憲法上の諸問題について理解し、それらの問題について、英文で書かれた原判決や論文を素材として議論を深める。受講生の関心にそって、あるいは教員が例示したテーマにそって、受講生が問題の概要についてリサーチしたのち、特定の問題をとりあげ、さらに深く、英語で書かれた論文や判決を素材として、議論/検討する。	
		外国法特論Ⅱ	英米法、とりわけアメリカ法の概要を理解し、司法制度、連邦制度、選挙制度、表現の自由に関する問題について理解し、それらの問題について、英文で書かれた原判決や論文を素材として議論を深める。受講生の関心にそって、あるいは教員が例示したテーマにそって、受講生が問題の概要についてリサーチしたのち、特定の問題をとりあげ、さらに深く、英語で書かれた論文や判決を素材として、議論/検討する。	
		外国法特論Ⅲ	英米法、とりわけアメリカ法の概要を理解し、また、アメリカ民事訴訟法の諸問題、とりわけ、裁判官轄権、証拠開示制度に関する問題について理解し、それらの問題について、英文で書かれた原判決や論文を素材として議論を深める。受講生の関心にそって、あるいは教員が例示したテーマにそって、受講生が問題の概要についてリサーチしたのち、特定の問題をとりあげ、さらに深く、英語で書かれた論文や判決を素材として、議論/検討する。	
		外国法特論Ⅳ	英米法、とりわけアメリカ法の概要を理解し、また、アメリカ民事訴訟法の諸問題、とりわけ、民事陪審裁判制度に関する問題について理解し、それらの問題について、英文で書かれた原判決や論文を素材として議論を深める。受講生の関心にそって、あるいは教員が例示したテーマにそって、受講生が問題の概要についてリサーチしたのち、特定の問題をとりあげ、さらに深く、英語で書かれた論文や判決を素材として、議論/検討する。	
公法学・ 社会学	憲法特論Ⅰ	主に日本における憲法上の権利(基本権)の実現状況を正確に把握したうえで、基本権保障の実態の成果と限界を客観的に評価するための視座を獲得することを目指す。代表的な数種類の概説書と最高裁判例とを教材にして、教員が判例及び学説の現状を客観的に整理・分析した後、受講生との討論を通じて、基本権の意義及び限界について考察を加える。適宜、欧米立憲主義諸国の基本権の実現状況を日本のそれと比較検討する機会も設ける。講義をベースに受講生との質疑応答を付加するスタイルを取る。この特論では、人権総論から、学問の自由まで取り扱う。		
	憲法特論Ⅱ	主に日本における憲法上の権利(基本権)の実現状況を正確に把握したうえで、基本権保障の実態の成果と限界を客観的に評価するための視座を獲得することを目指す。代表的な数種類の概説書と最高裁判例とを教材にして、教員が判例及び学説の現状を客観的に整理・分析した後、受講生との討論を通じて、基本権の意義及び限界について考察を加える。適宜、欧米立憲主義諸国の基本権の実現状況を日本のそれと比較検討する機会も設ける。講義をベースに受講生との質疑応答を付加するスタイルを取る。この特論では、表現の自由から、刑事手続上の人権まで取り扱う。		
	憲法特論Ⅲ	憲法総論・統治機構に関する判例・学説を整理・分析し、その意義・限界を正確に評価するための視座を獲得することを目指す。標準的な憲法概説書を複数教材にしたうえで、憲法総論・統治機構に関する判例・学説の意義・問題点を客観的に講義する。欧米諸国の判例・学説との比較検討もふんだんに盛り込む。講義形式をベースにするが、適宜受講生との質疑応答の時間を設ける。この特論では、憲法概念から、国会までを取り扱う。		

専門基礎 科目群 (4 単位以上 選択必 修)	公法学・ 社会学法	憲法特論Ⅳ	憲法総論・統治機構に関する判例・学説を整理・分析し、その意義・限界を正確に評価するための視座を獲得することを目指す。標準的な憲法概説書を複数教材にしたうえで、憲法総論・統治機構に関する判例・学説の意義・問題点を客観的に講義する。欧米諸国の判例・学説との比較検討もふんだんに盛り込む。講義形式をベースにするが、適宜受講生との質疑応答の時間を設ける。この特論では、内閣から憲法改正手続までを取り扱う。	
		行政法特論Ⅰ	基本的には、日本の行政法総論および行政救済法に関するテキストに関する確実な修得を目指す。そのための手法として、当該領域のうち、行政法総論に関係する論点について、個別的に各自でテーマを選定し当該問題にかかわる法的論点を、制定法、行政法理論、社会的状況を踏まえて多角的に検討することを通じて、実社会での法理論の意義を理解することも視野に入れる。	
		行政法特論Ⅱ	基本的には、日本の行政法総論および行政救済法に関するテキストに関する確実な修得を目指す。そのための手法として、当該領域のうち、行政救済法に関係する論点について、個別的に各自でテーマを選定し当該問題にかかわる法的論点を、制定法、行政法理論、社会的状況を踏まえて多角的に検討することを通じて、行政紛争を実際に争訟において争う場合に必要な法的手法の習熟をも視野に入れる。	
		行政法特論Ⅲ	特論Ⅰ・Ⅱにおいて修得した行政法理論を前提に、公務員制度、社会保障、財政、経済行政、地方自治といった個別行政領域について、他の政治、財政、経済学等の他の社会科学分野の議論を踏まえ、行政法理論の実実への適用および現実や他学問の行政法理論への影響について理解を深める。	
		行政法特論Ⅳ	諸外国の行政法理論と日本行政法の比較を通じた行政理論の多様性と共通性の把握、日本の行政法理論の深化を目指す。特に希望がない場合にはイギリス行政法を主とした英米行政法との比較を行う。イギリス行政法を例にすると、イギリス行政法の代表的教科書を精読することによって、イギリスにおける行政法・行政訴訟制度の基本的構造について学ぶとともに、それによって、英文読解能力の向上を図る。	
		税財政法特論Ⅰ	租税法の基本原則や租税手続法に関する基礎的な知識を修得する。また、各個別税法(所得税法、法人税法、消費税法、相続税法)における基礎的な知識を修得する。基礎的な知識を確認し、理解を深めることで、修士論文執筆に向けた基礎を固める。さらに、修士論文のための基礎的文献を網羅的に収集し、それら先行研究の整理を行う。文献調査のほか、他の研究・調査手法を用いるかについて、検討する。比較法の手法を用いることを予定している者は、対象国の租税法・租税制度について、情報収集を行なう。	
		税財政法特論Ⅱ	租税法研究における理論的基礎を固めるため、租税法の基本問題に関する基本的文献(論文集等)を読み込む。各回において提示する文献について、履修者は事前に読み込み、報告担当者には、各文献の要約を作成してもらおう。要約の報告を踏まえ、対象文献について、議論し、理解を深める。検討対象とする論文等は、金子宏先生の各論文集などを予定しているほか、租税法研究、税法学、日税研論集などから選定し、租税法研究の理論的基礎を固める。	
		税財政法特論Ⅲ	租税法の基礎知識を踏まえ、所得税法、法人税法、消費税法、相続税法など、履修者各自の関心のある個別租税法規や、または修士論文における検討を予定している課題、租税法上の論点について、判例の分析と検討を行う。なお、判例研究にあたり、本講義の前半は、判例研究の方法論について理解を深める。後半では、履修生に検討判例を挙げてもらい、各自に割り振られた判例を報告する。その他の参加者はその報告を踏まえて、議論する。	
		税財政法特論Ⅳ	租税法の基礎知識を踏まえ、所得税法、法人税法、消費税法、相続税法など、履修者各自の関心のある個別租税法規や、または修士論文における検討を予定している課題、租税法上の論点について、判例の分析と検討を行う。また、税財政法に関する修士論文を執筆する者がいる場合には、この特論の中で、定期的に修士論文について報告する機会を設定する。具体的な紛争から課題の理論的な問題を抽出する能力を向上させ、また、判例を素材として税制についての理解を深める。	
		国際法特論Ⅰ	国際法の法的性質、歴史、条約、国内法との関係、国際法上の主体といった国際法の基礎について特に取り上げ、国内外の学術論文(主に英語論文)を用いて、国際法上の理論を体系的に学ぶ講義を行う。題材とする学術論文の正確な内容把握に加えて、国際法の歴史的な変遷の観点からの当該理論及び学説の意義を議論する。また、国際法の現代的問題を調査及び分析する能力を高めるため、国連を含む多様な国際機関における最新の議論(英語文書)を資料として用いて現代社会への理論の適用を考える。受講者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	
		国際法特論Ⅱ	各種の国際紛争と、それら国際紛争の平和的解決と、国際社会の平和と安全の維持に関する問題を特に取り上げ、国内外の学術論文(主に英語論文)を用いて、国際法上の理論を体系的に学ぶ講義を行う。題材とする学術論文の正確な内容把握に加えて、国際法の歴史的な変遷の観点からの当該理論及び学説の意義を議論する。また、国際法の現代的問題を調査及び分析する能力を高めるため、国連を含む多様な国際機関における最新の議論(英語文書)を資料として用いて現代社会への理論の適用を考える。受講者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	
		国際法特論Ⅲ	個人々の身体や生活に密接に関係する国際法である国際人権法と、国際環境法、国家責任法を題材として、国際法の適用及び実践における現代的な問題点について理解を深める。国際人権法及び国際環境法に関連する最新の国際的争点を取り上げ、問題分析を行う。人権保障の確保に向けた制度的問題や社会的問題の状況を把握した上で、問題解決方法を模索し議論する。日本国内における人権保障状況、大規模人権侵害の防止と抑止などの問題点も扱う。	
		国際法特論Ⅳ	近年注目を集めている国際刑事法を題材として、国際法の適用及び実践における現代的な問題点について理解を深める。国際刑事法及び国際人道法に関連する最新の国際的争点を取り上げ、問題分析を行う。犯罪人引渡や、各国による域外への刑事管轄権の行使の問題、国際犯罪に関する各種条約や国際制度を通じた取締りや、国際法上の犯罪の処罰に関わる管轄権の問題、国際刑事裁判所など、制度的問題や社会的問題の状況を把握した上で、問題解決方法を模索し議論する。国際的な刑事裁判における公正な裁判を受ける権利の確保などの問題点も扱う。	
		刑法特論Ⅰ	犯罪論体系の構造理解を深化させることで刑法総論前半部に係る発展的学力を修得する。最も峻厳な国家権力たる刑罰権の発動根拠であるがゆえにその諸要件に係る理論性・体系的性が強く要請される犯罪成立の一般的要件論(刑法総論)の内容を、その根本原理から深く考察することで、その体系的理解の深化を図る。	
		刑法特論Ⅱ	犯罪論体系の構造理解を深化させることで刑法総論後半部に係る発展的学力を修得する。最も峻厳な国家権力たる刑罰権の発動根拠であるがゆえにその諸要件に係る理論性・体系的性が強く要請される犯罪成立の一般的要件論(刑法総論)の内容を、その根本原理から深く考察することで、その体系的理解の深化を図る。	
		刑法特論Ⅲ	重要犯罪の個別的成立要件の理解を深化させることで刑法各論前半部に係る発展的学力を修得する。個々の犯罪類型に特定の成立要件が対象となる刑法各論にあっても最低限の成立要件たる刑法総論との関連性を重視した考察を試み、個々の犯罪類型の成立要件の十分な把握のみならず刑法学の全体的体系的理解の一層の深化をも図る。	
刑法特論Ⅳ	重要犯罪の個別的成立要件の理解を深化させることで刑法各論後半部に係る発展的学力を修得する。個々の犯罪類型に特定の成立要件が対象となる刑法各論にあっても最低限の成立要件たる刑法総論との関連性を重視した考察を試み、個々の犯罪類型の成立要件の十分な把握のみならず刑法学の全体的体系的理解の一層の深化をも図る。			

専門基礎 科目群 (4 単位以上 選択必 修)	公法学・ 社会法学	刑事訴訟法特論 I	刑事訴訟法上の各問題点を掘り下げ、問題点に関わる学説および判例についての理解するために、受講生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を正確かつ確実に獲得し、自身の知識とすることを旨とする。そのために、文献の収集の仕方、及び、理解の仕方を学ぶ。さらに、受講生相互の議論を通じて、問題発見の視点を養うことを目標とする。		
		刑事訴訟法特論 II	刑事訴訟法上の各問題点を掘り下げ、問題点に関わる学説および判例についての理解する。受講生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を前提としながら、問題点を自ら指摘でき、かつ、その問題解決のための説得的、理論的私見を展開できるようになることを目標とする。そのために、文献の扱いが、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、受講生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを旨とする。		
		刑事訴訟法特論 III	刑事訴訟法を体系的に理解したうえで、自らの関心問題を顕在化させ、問題の本質につき掘り下げる。受講生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を前提としながら、問題点を自ら指摘でき、問題の本質を見抜く目を養う。そのために、文献の扱いが、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、受講生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを旨とする。		
		刑事訴訟法特論 IV	刑事訴訟法を体系的に理解したうえで、自らの関心問題を顕在化させたうえで、問題解決にむけた私見を展開できるようにする。受講生各自が、社会的問題を刑事訴訟法上の問題点に落とし込み、かつ、その問題解決のための説得的、理論的私見を展開できるようになることを目標とする。そのために、文献の扱いが、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、受講生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを旨とする。		
		労働法特論 I	個別的労働法を研究するにあたっての一定水準の法的思考力の精緻化、並びに実務において生じているさまざまな問題を理論的かつ適切に解決できる能力の養成を目標とする。労働法上利用される概念を正確に理解するとともに、思考方法を修得することをめざして、主要な個別的労働法の基礎概念(労働契約、労働者、使用者など)に関する重要な理論的課題の検討を行う。		
		労働法特論 II	集団的労働法を研究するにあたっての一定水準の法的思考力の精緻化、並びに実務において生じているさまざまな問題を理論的かつ適切に解決できる能力の養成を目標とする。労働法上利用される概念を正確に理解するとともに、思考方法を修得することをめざして、主要な集団的労働法の基礎概念(労働基本権、労働者、使用者、労働組合など)に関する重要な理論的課題の検討を行う。		
		労働法特論 III	個別的労働法に関する高度の法的思考力の養成、並びに労働法理論をより深く理解し、学術的に意義のある理論的課題を研究できる能力の養成を目標とする。複合する個別的労働法上の問題を分析する能力を修得することをめざして、受講生の報告に基づき、労働法に関わる横断的なテーマを取り上げる。		
		労働法特論 IV	労働法に関する高度の法的思考力の養成、並びに労働法理論をより深く理解し、学術的に意義のある理論的課題を研究できる能力の養成を目標とする。複合する集団的労働法・労働市場法上の問題を分析する能力を修得する。集団的労働法・労働市場法に関わる横断的なテーマを取り上げて、講義を行う。特に、隣接学問領域(民法、経済学等)と労働法との関係について掘り下げた内容にする。		
		社会保障法特論 I	受講者が社会保障制度の諸問題について法的検討を行うために必要な知識の修得を目標とする。社会保障制度の沿革および基礎理論に関わる文献、資料、判例を検討し、社会保障法の理論的課題について理解を深める。社会保障法特論 I では、社会保障制度のうち、社会保険制度や所得保障制度の基礎理論に関わる文献、資料、判例の検討を通じて、国民年金、厚生年金保険、児童手当などの社会手当、生活保護などの領域における理論的課題や、社会保障財政、社会保障総論に関わる問題について講義を行う。		
		社会保障法特論 II	受講者が社会保障制度の諸問題について法的検討を行うために必要な知識の修得を目標とする。社会保障制度の基礎理論に関わる文献、資料、判例を検討し、社会保障法の理論的課題について理解を深める。社会保障法特論 II では、医療保障、介護保障、社会福祉の基礎理論に関わる文献、資料、判例の検討を通じて、医療保障、介護保障、障害者福祉、児童福祉などの領域における理論的課題や、医療保険財政、各種サービス給付の提供に関わる諸問題について講義を行う。		
		社会保障法特論 III	近年の社会保障制度改革について検討し、社会保障法の理論的課題について理解を深める。これらの検討を通じて社会保障制度改革に対する法的アプローチの意義と限界を明らかにする。社会保障法特論 III では、近年の社会保障改革のうち、国民年金・厚生年金などの公的年金制度や、児童手当などの社会手当制度の機能と限界、労働者の生活保障に関連した各種制度の検討、制度改革の国際比較を行い、わが国社会保障制度の今後のあり方に対する理論的示唆を求める。		
		社会保障法特論 IV	近年の社会保障制度改革について検討し、社会保障法の理論的課題について理解を深める。これらの検討を通じて社会保障制度改革に対する法的アプローチの意義と限界を明らかにする。社会保障法特論 IV では、近年の社会保障改革のうち、医療保険改革、医療制度改革、介護保障改革、社会福祉制度改革、障害者福祉、児童福祉に関連して各種文献資料の検討を行うとともに、制度改革の国際比較を行い、今後の社会保障制度のあり方について理論的示唆を求める。		
		民事法学	民法 A 特論 I	民法に関する論文を読むことを通じて修士論文の書き方について学ぶ。民法に関する代表的な論文を読み、修士論文を書くために、従前修得した民法の基本的理解を深めることを目標とする。まず、論文を書く上で重要な基本的知識について説明を行う。その上で、受講者と相談の上、担当する判例を決定し、報告者が中心とし、各論文の内容について議論を行う。最後に、報告者は、議論を踏まえ、レポートを提出する。	
			民法 A 特論 II	主に判例研究の基礎的知識を養いながら、修士論文の書き方について学ぶ。民法に関する判例評釈や代表的な論文を読み、修士論文を書くために、従前修得した民法の基本的理解を深めることを目標とする。まず、判例評釈を書く上で重要な基本的知識について説明を行う。その上で、受講者と相談の上、担当する判例を決定し、報告者が判例報告を行う。最後に、報告者は、議論を踏まえ、レポートを提出する。	
民法 A 特論 III	家族法に関する近年の民法改正や現代的な家族に関する法的課題を素材に、家族問題についての法の役割について究明することをテーマとする。本特論では、自ら調査し、ゼミ形式での報告・議論を行うことで、家族法に関する知識を身につけ、法的思考力を養うことを目標とする。まずは、家族法改正(相続法改正も含む)に向けたこれまでの議論状況を理解してもらうため原則として、講義形式で授業を行う。最後に、受講者が各自選択したテーマにつき、報告及びレポートを提出する。				
民法 A 特論 IV	家族法、相続法に関する比較法的研究を行う。外国の論文や判例を読むことを通じて、比較法研究の手法を身につけると共に、日本法との比較研究を通して、各自の関心あるテーマについて掘り下げた研究を行い、ゼミ形式での報告・議論を行うことで、修士論文の構成を練ることを目標とする。最後に、各自選択したテーマにつき、報告及びレポートを提出する。				
民法 B 特論 I	民法総則分野(信義則、法人、公序良俗、無権代理、条件、時効)の主要判例を検討する。民法総則分野(信義則、法人、公序良俗、無権代理、条件、時効)における理解を深める。各回において、民法総則分野の代表的な最高裁判例から毎回 1 件を選んで検討する。				
民法 B 特論 II	民法総則分野(時効、94条2項、公序良俗、追完)の主要判例を検討する。民法総則分野(時効、94条2項、公序良俗、追完)における理解を深める。各回において、民法総則分野の代表的な最高裁判例から毎回 1 件を選んで検討する。				
民法 B 特論 III	本講義は担保物権分野(留置権、物上代位)の主要判例を検討するものである。担保物権分野(留置権、物上代位)における理解を深める。各回において、担保物権分野(留置権、物上代位)の代表的な最高裁判例から毎回 1 件を選んで検討する。				

専門基礎 科目群 (4 単位以上 選択必 修)	民法法学	民法B特論Ⅳ	本講義は担保物権分野(法定地上権、譲渡担保)の主要判例を検討するものである。担保物権分野(法定地上権、譲渡担保)における理解を深める。各回において、担保物権分野(法定地上権、譲渡担保)の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民事訴訟法特論Ⅰ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要論文(民事訴訟法特論Ⅰでは、訴訟主体(当事者及び裁判所)に関するもの)を1件ずつ取り上げ、講読する。参加者は、A4判1枚程度に内容を要約したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法特論Ⅱ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要論文(民事訴訟法特論Ⅱでは、訴訟客体(訴訟物)に関するもの)を1件ずつ取り上げ、講読する。参加者は、A4判1枚程度に内容を要約したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法特論Ⅲ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要論文(民事訴訟法特論Ⅲでは、訴訟過程(主張及び立証)に関するもの)を1件ずつ取り上げ、講読する。参加者は、A4判1枚程度に内容を要約したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法特論Ⅳ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要論文(民事訴訟法特論Ⅳでは、上訴・再審および特別訴訟に関するもの)を1件ずつ取り上げ、講読する。参加者は、A4判1枚程度に内容を要約したペーパーを準備する。	
		商取引法特論Ⅰ	商法系科目の中でも等閑視されがちな、商法総則・会社法総則に焦点を当てて、この法律において通曉される条文・判例の機能・枠組み・制度趣旨の理解を通じて、「商的色彩」をつかんでもらうことを目的とする。単なる受身の講義になるのを防ぐべく、講義で扱うテーマについての判例や論文を事前に読み込んでもらい、授業の中で適宜判例や論文の内容について受講者に答えさせる形式をとる。	
		商取引法特論Ⅱ	商取引法特論Ⅰに引き続き、商法系科目の中でも等閑視されがちな、商行為法に焦点を当てて、この法律において通曉される条文・判例の機能・枠組み・制度趣旨の理解を通じて、「商的色彩」をつかんでもらうことを目的とする。単なる受身の講義になるのを防ぐべく、講義で扱うテーマについての判例や論文を事前に読み込んでもらい、授業の中で適宜判例や論文の内容について受講者に答えさせる形式をとる。	
		商取引法特論Ⅲ	手形法・小切手法を、とくに約束手形を中心に扱う。手形法においては、学説の対立点の理解が中心となりがちだが、手形という制度そのものの枠組み・制度趣旨の理解を通じて、種の機能美を感じ取ってもらう。単なる受身の講義になるのを防ぐべく、講義で扱うテーマについての判例や論文を事前に読み込んでもらい、授業の中で適宜判例や論文の内容について受講者に答えさせる形式をとる。	
		商取引法特論Ⅳ	商取引法特論Ⅲに引き続き、手形法・小切手法を、特に為替手形・小切手・電子記録債権を扱う。ここでは学説の対立というよりも、取引決済手段としてどのようなものがあり、それがどのような仕組みをとっているか、その合理性は何か、という制度理解に焦点を当てる。また近時、様々な個人決済手段が登場し注目されているのを受け、これについても取り扱う予定である。	
		会社法特論Ⅰ	株式会社の取締役、取締役会について理解を深める。重要な日本の学説や裁判例を扱うことが中心となる。日本の会社法は、アメリカ法やドイツ法から影響を受けているので、可能な範囲でこれらについても扱う。また、法制度だけでなく、コーポレートガバナンスコード等も併せて扱い、実際に取締役会がどのように運営されているのかを理解することを試みる。	
		会社法特論Ⅱ	株式会社の株主、株主総会について理解を深める。重要な日本の学説や裁判例を扱うことが中心となる。日本の会社法は、アメリカ法やドイツ法から影響を受けているので、可能な範囲でこれらについても扱う。また、法制度だけでなく、実際には、どのような者が株主になっているのか、株主総会はどのように運営されているのか等についても扱う。	
		会社法特論Ⅲ	株式会社の資金調達について扱う。主として新株の発行と社債を扱う。重要な日本の学説や裁判例を扱うことが中心となる。日本の会社法は、アメリカ法やドイツ法から影響を受けているので、可能な範囲でこれらについても扱う。会社法を理解するのに必要な限度で、コーポレートファイナンスの議論も紹介する。	
		会社法特論Ⅳ	株式会社の組織再編について扱う。重要な日本の学説や裁判例を扱うことが中心となる。日本の会社法は、アメリカ法やドイツ法から影響を受けているので、可能な範囲でこれらについても扱う。会社法を理解するのに必要な限度で、コーポレートファイナンスや企業価値評価の議論も紹介する。	
		経済法特論Ⅰ	独占禁止法のうち、私的独占に関する理解を深める。特に排除型私的独占において、正当な競争と、違反になり得る行為との区分について理解する。さらに、排除型私的独占と不正な取引方法との区分についても日本及び諸外国の文献などを相互比較しながら理解を深める。これにより、「違反類型」ではなく、「違反行為の実質」に即した分析が可能となり、諸外国の競争法との比較検討が可能になる能力の基礎が身につく。	
		経済法特論Ⅱ	独占禁止法のうち、不正な取引方法に関する理解を深める。特に、私的独占に含まれない違反行為のもの(例えば、優越的地位の濫用など)の特徴を分析し、理解を深める。さらに、これらの行為と諸外国の競争法で規定されている行為を比較分析し、より理解を深める。これにより、どのような「手段」を用いた競争方法が独禁法の違反になるかについて、世界共通の議論ができるようになる能力の基礎が身につく。	
		経済法特論Ⅲ	独占禁止法のうち、不当な取引制限についての理解を深める。特に、単なる情報の交換や意識的並行行為と独禁法上の「意思の連絡」の違いについて分析し、理解を深める。さらに、これらのことを諸外国の競争法における認定と比較分析し、より理解を深める。これにより、世界の競争法の中で、特に共通分野となっている不当な取引制限について、世界共通の枠組みをもって議論が可能となる能力の基礎が身につく。	
		経済法特論Ⅳ	独占禁止法のうち、企業結合についての理解を深める。特に企業結合が認められるまで時間がかかった事例(例えば、ふくおかFGと十八銀行の事例)について、どのようなことが問題だったのか、問題解消措置の内容や類似事例、業界の特徴などを分析する。さらに諸外国における類似した事例との比較を通じて、日本の企業結合の認定の特徴を理解する。	
		国際私法特論Ⅰ	判例百選所収の主要判例及び最新の裁判例の判例評釈を通して、国際私法の主要分野(準拠法決定、国際裁判管轄、外国判決の承認・執行)について、その基本構造を理解する。授業においては、事前に定めた報告担当者が事案の概要・判旨及び論点をまとめ、関連判決・学説まで目配りした報告を行う。その報告に基づいて、参加者全員で議論を行う。判例で採用された理論が学説から影響を受けている場合には、影響元となった学説についての調査・分析も行う。	
		国際私法特論Ⅱ	国際私法の柱である準拠法決定、国際裁判管轄、外国判決の承認・執行について我が国及び外国の法制、裁判例を分析し、国際私法の基本構造についてさらに深く理解する。国際私法判例百選(第2版)所収の国際私法分野における重要判例を、特に総論分野のものを中心に精密に分析する。報告担当者を決め、担当者には事案の概要、判旨及びその論点に関する学説の状況などを事前にまとめ、授業時間に報告を求める。この報告に基づいて、参加者全員で議論を行う。判例で採用された理論が学説から影響を受けている場合には、影響元となった学説についての調査・分析も必要となる。外国の判例や学説に立脚している場合には、これら外国の理論にも言及する。	
		国際取引法特論Ⅰ	国際取引法分野の主要判例及び最新の裁判例の判例評釈を通して、国際取引法の基本構造を理解する。授業においては、事前に定めた報告担当者が事案の概要・判旨及び論点をまとめ、関連判決・学説まで目配りした報告を行う。その報告に基づいて、参加者全員で議論を行う。判例で採用された理論が学説から影響を受けている場合には、影響元となった学説についての調査・分析も行う。	

民事法学	国際取引法特論Ⅱ	国際取引をめぐる法規則の構造について、事例を利用しながら、理解を深める。我が国及び地域の・国際的なレベルにおける国際取引に関する法制度についての理解を深める。国際取引をめぐる事案を検討する。授業では、国際私法判例百選（第2版）に所収の取引分野に関する裁判例の他、大塚章男『事例で解く国際取引訴訟』（日本評論社、2007）、澤田壽夫（他）（編・著）『マテリアルズ国際取引法（第2版）』（有斐閣、2009）に掲載のものを取り扱う（ただし、受講生の興味に応じて変更する）。受講者はそれぞれ報告を担当し、報告後、受講者全員で討論を行う。	
	知的財産法特論Ⅰ	特許法と他の法制との比較、外国法との比較、知的財産法相互の比較を行うことにより、自らの用いる論理の位置を明確にできるようにすることを目指す。判例を素材に特許法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にする。受講生をグループに分け、毎回発表テーマ（判例を素材にして）にそった発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
	知的財産法特論Ⅱ	商標法と他の法制との比較、外国法との比較、知的財産法相互の比較を行うことにより、自らの用いる論理の位置を明確にできるようにすることを目指す。判例を素材に商標法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にする。受講生をグループに分け、毎回発表テーマ（判例を素材にして）にそった発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
	知的財産法特論Ⅲ	著作権法と他の法制との比較、外国法との比較、知的財産法相互の比較を行うことにより、自らの用いる論理の位置を明確にできるようにすることを目指す。判例を素材に著作権法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にする。受講生をグループに分け、毎回発表テーマ（判例を素材にして）にそった発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
	知的財産法特論Ⅳ	不正競争防止法と他の法制との比較、外国法との比較、知的財産法相互の比較を行うことにより、自らの用いる論理の位置を明確にできるようにすることを目指す。判例を素材に不正競争防止法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にする。受講生をグループに分け、毎回発表テーマ（判例を素材にして）にそった発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
公共政策論特論Ⅰ	公共政策論特論Ⅰ	公共政策に関する基礎的知識を渉猟する。受講者は公共政策に関する基礎知識を獲得する。受講者の興味関心や知識量を把握しながら、関連分野の文献を輪読し、輪読をしつつ、教員がその箇所に関連する講義を適宜挟むという形で進行する。	
	公共政策論特論Ⅱ	公共政策論特論Ⅰを継続する形で公共政策に関する基礎的知識を渉猟する。受講者は公共政策に関する基礎知識を獲得するとともに、各人の興味に応じた文献を本格的に探索し始める。受講者の興味関心や知識量を把握しながら、関連分野の文献を輪読し、輪読をしつつ、教員がその箇所に関連する講義を適宜挟むという形で進行する。	
	公共政策論特論Ⅲ	公共政策論特論Ⅰ・Ⅱに続き知識の渉猟を目的とする。受講者は公共政策に関する全般的知識よりも本人の関心に近い領域の知識を中心に獲得する。受講者の興味関心や知識量を把握しながら、関連分野の文献を輪読し、輪読をしつつ、教員がその箇所に関連する講義を適宜挟むという形で進行する。	
	公共政策論特論Ⅳ	公共政策論特論ⅠからⅢに続く知識の渉猟を目的とする。受講者は基本的に本人の関心領域に近い知識を獲得する。受講者の興味関心や知識量を把握しながら、関連分野の文献を輪読し、輪読をしつつ、教員がその箇所に関連する講義を適宜挟むという形で進行する。	
政治社会学特論Ⅰ	政治社会学特論Ⅰ	日本における地方分権の現状と課題を歴史的経緯や実証的なデータを基に明らかにする。まず地方分権改革の経緯や政権交代を経て継続的に取り組まれる地方分権改革にはどのような共通点があり違いがあるのかについて先行研究を手がかりとして整理・検討する。次に履修者がそれぞれ任意の政策領域を選択し、地方分権改革の前後で当該政策領域にどのような変化が生じているのかについてデータを収集し、整理する。その結果をもとに報告をしてもらい履修者全員で討論を行う。	
	政治社会学特論Ⅱ	大都市制度の現状と課題について歴史的経緯や実証的なデータを基に明らかにする。まず大都市制度に関する歴史について先行研究を整理し、その経緯を検討する。次に地方制度調査会では大都市制度についてどのような提言が行われてきたのかについて答申を読み、現状と課題に関する理解を深める。そして履修者がそれぞれ任意の自治体を選択し、当該自治体において大都市制度に関わるどのような問題が生じているのかについてデータを収集し、整理する。その結果を基に報告をしてもらい履修者全員で討論を行う。	
	政治社会学特論Ⅲ	地方自治の現状と課題について歴史的経緯や実証的なデータを基に明らかにする。まず地方自治についてテキストの輪読を通じて基本的な概念の修得を目指す。次に履修者がそれぞれ任意のテーマを選択し、当該テーマについて調査を行う。その際に現状はどのようなものかという問いとなぜそうになっているのかという問いをそれぞれ設定し、その問いに対する答えとして仮説が導出できるようになることを目指す。その仮説をもとに報告し、履修者同士や担当者からのコメントを踏まえて、仮説をブラッシュアップする。	
	政治社会学特論Ⅳ	地方政治の現状と課題について歴史的経緯や実証的なデータを基に明らかにする。まず地方政治についてテキストの輪読を通じて基本的な概念の修得を目指す。次に履修者がそれぞれ任意のテーマを選択し、当該テーマについて調査を行う。その際に現状はどのようなものかという問いとなぜそうになっているのかという問いをそれぞれ設定し、その問いに対する答えとして仮説が導出できるようになることを目指す。その仮説をもとに報告し、履修者同士や担当者からのコメントを踏まえて、仮説をブラッシュアップする。	
政治学	政策過程論特論Ⅰ	政治学や政策過程論における分析手法の修得と考察を通じて、政策過程論に対する理解を深め、リサーチデザインのたて方、論証の仕方、学術論文の書き方など、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを具備できるようにする。この授業では、政治学や政策過程論に関する入門的な方法論の文献（伊藤修一郎の『政策リサーチ入門』）を読んでその基本的な分析手法を学ぶとともに、方法論的な側面から種々の検討を加え、政策過程論の抱える諸課題について考察する。	
	政策過程論特論Ⅱ	政治学や政策過程論における分析手法の修得と考察を通じて、政策過程論に対する理解を深め、リサーチデザインのたて方、論証の仕方、学術論文の書き方など、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを具備できるようにする。この授業では、政治学や政策過程論に関する入門的な方法論の文献（久米郁男の『原因を推論する』）を読んでその基本的な分析手法を学ぶとともに、方法論的な側面から種々の検討を加え、政策過程論の抱える諸課題について考察する。	
	政策過程論特論Ⅲ	政治学や政策過程論における分析手法の修得と考察を通じて、政策過程論に対する理解を深め、リサーチデザインのたて方、論証の仕方、学術論文の書き方など、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを具備できるようにする。この授業では、政治学や政策過程論に関する入門的な方法論の文献（キング＝コヘイン＝パーバの『社会科学のリサーチ・デザイン』）を読んでその基本的な分析手法を学ぶとともに、方法論的な側面から種々の検討を加え、政策過程論の抱える諸課題について考察する。	
	政策過程論特論Ⅳ	政治学や政策過程論における分析手法の修得と考察を通じて、政策過程論に対する理解を深め、リサーチデザインのたて方、論証の仕方、学術論文の書き方など、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを具備できるようにする。この授業では、政治学や政策過程論に関する入門的な方法論の文献（ガーツ＝マホニーの『社会科学のパラダイム論争』）を読んでその基本的な分析手法を学ぶとともに、方法論的な側面から種々の検討を加え、政策過程論の抱える諸課題について考察する。	
	計量政治学特論Ⅰ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業では、社会科学方法論についての初歩的なテキストである高根正昭（著）『創造の方法学』等を講読し議論することにより、計量分析を中心とした政治の実証研究の方法についての基礎的知識を得ることを目指す。	

専門基礎
科目群（4
単位以上
選択必
修）

専門基礎 科目群 (4 単位以上 選択必 修)	政治学	計量政治学特論Ⅱ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業では、社会科学方法論についての標準的なテキストであるゲアリー・キングほか(著)『社会科学のリサーチ・デザイン』等を講読し議論することにより、計量分析を中心とした政治の実証研究の方法についての認識を深めることを目指す。		
		計量政治学特論Ⅲ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業では、社会科学方法論についての発展的なテキストであるヘンリー・ブレイディほか(編)『社会科学の方法論争』等を講読し議論することにより、計量分析を中心とした政治の実証研究の方法についての発展的知識を得ることを目指す。		
		計量政治学特論Ⅳ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業では、社会科学方法論についての発展的なテキストであるヘンリー・ブレイディほか(編)『社会科学の方法論争』等を講読し議論することにより、計量分析のみならず定性的分析をも含めた政治の実証研究の方法全般についての認識を深めることを目指す。		
		政治思想史特論Ⅰ	政治思想の文献を読むことを通して、そこで主題になっている原理的問題が何か自分で再構成できる能力を身につける。現代の政治哲学の最も重要なテーマである「自由」と「平等」をめぐり、主に英米圏での議論の流れを、ロック、ヒューム、アダム・スミスなどによる「私的所有」の根拠付けをめぐって展開する古典的自由主義の議論にまで遡って原理的に考察する。社会全体にとっての「共通善」や社会的連帯を追求する議論が、市民の「自由な活動」の余地を最大限に保証しようとする、自由主義の原則とそもそも両立可能なかを、代表的な理論家たちのテキストに即して考える。		
		政治思想史特論Ⅱ	政治思想の文献を読むことを通して、そこで主題になっている原理的問題が何か自分で再構成できる能力を身につける。現代の政治哲学の最も重要なテーマである「自由」と「平等」をめぐり、議論の源流に遡って考える。特論Ⅰで確認した内容を踏まえ、それを修正し、再配分を可能にする理論的な枠組みとして登場してきたベンサムやミルの功利主義に焦点を当てる。社会全体にとっての「共通善」や社会的連帯を追求する議論が、市民の「自由な活動」の余地を最大限に保証しようとする、自由主義の原則とそもそも両立可能なかを、代表的な理論家たちのテキストに即して考える。		
		政治思想史特論Ⅲ	英米圏の自由主義的政治思想の古典的文献を読んで、自由主義についての理解を深める。現代の政治哲学の最も重要なテーマである「自由」と「平等」をめぐり議論を、英米の政治思想史を軸に再考する。一九世紀以降の展開、古典主義的自由論を修正し再配分の可能性を探るアプローチとして登場してきたベンサムやミルの功利主義を軸に、ロールズやドゥワオーキンなど現代に至るまでの流れを概観する。社会全体にとっての「共通善」や社会的連帯を追求する議論が、市民の「自由な活動」の余地を最大限に保証しようとする、自由主義の原則とそもそも両立可能なかを、代表的な理論家たちのテキストに即して考える。		
		政治思想史特論Ⅳ	英米圏の自由主義的政治思想の古典的文献を読んで、自由主義についての理解を深める。現代の政治哲学の最も重要なテーマである「自由」と「平等」をめぐり議論を、英米の政治思想史を軸に再考する。特論Ⅲの内容を前提とし、幸福の量的最大化を志向する功利主義の議論と、個人の権利に重きを置くリベラな平等論の対立に注目し、現代自由主義に特徴を捉え直す。社会全体にとっての「共通善」や社会的連帯を追求する議論が、市民の「自由な活動」の余地を最大限に保証しようとする、自由主義の原則とそもそも両立可能なかを、代表的な理論家たちのテキストに即して考える。		
		政治コミュニケーション論特論Ⅰ	政治コミュニケーション論に関する既存の理論に関する理解を様々なトピックの議論を通じて深める。具体的には、国際/政治コミュニケーションに関連する理論や先行研究を利用して分析手法を学び、この分野の理解を深める。履修者の興味、研究領域も加味した事例研究では、これまでの学習、研究の過程を反映させながら進める。その結果、自分で考え、新たな発見や知見を導出することが「成果」になることに気付かせることも重視していきたい。		
		政治コミュニケーション論特論Ⅱ	政治コミュニケーション論特論Ⅰの理解をベースにして、現代的な政治コミュニケーションにおける諸現象を考察する。多様化するメディア環境において、政治現象、政策、情報、メディア技術の相互関係に注目する。ここでは、ソーシャル・メディア上に登場する単に新しい現象を理解することでは不十分である。その現象の出現背景とそこに含まれる言説の特徴(構造的またはトピックに関する)解析とその方法、社会的影響を議論することも重視する。意見の異なる人々が存在し、相互作用と分断(現象)を通じて政治や世論、社会が複雑に入り組む「現実」について考察を深める。先行研究を利用して分析手法を知り、履修者の着眼点を踏まえた事例研究を進める。その過程を通じて、履修者自身が考え、表現することが「成果」として求められる。		
		政治コミュニケーション論特論Ⅲ	現代政治とコミュニケーションの関係を理解するうえで不可欠な政治制度、政策、情報、人(材)、メディア、技術の(相互)関係に注目し、それらの理解を深め、注目される政治・社会現象に関するトピックを自ら選択し、それらに関する議論を既存マス・メディア、ソーシャル・メディアからの資料収集、マルチレベルからの分析、考察を展開する。当該の先行研究の流れを踏まえ、分析の「妥当性」と「新規性」を意識するプロセスは、世の中にあふれる「データや言説」とそれらの「根拠」といわれるものを疑ってみようという意識作りに通じる。これによって、俗に言われるメディアリテラシーの向上にとどまらず、エビデンスに基づく具体的な施策の評価、新たな施策の必要性、実現性、課題についての議論が促される。		
		政治コミュニケーション論特論Ⅳ	政治コミュニケーション論における実証可能性とその限界についての理解を深める。今日、様々な手法が開発、応用され、用途も拡大している。しかし同時に、政治を含む諸制度やフレームと、内包されるコミュニケーションが複雑に交錯する政治・社会過程全てを実証することには必ず限界がある。この現実を踏まえ、研究における部分合理性と普遍性の関係を理解することは、研究の正当な評価と今後の可能性を見いだすきっかけとなる。これらの点に気づくことを、この授業の目標と成果とする。		
		研究会科目 (研究コースは所属プログラムの研究会4単位必修、高度専門職コースは4単位選択必修)	研究会(基礎法学)Ⅰ	様々な研究発表を聴講し、その議論に参加する中で、自己の問題関心を深め、研究の方向性を見出して行くことを目的とする。本科目の受講者に対しては、教員の研究発表における議論に積極的に参加してもらおうとともに、研究の進展状況を確認するため期間中に最低1回は中間発表を行ってもらおう。	
			研究会(基礎法学)Ⅱ	様々な研究発表を聴講して議論に参加し、また修士論文の中間発表を行い参加者から批評を仰ぐことによって、修士論文の完成度を高めることを目的とする。教員の研究発表を聞いて議論に積極的に参加してもらおうとともに、自身の修士論文の予備発表を行ってもらおう。	
			研究会(公法学・社会法学)Ⅰ	研究会において研究者の報告を聴くことにより、深い論理的思考能力を養う。また、自らも報告し参加者から意見をもらうことにより、論点についての理解度を高める。定期的開催される研究会に参加する。自分の研究分野のみならず、隣接する分野の研究報告を聴くこととなる。さらに、最新の判例についての評釈を聴くことにより、最先端の学問状況を把握する。また、受講生にも最低でも半年に1度の報告をしてもらう。	
研究会(公法学・社会法学)Ⅱ	研究会Ⅰでの蓄積を踏まえて、より深い論理的思考能力を養う。また、自らも報告し参加者から意見をもらうことにより、論点についての理解度を高める。定期的開催される研究会に参加する。自分の研究分野のみならず、隣接する分野の研究報告を聴くこととなる。さらに、最新の判例についての評釈を聴くことにより、最先端の学問状況を把握する。また、受講生にも最低でも期間中、1度の報告をしてもらう。				
研究会(民事法学)Ⅰ	研究会における他者の報告を聞き、議論に参加することで、まずは、自己の研究としての目標を確認し、自己の研究報告の準備を進める。民事法に関係するテーマであれば、内容・報告形式は、原則として自由である(判例等の評釈、民事法関係の個別テーマ報告など)。自己の専攻分野・関心領域のみならず、民事法全般にわたる重要テーマや横断的な課題、外国法の理解、研究方法などを学ぶ機会が与えられることから、積極的な参加が望まれる。				

研究会科目 (研究コースは所属プログラムの研究会4単位必修、高度専門職コースは4単位選択必修)	研究会 (民事法学) II	研究会における報告や討論を通じて、自らが選んだ研究領域の問題を的確に把握し、自己の研究を深め、より充実した修士論文を作成・完成させることを目標とする。定期的に学内外の研究者および大学院生が報告を行い、参加者で自由に討論をする。民事法に関するテーマであれば、内容・報告形式は、原則として、自由である(判例等の評釈、民事法関係の個別テーマ報告など)。自己の専攻分野・関心領域のみならず、民事法全般にわたる重要テーマや横断的な課題、外国法理解、研究方法などを学ぶ機会が与えられることから、積極的な参加が望まれる。		
	研究会 (政治学) I	研究の進展状況を確認するため、学生に修士論文研究計画等の報告をしてもらう。報告に対して、様々な研究領域の教員が助言することで、文献情報収集・調査等に係る研究手法の妥当性、議論を裏付ける実証性、論証の妥当性、当該研究の学問的位置付けなどを学生に明確に意識させる。さらには、教員を含む各参加者が、自分の最新の研究成果を持ち寄って発表し、それに基づいて討論を行うことによって、参加者の学問的水準の向上をはかる。		
	研究会 (政治学) II	修士論文執筆中の学生に修士論文研究中間発表等の報告をしてもらう。報告に対して、様々な研究領域の教員が助言することで、文献情報収集・調査等に係る研究手法の妥当性、議論を裏付ける実証性、論証の妥当性、当該研究の学問的位置付けなどを学生に明確に意識させる。さらには、教員を含む各参加者が、自分の最新の研究成果を持ち寄って発表し、それに基づいて討論を行うことによって、参加者の学問的水準の向上をはかる。		
理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必 修)	基礎法学	法理学演習 I	法理学の発展的な知識を修得するとともに、従来の学説に対する自分の意見を確立することをも目標とする。とくに法の一般理論(法概念論)に関する主要な論点について、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を批判的に検討する。法の一般理論は「法とは何か」という問いに取り組み法理学の最も中心的な部分を占めるため、法理学の学習・研究をする者にとって非常に重要な分野である。さらに、古典論理の基礎的な知識をふまえた考察ができるようになることが望ましい。	
		法理学演習 II	法理学演習 I での学習を前提として、ひきつづき法理学の発展的な知識を修得するとともに、従来の学説に対する自分の意見を確立することをも目標とする。とくに法の一般理論(法概念論)に関する主要な論点を取り上げ、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を批判的に検討する。法と正義または道徳の関係の有無についても検討する。さらに、様相論理の基礎的知識をふまえた考察ができるようになることが望ましい。	
		法理学演習 III	法理学演習 I 及び法理学演習 II での学習を前提として、とくに法律学方法論(制定法や判例などの法源から事案に適用可能な法規範をどのように導き出すべきなのかを扱う分野、法解釈方法論ともいう)に関する主要な論点を取り上げ、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を批判的に検討する。法の欠陥の補充方法もこの授業の範囲となる。	
		法理学演習 IV	狭義の法理学は法理学演習 I、II、III で学ぶ法の一般理論と法律学方法論で構成されるが、広義の法理学には正義論も含まれる。法と正義、または道徳の間に必然的な関係があることを認める非法実証主義の立場をとるならば、「法とは何か」という問いに取り組むためには「正義とは何か」という問いに取り組むことも必要となるからである。この授業では正義論に関する主要な論点を取り上げ、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を批判的に検討しつつ、自分の見解をまとめることを目指す。	
		日本法制史演習 I	江戸幕府が作成した法制史料の翻刻本を素材として近世文書の読み解き方を理解し、併せて史料の内容に関連する研究史について知見を深める。 幕府法を適用した裁判事例集である『御仕置例類集』の講読を通して、基本的な各種工具書の種類と特性を学ぶとともに、候文の文法や近世文書の特質を身に付け、関連文献の調査手法を実地に学ぶ。	
		日本法制史演習 II	江戸幕府が作成した法制史料の翻刻本を素材として近世文書の読み解き方を理解し、併せて史料の内容に関連する研究史について知見を深める。 幕府法を適用した裁判事例集である『御仕置例類集』の講読を通して、各種工具書の使い方、関連するデータベース等の使い方に習熟し、候文の読解能力を更に涵養する。	
		日本法制史演習 III	『公事方御定書』の写本をテキストとして、近世日本の崩し字の読み解き方を学ぶ。習熟度に応じ、翻刻があり、かつ比較的短い文章の文献から、長い文章、翻刻の存在しない文章へ難度を上げる。併せて、読解した条文の内容と関連する論考、裁判事例の検索能力を涵養する。	
		日本法制史演習 IV	近世日本の崩し字の読み解き方をより深く学びつつ、テキストの内容と関連する古文書、裁判事例、先行研究等の検索能力を涵養する。当初のテキストには、翻刻の存在しない長い文章である加賀藩の地方文書から法制関連の内容を含むものを選択し提示するが、最終的には受講生自身で関心のあるテーマに繋がる文書を見ることができるようにすることを目標とする。	
		東洋法制史演習 I	『唐律疏議』の講読を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得するとともに、漢文読解能力の向上を図る。本授業では、前近代中国法を代表する法典である「唐律」を題材とし、『唐律疏議』の講読を通して、講義で学んだ唐律の各種法概念を実際の条文に即して再確認する。具体的には、唐律名例律第1条～第5条(五刑条)、第6条(十悪条)、第7条(八議条)等の条文およびその注釈を講読する。	
		東洋法制史演習 II	『唐律疏議』の講読を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得するとともに、漢文読解能力の向上を図る。本授業では、前近代中国法を代表する法典である「唐律」を題材とし、『唐律疏議』の講読を通して、講義で学んだ唐律の各種法概念を実際の条文に即して再確認する。具体的には、唐律名例律第17条(官当条)、第26条(留養条)、第30条(老小廢疾取贖条)、第42条(共犯罪首從条)等の条文およびその注釈を講読する。	
		東洋法制史演習 III	清代刑事判例の講読を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業では、前近代中国法の最終形たる「清律」を題材とし、『刑案匯覽』等といった清代の刑事判例集の講読を通じて、清代の法運用の実態に即して清律の各種法概念を学ぶ。具体的には、清律名例律の贖刑条、老小廢疾取贖条、犯罪存留養親条、犯罪自首条、刑律の謀殺人条、強盜条等に関する判例史料を講読する。	
		東洋法制史演習 IV	清代刑事判例の講読を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業では、前近代中国法の最終形たる「清律」を題材とし、『刑案匯覽』等といった清代の刑事判例集の講読を通じて、清代の法運用の実態に即して清律の各種法概念を学ぶ。具体的には、清律刑律の夜無故入人家条、殺死姦夫条、罪人拒捕条、鬪毆及故殺人条、戲殺誤殺過失殺傷人条、威逼人致死条等に関する判例史料を講読する。	
		外国法演習 I	外国法特論 I 及び II の履修を前提として、そこで選んだテーマについて、関連する判例、論文をさらに蒐集し、批判的に検討を加える。具体的には、アメリカ憲法における司法制度、連邦制度、選挙制度、表現の自由に関する問題を扱い、議論に必要な資料の整理分析までを行う。この分析は、外国法演習 II においてさらに発展させるものであるため、受講生と教員との間で密な指導を行いながら、複数枚の論点メモとして完成させる。	
		外国法演習 II	外国法演習 I の履修を前提として、そこで選んだテーマについて、論点メモを基礎としながら、2万字程度の研究ノートとして完成させることを目的とする。研究ノートでは、選択した論点の歴史的発展を、判例の展開を中心に検討し、アメリカ法研究で標準とされているサイテーションの形式を守りながら、執筆することを徹底的に指導し、修士論文の執筆の足がかりとする。	

理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必 修)	基礎法学	外国法演習Ⅲ	外国法特論Ⅲ及びⅣの履修を前提として、そこで選んだテーマについて、関連する判例、論文をさらに蒐集し、批判的に検討を加える。具体的には、裁判管轄権、証拠開示制度、陪審裁判制度における手続き上の諸問題（陪審選定、説示、評決後の手続き）に関する問題を扱い、議論に必要な資料の整理分析までを行う。この分析は、外国法演習Ⅳにおいてさらに発展させるものであるため、受講生と教員との間で密な指導を行いながら、複数枚の論点メモとして完成させる。		
		外国法演習Ⅳ	外国法演習Ⅲの履修を前提として、そこで選んだテーマについて、論点メモを基礎としながら、2万字程度の研究ノートとして完成させることを目的とする。研究ノートでは、選択した論点の歴史的発展を、判例の展開を中心に検討し、アメリカ法研究で標準とされているサイテーションの形式を守りながら、執筆することを徹底的に指導し、修士論文の執筆の足がかりとする。		
	憲法	憲法演習Ⅰ	憲法上の権利（基本権）の意義・限界について考察を深め、基本権の実現方法について受講生なりの私見を確立することを目指す。高度な教材を用いた演習形式で、基本権の考察を深める。教員が指名した受講生が特定テーマについてレジュメを作成し報告を行ったうえで、他の受講生との質疑応答を行う。適宜、教員が報告・討議内容について、補足的に解説を加えるスタイルを取る。この演習では、人権の基礎付け論から、大学の独立法人化までを取り扱う。		
			憲法演習Ⅱ	憲法上の権利（基本権）の意義・限界について考察を深め、基本権の実現方法について受講生なりの私見を確立することを目指す。高度な教材を用いた演習形式で、基本権の考察を深める。教員が指名した受講生が特定テーマについてレジュメを作成し報告を行ったうえで、他の受講生との質疑応答を行う。適宜、教員が報告・討議内容について、補足的に解説を加えるスタイルを取る。この演習では、表現の自由の原理論から、刑事法の改正の是非論まで扱う。	
		憲法演習Ⅲ	憲法総論・統治機構に関する判例・学説の理解を一層深め、受講生なりの私見を確立することを目指す。高度な教材を用いた演習形式で、憲法総論・統治機構に関する考察を深める。教員が指名した受講生が特定テーマについてレジュメを作成し報告を行ったうえで、他の受講生との質疑応答を行う。適宜、教員が報告・討議内容について、補足的に解説を加えるスタイルを取る。この演習では、権力分立から、立法権まで取り扱う。		
			憲法演習Ⅳ	憲法総論・統治機構に関する判例・学説の理解を一層深め、受講生なりの私見を確立することを目指す。高度な教材を用いた演習形式で、憲法総論・統治機構に関する考察を深める。教員が指名した受講生が特定テーマについてレジュメを作成し報告を行ったうえで、他の受講生との質疑応答を行う。適宜、教員が報告・討議内容について、補足的に解説を加えるスタイルを取る。この演習では、行政権から、憲法改正の限界まで扱う。	
		行政法	行政法演習Ⅰ	最新の行政法判例を検討・分析することを通じ、行政紛争の実態、法制度の仕組み、法解釈・適用を通じた紛争の解決方法を学び、特に自治体職員に求められる（政策）法務能力の向上を図る。行政立法や行政行為、行政上の義務履行確保について最新の判例を検討・分析し、討議を行う。	
				行政法演習Ⅱ	最新の行政法判例を検討・分析することを通じ、行政紛争の実態、法制度の仕組み、法解釈・適用を通じた紛争の解決方法を学び、特に自治体職員に求められる（政策）法務能力の向上を図る。行政指導や行政契約、行政手続法について最新の判例を検討・分析し、討議を行う。
			行政法演習Ⅲ	最新の行政法判例を検討・分析することを通じ、行政紛争の実態、法制度の仕組み、法解釈・適用を通じた紛争の解決方法を学び、特に自治体職員に求められる（政策）法務能力の向上を図る。取消訴訟の処分性や取消訴訟の原告適格、義務付け訴訟について最新の判例を検討・分析し、討議を行う。	
				行政法演習Ⅳ	最新の行政法判例を検討・分析することを通じ、行政紛争の実態、法制度の仕組み、法解釈・適用を通じた紛争の解決方法を学び、特に自治体職員に求められる（政策）法務能力の向上を図る。禁止訴訟や実質的当事者訴訟、国賠訴訟について最新の判例を検討・分析し、討議を行う。
	公法学・ 社会法学	税財政法演習Ⅰ	家族と税制のかかわりを分析し、家族政策と租税政策との在り方について考察を深める。日本とフランスとを、タテにヨコと比較し、家族制度と租税政策の関係について考察する。まず、演習Ⅰでは、日本における議論状況を分析・検討する。とりわけ、民法（家族法）の改正について、改正点の確認を行うとともに、改正後の議論状況を確認する。履修生には、租税法だけでなく民法（家族法）の基礎的知見を修得してもらいたい。演習Ⅰでは、各自に割り振られたテキストの担当箇所を要約し、その内容を報告することが求められる。報告を踏まえて、参加者で議論する。		
			税財政法演習Ⅱ	家族と税制のかかわりを分析し、家族政策と租税政策との在り方について考察を深める。日本とフランスとを、タテにヨコと比較し、家族制度と租税政策の関係について考察する。演習Ⅱでは、日本における家族と税制に関する基礎的な論文集等を読み込み、これまでの議論状況を確認する。また、日仏の家族法、家族と税制に関する基礎的文献を読み込む。履修生には、各自に割り振られたテキストの担当箇所を翻訳し、その内容を報告することが求められる。報告を踏まえて、参加者で議論する。	
			税財政法演習Ⅲ	家族と税制に関するフランス租税法のテキストを用いて、関連する制定法を読み込み、主要な判例を分析する。日本とフランスとを、タテにヨコと比較し、家族制度と租税政策の関係について考察する。演習Ⅲでは、フランスの家族租税法に関する文献Precis de droit fiscal de la familleを読み込み、フランス租税法における家族関係税制の概要を押さえ、家族政策としての租税法に関する議論を分析する。履修生には、各自に割り振られたテキストの担当箇所を翻訳し、その内容を報告することが求められる。報告を踏まえて、参加者で議論する。	
			税財政法演習Ⅳ	家族と税制に関するフランス租税法のテキストを用いて、関連する制定法を読み込み、主要な判例を分析する。日本とフランスとを、タテにヨコと比較し、家族制度と租税政策の関係について考察する。フランス家族租税法の文献Precis de droit fiscal de la familleを読み込むとともに、家族租税法に関する事例演習テキストExercis de droit fiscal de la familleを用いて事例の分析を行い、理解を深める。履修生には、各自に割り振られたテキストの担当箇所を翻訳し、その内容を報告することが求められる。報告を踏まえて、参加者で議論する。また、税財政法に関する博士論文を執筆する者がいる場合には、この演習の中で、定期的に博士論文について報告する機会を設定する。	
国際法		国際法演習Ⅰ	国際法全般に関わる重要な判例を取り上げ、判例評釈を通じて、これら判例の知識を深め、判例分析の能力を向上させる。裁判という形で表面化した国際紛争を題材として国際法学の理解をすすめる。国際法の判例研究は、条約及び慣習法を明確化し国際法を正確に理解する上で重要である。演習参加者は、国際的な裁判機関、特に国際司法裁判所の主要な判決及び意見を原文（英語又はフランス語）で読み発表を行う。報告者は英文判決の正確な読解に加えて、各事例の国際法上の諸問題を分析することが求められる。判例評釈を行う上で、判例の意義を正しく理解するため、国内外の学術論文（主に英語論文）を用いて、分析を行う。演習参加者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。		
			国際法演習Ⅱ	国際紛争の平和的解決と国際社会の平和と安全の維持に関する各種の事例研究及び判例の分析を行う。特に授業に参加する学生の興味分野における国際紛争を取り上げ検証する。これらの事例研究又は判例評釈を通じて、判例と国際法分野の知識を深め、分析能力を向上させる。演習参加者は、海洋法、国際経済法、国際環境法など多分野の中から自分の研究に関係する国際紛争と、それを解決するための国際制度について学び、関係判決及び意見を原文（英語又はフランス語）で読み発表を行う。報告者は英文判決の正確な読解に加えて、各事例の国際法上の諸問題を分析することが求められる。判例評釈を行う上で、判例の意義を正しく理解するため、国内外の学術論文（主に英語論文）を用いて、分析を行う。演習参加者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	

理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必 修)	公法学・ 社会法学	国際法演習Ⅲ	国際法の個別分野における判例評釈や国際機関からの報告書や決議の分析を行う。特に国際人権法及び国際刑事法の分野における主要判例や、各種の人権機関の決議や勧告を取り上げる。これら判例評釈を通じて、判例と国際法分野の知識を深め、判例分析の能力を向上させる。演習参加者は、国際人権法及び国際刑事法の主要な判決及び意見を原文(英語又はフランス語)で読み発表を行う。報告者は外国語判決の正確な読解に加えて、各事例の国際法上の諸問題を分析することが求められる。判例評釈を行う上で、判例の意義を正しく理解するため、国内外の学術論文(主に英語論文)を用いて、分析を行う。演習参加者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	
		国際法演習Ⅳ	国際人道法と国際刑事法に関する各種の判例の分析を行う。これら判例評釈を通じて、判例と国際法分野の知識を深め、判例分析の能力を向上させる。演習参加者は、判決及び意見を原文(英語又はフランス語)で読み発表を行う。報告者は英文判決の正確な読解に加えて、各事例の国際法上の諸問題を分析することが求められる。判例評釈を行う上で、判例の意義を正しく理解するため、国内外の学術論文(主に英語論文)を用いて、分析を行う。演習参加者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	
		刑法演習Ⅰ	刑法総論前半部に係る重要判例の分析能力を深化させ、新たな問題への対応能力をも獲得する。刑法総論上の重要な諸論点に関する近時の判例を採り上げ、当該論点に係る従来の判例の立場を踏まえた上で、当該判例の立論、その従来の判例との関係性・位置づけ、これらに対する学説の視点からの評価等を分析する。	
		刑法演習Ⅱ	刑法総論後半部に係る重要判例の分析能力を深化させ、新たな問題への対応能力をも獲得する。刑法総論上の重要な諸論点に関する近時の判例を採り上げ、当該論点に係る従来の判例の立場を踏まえた上で、当該判例の立論、その従来の判例との関係性・位置づけ、これらに対する学説の視点からの評価等を分析する。	
		刑法演習Ⅲ	刑法各論前半部に係る重要判例の分析能力を深化させ、新たな問題への対応能力をも獲得する。刑法各論上の重要な諸論点に関する近時の判例を採り上げ、当該論点に係る従来の判例の立場を踏まえた上で、当該判例の立論、その従来の判例との関係性・位置づけ、これらに対する学説の視点からの評価等を分析する。	
		刑法演習Ⅳ	刑法各論後半部に係る重要判例の分析能力を深化させ、新たな問題への対応能力をも獲得する。刑法各論上の重要な諸論点に関する近時の判例を採り上げ、当該論点に係る従来の判例の立場を踏まえた上で、当該判例の立論、その従来の判例との関係性・位置づけ、これらに対する学説の視点からの評価等を分析する。	
		刑事訴訟法演習Ⅰ	刑事訴訟法の理解を前提に、社会的問題を刑事訴訟法上の論点へと落とし込む。院生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を正確に理解し、刑事訴訟法上の争点につき正しく指摘できることを目指す。そのために、文献の扱いかた、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、院生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを目指す。	
		刑事訴訟法演習Ⅱ	刑事訴訟法の理解と問題点への考察を深める。院生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を前提としながら、自身が指摘する問題点につき解決のための説得的、理論的私見を展開できるようになることを目標とする。そのために、文献の扱いかた、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、院生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを目指す。	
		刑事訴訟法演習Ⅲ	公訴、公判および判決手続につき、正確に読み解く力を養う。判例を調査分析することにより、法の適用実態と判例の意義及び動向を把握させる。	
		刑事訴訟法演習Ⅳ	公訴、公判および判決手続の主要な論点を把握し、判例の課題について考察する力を養う。そのために、判例に対して出される、諸文献・資料を参考にしてその問題点を研究する。	
		労働法演習Ⅰ	個別的労働判例を素材として、学術的に意義のある理論的課題を研究しうる能力の養成を目標とする。判例の正確な読み方、分析視角、自己の見解の持ち方などを修得する。重要な個別的労働判例を素材にして、労働法理論の検討を行う。受講生の報告を中心にして進める。	
		労働法演習Ⅱ	集团的労働判例を素材として、学術的に意義のある理論的課題を研究しうる能力の養成を目標とする。判例の正確な読み方、分析視角、自己の見解の持ち方などを修得する。重要な集团的労働判例を素材にして、労働法理論の検討を行う。受講生の報告を中心にして進める。	
	労働法演習Ⅲ	労働法に関する高度の専門的能力の養成をめざし、「労働法実務」をテーマとする。労働紛争解決などにかかわる法実務の意義と役割を理解する。労働法の実務に関するテーマを対象にして、受講生の報告に基づき、その意義・役割・課題などを探求する。		
	労働法演習Ⅳ	比較法研究の意義と役割の理解を通じて労働法に関する高度の専門的能力の養成をめざす。労働法の比較法研究に関する文献と対象にして、受講生の報告に基づきその手法を学ぶ。		
	社会保障法演習Ⅰ	社会保障に関連した裁判例の検討を通じて社会保障の法律関係についての理解を深め、社会保障領域における新たな問題解決のためのツールを拡充することを目標とする。近年、社会保障制度に関連した裁判例はかなりの蓄積をみるようになっており、社会保障の法律関係を正確に理解するためには、こうした裁判例の理解が不可欠である。社会保障法演習Ⅰでは、医療保険、介護保険、各種医療保障制度に関わる重要な裁判例を取り上げ検討する。		
	社会保障法演習Ⅱ	社会保障に関連した裁判例の検討を通じて社会保障の法律関係についての理解を深め、社会保障領域における新たな問題解決のためのツールを拡充することを目標とする。近年、社会保障制度に関連した裁判例はかなりの蓄積をみるようになっており、社会保障の法律関係を正確に理解するためには、こうした裁判例の理解が不可欠である。社会保障法演習Ⅱでは、年金保険、労災保険、社会手当などの領域における基本的な裁判例を取り上げ検討する。		
	社会保障法演習Ⅲ	社会保障に関連した裁判例の検討を通じて社会保障の法律関係についての理解を深め、社会保障領域における新たな問題解決のためのツールを拡充することを目標とする。近年、社会保障制度に関連した裁判例はかなりの蓄積をみるようになっており、社会保障の法律関係を正確に理解するためには、こうした裁判例の理解が不可欠である。社会保障法演習Ⅲでは、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉などの社会福祉領域における重要裁判例を取り上げ検討する。		
	社会保障法演習Ⅳ	社会保障に関連した裁判例の検討を通じて社会保障の法律関係についての理解を深め、社会保障領域における新たな問題解決のためのツールを拡充することを目標とする。近年、社会保障制度に関連した裁判例はかなりの蓄積をみるようになっており、社会保障の法律関係を正確に理解するためには、こうした裁判例の理解が不可欠である。社会保障法演習Ⅳでは、生活保護制度に関わる裁判例のうち、生活保護基準、保護の受給手続きなどに関わる重要裁判例を取り上げ検討する。		
	民法学	民法A演習Ⅰ	2020年4月施行の民法(債権法)改正について検討を行う。まずは、民法改正の背景を確認し、総則(法律行為・意思表示・代理)、債権譲渡、債権譲渡の対抗要件、約款、多数当事者の債権債務関係などのテーマにつき検討を行う。講義の受講、報告、レポート作成を通して、債権法改正に関する基本事項を理解するとともに、自ら分析を行う法的思考力を養うことを目標とする。担当をあらかじめ決め、履修者による報告を行う。	
	民法A演習Ⅱ	債権法改正について検討を行う。特に、保証・連帯保証、詐害行為取消権、債権者代位権、弁済・代物弁済、相殺などをテーマに講義の受講、報告、レポート作成を通して、債権法改正に関する基本事項を理解すると共に、自ら分析を行う法的思考力を養うことを目標とする。		

理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必 修)	民法法学	民法A演習Ⅲ	本演習では、これまでの債権法改正の議論を分析することによって、債権法改正に関する基礎的知識や債権法の問題について理解を深めることを目標とする。債権法改正のうち、主として契約法（契約の成立、契約の種類、損害賠償・解除、売買）にかかる重要論点について、受講者の関心のあるテーマにつき、各自が報告を行い、最後に、レポートを提出してもらう。	
		民法A演習Ⅳ	契約法分野（貸借、消費貸借、使用貸借、請負、委任等）に関わる債権法改正について検討を行う。本演習では、これまでの債権法改正の議論を分析することによって、債権法改正に関する基礎的知識や債権法の問題について理解を深めることを目標とする。受講者の関心のあるテーマにつき、各自が報告を行い、最後に、レポートを提出してもらう。	
		民法B演習Ⅰ	物権法分野（物権的請求権、占有、対抗問題、即時取得）の主要判例を検討する。物権法分野（物権的請求権、占有、対抗問題、即時取得）における理解を深めることができる。各回において、物権法分野（物権的請求権、占有、対抗問題、即時取得）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民法B演習Ⅱ	物権法分野（占有、通行権、共有、入会）の主要判例を検討する。物権法分野（占有、通行権、共有、入会）における理解を深めることができる。各回において、物権法分野（占有、通行権、共有、入会）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民法B演習Ⅲ	不法行為分野（因果関係、過失、損害論）の主要判例を検討する。不法行為分野（因果関係、過失、損害論）における理解を深めることができる。各回において、不法行為分野（因果関係、過失、損害論）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民法B演習Ⅳ	不法行為分野（共同不法行為、使用者責任、人格権侵害）の主要判例を検討する。不法行為分野（共同不法行為、使用者責任、人格権侵害）における理解を深めることができる。各回において、不法行為分野（共同不法行為、使用者責任、人格権侵害）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民事訴訟法演習Ⅰ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要な判例（民事訴訟法演習Ⅰでは、訴訟主体（当事者及び裁判所）に関するもの）を1件ずつ取り上げ、検討する。参加者は、対象判例の事案と判旨を要約した上で、判示事項に関連する学説、先例を整理したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法演習Ⅱ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要な判例（民事訴訟法演習Ⅱでは、訴訟客体（訴訟物）に関するもの）を1件ずつ取り上げ、検討する。参加者は、対象判例の事案と判旨を要約した上で、判示事項に関連する学説、先例を整理したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法演習Ⅲ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要な判例（民事訴訟法演習Ⅲでは、訴訟過程（主張及び立証）に関するもの）を1件ずつ取り上げ、検討する。参加者は、対象判例の事案と判旨を要約した上で、判示事項に関連する学説、先例を整理したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法演習Ⅳ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要な判例（民事訴訟法演習Ⅳでは、上訴・再審および特別訴訟に関するもの）を1件ずつ取り上げ、検討する。参加者は、対象判例の事案と判旨を要約した上で、判示事項に関連する学説、先例を整理したペーパーを準備する。	
		商取引法演習Ⅰ	商法総則・会社法総則についてさらに深い理解を得ることを目的とする。具体的には、受講者に事前に報告テーマを割り当てるか、教員との相談により報告テーマを決めた後、報告をしてもらい、報告後、全員で議論する。	
		商取引法演習Ⅱ	商取引法演習Ⅰに引き続き、商行為法分野についてさらに深い理解を得ることを目的とする。具体的には、受講者に事前に報告テーマを割り当てるか、教員との相談により報告テーマを決めた後、報告をしてもらい、報告後、全員で議論する。	
		商取引法演習Ⅲ	手形法・小切手法についてさらに深い理解を得ることを目的とする。具体的には、受講者に事前に報告テーマを割り当てるか、教員との相談により報告テーマを決めた後、報告をしてもらい、報告後、全員で議論する。	
		商取引法演習Ⅳ	商取引法演習Ⅲに引き続き、手形法・小切手法についてさらに深い理解を得ることを目的とする。具体的には、受講者に事前に報告テーマを割り当てるか、教員との相談により報告テーマを決めた後、報告をしてもらい、報告後、全員で議論する。	
		会社法演習Ⅰ	株式会社の取締役、取締役会について理解を深めることを目的とする。重要な論文、裁判例を受講者が報告し、それに基づいて議論を行う。日本の会社法はアメリカ法の影響を受けているので、一部は英語の文献を扱う予定である。	
		会社法演習Ⅱ	株式会社の株主、株主総会について理解を深めることを目的とする。重要な論文、裁判例を受講者が報告し、それに基づいて議論を行う。日本の会社法はアメリカ法の影響を受けているので、一部は英語の文献を扱う予定である。	
		会社法演習Ⅲ	株式会社の資金調達について理解を深めることを目的とする。重要な論文、裁判例を受講者が報告し、それに基づいて議論を行う。日本の会社法はアメリカ法の影響を受けているので、一部は英語の文献を扱う予定である。	
		会社法演習Ⅳ	株式会社の組織再編について理解を深めることを目的とする。重要な論文、裁判例を受講者が報告し、それに基づいて議論を行う。日本の会社法はアメリカ法の影響を受けているので、一部は英語の文献を扱う予定である。	
		経済法演習Ⅰ	経済法特論Ⅰで得た知識をもとに、どのような要件のもとで排除型私的独占と正当な競争行為が区別できるかについて、または排除型私的独占と不正な取引方法の違いについて受講者各自がそれぞれ事例（外国の事例も必ず含む）や学説、ガイドラインなどを調査、分析し、報告を行う。各報告についてその都度受講者全員で討論を行う。	
		経済法演習Ⅱ	経済法特論Ⅱで得た知識をもとに、どのような要件のもとで私的独占に含まれない不正な取引方法のみの認定が行われるのかについて受講者各自がそれぞれ事例（外国の事例も必ず含む）や学説、ガイドラインなどを調査、分析し、報告を行う。各報告についてその都度受講者全員で討論を行う。	
		経済法演習Ⅲ	経済法特論Ⅲで得た知識をもとに、単なる情報の交換や官職的並行行為と独禁法上の「意思の連絡」の違いについて受講者自身がそれぞれ事例（外国の事例も必ず含む）や学説、ガイドラインなどを調査、分析し、報告を行う。特にビッグデータやアルゴリズムを利用したカルテルについても注目し、取り入れる。各報告についてその都度受講者全員で討論を行う。	
		経済法演習Ⅳ	経済法特論Ⅳで得た知識をもとに、最近日本において企業結合の認定までに時間がかかった事例やその理由及び問題解消措置などについて諸外国との比較を取り入れて受講者各自がそれぞれ報告を行う。各報告についてその都度受講者全員で討論を行う。	

民事法学	国際私法演習 I	準拠法決定、国際裁判管轄、外国判決の承認・執行に関し、学説及び実務において重要な論点について理解を深める。本授業は、国際私法の基本的知識を修得した者を対象とし、現在学界あるいは実務上問題となっている論点を受講者自身が選択し、現状の調査、問題点の抽出及び分析を行う。国際私法の現代的な論点について、受講者各自がテーマを選択し、そのテーマについての現状の調査、問題点の抽出及び分析を報告する。報告に対して、他の受講者とともに議論を行う。			
	国際私法演習 II	学説及び実務において重要な国際私法上の論点についての外国法における議論の理解を深める。本科目は国際私法の基本的知識を修得した者を対象とする。現在、または将来的に、学界あるいは実務上問題となる論点を受講者自身が選択し、我が国及び比較法の対象とする外国法制の現状を調査した上で、問題点の抽出及び分析を行う。受講者各自がテーマを選択し、そのテーマについての当該外国法制の現状の調査、問題点の抽出及び分析を踏まえて取りまとめられた報告に対して、他の受講者とともに議論を行う。			
	国際取引法演習 I	我が国法制度における国際取引関連規定に関して生じる問題を取り上げ、分析する。実際に国際取引の事案に接した際にも問題を分析し、解決の方策を導けるように力を得る。国際取引をめぐる問題について、受講者の興味・関心に応じて論点を選択し、その論点についての分析と議論を行う。受講者は、それぞれの興味に応じて、報告を担当する。報告においては、選択したテーマの問題の抽出、現状（立法に関する議論や裁判例など）、学説等を整理する。報告後、受講者全員で議論を行う。初回までに自分の関心のあるテーマを準備しておく。			
	国際取引法演習 II	実際に発生する問題の解決を導けるよう、あるいは問題発生自体の予防をはかれる知識及び能力を得ることを目的として、外国法制における国際取引関連規定、地域的・国際的な渉外取引関連の法制度に関して生じる問題を取り上げ、分析する。受講者は、自身の興味・関心に応じて科目開始時までに論点を選択しておく、当該論点についての分析に取り組み、授業ではその成果を報告する。報告では、問題点の抽出、現状（法制度・立法動向や裁判例など）、学説等を整理する。報告後、受講者全員で議論を行う。			
	知的財産法演習 I	自ら特許法に関する論点について論じ、授業参加者に自らの論理の位置を明確に説明し説得することを目指す。判例及び学説を素材に特許法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にした発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。			
	知的財産法演習 II	自ら商標法に関する論点について論じ、授業参加者に自らの論理の位置を明確に説明し説得することを目指す。判例及び学説を素材に商標法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にした発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。			
	知的財産法演習 III	自ら著作権法に関する論点について論じ、授業参加者に自らの論理の位置を明確に説明し説得することを目指す。判例及び学説を素材に著作権法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にした発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。			
	知的財産法演習 IV	自ら不正競争防止法に関する論点について論じ、授業参加者に自らの論理の位置を明確に説明し説得することを目指す。判例及び学説を素材に不正競争防止法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にした発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。			
	理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必 修)	公共政策論演習 I	公共政策を検討するための理論的、実践的スキルを身につけることを目的とする。受講者自身の関心に応じて現実の課題を例として取り上げ、受講者独自の切り口で課題を分析し、受講者の分析を受講者間で議論し検討する。自らが抱えて立つ価値観を明示しつつ、その価値観から考える「望ましさ」と現実とのギャップ、受講者間の価値観の相違を前提とした上で、自分の判断が「正しい」と主張するスキルを獲得することを求める。		
		公共政策論演習 II	公共政策を検討するための理論的、実践的スキルを身につけることを目的とする。受講者自身の関心に応じて現実の課題を例として取り上げ、受講者独自の切り口で課題を分析し、受講者の分析を受講者間で議論し検討する。自らが抱えて立つ価値観を明示しつつ、その価値観から考える「望ましさ」と現実とのギャップ、受講者間の価値観の相違を前提とした上で、自分の判断が「正しい」と主張するスキルを獲得することを求める。演習 I で獲得した基礎的スキルの向上を目指す。		
		公共政策論演習 III	公共政策を検討するための理論的、実践的スキルを身につけることを目的とする。受講者自身の関心に応じて現実の課題を例として取り上げ、受講者独自の切り口で課題を分析し、受講者の分析を受講者間で議論し検討する。自らが抱えて立つ価値観を明示しつつ、その価値観から考える「望ましさ」と現実とのギャップ、受講者間の価値観の相違を前提とした上で、自分の判断が「正しい」と主張するスキルを獲得することを求める。演習 I・II に比して、自らが対すべき「仮想敵」の主張の妥当性の検討に重きを置く。		
		公共政策論演習 IV	公共政策を検討するための理論的、実践的スキルを身につけることを目的とする。受講者自身の関心に応じて現実の課題を例として取り上げ、受講者独自の切り口で課題を分析し、受講者の分析を受講者間で議論し検討する。自らが抱えて立つ価値観を明示しつつ、その価値観から考える「望ましさ」と現実とのギャップ、受講者間の価値観の相違を前提とした上で、自分の判断が「正しい」と主張するスキルを獲得することを求める。演習 III で獲得したスキルの向上を目指す。		
		政治学	政治社会学演習 I	地方自治に関する諸問題について実証的なデータを基に明らかにする。まず履修者は地方自治に関する任意のテーマを選択する。当該テーマを調査・研究する上で重要な先行研究について検討し、その概要について報告する。履修者同士での議論や担当者からのコメントを踏まえて、先行研究群を整理する。先行研究を整理した後、当該テーマについてどのような課題が残されているのかについて検討し、自らのリサーチ・クエスチョンについて考え、報告する。	
			政治社会学演習 II	地方自治に関して自らが設定したリサーチクエスチョンを、どのような研究方法を用いて解き明かすのが良いのかについて考え、報告する。履修者同士や担当者からのコメントを踏まえて研究方法を決定することと並行してリサーチ・クエスチョンの解明に必要なデータを収集し、整理する。必要に応じて履修者からデータ収集の現状について報告してもらい担当者はアドバイスを行う。分析を行いその結果をまとめる。分析の結果得られた知見やその含意について履修者同士や担当者も交えて議論を行う。	
政治社会学演習 III			地方政治に関する諸問題について実証的なデータを基に明らかにする。まず履修者は地方政治に関する任意のテーマを選択する。当該テーマを調査・研究する上で重要な先行研究について検討し、その概要について報告する。履修者同士での議論や担当者からのコメントを踏まえて、先行研究群を整理する。先行研究を整理した後、当該テーマについてどのような課題が残されているのかについて検討し、自らのリサーチ・クエスチョンについて考え、報告する。		
政治社会学演習 IV			地方政治に関して自らが設定したリサーチクエスチョンを、どのような研究方法を用いて解き明かすのが良いのかについて考え、報告する。履修者同士や担当者からのコメントを踏まえて研究方法を決定することと並行してリサーチ・クエスチョンの解明に必要なデータを収集し、整理する。必要に応じて履修者からデータ収集の現状について報告してもらい担当者はアドバイスを行う。分析を行いその結果をまとめる。分析の結果得られた知見やその含意について履修者同士や担当者も交えて議論を行う。		
政策過程論演習 I	政策過程論の理論考察を通じて、政策過程論に対する理解を深める。特に、異なる理論を用いた事例研究を複数読み込むことによって、各理論の長所と短所について学び、自身の研究テーマの分析枠組みに適した理論選択ができるようになることを目指す。この授業では、政策過程論に関連する文献（上川龍之進の『経済政策の政治学』と京俊介の『著作権法改正の政治学』）を読み、政策過程論における実際の研究を学ぶとともに、とくに政策過程の事例研究を学ぶことで、政策過程の理論と実際に対する理解を深める。				

理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必 修)	政治学	政策過程論演習Ⅱ	政策過程論の理論考察を通じて、政策過程論に対する理解を深める。特に、異なる理論を用いた事例研究を複数読み込むことによって、各理論の長所と短所について学び、自身の研究テーマの分析枠組みに適した理論選択ができるようになることを目指す。この授業では、政策過程論に関連する文献(岡部恭彦の『通貨金融危機の歴史的起源』と北山俊哉の『福祉国家の制度発展と地方政府』)を読み、政策過程論における実際の研究を学ぶとともに、とくに政策過程の事例研究を学ぶことで、政策過程の理論と実際に対する理解を深める。	
		政策過程論演習Ⅲ	政策過程論の先行研究や受講生の研究計画に関する報告・検討を通じて、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを修得し、修士論文の完成度を高める。この授業では、政策過程論に関連する学術論文や専門書(黒澤良の『内務省の政治史』と市川喜崇の『日本の中央-地方関係』)を読み、政策過程論における実際の研究を学ぶとともに、とくに政策過程の歴史分析法などを学ぶことで、政策過程の理論と実際に対する理解を深める。	
		政策過程論演習Ⅳ	政策過程論の先行研究や受講生の研究計画に関する報告・検討を通じて、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを修得し、修士論文の完成度を高める。この授業では、政策過程論に関連する学術論文や専門書(ロバート・パトナムの『哲学する民主主義』とデイヴィッド・ルイスの『大統領任命の政治学』)を読み、政策過程論における実際の研究を学ぶとともに、とくに政策過程の歴史分析法などを学ぶことで、政策過程の理論と実際に対する理解を深める。	
		計量政治学演習Ⅰ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業は、計量分析の方法による有権者の投票行動研究の代表的な書籍である綿貫治ほか(著)『日本人の選挙行動』を取り上げて輪読し、検討することによって、政治の計量分析の実際についての認識を深めることを目標とする。	
		計量政治学演習Ⅱ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業は、計量分析の方法による有権者の投票行動研究の代表的な書籍である三宅一郎ほか(著)『55年体制下の政治と経済』を取り上げて輪読し、検討することによって、政治の計量分析の実際についての認識を深めることを目標とする。さらに、希望があれば数量データをパソコンを用いて実際に分析する実習も取り入れる。	
		計量政治学演習Ⅲ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業は、計量分析の方法による有権者の投票行動研究の代表的な書籍である水崎節文・森裕城(著)『総選挙の得票分析1958-2005』を取り上げて輪読し、検討することによって、政治の計量分析の実際についての認識を深めることを目標とする。	
		計量政治学演習Ⅳ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業は、計量分析の方法による有権者の投票行動研究の代表的な書籍である川人貞史(著)『選挙制度と政党システム』を取り上げて輪読し、検討することによって、政治の計量分析の実際についての認識を深めることを目標とする。さらに、希望があれば数量データをパソコンを用いて実際に分析する実習も取り入れる。	
		政治思想史演習Ⅰ	現代アメリカにおける「自由」と社会的「正義」の両立をめぐる政治哲学的議論を参照しながら、自由主義についての理解を深める。現代アメリカにおけるリベラリズムの三大潮流である、ロールズによる「公正としての正義」論、ノージック等の提唱するリバタリアニズム(自由至上主義)、サンデルやマッキンタイヤーによるコミュニタリアニズム(共同体主義)の三者の主張を比較考量しながら、共同体にとっての「共通善」へのコミットメントと、私的領域を中心とした個人の「自己決定権」及び「アイデンティティ形成」の複合的關係について考える。可能な限り、アメリカ及び日本の具体的な政治問題、社会運動、裁判例などに即して検討する。演習Ⅰでは、ロールズの正義論と、功利主義的社会理論の論争に焦点を当てる。	
		政治思想史演習Ⅱ	現代アメリカにおける「自由」と社会的「正義」の両立をめぐる政治哲学的議論を参照しながら、自由主義についての理解を深める。現代アメリカにおけるリベラリズムの三大潮流である、ロールズによる「公正としての正義」論、ノージック等の提唱するリバタリアニズム(自由至上主義)、サンデルやマッキンタイヤーによるコミュニタリアニズム(共同体主義)の三者の主張を比較考量しながら、共同体にとっての「共通善」へのコミットメントと、私的領域を中心とした個人の「自己決定権」及び「アイデンティティ形成」の複合的關係について考える。可能な限り、アメリカ及び日本の具体的な政治問題、社会運動、裁判例などに即して検討する。演習Ⅱでは、ノージックを軸にリバタリアニズムの理論的特徴を考察する。	
		政治思想史演習Ⅲ	現代アメリカにおける「自由」と社会的「正義」の両立をめぐる政治哲学的議論を参照しながら、自由主義についての理解を深める。現代アメリカにおけるリベラリズムの三大潮流である、ロールズによる「公正としての正義」論、ノージック等の提唱するリバタリアニズム(自由至上主義)、サンデルやマッキンタイヤーによるコミュニタリアニズム(共同体主義)の三者の主張を比較考量しながら、共同体にとっての「共通善」へのコミットメントと、私的領域を中心とした個人の「自己決定権」及び「アイデンティティ形成」の複合的關係について考える。可能な限り、アメリカ及び日本の具体的な政治問題、社会運動、裁判例などに即して検討する。演習Ⅲでは、ロールズの「重なり合う合意」の民主主義論的意義について考える。	
		政治思想史演習Ⅳ	現代アメリカにおける「自由」と社会的「正義」の両立をめぐる政治哲学的議論を参照しながら、自由主義についての理解を深める。現代アメリカにおけるリベラリズムの三大潮流である、ロールズによる「公正としての正義」論、ノージック等の提唱するリバタリアニズム(自由至上主義)、サンデルやマッキンタイヤーによるコミュニタリアニズム(共同体主義)の三者の主張を比較考量しながら、共同体にとっての「共通善」へのコミットメントと、私的領域を中心とした個人の「自己決定権」及び「アイデンティティ形成」の複合的關係について考える。可能な限り、アメリカ及び日本の具体的な政治問題、社会運動、裁判例などに即して検討する。演習Ⅳでは、サンデルの「負荷なき自己」批判の問題を中心に考える。	
		政治コミュニケーション論演習Ⅰ	政治コミュニケーション論特論Ⅰ～Ⅳで学んだ事柄とあわせ、関連する先行研究から主要な理論や分析手法を知り、この分野の理解を深める。特に政治コミュニケーションのディシプリンの横断性を考慮しながら、論文作成に向けて、受講生の学術的興味と自らの研究対象の収斂につながるように、議論を展開し、研究の方向性を検討する。	
		政治コミュニケーション論演習Ⅱ	政治コミュニケーション論演習Ⅰにつづけて、研究計画に沿って、先行研究に対する検討を深め、妥当性の高い分析手法を選択し、その実践、報告、議論を積み重ね、当該分野の理解をさらに深める。特に政治、政策、情報、人(材)、メディア、技術の相互関係に注目して、国内外の政治コミュニケーションに関するトピックを選んで実際に分析を行ってみる。	
		政治コミュニケーション論演習Ⅲ	より実践的にこの分野における研究活動を具現化する。その内容は、これまでに蓄積した内容をさらに具体的に著すこと、受講者の研究内容の独自性とその意義が評価できるように努めること、さらに別視点や高度な分析方法を模索し、思考・試行し、事例の分析や理論の理解と限界を検討することになる。それらを通じて、当該分野に関する理解を深め、受講生自らの成果につなげていく。	
		政治コミュニケーション論演習Ⅳ	政治コミュニケーション論演習Ⅲにつづけて、望ましい到達点に向けて、研究内容をまとめ、修正を繰り返す、その純度を高める。この期間で獲得された理論や知識の理解、自ら選択・実践した事例調査(分析)から導出される結果、解釈、議論、そして結論の構成を整理する。もちろん、門外漢に理解出来る丁寧さの修得も重要であるため、発表スタイルもここでは重視される。	

研究科共通科目群 (法務専攻(法科大学院)と合同開講) (高度専門職コースは2単位以上選択必修)	法理学	法理学は「法理論」と「正義論」という相互にある程度独立している二つの分野に分けることができ、この授業では前者の法理論を中心に説明する。法理論では、価値中立的な立場から「法とは何か」という問題を取り扱う。この分野は「法の一般理論(法概念論)」と「法理学方法論」に下位区分できる。前者の法の一般理論は、「法規範とは何か」「権利・権限とは何か」といった法に関する基礎的な間に取り組む分野であり、後者の法理学方法論は、制定法などの法源から法規範を形成する方法を、すなわち法解釈の方法を検討する。法理学の第二の分野である正義論は、「正義とは何か」という問に答えることを課題とするが、この分野は法理学特有の分野ではなく、政治哲学や社会哲学の対象でもあるため、この授業では法理論との関連で付随的にのみ触れる。	
	日本法制史	現代において適用される法は、ある日突然、現行の形式で降って湧いたものではない。今ここにあるそれは、現代にいたるまでの長い時間をかけた思索と実行の蓄積の果てに、暫定的にあるものである。そして、今ここにあるそれもまた、いずれは蓄積された実行の一つになり、暫定的にあるもの土台になる。本講義では、現代の法の直接的な土台となった明治の法典の、更に土台となった江戸以前の法や裁判を中心に紹介する。過去、多様な法規範やその基礎となる思想があったことを学習し、現行法を相対化し、客観視する視野を養う。ひいては、柔軟な思考力と多面的な発想力を身に付ける。	
	東洋法制史	今日の我々の法制度とは異なりながらも、日本人の素朴な法感情と親近性を有する前近代中国法の概略を講義し、それによって現行法制度を相対化して見ることで見る視点の涵養すると共に、日本人の法感情のルーツを知ってもらうことを講義の目的とする。具体的には、前半部分では前近代中国における法典編纂の沿革を取り上げ、前近代中国法を代表する唐代の法体系がいかにして形成され、またそれがその後の歴史でどのように変容していかを明らかにする。後半部分では前近代中国法の特徴的な規定や法制度を取り上げ、現代日本法との比較を通じて、前近代中国法の特徴・性格を明らかにする。	
	英米法	英米法、特にアメリカ法の概要を、英語の資料を用いて検討する。具体的には、前半部分では、アメリカにおける民事訴訟の提起から陪審の評決に至るまでの、手続きの流れを概観する。後半では、アメリカ憲法の権利章典の部分(主として、言論の自由、信教の自由、適正手続、刑事被告人の諸権利、平等保護など)をとりあげる。	
	刑事政策	刑事政策とは、犯罪発生への予防及び事後の対処をいい、学問としては、犯罪及び犯罪に対する施策について、科学・社会学・統計学等を用い、実態を客観的に把握し、批判的考察を加味し、公的機関の施策へ提言を与えるものである。本講義では、まず、犯罪の動向を概観しつつ、犯罪原因論とそれを踏まえた犯罪予防論に関して現在までの学問の到達点を確認する。続いて、犯罪対策総論として、わが国の刑事司法制度の全体像を示した上で、個々の刑罰の内容および施設内処遇・社会内処遇の実態を確認しつつ、それらをめぐる議論を紹介・検討する。またあわせて、近時大きな展開が見られた犯罪被害者への対応を取り上げる。さらに、犯罪対策各論として、とりわけ学問的に注目されている、少年犯罪・少年非行、DV、児童虐待、高齢者虐待、薬物犯罪、暴力団犯罪、交通犯罪、企業犯罪、精神障害者の犯罪、高齢者の犯罪、再犯者・常習犯罪者の犯罪、来日外国人の犯罪、犯罪の国際化とそれらへの対策・対応などを取り上げる。最後に、これまで学んだことを前提に、近年の刑事司法改革および現在の刑事司法改革論議を刑事政策の観点から横断的に分析する。 15回中1回、矯正施設を訪問し、刑事収容施設等法の運用・施行状況を確認する。	
	政治学	政治の現実を把握し解釈するための政治学概念や理論を用いて、主に日本や諸外国の国家レベルの政治について、統計資料など関連する資料を随時用いて講義する。国家レベルの政治の主要なアクター(政治家や政党など政治に関わる人物や組織)やアリーナ(議会など政治が行われる舞台)に関する資料を読み解いて政治の現実について理解を深め、政治学の基礎的な概念や理論を用いて説明できるようになることがこの授業の目的である。	
	選挙管理法制	選挙法や選挙実務などについて履修者が学び、近年の選挙管理が抱えている課題について理解を深める。市区町村職員は選挙実務に必ず携わると言われており、地方自治体への就職を目指す学生にとっては有益な講義となる。また、地方の弁護士が少ない者が地方自治体の選挙管理委員会委員に就任している現実を考えると、司法試験を目指すものにとっても講義は有益なものになると思われる。	
	危機管理・復興法制	日本の災害法制、災害対応と中央地方関係、市町村合併と危機管理の関係等を概説したうえで、中越地震や東日本大震災からの復旧・復興における諸問題について検討する。民主制と復興の関係、大雪対策なども取り扱う。	
	政策法務	近年、条例が政策手段として用いられる傾向を履修者が理解することを目的とする。条例のもつ統治手段としての側面を理解し、実際の現場でどのような条例が制定されているのか、理解する。金沢市の景観条例が国の景観法制定につながった背景にもふれることで、地方の条例が国を動かすことを理解する。また訴訟社会化と地方政治の関係についても議論する。	
	展開・先端科目群	租税法Ⅰ	租税法という分野は憲法はもとより、民商法や会社法などといった基本的な法分野と密接に関連しており、また、我々の普段の生活にも深く関わる重要な分野といえる。租税の対象範囲は人間の行う経済的行為の大半に及ぶため、租税法を熟知しているだけでは実務に生かすことができず、また、他の法律や会計的な要素も絡むため、独特の難しさがある。そのことが「総合法学」「応用法学」と呼ばれる所以となっている。本講義ではこの難しさ、幅広さを効率的に理解するため、基礎理論の解説を中心に判例や裁判事例の紹介を交えて進める。「一読理解、二読難解、三読不可解」と掲げられる税法を得意とする法曹はきわめて少ないのが現状であり、この先の国家財政と国民の権利のバランスを考えるとますます重要性を増してくると思われる分野である租税法について実務と理論の両面からその基本的な知識と思考方法を所得税法を中心に理解を図ることが本講義の主題となる。
租税法Ⅱ		本講義は、税理士や税務弁護士等、租税法を専門とする高度専門職を目指す者を対象として開講される。「租税法Ⅰ」で学んだ租税法の基礎理論を踏まえ、所得税法、法人税法、消費税法、相続税法等の租税法各論について、基礎的な知識を修得し、判例研究や事例研究を行うことで各租税法実務の解釈・適用について学ぶ。本講義では、所得税法、法人税法および消費税法など、実務上、必須と考えられる税目を中心に扱う。そのほか、中小企業等の支援の現場においても有用と考えられる相続税法についても扱う。なお、相続税法については、近年の民法改正を踏まえた議論を行うため、事前または同時に法学類の「家族法」を聴講するなど、相続法について学習することが望ましい。	
国際法		受講者が国際法の基本問題を理解していることを前提に、とりわけ、わが国の裁判において、近年、国際法が援用される事例が増大しつつあることに留意し、法律実務にも関連すると思われる学説・判例の検討を中心として行う。受講者は、国際法の基本構造および基本概念を理解した上で、とくに、わが国の国内裁判において援用される国際法の諸問題をを中心に、それらに関する学説・判例を学習し、具体的な事件に適用できる能力を持つことが到達目標である。そのために、講義は講義と対話形式を混合して行われ、受講生は判例の争点などを整理して報告する。	
消費者法		(概要) 消費者被害をめぐる様々な紛争について、裁判例を中心に被害の実態を受講者に理解させるとともに、そうした被害を防止・救済するための現行の法的制度の概略、すなわち、民法・商法の一般法以外のみならず、消費者契約法、特定商取引法、製造物責任法、割賦販売法、利息制限法、貸金業法、金融商品販売法、金融商品取引法といった特別法における法規制の枠組みを説明する。そして、こうした法規制の下で、なお消費者保護にとって問題となる点や、法的解決の方向性を明らかにする。 (オムニバス方式/全16回) (21 村上 裕/13回) 主として消費者法の制度的枠組みや関連判例など理論面を中心に講義を行う。 (54 青島 明生/2回) 弁護士としての経験を活かし、実務的な観点から講義を行う。 (78 谷口 央/1回) 弁護士としての経験を活かし、実務的な観点から講義を行う。	オムニバス方式

<p>研究科共通科目群 (法務専攻(法科大学院)と合同開講) (高度専門職コースは2単位以上選択必修)</p>	<p>展開・先端科目群</p>	<p>医事法</p>	<p>本講義では、医療の分野に関連する法及び法的問題について、医療現場、医師法の概観や医療従事者の倫理を学ぶ。その後、医療従事者の義務や責任などの問題に対処する行政手続を理解する。また、医療訴訟を素材として、民法、憲法等の基礎的部分の応用と、訴訟実務とが交錯した事件に関して、いかなる法的解決がプロセスとして導かれるのかを修得する。また、生命倫理の主要な問題について、自己決定の主体としての患者の立場や利益を理解し、さらに医療スタッフや家族等患者を取り巻く人々の利害関係も踏まえたうえで、具体的な場合に法はどうか対応すべきかを考え、説明できるようになる。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(35 佐藤 美樹/1回) 大学病院見学</p> <p>(59 越後 純子/12回) 医療をめぐる法律関係の概要/具体的な局面における医師の義務と責任 (1) 医療と過失/具体的な局面における医師の義務と責任 (2) 過失と因果関係/医療と生命の終焉/行政法と医療/医療契約について/医療事故と損害の回復/医療関連訴訟/医療と情報 (1) /医療と情報 (2) /医療における法の射程</p> <p>(70 北島 正悟/2回) 法律実務家が知っておくべき介護保険とその関連制度/介護保険やその関連サービスをめぐる法律問題</p>	<p>オムニバス方式</p>
		<p>紛争とその法的解決 I</p>	<p>(概要) 法的にも社会的にも重要な意義を有する裁判事例について、実際に担当した弁護士の実体験を通して学ぶ。主として、北陸3県(富山、石川、福井)で発生した事例を取り上げる。テーマは、[1]公害・環境問題に関する事件、[2]国家賠償請求事件、[3]医療過誤訴訟、[4]詐欺商法・消費者被害事件、[5]セクシャル・ハラスメント、DV事件、[6]労働事件、[7]刑事事件、[8]行政訴訟事件等を予定している。各事例の個別的な事実問題、法律問題についての理解のみならず、司法裁判所の役割と法曹の使命についての認識を深める機会を提供する。</p> <p>(オムニバス方式/全16回)</p> <p>(54 青島 明生/1回) 行政訴訟事件(その2) 高額接待(違法公金支出)事件、談合事件の住民訴訟等について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(56 飯森 和彦/1回) 労働事件 全国トンネルじん肺訴訟事件、各種「過労死」事件等について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(57 岩瀬 正明/1回) 公害・環境問題に関する事件(その2) 志賀(能登)原発(建設)運転差止請求訴訟等の原告訴訟について、原告ら代理人として事件を担当する弁護士が担当する。</p> <p>(62 奥村 回/1回) 行政訴訟事件(その3) 珠洲市長選挙無効請求訴訟、高生活保護訴訟等について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(68 川本 樹/1回) 公害・環境問題に関する事件(その1) 小松基地騒音公害訴訟について原告代理人として事件を担当する弁護士が担当し、事実問題、法律問題、集団訴訟上の実務的問題につき理解を深め、同種事件判例についても比較検討し、かつ、司法裁判所の役割と法曹の使命についての認識を深める。</p> <p>(73 島田 広/1回) 戦後補償訴訟 第2次世界大戦中の植民地支配下で日本に強制連行されて強制労働をさせられた被害者が国及び加害企業に対して謝罪と損害賠償を求める訴訟について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(76 高見 健次郎/1回) 刑事事件(その3) 裁判員裁判事件について弁護士として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(77 田中 和樹/1回) 医療過誤訴訟 金沢医療問題研究会に所属する弁護士が、自ら患者側代理人として取り扱った医療過誤事件等について、原告代理人として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(78 谷口 央/2回) 国家賠償請求事件 幼少期に受けた集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者が、国に賠償を求めたB型肝炎訴訟について、原告ら代理人として事件を担当する弁護士が担当する。</p> <p>期末試験</p> <p>(80 鳥毛 美穂/1回) 刑事事件(その1) 山中事件《共犯者の供述の信用性について疑問とし、被告人有罪とした原判決が破棄された事案》等について、弁護士として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(83 西山 貞義/1回) 公害・環境問題に関する事件(その3) イタイイタイ病訴訟弁護団に所属する弁護士が担当する。</p> <p>(84 橋本 明夫/1回) 行政訴訟事件(その1) 富岸年金訴訟事件(高齢と障害の年金の併給調整の憲法適合性、行政当局の過誤により生じた過払金の返還請求の信義則違反が問題となった事例)等について、原告代理人として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(85 林 桜子/1回) セクシャル・ハラスメント事件、DV事件 いわゆるセクシャル・ハラスメント事件やDV事件について、被害者(原告)の代理人として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(87 前川 直善/1回) 詐欺商法・消費者被害事件 霊感商法事件、ココ山岡事件《ダイヤモンドを主として若者を対象に5年後買い戻し特約付クレジット契約を利用して販売する集団詐欺商法事件》等の消費者被害事件について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。</p> <p>(90 吉川 健司/1回) 刑事事件(その2) 福井女子中学生殺人事件等、無罪主張事件について弁護士として事件を担当した弁護士が担当する。</p>	<p>オムニバス方式</p>

<p>研究科共通科目目録 (法務専攻(法科大学院)と合同開講) (高度専門職コースは2単位以上選択必修)</p>	<p>展開・先端科目目録</p>	<p>紛争とその法的解決Ⅱ</p>	<p>(概要) 社会正義の実現を使命とする法曹にとって、社会的弱者の権利擁護について理解を深めることは不可欠である。こうした課題について学ぶことによって、法曹の使命と社会的責任の自覚を培うとともに、法曹になろうとするモチベーションも高めることができる。本科目は、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、犯罪被害者など社会的弱者の権利擁護に必要な知識と技能の修得を目的とする。あわせて、現代社会において個人の権利との緊張関係が問題とされているマスコミ、企業と個人の権利の調整のあり方を考え、個人の尊厳が守られる真の共生社会を作る上での課題について検討する。社会的弱者の保護のための法制度の知識を受講者に与えるだけでなく、実際にそれぞれの分野で活躍する弁護士や実務担当者が講師となって自ら担当した事件を素材にしなが、具体的問題解決のための方策、すなわち相談、行政機関との交渉・連携、訴訟活動、NGO活動への関与のあり方などについて受講者に主体的に考えさせ、討論させる。</p> <p>(オムニバス方式/全16回)</p> <p>(55 栗田 真人/1回) 高齢者の人権 福祉の両輪と言われる介護保険制度及び成年後見制度、高齢者虐待防止法を概観し、社会的弱者である高齢者に対する福祉と法的保護のあり方、これらに対する法律実務家の関わりを学ぶ。</p> <p>(58 内田 清隆/1回) 更生と人権 人権救済申立事例を素材として、在監者の人権侵害の実態と、弁護士・弁護士会における人権擁護活動の実例を紹介し、閉ざされた塙の中での人権保障の問題点について学ぶ。また、2002年に発生した名古屋刑務所における人権侵害事件を契機として成立した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」を概観し、旧監獄法との比較において改正された点・改正されなかった点を分析する。講師自身の経験による弁護士としての心構え、人権保障活動にあたっての注意点についても触れる。</p> <p>(60 太田 健義/1回) 人権と報道 フォーカス法廷写真報道・イラスト報道をはじめとした報道と人権をめぐる具体的事件活動、日本の裁判例の動向、BRC・紙面審議会・報道評議会・人権擁護法案等の最近の報道をめぐる動きについて学ぶ。</p> <p>(63 尾島 照子/1回) ジェンダーと人権 (その3) ドメスティック・バイオレンス問題に取り組む自治体職員を講師としてドメスティックバイオレンス(DV)について学ぶ。相談や保護を求めてくるDV被害女性の置かれている現状と、DV支援組織の活動状況などを直に聞くことでDVを学び、法曹関係者が求められているものを検討する。</p> <p>(64 海道 宏美/1回) 企業社会と人権 過労自殺の具体的事例を題材に、①過労死・過労自殺の実態②労災認定の基準と仕組み③行政の責任④企業の責任等を、遺族(被災者の妻)や担当弁護士からの報告をもとに学ぶ。また、過労死・過労自殺はどうしてなくなるのか、どのようにすればなくなるのか、等と一緒に考える。</p> <p>(66 川上 賢正/1回) 犯罪被害者の人権 改正刑事訴訟法、検察審査会法、少年法や、犯罪被害者給付金制度、犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画等の諸制度を概観し、犯罪被害者のおかれている現状、警察、マスコミ、近隣住民、法曹による2次被害、刑事訴訟における被害者の立場と問題点、犯罪被害者支援の流れについて学ぶ。</p> <p>(69 北尾 美帆/1回) ジェンダーと人権 (その1) 結婚退職制、女子若年定年制、男女賃金・昇格差別事件などの諸判例を素材に、法的問題点を検討させ、男女雇用機会均等法施行以降に増えているコース別雇用制度により事実上男女の待遇の格差が維持されている現状等について考える。</p> <p>(73 島田 広/2回) 障がい者の人権 (その3) 障がい者が巻き込まれることの少ない刑事事件や障がい者虐待の事件の具体的事例を題材に、障がい者の人権を擁護する法曹としての活動のあり方について、司法と福祉の連携の視点も踏まえつつ、検討する。</p> <p>(74 新谷 愛子/1回) 子どもの人権 (その3) 少年法の理念と近年の法改正を学び、非行・犯罪を犯した少年への法曹としての関与のあり方(審判や裁判における、付添人、弁護人、検察官、審判官、裁判官として)考える。</p> <p>(75 瀬町 陸一/1回) 障がい者の人権 (その2) 障がい者が働く場であるセल्प(社会就労センター)を見学し、実際の障がい者の労働・生活状況に触れて、障がい者の人権の実情について学ぶ。</p> <p>(77 田中 和樹/2回) 子どもの人権 (その2) 子どもの虐待事例で、弁護士が児童相談所やその他機関と協力しつつ、どのように法的援助を行うていくことができるかについて検討する。</p> <p>外国人の人権 わが国には、膨大な数の外国人が入国して滞在している。その法的仕組みを理解するとともに、在留期間更新、退去強制、難民認定などについての入管法と入管行政が世界の趨勢に比して硬直的であり、数多くの人権侵害が起きている事例を紹介する。また、弁護士の事例報告を基に人権侵害事案への取り組み方等を検討する。</p> <p>(82 西村 依子/1回) ジェンダーと人権 (その2) セクシャルハラスメント訴訟等の具体的事例を題材に、当該事例における法的な問題や、司法におけるジェンダーバイアス、その打破にどう取り組むかなど弁護士活動のあり方などについて、検討し議論する。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のごく基本的な枠組みについて説明する。</p> <p>(86 藤岡 毅/1回) 障がい者の人権 (その1) 現代日本で障がい者がおかれている状況を知り、障害者基本法、障害者自立支援法等について学ぶ。インクルージョンの考え方の普及、障害者権利条約や日本の関連法制度の問題点を検討する。障害者の生存権や幸福追求権等の基本的権利が問題となった事件の具体的事例を素材に、法的問題点及び障がい者の人権を擁護する法曹としての訴訟活動の在り方について検討する。</p> <p>(88 松田 光代/1回) 子どもの人権 (その1) 子どもの権利条約の成立の背景と基本理念、具体的規程の内容、実現状況について学ぶ。また、児童福祉法や児童虐待防止法の理念やこれらの放棄の運用状況や問題点も、弁護士の事例報告を交えつつ検討する。</p>	<p>オムニバス方式</p>
		<p>民事保全・執行法</p>	<p>私権の実現は民事訴訟の目的のひとつであるが、民事訴訟法が規律する判決手続のみで権利の実現が常に図れるわけではない。判決等を任意に履行しない者に対しては、それを強制的に実現する手続(強制執行)を踏む必要があるし、また、将来行う強制執行が不可能ない困難になるおそれがある場合には、その強制執行を保全するために、債務者の財産に対して仮差押えや仮処分しておく必要がある。本講義は、これらの場合に対処する制度である、民事執行手続及び民事保全手続について、その基本原則、手続構造の正確な理解を獲得することを目的とする。</p>	

研究科共通科目群 (法務専攻(法科大学院)と合同開講(高度専門職コースは2単位以上選択必修))	展開・先端科目群	倒産法Ⅰ	破産法、民事再生法の基本的な制度を理解していることを前提として、複雑な事例を前提とした講義を行う。具体的な事例を前にしてどのような問題点があるのかを発見する能力と、その問題点を理論的に解決する能力を養成することを目的とする。事前に相当多数の質問を記載した質問レジュメを提示するので、各自予習をして講義に臨みたい(質問に対して順に回答を考えることで、基本事項から応用・発展的事項について考察できるように作成している)。なお、特に担当者を決めることはないので、各自が予習を行ってきたことを前提に、すべての学生に発言を求める。講義では、質問に対して回答する際には、適宜、誘導する質問を繰り返すが、一旦は自分の頭で考えてくることが最低限必要である。このように倒産法Ⅰは全ての学生に回答を求める一種のゼミ形式で行うものであるから、倒産法Ⅱの受講後、又は、相当程度の自習を行っただけで受講することが必要である。	
		倒産法Ⅱ	破産法、民事再生法の基本的な制度の正確な理解を目的とする。倒産法は制度の内容と当該制度の必要性・許容性(制度趣旨の理解)が重要である。破産法と民事再生法の共通する制度、異なる制度につき、その根拠から正確に理解できるように授業を行う。平時民事法である民法等の一般法の理解は当然のごとく重要ではあるが、民法の規律については契約書によって変更可能なところも多い(私的自治の原則)。そのため、危機時民事法である破産法、民事再生法の内容を理解したうえで、契約書を作成するなどの能力も必要である。さらに、物的担保(抵当権等)、人的担保(連帯保証等)についても、倒産状態になった場合にどのような効力を有するのかといった知識がなければ本当に理解したことにはならないものと考えられる。また、近時は、裁判所が関与しない手続で企業の再建を目指すことも多いが、このような手続を進めるうえでも、破産法や民事再生法の理解は必須である。倒産法を理解して始めて、民事法全体の理解が完成するとの認識で積極的に受講されたい。	
		社会保障法	現代社会では社会保障制度は国民生活のあらゆる側面と深く結びついている。このため、老親や子の扶養に関する法的紛争や離婚時の年金分割、損害賠償と社会保障給付との調整などの問題にみられるように、適切な紛争解決を図るにあたって、社会保障法の正確な理解と応用は不可欠なものとなっている。この講義では、代表的な社会保障法判例を題材にとりあげながら、社会保障の法律関係について講義を行い、法律実務家に必要な社会保障法の知識を提供する。	
		労働法Ⅰ	労使関係法は、主として使用者と労働者の団体である労働組合との法的関係を規律する法領域である。憲法28条は労働基本権を保障しており、団結権、団体交渉権そして争議権には刑事及び民事免責が認められている。労働組合の行うこうした集団的行為に対しては、個人の行為とは異なる特殊な法的考察が求められる。講義では、労使紛争などにおいて生じる事例を素材にして、この点の修得をめざす。	
		労働法Ⅱ	労使関係において発生する法律問題について、関係法令、就業規則等によって適切に解決することができるよう、裁判例等の基準の理解と、注目すべき事実関係について適格な利益衡量ができることを目的として授業を行う。労働問題は、法曹実務家において相当多く相談を受ける分野であるから、ある程度網羅的な知識を修得しておくことが望ましいと考える。労働問題を解決する場合には、労働者を保護するという視点が原則としては重要であるが、法曹実務家となった場合には、使用者側からの相談を受けるといった場合も多い。従って、まずは労働基準法や労働契約法の規定の内容とその趣旨について性格を理解することを旨とし、さらに、事例を検討するに際しては、労働者側、使用者側のどちらかに偏った思考をするのではなく、事実の評価を客観的にできる能力も養成したい。	
		経済法	公正且つ自由な競争を維持・促進することによって国民経済の民主的で健全な発達を確保を目的とする独占禁止法において、どのような場合に違反となり、それについてはどのようなエンフォースメント(罰則)があるのかの仕組みを明確にする。経済法は、具体的な事例におけるもっとも適切な解決法の導出が求められる科目である。したがって、各講義で扱う判断事例については、事前に予習指示で案内し、講義においても可能な限り、1つ以上の架空事例を扱うようにする。	
		国際私法	渉外要素を有する私的紛争の解決にかかる、国際裁判管轄、準拠法、外国判決の承認・執行、強行法規の適用、国家管轄権の範囲といった論点をそれぞれ分析・検討し、渉外的私的法的関係をめぐる法的問題の処理について講義する。複数の法秩序が存在する現代社会において、渉外要素を有する私人間の法律関係の規律方法及び紛争解決の方法について、必要な基本論点を理解し、国際裁判管轄及び準拠法決定といった国際私法の基本構造を把握する。その上で、個別具体的な事案に際して、その解決を論理的に導き出すことができるようになる。	
		国際取引法	国際商取引の形態と内容は多岐にわたるが、国境を越えて行われる物品売買、運送、外国為替、技術移転、合弁事業、サービス取引及びプラント輸出などがその典型例として挙げられる。この科目では、以下の学習作業を踏まえながら、関連法務を円滑に遂行するために必要な基本スキルの修得を目的として授業が展開される。即ち、国際的な物品売買、運送、代金決済、技術ライセンス及び合弁事業を題材として、これらの国際商取引を規律する法源ないし法体系の基礎を把握したうえで、各取引類型における商慣習や契約条項例(起草方法を含む)を具体的に整理して修得する。そしてこの科目では、実務体系の総合的な理解をめざすため、次の各点に留意しながら授業が行われる。即ち、第一に、国際私法のアプローチないし問題意識を必要に応じて取り入れること。第二に、国際商取引の実態を正確に把握するため、企業の海外進出過程という視座を導入すること。第三に、紛争の予防と解決のための最適な手段を如何にして見出すかという問題意識を重視すること、である。	
		知的財産法	(概要) 知的財産法判例のうち特許及び著作権に関するものを学習する。両法に関する基本事項を学習する。学生は、特許法及び著作権法の基本的知識を修得する。関係条文の相互関係、判例における解釈を通じて、特許法及び著作権法に関する具体的な争点の解決法を自ら提示する能力を身に付け、併せて、警告文や契約書などを起草できる素養を身につける。 (オムニバス方式/全15回) (88 松田 光代/6回) 著作権法 (1) 著作物とはなにか/著作権法 (2) 著作権の主体/著作権法 (3) 著作物の内容/著作権法 (4) 著作権の制限/著作権法 (5) 契約・保護期間・著作人人格権/著作権法 (6) 著作権侵害訴訟の攻撃防御 (89 水野 友文/7回) 特許法 (2) 特許要件 [特許を受けられる発明とは] / 特許法 (3) 権利者主体 [特許は誰のものか] / 特許法 (4) 特許権 [効力・存続期間・消滅事由] / 特許法 (5) 特許権侵害 [均等論・間接侵害・抗弁] / 特許法 (6) 特許権の利用 [他者による特許発明の実施] / 特許法 (7) 特許取得手続 [特許権を取得するための手続] / 特許法 (8) 審判・審決取消訴訟 [審査に不服があるとき] (88 松田 光代・89 水野 友文/2回) (共同) 特許法 (1) 特許法の保護対象 [法上の発明とは] / 特許法 (9) 特許侵害訴訟の攻撃防御	オムニバス方式・共同(一部)
		法医学	法医学は、医と法の無数の接点における問題の科学的解決を目指す実践的応用医学であり、自然科学としての医学的方法論に立脚し、法医学的な考え方にその独自性を有している。授業では、現実の社会生活上の問題や刑事及び民事事件について、その合理的な解決のため法医学がどのような役割を果たしているかを紹介し、法学との関連性について入門的に講義する。	
交渉学	数回の概論と実習を組み合わせることで、ネゴシエーションの理論について学び、それを実際に、あるシナリオに基づいて実践できるように工夫する。概論では、裁判外紛争処理(ADR)の概要、プレレンテーションとネゴシエーションとディベートの違い、調停と仲裁の概要について学ぶ。シミュレーションでは、シナリオに基づいてネゴシエーションや調停を実際に体験してもらい、その後、結果を全員で振り返り、どこを改善すれば良いかについて話し合う。シミュレーションのいくつかは、グループ・ネゴシエーションを含む。			
ビジネス法務	企業が直面する紛争を切り口に、現実の裁判例を素材として、当該紛争の原因の分析、裁判による解決を見た上で、裁判による解決にとらわれぬ適切な解決は何であったのか、当該紛争を予防する方法は何であったのかを、重点的に検討する。			

研究科共通科目群 (法務専攻(法科大学院)と合同開講) (高度専門職コースは2単位以上選択必修)	展開・先端科目群	法律外国語研修	春季休業期間の3週間を利用し、本学の重点交流校であるイギリスのエジンバラ大学で法学分野に必要な英語を学ぶ。イングランド及びスコットランドの裁判制度や法制度の基礎を英語で学び、現地でのアンケート調査を踏まえたプレゼンを行うことなどを通して、将来、グローバル社会で活躍できる法曹・法学研究者・企業渉外法務担当者にとって必要不可欠な視野・知識・能力等を身につける。金沢大学での事前研修では、日本の法や政治にかかわるテーマについて英語でプレゼンテーションを行うとともに、イギリスの法制度の概要やエジンバラ市及びエジンバラ大学の概要等についても学ぶ。	
		インターンシップ	学習してきた法律が地方公共団体や企業などの組織・業務の中でどのように機能しているかを理解するとともに、組織内職員の職務を体験するために、組織内で就業体験を実施する。地方議会や地方自治体・企業などでの業務や規程・条例案の策定作業を通じて、法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開先端科目で学習した内容に関する知見を深めるとともに、地方自治体職員及び地方議会議員の職務、また組織内弁護士職務を理解することで、将来の就職における選択肢を広げる。	
		法教育実習	米国における法関連教育(LRE)の理論面と実践面における法律家の関与のあり方の学習を通じて、民主的社会の形成者を育むという法律家の社会的役割を理解するとともに、初等中等教育課程において法律家を目指さない児童生徒に実定法の背後にある法的な原理・原則をわかりやすく伝えるための授業づくりと授業実践活動を通じて履修者自身の実定法解釈能力と表現能力の向上を図る。	
研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)		論文指導(法学)Ⅰ	<p>(概要) 標準修了年限(優れた業績を上げた者及び短期に学業選抜で入学した者は1年間、他は2年間)内で修士論文またはリサーチペーパーを完成させるためには、入学当初より計画的・段階的に論文執筆を進めなければならない。学生はこの授業において、主任指導教員の指導の下、それぞれの分野の課題や研究状況について把握しつつ、修士論文において取り組む課題の選定を進める。</p> <p>(1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。</p> <p>(7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。</p> <p>(9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。</p> <p>(10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。</p> <p>(11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実際の解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。</p> <p>(12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。</p> <p>(13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な(行政法的な)論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。</p> <p>(15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野(特に不法行為)について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。</p> <p>(16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。</p> <p>(17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法(特に租税法)上の課題の研究指導を行う。</p> <p>(18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。</p> <p>(19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。</p> <p>(20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別難度からの検討を試みる研究指導を行う。</p> <p>(21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。</p> <p>(25 脇田 将典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。</p>	

<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	<p>論文指導 (法学) Ⅱ</p>	<p>(概要) 標準修了年限内で修士論文またはリサーチペーパーを完成させるためには、入学当初より計画的・段階的に論文執筆を進めなければならない。この授業では、ひきつづき主任指導教員の指導の下、それぞれの分野の課題や判例、学説の状況等について調査、検討しつつ、修士論文またはリサーチペーパーで取り組む課題を決める。</p> <p>(1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。</p> <p>(7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。</p> <p>(9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。</p> <p>(10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。</p> <p>(11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。</p> <p>(12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。</p> <p>(13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な(行政法的な)論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。</p> <p>(15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野(特に不法行為)について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。</p> <p>(16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。</p> <p>(17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法(特に租税法)上の課題の研究指導を行う。</p> <p>(18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。</p> <p>(19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。</p> <p>(20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みる研究指導を行う。</p> <p>(21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。</p> <p>(25 脇田 特典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。</p>	
---	--------------------	--	--

<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	<p>論文指導 (法学) Ⅲ</p>	<p>(概要) 論文指導Ⅰ、Ⅱの授業を通して選定した課題についての分析を進めるとともに、指導教員の助言も受けつつ、その課題に対する自らのおおよその仮説や主張を立ててみる。さらに、その仮説や主張を論証するためにどのような研究が必要であるか、また、その課題についてどこまで明らかにしようとするのかを検討する。</p> <p>(1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利益の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。</p> <p>(7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。</p> <p>(9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。</p> <p>(10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。</p> <p>(11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実際の解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。</p> <p>(12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。</p> <p>(13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な(行政法的な)論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。</p> <p>(15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野(特に不法行為)について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。</p> <p>(16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。</p> <p>(17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法(特に租税法)上の課題の研究指導を行う。</p> <p>(18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。</p> <p>(19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。</p> <p>(20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みる研究指導を行う。</p> <p>(21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。</p> <p>(25 脇田 特典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。</p>	
---	--------------------	--	--

<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅶの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	<p>論文指導（法学）Ⅳ</p>	<p>(概要) 論文指導Ⅲまでの授業で行った仮説または主張の設定と研究方法の選定を踏まえ、指導教員の助言を受けつつ、修士論文またはリサーチペーパーのアウトラインを作る。また、修士論文の一部について研究を進め執筆を始める。その概要を研究会で報告するために一定程度の分量の文章としてまとめることが望ましい。</p> <p>(1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。</p> <p>(7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。</p> <p>(9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。</p> <p>(10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。</p> <p>(11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。</p> <p>(12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。</p> <p>(13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な（行政法的な）論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。</p> <p>(15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野（特に不法行為）について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。</p> <p>(16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。</p> <p>(17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法（特に租税法）上の課題の研究指導を行う。</p> <p>(18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。</p> <p>(19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。</p> <p>(20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みる研究指導を行う。</p> <p>(21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。</p> <p>(25 脇田 特典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。</p>	
---	------------------	---	--

<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	<p>論文指導 (法学) V</p>	<p>(概要) ある程度まで研究が進むと、より深く研究をすべき部分や、逆に研究を進めても短期的には成果が見込めない部分が見えてくる。この授業では、論文指導Ⅳまでの学習を踏まえ、もう一度自らの仮説や主張、論証方法等を見直し、アウトラインを改善しつつ論文執筆を進める。</p> <p>(1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。</p> <p>(7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。</p> <p>(9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。</p> <p>(10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。</p> <p>(11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。</p> <p>(12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。</p> <p>(13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な(行政法的な)論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。</p> <p>(15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野(特に不法行為)について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。</p> <p>(16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。</p> <p>(17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法(特に租税法)上の課題の研究指導を行う。</p> <p>(18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。</p> <p>(19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。</p> <p>(20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別角度からの検討を試みる研究指導を行う。</p> <p>(21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。</p> <p>(25 脇田 特典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。</p>	
---	--------------------	--	--

<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	<p>論文指導 (法学) Ⅵ</p>	<p>(概要) 論文指導Ⅴまでの学習を踏まえ、また指導教員の助言も反映しつつ、論文執筆を進める。2回目の研究発表に備えるとともに、修士論文の最初の草稿を完成させる。なお、プロジェクト研究履修者は、論文指導Ⅵの段階で修士論文を完成させ、修士論文最終報告会の準備をする。</p> <p>(1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。</p> <p>(7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。</p> <p>(9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。</p> <p>(10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。</p> <p>(11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。</p> <p>(12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。</p> <p>(13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な(行政法的な)論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。</p> <p>(15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野(特に不法行為)について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。</p> <p>(16 早津 裕貴) 労働法上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。</p> <p>(17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法(特に租税法)上の課題の研究指導を行う。</p> <p>(18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。</p> <p>(19 洪 淳康) ビッグデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。</p> <p>(20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別角度からの検討を試みる研究指導を行う。</p> <p>(21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。</p> <p>(25 脇田 特典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。</p>	
---	--------------------	--	--

<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	<p>論文指導 (法学) Ⅶ</p>	<p>(概要) 論文指導Ⅵまでの学習を踏まえ、また指導教員の助言も反映しつつ、論文執筆を進める。修士論文の第一稿を完成させる。</p> <p>(1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。</p> <p>(7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。</p> <p>(9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。</p> <p>(10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。</p> <p>(11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実際の解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。</p> <p>(12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。</p> <p>(13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な(行政法的な)論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。</p> <p>(15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野(特に不法行為)について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。</p> <p>(16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。</p> <p>(17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法(特に租税法)上の課題の研究指導を行う。</p> <p>(18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。</p> <p>(19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。</p> <p>(20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別角度からの検討を試みる研究指導を行う。</p> <p>(21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。</p> <p>(25 脇田 将典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。</p>	
---	--------------------	---	--

<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	<p>論文指導（法学）Ⅷ</p>	<p>(概要) 指導教員の助言に従って修士論文を修正する。出典の表示方法等が正しいかを再確認し、完成稿を提出する。同時に、修士論文最終報告会の準備もする。</p> <p>(1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。</p> <p>(3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p> <p>(6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。</p> <p>(7 永井 善之) 刑法上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。</p> <p>(9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。</p> <p>(10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。</p> <p>(11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。</p> <p>(12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。</p> <p>(13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な（行政法的な）論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。</p> <p>(15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野（特に不法行為）について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。</p> <p>(16 早津 裕貴) 労働法上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。</p> <p>(17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法（特に租税法）上の課題の研究指導を行う。</p> <p>(18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。</p> <p>(19 洪 淳康) ビッグデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。</p> <p>(20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別角度からの検討を試みる研究指導を行う。</p> <p>(21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。</p> <p>(25 脇田 将典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。</p>	
	<p>論文指導（政治学）Ⅰ</p>	<p>(概要) 標準修了年限（優れた業績を上げた者及び短期に学型選抜で入学した者は1年間、他は2年間）内で修士論文またはリサーチペーパーを完成させるためには、入学当初より計画的・段階的に論文執筆を進めなければならない。学生はこの授業において、主任指導教員の指導の下、それぞれの分野の課題や研究状況について把握しつつ、修士論文において取り組む課題の選定を進める。</p> <p>(5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。</p> <p>(8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、バーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ローレンス『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。</p> <p>(14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。</p> <p>(22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。</p> <p>(23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p>	

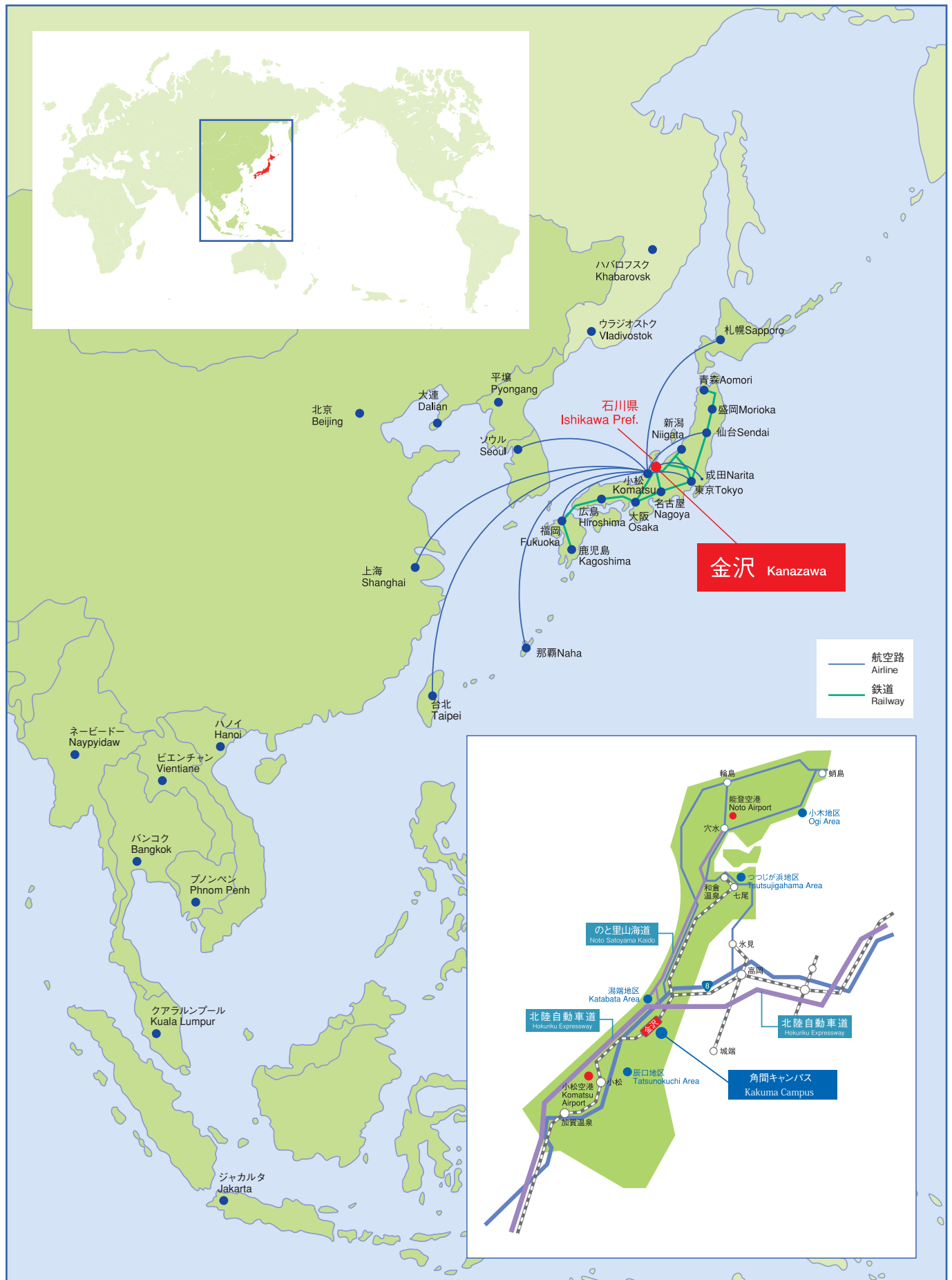
<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	<p>論文指導 (政治学) II</p>	<p>(概要) 標準修了年限内で修士論文またはリサーチペーパーを完成させるためには、入学当初より計画的・段階的に論文執筆を進めなければならない。この授業では、ひきつづき主任指導教員の指導の下、それぞれの分野の課題や先行研究等について調査、検討しつつ、修士論文またはリサーチペーパーで取り組む課題を決める。</p> <p>(5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。</p> <p>(8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作(ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など)及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。</p> <p>(14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。</p> <p>(22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。</p> <p>(23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p>	
	<p>論文指導 (政治学) III</p>	<p>(概要) 論文指導Ⅰ、Ⅱの授業を通して選定した課題についての分析を進めるとともに、指導教員の助言も受けつつ、その課題に対する自らのおおよその仮説や主張を立ててみる。さらに、その仮説や主張を論証するためにはどのような研究や調査が必要であるか、また、その課題についてどこまで明らかにしようとするのかを検討する。</p> <p>(5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。</p> <p>(8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作(ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など)及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。</p> <p>(14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。</p> <p>(22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。</p> <p>(23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p>	
	<p>論文指導 (政治学) IV</p>	<p>(概要) 論文指導Ⅲまでの授業で行った仮説または主張の設定と研究・調査方法の選定を踏まえ、指導教員の助言を受けつつ、修士論文またはリサーチペーパーのアウトラインを作る。また、修士論文の一部について研究を進め執筆を始める。その概要を研究会で報告するために一定程度の分量の文章としてまとめることが望ましい。</p> <p>(5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。</p> <p>(8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作(ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など)及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。</p> <p>(14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。</p> <p>(22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。</p> <p>(23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p>	
	<p>論文指導 (政治学) V</p>	<p>(概要) ある程度まで研究が進むと、より深く研究をすべき部分や、逆に研究を進めても短期的には成果が見込めない部分が見えてくる。この授業では、論文指導Ⅳまでの学習を踏まえ、もう一度自らの仮説や主張、論証方法等を見直し、アウトラインを改善しつつ論文執筆を進める。</p> <p>(5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。</p> <p>(8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作(ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など)及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。</p> <p>(14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。</p> <p>(22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。</p> <p>(23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p>	

<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	論文指導（政治学）Ⅵ	<p>(概要) 論文指導Ⅴまでの学習を踏まえ、また指導教員の助言も反映しつつ、論文執筆を進める。2回目の研究発表に備えるとともに、修士論文の最初の草稿を完成させる。なお、プロジェクト研究履修者は、論文指導Ⅵの段階で修士論文を完成させ、修士論文最終報告会の準備をする。</p> <p>(5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。</p> <p>(8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。</p> <p>(14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。</p> <p>(22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。</p> <p>(23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p>	
	論文指導（政治学）Ⅶ	<p>(概要) 論文指導Ⅵまでの学習を踏まえ、また指導教員の助言も反映しつつ、論文執筆を進める。修士論文の第一稿を完成させる。</p> <p>(5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。</p> <p>(8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。</p> <p>(14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。</p> <p>(22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。</p> <p>(23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p>	
	論文指導（政治学）Ⅷ	<p>(概要) 指導教員の助言に従って修士論文を修正する。出典の表示方法等が正しいかを再確認し、完成稿を提出する。同時に、修士論文最終報告会の準備もする。</p> <p>(5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。</p> <p>(8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。</p> <p>(14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。</p> <p>(22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。</p> <p>(23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。</p>	

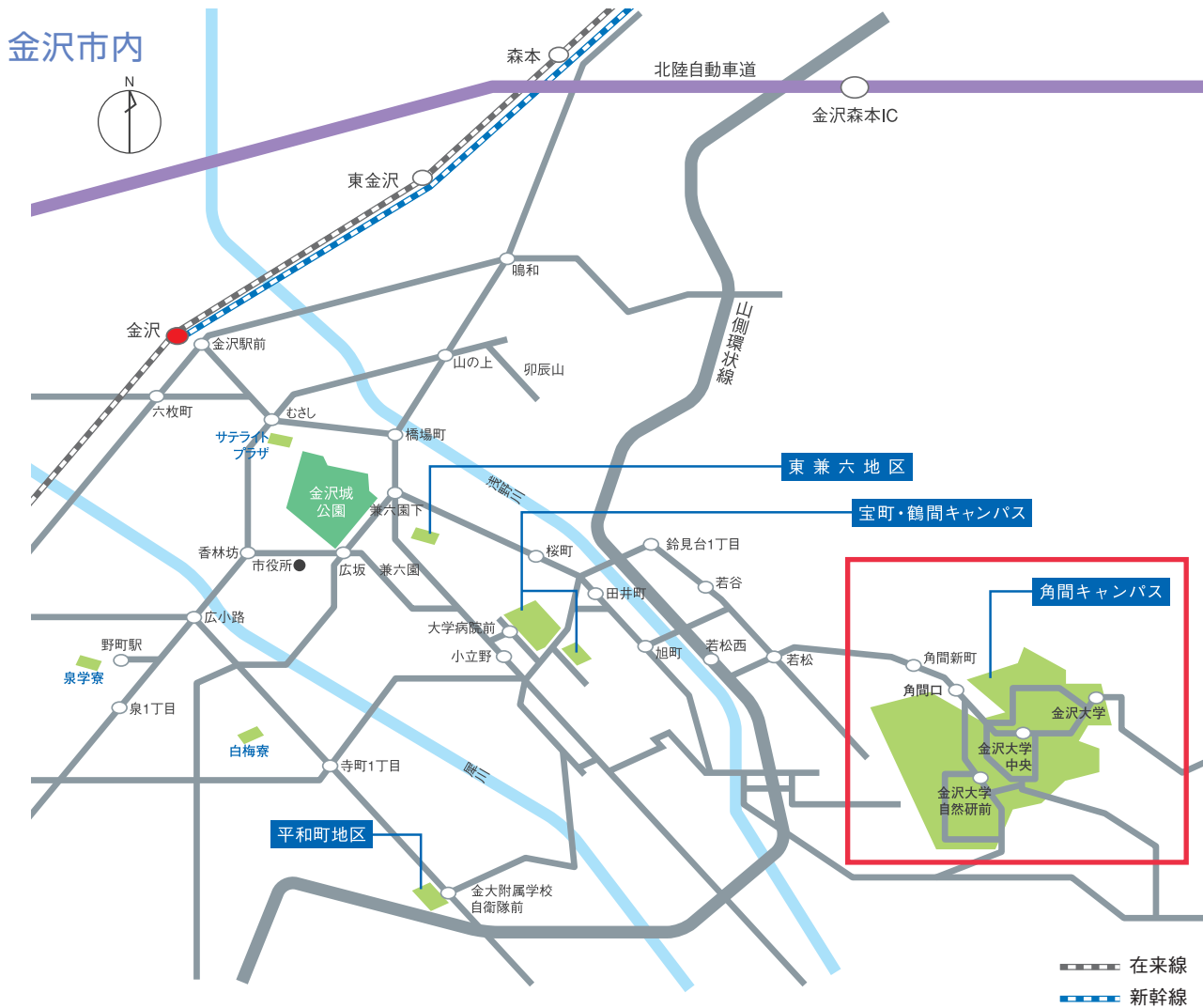
<p>研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)</p>	<p>プロジェクト研究</p>	<p>(概要) 高度専門職コースの学生のうち、修士論文に代えてリサーチペーパーの提出を予定している者のみ履修できる授業科目である。修士課程修了後に就く予定の職業分野の現在の課題を一つとりあげ、現状を分析し、調査や資料の研究をふまえてその課題の解決策を提言することを目指す。主任指導教員は課題設定、現状分析の方法、調査や資料の選定、解決策等の妥当性に関して指導するとともに、リサーチペーパーへ発展するような研究となるよう助言をする。</p> <p>(1 足立 英彦) 法理学の実践的・応用的な課題に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明という観点から、履修者が設定するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(3 稲角 光恵) 国際法に関する課題に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野に関して、履修者が設定するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係るプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作(ルソー『社会契約論』、バーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ローレンス『正義論』など)及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。</p> <p>(9 中村 正人) 清代刑法の運用実態の解明に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(10 東川 浩二) アメリカ法の諸問題についてのプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策の課題に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な(行政法的な)論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についてのプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(14 木村 高宏) 公共の課題のプロジェクトに関する指導を行う。</p> <p>(15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野(特に不法行為)に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けたプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(17 平川 英子) 税財政法(特に租税法)上の課題に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(18 福本 知行) 判決手続全般に関わるプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(19 洪 淳康) ビッグデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れたプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みるプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(21 村上 裕) 会社法上の諸問題に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(22 河合 晃一) 政治・行政の活動に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(23 本田 哲也) 地方自治や地方政治に関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関するプロジェクトの指導を行う。</p> <p>(25 脇田 将典) 会社法に関するプロジェクトの指導を行う。</p>	
	<p>インターンシップⅡ</p>	<p>法律事務所、税理士事務所等、法にかかわる職業分野での就業体験を通じて、自らに適した将来の職業を選択する能力を培うとともに、大学院での学習意欲を一層向上させることをも目的とする。また、インターンシップ報告会等を通じて、自らの体験を多くの人にプレゼンテーションする方法をも修得する。</p>	

キャンパス位置図

石川県・金沢市の位置 Location of Ishikawa Pref. and Kanazawa



キャンパス位置図



東京方面から金沢へのアクセス

- 航空機利用
羽田空港→小松空港 所要約1時間
(小松空港→金沢駅は北陸鉄道バスで約1時間)
- JR利用
東京→金沢 新幹線かがやき 所要約2時間30分
新幹線はくたか 所要約3時間

名古屋方面から金沢へのアクセス

- JR利用
名古屋→金沢 新幹線,特急しらさぎ 所要約2時間40分

大阪・京都方面から金沢へのアクセス

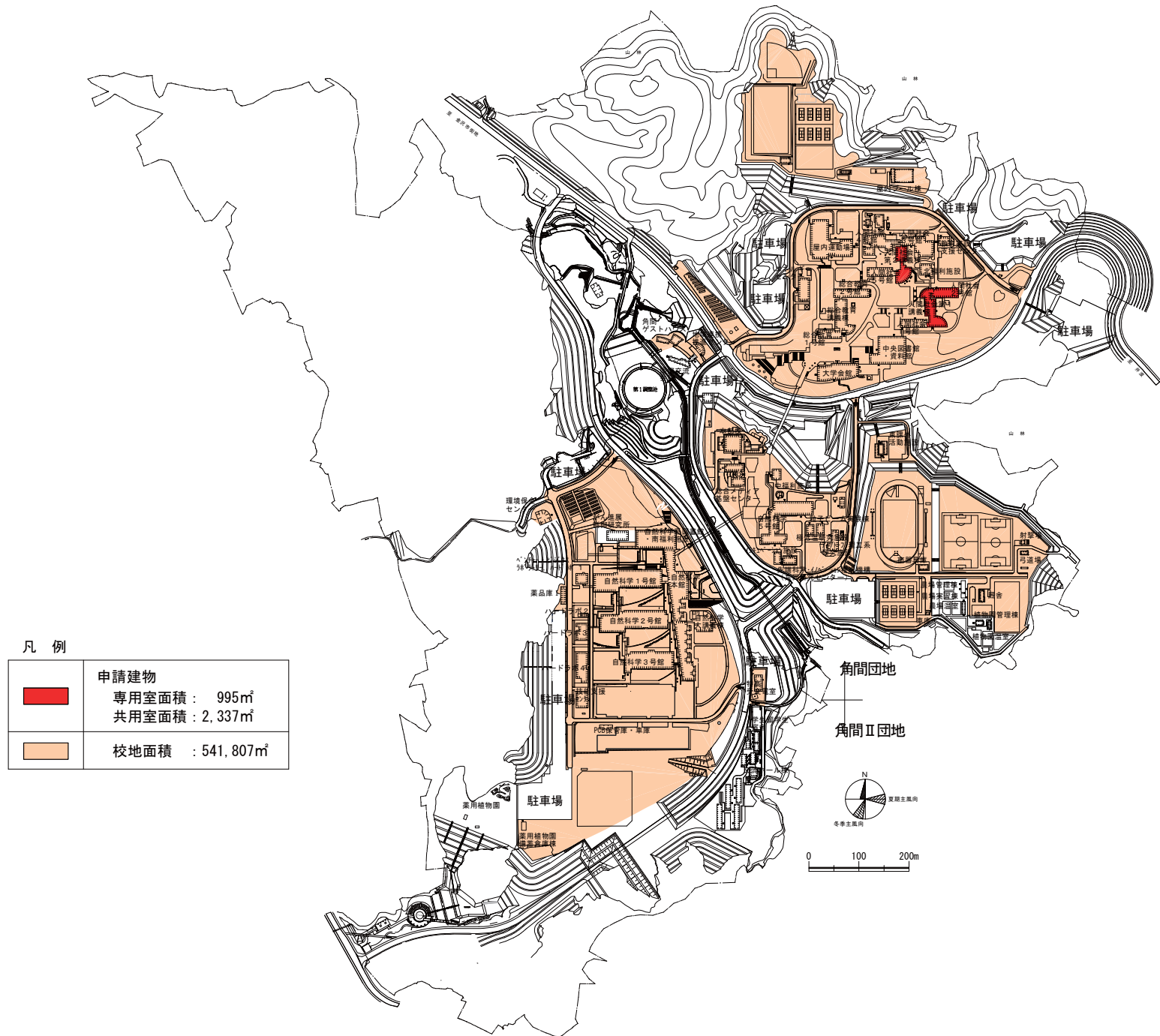
- JR利用
大阪→京都→金沢 特急サンダーバード 所要約2時間40分

金沢駅から主要キャンパスへのアクセス(北陸鉄道バス利用の場合)

- 角間キャンパス
<「金沢大学自然研前」,「金沢大学中央」,「金沢大学(角間)」>まで 所要約35分
金沢駅兼六園口(東口)⑥乗場→91939497「金沢大学(角間)」行
- 宝町・鶴間キャンパス<「小立野」バス停下車>まで 所要約20分
金沢駅兼六園口(東口)⑦乗場→11「東部車庫」行など
金沢駅兼六園口(東口)⑥乗場→13「湯谷原・医王山」行など
金沢駅金沢港口(西口)⑤乗場→10「東部車庫」行など



金沢大学角間キャンパス配置図



目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 組織

第 1 節 教育研究組織(第 5 条—第 18 条)

第 2 節 職員等(第 19 条—第 26 条)

第 3 節 教授会等(第 27 条—第 34 条)

第 4 節 事務組織(第 35 条)

第 5 節 技術支援組織(第 35 条の 2)

第 3 章 学生

第 1 節 学年等及び休業日(第 36 条・第 37 条)

第 2 節 修業年限及び在学年限(第 38 条—第 40 条)

第 3 節 入学(第 41 条—第 47 条)

第 4 節 教育課程、履修方法等(第 48 条—第 58 条)

第 5 節 卒業要件及び学位授与(第 59 条—第 61 条)

第 6 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第 62 条—第 68 条)

第 7 節 賞罰(第 69 条・第 70 条)

第 8 節 検定料、入学料及び授業料(第 71 条—第 82 条)

第 4 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生(第 83 条—第 87 条)

第 5 章 学生寄宿舎(第 88 条)

第 6 章 特別の課程(第 89 条)

第 7 章 公開講座(第 90 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 金沢大学(以下「本学」という。)は、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この学則において「学域」とは、学校教育法第 85 条ただし書の規定に基づく、教育上の目的を達成するための組織をいう。

2 この学則において「学類」とは、学域において学生の受入れと専門教育実施の基本的な単位をいう。

3 この学則において「コース」とは、学類において個別の学問領域に基礎を置く専門教育に係るカリキュラムの基本単位及びその履修の体系をいう。

- 4 この学則において「研究域」とは、研究上の目的を達成するための組織をいう。
- 5 この学則において「系」とは、研究域及び第6条の2に定める国際基幹教育院に所属する教員の専門領域に基づいて分類した所属の単位をいう。
- 6 この学則において「附属教育研究施設」とは、特定の学類の教育及び当該分野の研究に必要な施設をいう。
- 7 この学則において「学内共同教育研究施設」とは、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設をいう。
- 8 この学則において「学内共同利用施設」とは、教員その他の者が共同して利用する施設をいう。
- 9 この学則において「部局」とは、教員が所属又は関与し、教育、研究、診療その他の大学運営に重要な事項を実施するための組織をいう。

(自己点検評価及び研修等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)並びに授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

- 2 自己点検評価及び研修等については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

第1節 教育研究組織

(学域、学類並びにコース及び専攻)

第5条 本学に、次に掲げる学域、学類並びにコース及び専攻を置く。

人間社会学域

人文学類 心理学コース、人間科学コース、フィールド文化学コース、歴史文化学コース、言語文化学コース

法学類 公共法政策コース、企業関係法コース、総合法学コース

経済学類 エコノミクスコース、グローバル・マネジメントコース

学校教育学類 教育科学コース、教科教育学コース

地域創造学類 福祉マネジメントコース、環境共生コース、地域プランニングコース、観光学・文化継承コース

国際学類 国際社会コース、日本・日本語教育コース、アジアコース、米英コース、ヨーロッパコース

理工学域

数物科学類 数学コース、物理学コース、計算科学コース

物質化学類 化学コース、応用化学コース

機械工学類 機械創造コース、機械数理コース、エネルギー機械コース

フロンティア工学類

電子情報通信学類 電気電子コース、情報通信コース

地球社会基盤学類 地球惑星科学コース、土木防災コース、環境都市コース

生命理工学類 生命システムコース、海洋生物資源コース、バイオ工学コース

医薬保健学域

医学類

薬学類

創薬科学類

保健学類 看護学専攻, 放射線技術科学専攻, 検査技術科学専攻, 理学療法学専攻, 作業療法学専攻

- 2 各学域の入学定員及び収容定員は, 別表第一のとおりとする。
- 3 学域及び学類の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的並びに運営に必要な事項は, 別に定める。
- 4 次の学類に, 次に掲げる附属教育研究施設を置く。

人間社会学域学校教育学類

附属幼稚園, 附属小学校, 附属中学校, 附属高等学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)並びに附属教育実践支援センター

医薬保健学域薬学類及び創薬科学類

附属薬用植物園

- 5 附属特別支援学校は, 知的障害者に対する教育を行うことを目的とする。
- 6 附属教育研究施設に関し必要な事項は, 別に定める。

(大学院)

第6条 本学に, 大学院を置く。

- 2 大学院に, 次に掲げる研究科及び専攻を置く。

人間社会環境研究科

(前期2年の博士課程)

人文学専攻, 経済学専攻, 地域創造学専攻, 国際学専攻

(後期3年の博士課程)

人間社会環境学専攻

自然科学研究科

(前期2年の博士課程)

数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻

(後期3年の博士課程)

数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻

医薬保健学総合研究科

(修士課程)

医科学専攻

(博士課程)

医学専攻, 薬学専攻

(前期2年の博士課程)

創薬科学専攻, 保健学専攻

(後期3年の博士課程)

創薬科学専攻, 保健学専攻

先進予防医学研究科

(博士課程)

先進予防医学共同専攻

新学術創成研究科

(修士課程)

融合科学共同専攻

法学研究科

(修士課程)

法学・政治学専攻

(専門職学位課程)

法務専攻

教職実践研究科

(専門職学位課程)

教職実践高度化専攻

- 3 大学院(連合大学院を含む。)に関し必要な事項は、別に定める。

(国際基幹教育院)

第6条の2 本学に、国際基幹教育院を置く。

- 2 国際基幹教育院に、次に掲げる部及び系を置く。

総合教育部

GS 教育系, 外国語教育系, 高等教育開発・支援系

- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、前項の総合教育部に、文系又は理系の区分のみを定めて行う本学の入学者を選抜するための試験により入学した者を学類へ移行するまでの間、所属させる。

- 4 国際基幹教育院に関し必要な事項は、別に定める。

(別科)

第7条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

- 2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

(研究域及び系)

第8条 本学に、次に掲げる研究域及び系を置く。

人間社会研究域

人間科学系, 歴史言語文化学系, 法学系, 経済学経営学系, 学校教育系

理工研究域

数物科学系, 物質化学系, 機械工学系, フロンティア工学系, 電子情報通信学系, 地球社会基盤学系, 生命理工学系

医薬保健研究域

医学系, 薬学系, 保健学系

- 2 研究域に附属研究センターを置くことができる。

- 3 研究域, 研究域に置く系及び附属研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

第9条 本学に、附属病院を置く。

- 2 附属病院は、医薬保健学域のための教育研究施設とする。

- 3 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(附置研究所等)

第10条 本学に、がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所及び設計製造技術研究所を置く。

2 がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所及び設計製造技術研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、中央図書館(自然科学系図書館を含む。)及び医学系分館を置く。

3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

総合メディア基盤センター

環日本海域環境研究センター

学際科学実験センター

子どものこころの発達研究センター

先進予防医学研究センター

環境保全センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第13条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構)

第14条 本学に、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構を置く。

2 新学術創成研究機構に、本学の強みである世界最先端の技術や知見を融合・発展させ、ナノレベルでの様々な生命現象の仕組みの根本的理解を目指す研究拠点として、ナノ生命科学研究所を置く。

3 前項のナノ生命科学研究所については、自主独立した拠点形成の推進を図るため、別に定めるところにより、教員人事に係る取扱いその他その運営に関して特例措置を適用することができるものとする。

4 グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第15条 本学に、次に掲げる学内共同利用施設を置く。

極低温研究室

資料館

埋蔵文化財調査センター

技術支援センター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の組織)

第16条 本学に、前条までに定めるもののほか、別に定めるところによりその他の組織を置くことができる。

(研究プログラム等)

第17条 がん進展制御研究所に、研究プログラムを置く。

- 2 ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、学内共同教育研究施設、保健管理センター及び先端科学・社会共創推進機構に、研究部門を置くことができる。
- 3 研究プログラム及び研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

(連携講座等)

第18条 大学院に、連携講座、寄附講座及び共同研究講座を置くことができる。

- 2 国際基幹教育院、がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、学内共同教育研究施設及び保健管理センター、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、寄附研究部門を置くことができる。
- 3 国際基幹教育院、附属病院、がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、学内共同教育研究施設、保健管理センター、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、共同研究部門を置くことができる。
- 4 連携講座、寄附講座及び寄附研究部門並びに共同研究講座及び共同研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 職員等

(学長及び副学長)

第19条 本学に、学長を置く。

- 2 本学に、別に定めるところにより副学長を置く。

(教授、准教授等)

第20条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)を置く。

- 2 本学に、事務職員、技術職員、医療職員その他の職員を置く。
- 3 附属学校に、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他の職員を置く。
- 4 附属学校に、副校長、副園長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。
- 5 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問、学長特別補佐及び学長補佐)

第21条 本学に、本学の業務の運営に関する事項について、学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行うため、別に定めるところにより顧問を若干人置くことができる。

- 2 本学に、学長の職務のうち特に必要と認める事項に関し、学長を補佐するため、別に定めるところにより学長補佐及び学長特別補佐を若干人置くことができる。

(部局及び部局長等)

第22条 学域、研究科、国際基幹教育院、研究域、附属病院、がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構を部局とし、それぞれ学域長、研究科長、国際基幹教育院長、研究域長、附属病院長、がん進展制御研究所長、ナノマテリアル研究所長、設計製造技術研究所長、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター長、グロー

バル人材育成推進機構長，新学術創成研究機構長，先端科学・社会共創推進機構長及び国際機構長(以下「部局長」という。)を置く。

- 2 研究域長は対応する学域の学域長を兼ねるものとする。
- 3 学域に置く学類及び研究域に置く系に，それぞれ学類長及び系長を置き，国際基幹教育院に置く系に系長を置く。ただし，研究域長は学類長又は系長を，国際基幹教育院長は系長を兼ねることができない。
- 4 附属教育実践支援センター及び附属薬用植物園に，それぞれ附属教育実践支援センター長及び附属薬用植物園長を置く。
- 5 附属図書館に置かれる医学系分館に，分館長を置く。
- 6 学内共同利用施設に，学内共同利用施設の長を置く。
- 7 人間社会環境研究科，自然科学研究科，医薬保健学総合研究科及び法学研究科の各専攻に，専攻長を置く。
- 8 第1項に定める部局に，部局長を補佐するため，副部局長を置くことができる。
- 9 第1項から前項までに定める部局長等(以下「部局長等」という。)の任期は，2年とする。ただし，補欠の部局長等の任期は，前任者の残任期間とする。
- 10 部局長等は，再任されることができる。
- 11 部局長等は，教授(常勤の特任教授を含む。以下この項において同じ。)をもって充てる。ただし，グローバル人材育成推進機構長は学長を，ナノマテリアル研究所長，設計製造技術研究所長，附属図書館長，環日本海域環境研究センター長，保健管理センター長，先端科学・社会共創推進機構長及び国際機構長は副学長を，学長が別に定める学内共同利用施設の長は准教授(常勤の特任准教授を含む。)を，副部局長は教授以外の職員をもって充てることができる。
- 12 部局長等の選考に関し必要な事項は，学長又は部局長が別に定める。

(部局長の解任)

第23条 学長は，部局長(学類長及び系長を含み，附属図書館長を除く。以下この条において同じ。)が，次の各号のいずれかに該当するときは，解任することができる。この場合において，学長は，第27条に定める会議(第31条の4に定めるナノマテリアル研究所会議，第31条の5に定める設計製造技術研究所会議，第32条第1項に定める教員会議及び第33条に定めるセンター会議等を含む。)の申出に基づき行うものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
 - (3) その他部局長たるに適しないと認められるとき。
- 2 前項に定めるもののほか，学長は，部局長の職務の執行が適当でないため当該部局の業務の実績が悪化した場合であって，当該部局長に引き続き職務を行わせることが適当でないとき，解任することができる。
 - 3 前項の規定により，研究科長，国際基幹教育院長，研究域長，附属病院長，がん進展制御研究所長，学類長及び系長を解任するときは，第27条に定める会議の申出に基づき行うものとする。

(附属学校統括長)

第24条 本学に、附属学校の運営及び改革を統括するため、附属学校統括長を置く。

2 附属学校統括長は、学長が指名する者をもって充てる。

3 附属学校統括長の任期は2年とする。ただし、補欠の附属学校統括長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 附属学校統括長は、再任されることができる。

(名誉教授、客員教授等)

第25条 本学の学長、副学長又は教授として勤務した者に、名誉教授の称号を付与することができる。

2 本学の常時勤務の教員以外の職員に、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

3 名誉教授、客員教授等に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 削除

第3節 教授会等

(教育研究会議、学類会議、研究科会議及び系会議並びに教授会議)

第27条 教授会として、人間社会学域、人間社会環境研究科、法学研究科、教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、人間社会系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

2 教授会として、理工学域、自然科学研究科及び理工研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、理工系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

3 教授会として、医薬保健学域、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科及び医薬保健研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、医薬保健系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

4 教授会として、国際基幹教育院の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、国際基幹教育院教授会議を置き、その下に系会議を置く。

5 教授会として、がん進展制御研究所の研究に関する重要事項を審議するため、がん進展制御研究所教授会議を置く。

(組織)

第28条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議は、当該研究域、国際基幹教育院及びがん進展制御研究所の教授をもって組織する。

2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議には、当該研究域、国際基幹教育院及びがん進展制御研究所の准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第1項に該当しない者に限る。)、附属病院の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

(議長)

第29条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議に議長を置き、当該研究域、国際基幹教育院及びがん進展制御研究所の長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(審議事項)

第30条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議は、学校教育法第93条第2項及び第3項に基づき、次に掲げる事項を審議し、学長又は教授会を置く組織の長に意見を述べるものとする。

- (1) 当該研究域長、国際基幹教育院長及びがん進展制御研究所長の候補者の選考に関する事項
- (2) 教員の人事及び選考に関する事項
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項
- (4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (11) その他当該部局の教育及び研究に関する重要事項

2 学類会議、研究科会議及び系会議は、前項の事項のうち、教育研究会議が付託した事項を審議する。

3 教育研究会議は、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、教育研究会議の議決とすることができる。

(代議員会等)

第31条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議は、構成員のうちの一部の者をもって組織する代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議は、代議員会等の議決をもって、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議の議決とすることができる。

(基幹教育管理運営委員会)

第31条の2 本学に、「金沢大学<グローバル>スタンダード」を基軸とした、全学的な基幹教育(学士課程、修士課程及び博士課程それぞれの教育の基盤をなす教養的教育をいう。)について、基本的な方針を審議し決定するため、基幹教育管理運営委員会を置く。

(附属学校運営協議会)

第31条の3 本学に、附属学校の将来構想、学校教育学類及び大学院教職実践研究科との連携について、基本的な方針を審議し決定するため、附属学校運営協議会を置く。

(ナノマテリアル研究所会議)

第31条の4 ナノマテリアル研究所に、ナノマテリアル研究所会議を置く。

(設計製造技術研究所会議)

第31条の5 設計製造技術研究所に、設計製造技術研究所会議を置く。

(教員会議等)

第32条 総合メディア基盤センター、環日本海域環境研究センター、学際科学実験センター、子どものこころの発達研究センター、保健管理センター及び新学術創成研究機構に、教員会議を置く。

2 新学術創成研究科の教育及び研究に関する事項を審議するため、新学術創成研究機構教員会議の下に、教育研究会議の下に置かれる研究科会議に準じて新学術創成研究科会議を置く。

3 前2項に定めるもののほか、新学術創成研究機構に運営委員会を置く。

(センター会議等)

第33条 先進予防医学研究センター、環境保全センター、グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、必要に応じて、センター会議(グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構にあつては機構運営会議、以下「センター会議等」という。)を置く。

(組織及び運営等)

第34条 第28条から前条までに定めるもののほか、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議、学類会議、研究科会議、系会議、基幹教育管理運営委員会、附属学校運営協議会、ナノマテリアル研究所会議、設計製造技術研究所会議、教員会議、運営委員会及びセンター会議等の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

第4節 事務組織

(事務局)

第35条 本学に、事務局を置き、その事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 研究・社会共創推進部
- (5) 学生部
- (6) 国際部
- (7) 情報部
- (8) 人間社会系事務部
- (9) 理工系事務部
- (10) 医薬保健系事務部
- (11) 病院部

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 技術支援組織

(総合技術部)

第35条の2 本学に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学生

第1節 学年等及び休業日

(学年等)

第36条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2学期4クォーターに分ける。

学期	クォーター	期 間
前期	第1クォーター	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
	第2クォーター	
後期	第3クォーター	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
	第4クォーター	

3 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第37条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日にも登学を課すことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 別に定める夏季休業、冬季休業及び春季休業

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第38条 修業年限は、4年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、6年とする。

(修業年限の通算)

第39条 第84条に定める科目等履修生として、本学において一定の単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、修業年限の2分の1を超えない範囲内の期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 在学年限は、8年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、12年の範囲内で医薬保健学域において別に定める。

第3節 入学

(入学時期)

第41条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であつて、その後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第43条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第44条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第45条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、入学の手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 本学を退学した者(第70条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の学域又は国際基幹教育院総合教育部へ再入学を志願するもの
- (2) 他大学に在学している者で、本学(国際基幹教育院総合教育部を除く。以下第3号から第7号において同じ。)へ転入学を志願するもの
- (3) 他大学を卒業した者又は退学した者で、本学へ編入学を志願するもの
- (4) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの
 - (6) 高等学校, 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの
 - (7) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校, 専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し, 又は卒業した者で, 本学へ編入学を志願するもの
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については, 教育研究会議又は国際基幹教育院教授会議の議を経て, 学域長又は国際基幹教育院長が決定する。
 - 3 第1項の規定により入学した者の在学年限は, その者が属する年次に対応する残余の修業年限の2倍の年数を超えることができない。
 - 4 前3条の規定は, 第1項の規定により入学する場合に準用する。
 - 5 再入学, 転入学及び編入学に関し必要な事項は, 学域及び国際基幹教育院において別に定める。

(宣誓)

第47条 入学を許可された者は, 別に定めるところにより, 宣誓をしなければならない。

第4節 教育課程, 履修方法等

(教育課程の編成方針等)

- 第48条 教育課程は, 本学, 学域, 学類並びにコース及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し, 体系的に編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては, 学域, 学類並びにコース及び専攻に係る専門の学芸を教授するとともに, 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い, 豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
 - 3 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。
 - 4 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては, 客観性及び厳格性を確保するため, 学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに, 当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育課程の編成及び履修方法等)

- 第49条 教育課程は, 各授業科目を必修科目, 選択科目及び自由科目に分け, これを各年次に配当して編成するものとする。
- 2 教育課程については, 金沢大学共通教育科目に関する規程及び各学域において別に定める。
 - 3 授業科目の履修に関する事項については, 金沢大学履修規程において別に定める。

(単位の計算方法)

第50条 授業科目の単位の計算方法は, 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし, 次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については, 15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学域が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第51条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第52条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第50条第2項に定める授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第53条 成績の評価については、金沢大学履修規程において別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第54条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学期又は1クォーターに履修科目として登録することができる単位数の上限を学域及び国際基幹教育院において定めるものとする。

(大学院授業科目の履修)

第54条の2 学生は、本学大学院へ入学を希望するときは、所属の学域長及び希望する大学院の研究科長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第55条 学生は、学域長又は国際基幹教育院長の許可を得て、本学が定める他の大学又は短期大学において、当該大学又は短期大学の所定の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目についての修得した単位は、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、合計60単位を超えない範囲で、これを本学の単位として認定する。

- 3 前項の規定は、第 66 条の規定による留学及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 56 条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第 56 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、第 55 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 1 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 57 条 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学、転入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 55 条第 2 項及び第 3 項、第 56 条第 1 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 58 条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教育研究会議の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 節 卒業要件及び学位授与

(卒業要件)

第 59 条 本学に 4 年以上(医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては 6 年以上)在学し、学域ごとに定める授業科目を履修し、124 単位以上(医薬保健学域の医学類にあつては 188 単位以上、薬学類にあつては 186 単位以上)で学域の定める単位数を修得した者については、当該教育研究会議の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第51条第2項に定める授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第60条 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得した学生が、学校教育法第89条に定める卒業を希望する場合は、前条の規定にかかわらず、学長はこれを認定することができる。

- 2 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第61条 本学を卒業した者には、金沢大学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第6節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

第62条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、学域長又は国際基幹教育院長に届け出て、休学することができる。

- 2 前項に定める休学のほか、学域長又は国際基幹教育院長は、疾病のため修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。
- 3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。
- 4 休学期間は、在学年限に算入しない。
- 5 休学期間は、通算4年（国際基幹教育院総合教育部に所属する期間においては通算2年とする。）を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りでない。

(復学)

第63条 休学期間中に復学しようとする者(前条第2項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長に届け出るものとする。

- 2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学類)

第64条 転学類(学生が所属する学域以外への転学類も含む。)を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、転学類を許可することができる。

- 2 転学類を志願する者は、所定の出願書類に志望の学類(保健学類にあつては専攻も含む。)及び志望の事由を記し、所属の学域長に願い出なければならない。

(転学)

第65条 他の大学へ転学を志願する者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、学部、学科及び志望の事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第66条 学生は、外国の大学等で学修するため、学長に届け出て、留学することができる。

- 2 前項の留学期間は、修業年限に含まれるものとする。

(退学)

第67条 退学しようとする者は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより学長、学域長又は国際基幹教育院長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第68条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 疾病その他の事由により、成業の見込がないと認められる者

第7節 賞罰

(表彰)

第69条 学長は、本学在学中の学業の成績、課外活動等の成績に優れた者又は本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して、卒業時又はその都度、表彰を行うことができる。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第70条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、学域長又は国際基幹教育院長が行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第8節 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第71条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第72条 学長は、特別の事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除することができる。

(入学料及び検定料の不返付)

第73条 既納の入学料及び検定料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、検定料について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の申出により次項に定める額を返付する。

(1) 入学者選抜における第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者(推薦入学及びA0入試等において第1次選考として書類選考を行う場合における不合格者を含む。)

(2) 個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者

3 前項の規定により返付する額は、前項第1号の場合における第2段階目の選抜に係る額に相当する額とする。

(授業料の徴収方法等)

第74条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第1クォーター、第2クォーター、第3クォーター及び第4クォーターの4クォーターに区分して行うものとし、それぞれのクォーターにおいて徴収する額は、年額の4分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、第1クォーター及び第2クォーターにあつては5月、第3クォーター及び第4クォーターにあつては11月に徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生から申し出があつたときは、第1クォーター及び第2クォーターに係る授業料を徴収するときに、当該年度の第3クォーター及び第4クォーターに係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 第2項の納期後に入学した者は、入学の日の属する月に、そのクォーターに属する授業料を納付しなければならない。

(既納の授業料)

第75条 既納の授業料は返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、既納の授業料のうち、休学又は退学したクォーターに係るものは、別に定めるところにより、当該授業料の全額又は一部を返付することがある。

(授業料の免除、月割分納及び徴収猶予)

第76条 学長は、学費の支弁が困難な学生に対しては、別に定めるところにより授業料を免除し、又は月割分納若しくは徴収猶予を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める学生に対しては、別に定めるところにより、授業料を免除することができる。

3 授業料の免除又は月割分納若しくは徴収猶予(以下「免除等」という。)は、各期ごとにこれを認める。

4 免除等を認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより免除等を取り消すことができる。

(1) 申請に係る事由が消滅したと認められるとき。

(2) 申請について虚偽の事実が判明したとき。

(3) 第70条の規定により懲戒を受けたとき。

(休学中及び復学の場合の授業料)

第77条 休学の場合には、別に定めるところにより、休学中の授業料は、これを徴収しない(第75条第2項に定める既納の授業料の全額又は一部の返付を含む。)ことがある。

2 復学したときは、復学した日の属するクォーターから授業料を徴収する。この場合において、第2クォーター又は第4クォーターから復学したときは、復学日の属する月に当該クォーターに係る授業料を、第3クォーターから復学したときは、11月に第3クォーター及び第4クォーターに係る授業料を、それぞれ徴収する。

(免除等の取消しの場合の授業料)

第78条 第76条第4項第1号の規定に該当し授業料の免除を取り消されたとき、その期の授業料は、その月分から月割額(年額の12分の1)により、免除を取り消された日の属する月に徴収する。

2 第76条第4項第2号及び第3号の規定に該当し免除等を取り消されたときは、免除等に係る授業料の金額をその月に徴収する。

(再入学等の場合の授業料)

第79条 学期の途中において、再入学、転入学又は編入学した場合には、再入学、転入学又は編入学した日の属するクォーターから次の徴収の時期前までの期間に応じた額を本学の指定する月に徴収する。

(退学等の場合の授業料)

第80条 クォーターの途中において、退学又は他大学へ転学した場合には、当該クォーターの授業料はこれを徴収する。

2 停学中の授業料は徴収する。

(死亡等の場合の授業料)

第81条 死亡又は行方不明により除籍した場合には、未納の授業料の全額を免除することができる。

(学年中途の卒業等の場合の授業料)

第82条 学年の途中において、卒業又は修了する場合には、月割計算により在学予定期間に応じた額を徴収する。

第4章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第83条 本学の学生以外の者で、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学資格、選考方法等については、学域において別に定める。

3 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

4 第37条、第41条、第43条、第44条、第45条、第67条、第68条、第70条、第73条、第74条、第75条、第80条及び第81条の規定は、研究生に準用する。

(科目等履修生)

第84条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を選んで履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学資格、選考方法等については、学域及び国際基幹教育院において別に定める。

3 授業科目を履修し、その試験に合格した科目等履修生に対し単位を与える。

- 4 第36条、第37条、第41条、第43条、第44条、第45条、第49条第2項、第68条、第70条、第73条、第74条、第75条及び第81条の規定は、科目等履修生に準用する。

(特別聴講学生)

第85条 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学等又は外国の大学等の学生があるときは、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、当該他の大学等又は外国の大学等との協議に基づき、所定の手続を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 授業科目を履修し、その試験に合格した特別聴講学生に対し単位を与える。
- 3 第36条、第37条、第44条、第68条、第70条、第74条、第75条及び第81条の規定は、特別聴講学生に準用する。
- 4 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、特別の事情があると判断される場合は、この限りでない。

(外国人留学生)

第86条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第87条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に係る授業料等の額は、別表第二のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、国立大学の学生、単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の学生、交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 3 科目等履修生の授業料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第88条 本学に、学生寄宿舍として泉学寮、白梅寮、国際交流会館及び学生留学生宿舎を置く。

- 2 学生寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

第89条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第90条 本学に、公開講座を設ける。

- 2 公開講座の受講料の額は、別表第三のとおりとする。
- 3 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に旧国立学校設置法第 3 条第 1 項の表に掲げる金沢大学の学生である者は、この学則の施行の日に国立大学法人金沢大学が設置する金沢大学の学生の身分を取得するものとする。
- 3 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、旧金沢大学通則による法学部法学科及び公共システム学科、薬学部薬学科及び製薬化学科並びに工学部電気・情報工学科は、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 別表第一の規定にかかわらず、法学部、理学部、薬学部及び工学部並びに合計欄の収容定員については、平成 16 年度から平成 18 年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
			収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)
法学部	法政学科		180	360	540
	従前の学科	法学科	480	320	160
		公共システム学科	165	110	55
	(学科共通)		20	20	20
	計		845	810	775
理学部	数学科		99	98	97
	物理学科		131	130	129
	化学科		154	152	150
	生物学科		98	96	94
	地球学科		110	108	106
	計算科学科		118	116	114
	(学科共通)		20	20	20
	計		730	720	710
薬学部	総合薬学科		235	310	305
	従前の学科	薬学科	40	—	—
		製薬化学科	40	—	—
	計		315	310	305
工学部	土木建設工学科		331	318	313
	機能機械工学科		304	296	292
	物質化学工学科		382	372	366
	電気電子システム工学科		197	194	191
	人間・機械工学科		304	296	292
	情報システム工学科		256	252	248
	(学科共通)		60	60	60
	計		1,834	1,788	1,762
合計			7,454	7,358	7,282

- 5 この規程の施行の日の前日に部局長である者のうち、施行の日以後において任期を有するものは、施行の日に部局長に選任されたものとみなし、その任期については、第 20 条第 7 項の規定にかかわらず、施行の日以後において当該部局長の有する任期と同一の期間とする。

- 6 前項に規定する者の次期部局長に係る任期については、第20条第7項の規定にかかわらず、当該部局の定めるところによる。
- 7 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、第71条の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

附 則

この学則は、平成17年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、薬学部の合計欄の収容定員については、平成18年度から平成23年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
薬学部	薬学科	35	70	105	140	175	210
	創薬科学科	40	80	120	160	160	160
	従前の学科	230	150	75			
	計	305	300	300	300	335	370

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に記載する学部、学科等は、平成 20 年 3 月 31 日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 学域・学類の収容定員、存続する学部及び学科等に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会並びにその収容定員については、第 27 条及び別表第一の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。
- 4 存続する学部及び学科(法学部及び経済学部を除く。)の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 20 年 3 月 31 日に在学する者(平成 20 年 4 月 1 日以降に従前の学部、学科等編入学する者を含む。)については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。
- 6 前項に規定する者については、別表第二中「学域」とあるのは「学部」とする。

学域・学類の収容定員

学域	学類	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
人間社会学域	人文学類	145	290	435	580	580
	法学類	170	340	510	680	680
	(編入学定員 10)			10	20	20
	経済学類	185	370	555	740	740
	学校教育学類	100	200	300	400	400
	地域創造学類	80	160	240	320	320
	国際学類	70	140	210	280	280
	計	750	1500	2260	3020	3020
理工学域	数物科学類	84	168	252	336	336
	物質化学類	81	162	243	324	324
	機械工学類	140	280	420	560	560
	電子情報学類	108	216	324	432	432
	環境デザイン学類	74	148	222	296	296
	自然システム学類	102	204	306	408	408
	(学域共通編入学定員 40)			40	80	80
	計	589	1178	1807	2436	2436
医薬保健学域	医学類	95	190	285	380	475
	(編入学定員 5)			5	10	15
	薬学類	35	70	105	140	175
	創薬科学類	40	80	120	160	160
	看護学専攻	80	160	240	320	320

		(編入学定員 10)			10	20	20
		放射線技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
		検査技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
		理学療法学専攻	20	40	60	80	80
		(編入学定員 5)			5	10	10
		作業療法学専攻	20	40	60	80	80
		(編入学定員 5)			5	10	10
		小計	200	400	630	860	860
	計		370	740	1145	1550	1685
合計			1709	3418	5212	7006	7141

存続する学部・学科等の収容定員

学部	学科等	教授会	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
			収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
文学部	人間学科	人間社会系教育研究会議	165	110	55		
	史学科		150	100	50		
	文学科		195	130	65		
	計		510	340	170		
教育学部	学校教育教員養成課程		240	160	80		
	障害児教育教員養成課程		60	40	20		
	人間環境課程		180	120	60		
	スポーツ科学課程		105	70	35		
	計		585	390	195		
法学部	法政学科		540	360	180		
	(編入学定員 10)	20	20	10			
	計	560	380	190			
経済学部	経済学科	615	410	205			
	計	615	410	205			
理学部	数学科	理工系教育研究会議	72	48	24		
	物理学科		96	64	32		
	化学科		111	74	37		
	生物学科		69	46	23		
	地球学科		78	52	26		
	計算科学科		84	56	28		
	(学科共通編入学定員 10)		20	20	10		
	計		530	360	180		
医学部	医学科	475	380	285	190	95	

	(編入学定員 5)		20	20	15	10	5
	(小計)		495	400	300	200	100
保健学 科	看護学専攻	医薬保健系教育研 究会議	240	160	80		
	(編入学定員 10)		20	20	10		
	放射線技術科学専攻		120	80	40		
	(編入学定員 5)		10	10	5		
	検査技術科学専攻		120	80	40		
	(編入学定員 5)		10	10	5		
	理学療法学専攻		60	40	20		
	(編入学定員 5)		10	10	5		
	作業療法学専攻		60	40	20		
	(編入学定員 5)		10	10	5		
	(小計)		660	460	230		
	計		1155	860	530	200	100
薬学部	薬学科		70	70	70	70	35
	創薬科学科		80	80	40		
	従前の 学科	総合薬学科	75				
		計	225	150	110	70	35
工学部	土木建設工学科	理工系教育研究会 議	231	154	77		
	機能機械工学科		216	144	72		
	物質化学工学科		270	180	90		
	電気電子システム工学科		141	94	47		
	人間・機械工学科		216	144	72		
	情報システム工学科		183	122	61		
	(学科共通編入学定員 30)		60	60	30		
			計	1317	898	449	
合計			5497	3788	2029	270	135

附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 21 年度から平成 29 年度の入学定員については 105 人とし、その収容定員については、平成 21 年度から平成 34 年度までは、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
----	----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	105	200	105	305	105	410	105	515	105	620	105	630	105	630
	(編入学定員5)	—	—	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20	—	20
	計	380	750	380	1165	380	1580	380	1725	380	1870	380	1880	380	1880
	大学合計	1719	3428	1719	5232	1719	7036	1719	7181	1719	7326	1719	7336	1719	7336

学域	学類	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	105	630	105	630	100	625	100	620	100	615	100	610	100	605
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	380	1880	380	1880	375	1875	375	1870	375	1865	375	1860	375	1855
	大学合計	1719	7336	1719	7336	1714	7331	1714	7326	1714	7321	1714	7316	1714	7311

附 則

この学則は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成22年度から平成36年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	312	112	424	112	536	112	648	112	665
	(編入学定員5)	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20
	計	387	1172	387	1594	387	1746	387	1898	387	1915
	大学合計	1726	5239	1726	7050	1726	7202	1726	7354	1726	7371

学域	学類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	107	667	107	662
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	387	1922	387	1922	387	1922	382	1917	382	1912
	大学合計	1726	7378	1726	7378	1726	7378	1721	7373	1721	7368

学域	学類	平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	100	650	100	638	100	626	100	614	100	607
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	375	1900	375	1888	375	1876	375	1864	375	1857
	大学合計	1714	7356	1714	7344	1714	7332	1714	7320	1714	7313

附 則

この学則は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 平成 23 年 4 月 1 日に選任される自然科学研究科長及び自然科学研究科副研究科長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成 23 年度における医薬保健学域医学類の編入学定員は、第 2 年次編入学 5 人、第 3 年次編入学 5 人とし、平成 23 年度から平成 36 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	424	112	536	112	648	112	665	112	672

	(編入 学)	—	15	—	20	—	25	—	25	—	25
	計	387	1599	387	1751	387	1903	387	1920	387	1927
	大学 合計	1726	7055	1726	7207	1726	7359	1726	7376	1726	7383

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健 学域	医学類	112	672	112	672	112	672	112	672	100	660
	(編入 学)	—	25	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927	375	1915
	大学 合計	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1714	7371

学域	学類	平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健 学域	医学類	100	648	100	636	100	624	100	612
	(編入 学)	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	375	1903	375	1891	375	1879	375	1867
	大学合 計	1714	7359	1714	7347	1714	7335	1714	7323

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻、及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 存続する研究科及び専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 存続する研究科及び専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に国際交流会館に入居している者の寄宿料については、別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、第 63 条第 1 項、第 74 条第 2 項に規定する納付期限及び別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する。
- 2 第 14 条第 2 項に定めるナノ生命科学研究所については、当分の間、必要に応じて第 22 条第 1 項に定める部局とみなすことができるものとし、ナノ生命科学研究所長については部局長とみなすことができるものとする。

附 則

この学則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会学域経済学類経済理論・経済政策コース、経営・情報コース及び比較社会経済コース並びに地域創造学類健康スポーツコース並びに理工学域電子情報学類、環境デザイン学類及び自然システム学類は、平成 30 年 3 月 31 日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、人間社会学域及び理工学域における平成 30 年度から平成 32 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
人間社会学域	経済学類	135	690	135	640	135	590
	地域創造学類	90	330	90	340	90	350
	国際学類	85	295	85	310	85	325
	計	725	2995	725	2970	725	2945
理工学域	数物科学類	84	336	84	336	84	336
	(編入学定員 5)	-	-	-	-	-	5

物質化学類	81	324	81	324	81	324
(編入学定員 4)	-		-		-	4
機械工学類	100	100	100	200	100	300
(編入学定員 10)	-		-		-	10
フロンティア工学類	110	110	110	220	110	330
(編入学定員 5)	-		-		-	5
電子情報通信学類	80	80	80	160	80	240
(編入学定員 7)	-		-		-	7
地球社会基盤学類	100	100	100	200	100	300
(編入学定員 7)	-		-		-	7
生命理工学類	59	59	59	118	59	177
(編入学定員 2)	-		-		-	2
従前の学類	機械工学類		420		280	140
	電子情報学類		324		216	108
	環境デザイン学類		222		148	74
	自然システム学類		306		204	102
	(学域共通編入学定員 40)	-	80	-	80	40
計	614	2461	614	2486	614	2511

- 4 存続する学類に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 平成30年3月31日に在学する者(平成30年4月1日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第12条及び第33条の地域連携推進センターに係る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行の際、現に附属学校統括長である者の任期については、第24条第3項の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 令和2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。この場合において、「法務研究科」とあるのは「法学研究科」と読み替えるものとする。

別表第一

入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員 (人)	第2年次編入学定員 (人)	第3年次編入学定員 (人)	収容定員 (人)
人間社会学域	人文学類	145			580
	法学類	170		10	700
	経済学類	135			540
	学校教育学類	100			400
	地域創造学類	90			360
	国際学類	85			340
	計	725		10	2920
理工学域	数物科学類	84		5	346
	物質化学類	81		4	332
	機械工学類	100		10	420
	フロンティア工学類	110		5	450
	電子情報通信学類	80		7	334
	地球社会基盤学類	100		7	414
	生命理工学類	59		2	240
	計	614		40	2536
	医学類	100	5		625

医薬保健学 域	薬学類	35			210	
	創薬科学類	40			160	
	保健学 類	看護学専攻	80		10	340
		放射線技術科学 専攻	40		5	170
		検査技術科学専 攻	40		5	170
		理学療法学専攻	20		5	90
		作業療法学専攻	20		5	90
		小計	200		30	860
	計	375	5	30	1855	
合計	1714	5	80	7311		

別表第二

検定料等の額

区分	検定料(円)	入学料(円)	授業料(円)
学域・国際基幹教育院総合教育部	17,000	282,000	年額 535,800
	再入学, 転入学, 編入学に係るもの 30,000		
研究生	9,800	84,600	月額 29,700
科目等履修生	9,800	28,200	1単位 14,800
特別聴講学生		/	/ 1単位 14,800

備考 第73条第3項に規定する第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては4,000円、第2段階目の選抜にあつては13,000円とする。

別表第三

公開講座受講料の額

区分	受講料(円)
一般	1時間 500
高校生以下	1時間 200
別に定める公開講座の受講料については、別に定める額とする。	

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 4 条)
第 2 章	学年等及び休業日(第 5 条)
第 3 章	修業年限及び在学年限(第 6 条・第 7 条)
第 4 章	入学(第 8 条—第 18 条)
第 5 章	教育方法等(第 19 条—第 27 条)
第 6 章	課程の修了及び学位授与(第 28 条—第 32 条)
第 7 章	休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第 33 条—第 39 条)
第 8 章	賞罰(第 40 条・第 41 条)
第 9 章	検定料, 入学科及び授業料(第 42 条)
第 10 章	研究生, 科目等履修生, 特別聴講学生, 外国人留学生及び特別研究学生(第 43 条—第 45 条)
第 11 章	教員組織(第 46 条)
第 12 章	運営組織(第 47 条)
第 13 章	共同大学院(第 48 条)
第 14 章	連合大学院(第 49 条)
第 15 章	特別の課程(第 50 条)
	附則

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 金沢大学大学院(以下「本学大学院」という。)は, 学術の理論及び応用を教授研究し, その深奥を
きわめ, 又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い, 文化の進展
に寄与することを目的とする。
- 2 本学大学院のうち, 専門職大学院は, 学術の理論及び応用を教授研究し, 高度の専門性が求められる職業
を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 本学大学院の課程は, 修士課程, 博士課程及び専門職学位課程とし, その目的は次のとおりとする。
- (1) 修士課程は, 広い視野に立って精深な学識を授け, 専攻分野における研究能力又はこれに加えて高
度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- (2) 博士課程は, 専攻分野について, 研究者として自立して研究活動を行い, 又はその他の高度に専門
的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とす
る。
- (3) 専門職学位課程は, 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う
ことを目的とする。

- 4 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科、専攻及び課程において別に定める。
(研究科の種類及び講座)

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

人間社会環境研究科
自然科学研究科
医薬保健学総合研究科
先進予防医学研究科
新学術創成研究科
法学研究科
教職実践研究科

- 2 法学研究科法務専攻及び教職実践研究科は、専門職大学院とする。
3 研究科に、講座を置くことができる。

(研究科の専攻及び課程)

第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人間社会環境研究科	人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	修士課程
	医学専攻，薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	修士課程
法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

- 2 医薬保健学総合研究科医学専攻及び先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)、医薬保健学総合研究科薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。)とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻、人間社会環境研究科並びに自然科学研究科は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。
3 法学研究科法務専攻は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。

4 教職実践研究科は、専ら実践的指導能力を備えた教員養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く教職大学院とする。

(研究科の入学定員等)

第4条 各研究科における専攻別の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。

第2章 学年等及び休業日

(学年等及び休業日)

第5条 学年、学期、クォーター及び休業日については、金沢大学学則(以下「学則」という。)第36条及び第37条の規定による。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は、2年とする。ただし、法学研究科修士課程法学・政治学専攻について、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。(博士前期課程は2年とし、博士後期課程は3年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程経済学専攻及び地域創造学専攻について、短期(1年)在学型制度の標準修業年限は、1年とする。

3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第7条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(教職大学院)には、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、短期(1年)在学型制度においては、2年を超えて在学することができない。

3 医学博士課程及び薬学博士課程には、8年を超えて在学することができない。

4 博士後期課程及び専門職学位課程(法科大学院)には、6年を超えて在学することができない。

第4章 入学

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学則第41条の規定による。

(入学資格)

第9条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(法科大学院)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者

- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者を金沢大学（以下「本学」という。）の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められたもの
 - (11) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 専門職学位課程（教職大学院）に入学することができる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める一種免許状を有する者とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認められたものは、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる。
- 第10条 医学博士課程及び薬学博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条に定める大学（医学、歯学、薬学（修業年限が6年である課程に限る。（以下「6年制」という。））又は獣医学の課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学、薬学（6年制）又は獣医学を履修した者に限る。）
 - (3) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程が医学、歯学、薬学（6年制）又は獣医学に限る。）を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学における 18 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が五年以上である課程(最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学に限る)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院(医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって、当該者を本学の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 外国において学校教育における 16 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者、我が国において、外国の大学における 16 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの
 - (10) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第 83 条に定める大学の医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学を履修する課程に 4 年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは、医学博士課程又は薬学博士課程に入学することができる。

第 11 条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの
- (8) 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 本学大学院に入学を志願する者は、入学願書に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第13条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

2 法学研究科法務専攻の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、法学研究科法務専攻が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学大学院を退学した者(第41条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の研究科に再入学を志願するもの
- (2) 他の大学の大学院に在学している者で、本学大学院へ転入学を志願するもの
- (3) 他の大学の大学院を修了した者又は退学した者で、本学大学院へ編入学を志願するもの

2 前項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

3 第12条、第13条第1項及び前条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

4 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、研究科において別に定める。

(転研究科及び転専攻)

第16条 学生が本学大学院の他の研究科に転研究科を志願するときは、所定の出願書類に志望の研究科、専攻及び志望の事由を記し、所属の研究科長を経て志望先の研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願するときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定による許可を得た学生の既に修得した授業科目の単位の認定及び在学期間の取扱いについては、別に定める。

(再入学等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第17条 前2条の規定により、入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いについては、研究科において決する。

(宣誓)

第18条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

第5章 教育方法等

(教育課程の編成方針及び教育方法)

第19条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、研究科における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。

3 研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

4 法学研究科法務専攻の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

5 教職実践研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第19条の2 学生を産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した、世界に通用する質の保証された学位プログラムとして博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位数、履修方法等)

第20条 授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科において別に定める。

2 授業科目の単位の計算方法については、学則第50条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「卒業論文、卒業研究等」とあるのは「学位論文、特定の課題についての研究の成果等」と、読み替えるものとする。

(授業の方法等)

第21条 授業の方法については、学則第51条の規定を準用する。

- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条により準用する学則第50条第1項に規定する基準を考慮して、研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 4 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 5 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の認定)

第22条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告等により単位を与える。

- 2 試験等の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(教育方法の特例)

第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科及び学域の授業科目の履修等)

第23条の2 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、学生に他の研究科及び学域における授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第24条 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、他の大学の大学院と協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定に基づき修得した単位は、前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて10単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあっては、第1項の規定により修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、法学研究科法務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学の大学院に留学する場合、外国の大学の大学院が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第24条の2 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、第23条の2第2項及び前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他大学院等における研究指導)

第25条 教育研究上有益と認められるときは、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、本学の研究科で受けた研究指導とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 教育研究上有益と認められるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあっては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生(短期(1年)在学型制度に在学する学生を除く。)が職業を有している等の事情により、当該学生に係る標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科の教授会等の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 課程の修了及び学位授与

(修了要件)

第28条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科の定めるところにより、前項に規定する修士論文又は特定の研究課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
 - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査
 - 3 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、10単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。
 - (1) 第1項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第11条(第1項を除く。)の規定により本学大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上
 - (2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上
 - 5 医学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
 - 6 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
 - 7 専門職学位課程(法科大学院)の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。
 - 8 専門職学位課程(教職大学院)の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。

(法学研究科法務専攻における在学期間の短縮)
- 第29条 法学研究科法務専攻(本条及び次条において「専攻」という。)は、第26条第1項の規定により専攻に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専攻において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学研究科法務専攻における法学既修者の取扱い)

第30条 専攻は、専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第28条第7項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で専攻が認める期間在学し、同条に規定する単位については35単位を超えない範囲で専攻が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項及び第26条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(学位授与)

第31条 本学大学院の課程を修了した者には、その課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位の授与については、金沢大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

(博士課程によらない学位の授与)

第32条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、学位規程の定めるところにより、学位を授与することがある。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

第33条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、研究科長に届け出て、休学することができる。

2 前項に定める休学のほか、研究科長は、疾病のため修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。

3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。

4 休学期間は、在学年限に算入しない。

5 休学期間は、通算して当該課程の標準修業年限を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りではない。

(復学)

第34条 休学期間中に復学しようとする者(前条第2項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、研究科長に届け出るものとする。

2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学)

第35条 他の大学の大学院へ転学しようとする者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、研究科、専攻及び志望の事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第36条 外国の大学の大学院で学修するため留学しようとする者は、研究科長を経由して、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定により留学した期間は、第28条に定める在学期間を含めることができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより、学長又は研究科長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第38条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の年限に達して、なお修了の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

(4) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者

(教育研究会議等)

第39条 研究科長は、第33条第2項及び前条の事項について、教育研究会議（ただし、新学術創成研究科に関するものは新学術創成研究機構教員会議とする。以下同じ。）の長に諮り、実施するものとする。

第8章 賞罰

(表彰)

第40条 本学大学院在学中に学業の成績、課外活動等の成績に優れた者に対して修了時に表彰を行うことがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第41条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究会議及び教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、研究科長がこれを行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第9章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第42条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

2 検定料等の徴収等に関しては、学則第72条から第82条までの規定による。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び特別研究学生

(研究生等)

第43条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、学則第83条から第86条までの規定を準用する。この場合において、「学域」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(特別研究学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

(検定料等)

第45条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料等の額は、別表第二のとおりとする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、国立大学の大学院学生、単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生、交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める大学院学生であるときは、授業料を徴収しない。

4 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生が、国立大学の大学院学生、特別研究学生交流協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生又は交流協定に基づく外国人留学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 科目等履修生に係る検定料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第11章 教員組織

(教員組織)

第46条 本学大学院の授業及び研究指導は、各研究科を担当する教授が行う。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教が行うことができる。

第12章 運営組織

(運営組織)

第47条 本学大学院の運営については、学則第27条から第31条の規定により、教育研究評議会、教育研究会及び研究科会議が審議する。

第13章 共同大学院

(共同大学院)

第48条 本学、千葉大学及び長崎大学を構成大学とする先進予防医学共同専攻(医学博士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、千葉大学及び長崎大学と協力するものとする。

2 本学及び北陸先端科学技術大学院大学を構成大学とする融合科学共同専攻(修士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、北陸先端科学技術大学院大学と協力するものとする。

第14章 連合大学院

(大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科)

第49条 大阪大学大学院に設置される、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科小児発達学専攻(博士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、大阪大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学と協力するものとする。

第15章 特別の課程

(特別の課程)

第50条 研究科は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、旧金沢大学大学院規程による法学研究科法律学専攻及び公共システム専攻、医学系研究科生理系専攻、病理系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻及び分子情報医学系専攻並びに自然科学研究科機械科学専攻、生命・地球学専攻、環境基盤工学専攻、電子情報システム専攻、物質構造科学専攻、機能開発科学専攻、地球環境科学専攻及び数理情報科学専攻は、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 別表第一の規定にかかわらず、法学研究科、自然科学研究科及び法務研究科並びに合計欄の収容定員については、平成16年度及び平成17年度は、次の表のとおりとする。

4 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額は、第41条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

研究科名	専攻名		平成16年度			平成17年度		
			修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程
法学研究科	法律・政策学専攻		15			30		
	従前の専攻	法律学専攻	15					
		公共システム専攻	5					
	計		35			30		
自然科学研究科 (博士前期課程)	数物科学専攻		121			112		
	電子情報工学専攻		67			134		
	機能機械科学専攻		51			102		
	人間・機械科学専攻		40			80		
	物質化学専攻		48			52		
	物質工学専攻		100			106		
	地球環境学専攻		19			38		
	社会基盤工学専攻		48			96		
	生物科学専攻		17			34		
	生命薬学専攻		87			96		
	医療薬学専攻		40			32		
	従前の専攻	機械科学専攻	82					
		生命・地球学専攻	39					
		環境基盤工学専攻	48					
電子情報システム専攻		59						

	計	866			882			
自然科学 研究科 (博士後期 課程)	数物科学専攻		13			26		
	電子情報科学専攻		15			30		
	システム創成科学専攻		48			56		
	物質科学専攻		17			34		
	環境科学専攻		22			44		
	生命科学専攻		70			80		
	従前の 専攻	物質構造科学 専攻		29			15	
		機能開発科学 専攻		28			14	
		地球環境科学 専攻		26			13	
		数理情報科学 専攻		32			16	
	計		300			328		
法務研究 科	法務専攻			40			80	
合計		1,225	791	40	1,236	819	80	

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、医学系研究科の収容定員並びに「修士課程及び博士前期課程」及び「医学博士課程、後期3年博士課程及び博士後期課程」の合計欄の収容定員は、平成17年度から平成19年度までは、次の表のとおりとする。

研究科 名	専攻名	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		修士課程及び 博士前期課程	医学博士課程 及び博士後期 課程	修士課程及び 博士前期課程	医学博士課程 及び博士後期 課程	修士課程及び 博士前期課程	医学博士課程 及び博士後期 課程
医学系 研究科	医科学 専攻	15		30		30	
	脳医科学 専攻		92		88		84
	がん医 科学専 攻		119		114		109
	循環医 科学専 攻		100		96		92
	環境医 科学専 攻		54		52		50
	保健学 専攻	140	75	140	75	140	75

	計	155	440	170	425	170	410
合計		1,251	804	1,266	815	1,266	800

- 3 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科は、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 別表第一の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科の収容定員は、平成18年度から平成20年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程
人間社会環境研究科	人間文化専攻	25		50		50	
	社会システム専攻	18		36		36	
	公共経営政策専攻	12		24		24	
	人間社会環境学専攻		12		24		36
従前の研究科	文学研究科	哲学専攻	6				
		史学専攻	7				
		文学専攻	15				
	法学研究科	法律・政策学専攻	15				
	経済学研究科	経済学専攻	9				
社会環境科学研究科	地域社会環境学専攻		12		6		

		国際社会 環境学専 攻		12		6		
合計			1,269	815	1,272	800	1,272	785

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科及び合計欄の収容定員については、平成21年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成21年度	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35	
	従前の専攻	学校教育専攻	10
		国語教育専攻	4
		社会科教育専攻	4
		数学教育専攻	4
		理科教育専攻	4
		音楽教育専攻	3
		美術教育専攻	3
		保健体育専攻	5
		技術教育専攻	5
		家政教育専攻	5
		英語教育専攻	4
障害児教育専攻	4		
大学院合計		1252	

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻及び医療薬学専攻は、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第30条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻、医療薬学専攻、医学系研究科創薬科学専攻、法務研究科法務専攻及び合計欄の収容定員については、平成22年度及び平成23年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度		平成 23 年度
		修士課程及び博士前期課程	専門職学位課程	専門職学位課程
自然科学研究科	生命薬学専攻	48		
	医療薬学専攻	16		
医学系研究科	創薬科学専攻	38		
法務研究科	法務専攻		105	90
大学院合計		1206	105	90

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科博士前期課程、自然科学研究科物質化学専攻、機械科学専攻、電子情報科学専攻(博士前期課程に限る)、環境デザイン専攻、自然システム学専攻、電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻及び生物科学専攻、医薬保健学総合研究科並びに医学系研究科の収容定員については、平成 24 年度から平成 26 年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
		修士課程 及び博士 前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程	修士課程 及び博士 前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程	修士課程 及び博士 前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程	
人間社会 環境研究 科 (博士前 期課程)	人文学専攻	23		46		46		
	法学・政治学 専攻	8		16		16		
	経済学専攻	8		16		16		
	地域創造学専 攻	8		16		16		
	国際学専攻	8		16		16		
	従前 の専 攻	人間文化 専攻	25					
	社会シス テム専攻	18						
公共経営 政策専攻	12							
	物質化学専攻	57		114		114		

自然科学 研究科 (博士前期課程)	機械科学専攻	90		180		180		
	電子情報科学 専攻	67		134		134		
	環境デザイン 学専攻	40		80		80		
	自然システム 学専攻	67		134		134		
	従前 の専 攻	電子情報 工学専攻	67					
		機能機械 科学専攻	51					
	人間・機 械科学専 攻	40						
	物質化学 専攻	26						
	物質工学 専攻	53						
	地球環境 学専攻	19						
	社会基盤 工学専攻	48						
生物科学 専攻	17							
自然科学 研究科 (博士後 期課程)	環境科学専攻		65		64		63	
	生命科学専攻		76		62		48	
医薬保健 学総合研 究科	医科学専攻	15		30		30		
	脳医科学専攻		16		32		48	
	がん医科学専 攻		26		52		78	
	循環医科学専 攻		20		40		60	
	環境医科学専 攻		14		28		42	
	薬学専攻		4		8		12	
	創薬科学専攻	38	11	76	22	76	33	
保健学専攻	70	25	140	50	140	75		
従前 の研 究科	医学系 研究科	従前 の専 攻	医科学専 攻	15				
		脳医科学 専攻		60		40		20
		がん医科 学専攻		78		52		26
		循環医科 学専攻		66		44		22

		環境医科学専攻		36		24		12
		創薬科学専攻	38					
		保健学専攻	70	50		25		
大学院合計								
			1,180	781	1,180	777	1,180	773

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科(博士後期課程に限る。)の収容定員については、平成26年度から平成28年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	
自然科学研究科(博士後期課程)	数物科学専攻		41		43		45	
	物質化学専攻		14		28		42	
	機械科学専攻		25		50		75	
	電子情報科学専攻		48		51		54	
	環境デザイン学専攻		10		20		30	
	自然システム学専攻		21		42		63	
	従前の専攻	システム創成科学専攻		42		21		
		物質科学専攻		34		17		
		環境科学専攻		42		21		
		生命科学専攻		32		16		

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、法務研究科の合計欄の収容定員については、平成27年度及び平成28年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成27年度	平成28年度
		専門職学位課程	専門職学位課程
法務研究科	法務専攻	65	55

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は平成28年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科、医薬保健学総合研究科（医学博士課程に限る。）、先進予防医学研究科及び教職実践研究科の収容定員については、平成28年度から平成30年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度			平成29年度			平成30年度			
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35									
医薬保健学総合研究科	医学専攻		64			128			192		
	従前の専攻	脳医科学専攻		48			32			16	
		がん医科学専攻		78			52			26	
		循環医科学専攻		60			40			20	
		環境医科学専攻		42			28			14	
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻		12			24			36		

教職実践研究科 (専門職学位課程)	教職実践高度化専攻			15			30			30
合計		35	304	15	0	304	30	0	304	30

4 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、第 34 条第 1 項を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科及び新学術創成研究科の収容定員については、平成 30 年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 30 年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	経済学専攻	14		
	地域創造学専攻	22		
	国際学専攻	18		
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14		
大学院合計		1,130	773	75

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科教法学・政治学専攻は、令和 2 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻及び法学研究科法学・政治学専攻の収容定員については、令和 2 年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名		令和2年度		
			修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	攻 従 前 の 専	法学・政治学専攻	8		
法学研究科	法学・政治学専攻		8		

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	53	106	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	56	112	15	45		
	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
	環境デザイン学専攻	40	80	10	30		
	自然システム学専攻	67	134	21	63		
	計	377	754	103	309		
医薬保健学総合研究科	医学専攻	15	30				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			4	16		
	創薬科学専攻	38	76	11	33		
	保健学専攻	70	140	25	75		

	計	123	246	104	380		
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻			12	48		
	計			12	48		
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14	28				
	計	14	28				
法学研究科	法学・政治学専攻	8	16				
	法務専攻					15	45
	計	8	16			15	45
教職実践研究科	教職実践高度化専攻					15	30
	計					15	30
合計		575	1,150	231	773	30	75

別表第二

検定料等の額

区分	検定料	入学料	授業料
大学院	30,000円	282,000円	年額 535,800円
法科大学院	30,000円	282,000円	年額 804,000円
研究生	9,800円	84,600円	月額 29,700円
科目等履修生	9,800円	28,200円	1単位 14,800円
特別聴講学生			1単位 14,800円
特別研究学生			月額 29,700円

【金沢大学学則（案）】

(1) 変更事由

令和2年4月1日付けで、既存の法務研究科を法学研究科へ名称変更を行った上で、人間社会環境研究科（博士前期課程）法学・政治学専攻を廃止し、新たに法学研究科（修士課程）法学・政治学専攻を設置することに伴い、所要の改正を行う。

(2) 変更点

第6条第2項

- ・「人間社会環境研究科（前期2年の博士課程）法学・政治学専攻」を削る。
- ・「法務研究科」を「法学研究科（修士課程）法学・政治学専攻」に改める。

第22条第7項

- ・「人間社会環境研究科，自然科学研究科及び医薬保健学総合研究科」を「人間社会環境研究科，自然科学研究科，医薬保健学総合研究科及び法学研究科」に改める。

第27条第1項

- ・「法務研究科」を「法学研究科」に改める。

附則

- ・人間社会環境研究科（博士前期課程）法学・政治学専攻が廃止されるまでの経過措置を規定する。

(3) 施行日

令和2年4月1日

【金沢大学大学院学則（案）】

(1) 変更事由

令和2年4月1日付けで、既存の法務研究科を法学研究科へ名称変更を行った上で、人間社会環境研究科（博士前期課程）法学・政治学専攻を廃止し、新たに法学研究科（修士課程）法学・政治学専攻を設置することに伴い、所要の改正を行う。

(2) 変更点

第2条第1項

- ・「法務研究科」を「法学研究科」へ改める。

第2条第2項，第3条第3項，第13条第2項，第19条第3項，同条第4項，第24条第3項，第25条第1項，第26条第3項，第29条及び第44条

- ・「法務研究科」を「法学研究科法務専攻」へ改める。

第3条第1項表中

- ・専攻名の「法学・政治学専攻」を削る。
- ・研究科名の「法務研究科」を「法学研究科」に改める。
- ・専攻名に「法学・政治学専攻」を加える。
- ・課程の別に「修士課程」を加える。

第6条第1項

- ・「標準修業年限は、2年とする。」の次に「ただし、法学研究科修士課程法学・政治学専攻について、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1年とする。」を加える。

第6条第2項

- ・「法学・政治学専攻，」を削り，「大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)」を「短期(1年)在学型制度」に改める。

第29条及び第30条

- ・「研究科」を「専攻」へ改める。

附則

- ・人間社会環境研究科（博士前期課程）法学・政治学専攻が廃止されるまでの経過措置を規定する。

別表第一

- ・専攻名の「法学・政治学専攻」を削る。
- ・研究科名の「法務研究科」を「法学研究科」に改める。
- ・専攻名に「法学・政治学専攻」を加える。
- ・人間社会環境研究科の修士課程及び博士前期課程の入学定員を61名から53名に、収容定員を122名から106名に改める。
- ・法学研究科の修士課程及び博士前期課程に入学定員8名及び収容定員16名を加える。

(3) 施行日

令和2年4月1日

金沢大学学則（平成 16 年規則第 2 号）新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条から第 5 条まで（略）</p> <p>（大学院）</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>2 大学院に，次に掲げる研究科及び専攻を置く。</p> <p>人間社会環境研究科</p> <p>（前期 2 年の博士課程）</p> <p>人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻</p> <p>（後期 3 年の博士課程）</p> <p>人間社会環境学専攻</p> <p>自然科学研究科</p> <p>（前期 2 年の博士課程）</p> <p>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</p> <p>（後期 3 年の博士課程）</p> <p>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</p> <p>医薬保健学総合研究科</p> <p>（修士課程）</p> <p>医科学専攻</p> <p>（博士課程）</p> <p>医学専攻，薬学専攻</p> <p>（前期 2 年の博士課程）</p> <p>創薬科学専攻，保健学専攻</p> <p>（後期 3 年の博士課程）</p> <p>創薬科学専攻，保健学専攻</p> <p>先進予防医学研究科</p>	<p>第 1 条から第 5 条まで（略）</p> <p>（大学院）</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>2 大学院に，次に掲げる研究科及び専攻を置く。</p> <p>人間社会環境研究科</p> <p>（前期 2 年の博士課程）</p> <p>人文学専攻，<u>法学・政治学専攻</u>，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻</p> <p>（後期 3 年の博士課程）</p> <p>人間社会環境学専攻</p> <p>自然科学研究科</p> <p>（前期 2 年の博士課程）</p> <p>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</p> <p>（後期 3 年の博士課程）</p> <p>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</p> <p>医薬保健学総合研究科</p> <p>（修士課程）</p> <p>医科学専攻</p> <p>（博士課程）</p> <p>医学専攻，薬学専攻</p> <p>（前期 2 年の博士課程）</p> <p>創薬科学専攻，保健学専攻</p> <p>（後期 3 年の博士課程）</p> <p>創薬科学専攻，保健学専攻</p> <p>先進予防医学研究科</p>

<p>(博士課程) 先進予防医学共同専攻 新学術創成研究科 (修士課程) 融合科学共同専攻 <u>法学研究科</u> (修士課程) <u>法学・政治学専攻</u> (専門職学位課程) 法務専攻 教職実践研究科 (専門職学位課程) 教職実践高度化専攻</p> <p>3 (略) 第6条の2から第21条まで (略)</p> <p>(部局及び部局長等) 第22条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 人間社会環境研究科, 自然科学研究科, <u>医薬保健学総合研究科及び法学研究科</u>の各専攻に, 専攻長を置く。</p> <p>8～12 (略) 第23条から第26条まで (略)</p> <p>(教育研究会議, 学類会議, 研究科会議及び系会議並びに教授会議) 第27条 教授会として, 人間社会学域, 人間社会環境研究科, <u>法学研究科</u>, 教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため, 人間社会系教育研究会議を置き, その下に, 学類会議, 研究科会議, 系会議を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(博士課程) 先進予防医学共同専攻 新学術創成研究科 (修士課程) 融合科学共同専攻 <u>法務研究科</u></p> <p>(専門職学位課程) 法務専攻 教職実践研究科 (専門職学位課程) 教職実践高度化専攻</p> <p>3 (略) 第6条の2から第21条まで (略)</p> <p>(部局及び部局長等) 第22条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 人間社会環境研究科, 自然科学研究科及び<u>医薬保健学総合研究科</u>の各専攻に, 専攻長を置く。</p> <p>8～12 (略) 第23条から第26条まで (略)</p> <p>(教育研究会議, 学類会議, 研究科会議及び系会議並びに教授会議) 第27条 教授会として, 人間社会学域, 人間社会環境研究科, <u>法務研究科</u>, 教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため, 人間社会系教育研究会議を置き, その下に, 学類会議, 研究科会議, 系会議を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>
---	---

<p>第28条から第90条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。</p> <p>3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。</p> <p>4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。</p> <p>5 令和2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。この場合において、「法務研究科」とあるのは「法学研究科」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第一から三 (略)</p>	<p>第28条から第90条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第一から三 (略)</p>
---	---

金沢大学大学院学則（平成16年規則第3号）新旧対照表

新	旧																																
<p>第1条（略） （研究科の種類及び講座）</p> <p>第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。</p> <p>人間社会環境研究科 自然科学研究科 医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科 新学術創成研究科 <u>法学研究科</u> 教職実践研究科</p> <p>2 <u>法学研究科法務専攻</u>及び<u>教職実践研究科</u>は、専門職大学院とする。</p> <p>3（略） （研究科の専攻及び課程）</p> <p>第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>専攻名</th> <th>課程の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人間社会環境研究科</td> <td>人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻</td> <td>博士課程(前期2年)</td> </tr> <tr> <td>人間社会環境学専攻</td> <td>博士課程(後期3年)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然科学研究科</td> <td>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</td> <td>博士課程(前期2年)</td> </tr> <tr> <td>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</td> <td>博士課程(後期3年)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医科学専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程の別	人間社会環境研究科	人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)	自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)		医科学専攻	修士課程	<p>第1条（略） （研究科の種類及び講座）</p> <p>第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。</p> <p>人間社会環境研究科 自然科学研究科 医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科 新学術創成研究科 <u>法務研究科</u> 教職実践研究科</p> <p>2 <u>法務研究科</u>及び<u>教職実践研究科</u>は、専門職大学院とする。</p> <p>3（略） （研究科の専攻及び課程）</p> <p>第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>専攻名</th> <th>課程の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人間社会環境研究科</td> <td>人文学専攻，<u>法学・政治学専攻</u>，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻</td> <td>博士課程(前期2年)</td> </tr> <tr> <td>人間社会環境学専攻</td> <td>博士課程(後期3年)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然科学研究科</td> <td>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</td> <td>博士課程(前期2年)</td> </tr> <tr> <td>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</td> <td>博士課程(後期3年)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医科学専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程の別	人間社会環境研究科	人文学専攻， <u>法学・政治学専攻</u> ，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)	自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)		医科学専攻	修士課程
研究科名	専攻名	課程の別																															
人間社会環境研究科	人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)																															
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)																															
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)																															
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)																															
	医科学専攻	修士課程																															
研究科名	専攻名	課程の別																															
人間社会環境研究科	人文学専攻， <u>法学・政治学専攻</u> ，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)																															
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)																															
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)																															
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)																															
	医科学専攻	修士課程																															

医薬保健学 総合研究科	医学専攻, 薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻, 保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻, 保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	修士課程
法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

2 (略)

3 法学研究科法務専攻は, 専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。

4 (略)

第4条から第5条まで (略)

(修業年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は, 2年とする。ただし, 法学研究科修士課程法学・政治学専攻について, 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)の標準修業年限は, 1年とする。

2 博士課程の標準修業年限は, 5年とする。(博士前期課程は2年とし, 博士後期課程は3年とする。)ただし, 人間社会環境研究科博士前期課程経済学専攻及び地域創造学専攻について, 短期(1年)在学型制度の標準修業年限は, 1年とする。

医薬保健学 総合研究科	医学専攻, 薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻, 保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻, 保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	修士課程
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

2 (略)

3 法務研究科は, 専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。

4 (略)

第4条から第5条まで (略)

(修業年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は, 2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は, 5年とする。(博士前期課程は2年とし, 博士後期課程は3年とする。)ただし, 人間社会環境研究科博士前期課程法学・政治学専攻, 経済学専攻及び地域創造学専攻について, 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28

<p>3・4 (略)</p> <p>第7条から第12条まで (略)</p> <p>(入学者の選抜)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>法学研究科法務専攻</u>の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、<u>法学研究科法務専攻</u>が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。</p> <p>第14条から第18条まで (略)</p> <p>(教育課程の編成方針及び教育方法)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 研究科(<u>法学研究科法務専攻</u>及び<u>教職実践研究科</u>を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p> <p>4 <u>法学研究科法務専攻</u>の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第19条の2から第23条まで (略)</p> <p>(他の大学の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>法学研究科法務専攻</u>にあつては、第1項の規定により修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、<u>法学研究科法務専攻</u>における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(他大学院等における研究指導)</p>	<p>号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「<u>短期(1年)在学型制度</u>」という。)の標準修業年限は、1年とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7条から第12条まで (略)</p> <p>(入学者の選抜)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>法務研究科</u>の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、<u>法務研究科</u>が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。</p> <p>第14条から第18条まで (略)</p> <p>(教育課程の編成方針及び教育方法)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 研究科(<u>法務研究科</u>及び<u>教職実践研究科</u>を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p> <p>4 <u>法務研究科</u>の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第19条の2から第23条まで (略)</p> <p>(他の大学の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>法務研究科</u>にあつては、第1項の規定により修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、<u>法務研究科</u>における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(他大学院等における研究指導)</p>
--	--

<p>第25条 教育研究上有益と認められるときは、<u>研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)</u>は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>法学研究科法務専攻</u>にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。</p> <p>第27条から第28条まで (略)</p> <p>(<u>法学研究科法務専攻</u>における在学期間の短縮)</p> <p>第29条 <u>法学研究科法務専攻</u>(本条及び次条において「<u>専攻</u>」という。)は、第26条第1項の規定により<u>専攻</u>に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を<u>専攻</u>において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により<u>専攻</u>の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で<u>専攻</u>が定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>(<u>法学研究科法務専攻</u>における法学既修者の取扱い)</p> <p>第30条 <u>専攻</u>は、<u>専攻</u>において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「<u>法学既修者</u>」という。)に関しては、第28条第7項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で<u>専攻</u>が認める期間在学し、同条に規定する単位については35単位を超えない範囲で<u>専攻</u>が認める単位を修得したものとみなすことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第25条 教育研究上有益と認められるときは、<u>研究科(法務研究科及び教職実践研究科を除く。)</u>は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>法務研究科</u>にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。</p> <p>第27条から第28条まで (略)</p> <p>(<u>法務研究科</u>における在学期間の短縮)</p> <p>第29条 <u>法務研究科</u>(本条及び次条において「<u>研究科</u>」という。)は、第26条第1項の規定により<u>研究科</u>に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を<u>研究科</u>において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により<u>研究科</u>の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で<u>研究科</u>が定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>(<u>法務研究科</u>における法学既修者の取扱い)</p> <p>第30条 <u>研究科</u>は、<u>研究科</u>において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「<u>法学既修者</u>」という。)に関しては、第28条第7項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で<u>研究科</u>が認める期間在学し、同条に規定する単位については35単位を超えない範囲で<u>研究科</u>が認める単位を修得したものとみなすことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

第31条から第43条まで (略)

(特別研究学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することができる。

第45条から第50条まで (略)

附 則 (略)

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻及び法学研究科法学・政治学専攻の収容定員については、令和2年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和2年度		
		修士課程及び 博士前期課程	医学博士課程、薬学 博士課程及び博士後 期課程	専門職学位課程
人間社会 環境研究 科	従 前 の 専 攻 法学・政治 学専攻	8		
法学研究 科	法学・政治学専攻	8		

別表第一

第31条から第43条まで (略)

(特別研究学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で、研究科(法務研究科及び教職実践研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することができる。

第45条から第50条まで (略)

附 則 (略)

別表第一

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	53	106	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	56	112	15	45		
	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
	環境デザイン学専攻	40	80	10	30		
	自然システム学専攻	67	134	21	63		
	計	377	754	103	309		
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	15	30				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			4	16		
	創薬科学専攻	38	76	11	33		
	保健学専攻	70	140	25	75		
	計	123	246	104	380		
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	法学・政治学専攻	8	16				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	61	122	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	56	112	15	45		
	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
	環境デザイン学専攻	40	80	10	30		
	自然システム学専攻	67	134	21	63		
	計	377	754	103	309		
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	15	30				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			4	16		
	創薬科学専攻	38	76	11	33		
	保健学専攻	70	140	25	75		
	計	123	246	104	380		

先進予防医学 研究科	先進予防医学 共同専攻			12	48		
	計			12	48		
新学術創成研 究科	融合科学共同 専攻	14	28				
	計	14	28				
法学研究科	法学・政治学 専攻	8	16				
	法務専攻					15	45
	計	8	16			15	45
教職実践研究 科	教職実践高度 化専攻					15	30
	計					15	30
合計		575	1,150	231	773	30	75

別表第二 (略)

先進予防医学 研究科	先進予防医学 共同専攻			12	48		
	計			12	48		
新学術創成研 究科	融合科学共同 専攻	14	28				
	計	14	28				
法務研究科	法務専攻						15 45
	計						15 45
	計						15 45
教職実践研究 科	教職実践高度 化専攻					15	30
	計					15	30
合計		575	1,150	231	773	30	75

別表第二 (略)

（趣旨）

第1条 この規程は、金沢大学学則(以下「学則」という。)第34条の規定に基づき、教育研究会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 会議は、別表に掲げる各研究域に所属する教授をもって組織する。

2 会議には、当該研究域に所属する准教授、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第1項に該当しない者に限る。)、附属病院に所属する教授、准教授、講師及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

（審議事項）

第3条 会議は、学則第30条第1項に基づき、次の事項について審議し、学長又は研究域長に意見を述べるものとする。

- (1) 研究域長の候補者の選考に関する事項
- (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の人事及び選考に関する事項
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項
- (4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (11) 医薬保健系教育研究会議においては、附属病院長の候補者の選考に関する事項
- (12) その他学域、研究科及び研究域の教育及び研究に関する重要事項

（議長）

第4条 会議に議長を置き、研究域長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

（議事及び議決）

第5条 会議は、構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第7条 会議に、第3条第2号から第12号に掲げる事項を審議するため、教育研究会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置く。

2 代議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究域長
- (2) 各学類長
- (3) 各研究科長
- (4) 各系長
- (5) その他会議が必要と認められた者

3 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

4 第4条、第5条及び第6条の規定は、代議員会に準用する。

(学類会議)

第8条 会議の下に、会議が付託した事項その他学類に関する事項について審議するため、別表に掲げる学類にそれぞれ学類会議を置く。

2 学類会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第9条 会議の下に、会議が付託した事項その他研究科に関する事項について審議するため、別表に掲げる研究科にそれぞれ研究科会議を置く。

2 研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(系会議)

第10条 会議の下に、会議が付託した事項その他系に関する事項について審議するため、別表に掲げる系にそれぞれ系会議を置く。

2 系会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学類会議、研究科会議及び系会議の議決)

第11条 会議は、次に掲げる事項を除き、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

- (1) 学士課程の入学選抜に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) その他会議が必要と認められた事項

- 2 議決は、電子的書面によりできるものとする。
- 3 学類会議、研究科会議及び系会議は、会議から付託された事項、その他当該学類、研究科及び系に関する重要事項についての議決結果を、会議に報告するものとする。

(委員会)

第12条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 会議に関する事務は、人間社会系教育研究会議は人間社会系事務部、理工系教育研究会議は理工系事務部、医薬保健系教育研究会議は医薬保健系事務部において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

人間社会系教育研究会 議	学域・学類名	研究科名	研究域・系名
	人間社会学域 人文学類 法学類 経済学類 学校教育学類 地域創造学類 国際学類	人間社会環境研究科 法学研究科 教職実践研究科	人間社会研究域 人間科学系 歴史言語文化学系 法学系 経済学経営学系 学校教育系
理工系教育研究会議	理工学域 数物科学類 物質化学類 機械工学類 フロンティア工学類 電子情報通信学類 地球社会基盤学類 生命理工学類	自然科学研究科	理工研究域 数物科学系 物質化学系 機械工学系 フロンティア工学系 電子情報通信学系 地球社会基盤学系 生命理工学系
医薬保健系教育研究会 議	医薬保健学域 医学類 薬学類 創薬科学類 保健学類	医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科	医薬保健研究域 医学系 薬学系 保健学系

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第34条、金沢大学教育研究会議規程第9条第2項及び金沢大学新学術創成研究機構規程第15条の2第5項の規定に基づき、研究科会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会議は、当該研究科を担当する教授をもって組織する。

2 会議には、当該研究科を担当する准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健学総合研究科会議には、附属病院長(第1項に該当しない者に限る。)を加えることができる。

(審議事項)

第3条 会議は、教育研究会議又は新学術創成研究機構教員会議から付託された当該研究科に係る次の事項について審議する。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育に係る予算の執行に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (7) 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (9) その他教育に関する重要事項

2 会議は、前項に定めるほか、次の事項について審議する。

- (1) 研究科長の候補者の選考に関する事項
- (2) その他当該研究科に関する重要事項

(議長)

第4条 会議に議長を置き、当該研究科長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(議事及び議決)

第5条 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

3 構成員に関し必要な事項は、別に定める。

(付託及び専決)

第6条 会議は、第3条に定める審議事項のうち、別に定める事項を除き、その議長に付託することができる。

2 議長は、会議から付託された事項については、専決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第8条 会議に、特定の事項を審議するため、研究科会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置くことができる。

2 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

3 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等)

第9条 会議の下に、特定の事項を審議するため、博士前期(後期)課程(修士課程及び博士課程を含む。)会議等(以下「博士前期(後期)課程会議等」という。)を置くことができる。

2 博士前期(後期)課程会議等に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第10条 会議の下に、特定の事項を審議するため、研究科専攻会議(以下「専攻会議」という。)を置くことができる。

2 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議の議決)

第11条 会議は、別に定める事項を除き、博士前期(後期)課程会議等又は専攻会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

2 前項の議決は、電子的書面によりできるものとする。

3 博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議は、会議から付託された事項、その他当該博士前期(後期)課程及び専攻の管理運営に関する重要事項についての議決結果を、会議に報告するものとする。

(委員会)

第12条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（趣旨）

第1条 金沢大学大学院法学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項については、金沢大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)及び金沢大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（課程）

第2条 研究科に修士課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程は、法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

3 専門職学位課程は、地域に根ざした法曹教育の基本理念の下、適切かつ迅速な紛争解決を目指し事件を分野横断的に捉えることができ、かつ、紛争予防のための調整能力を備えた社会貢献をなす法律家を養成するため、理論と実務の架橋を目指した高度専門教育を行うことを目的とする。

（専攻等）

第3条 前条の課程に次の専攻、コース及びプログラムを置く。

課程	専攻	コース	プログラム
修士課程	法学・政治学専攻	研究コース	基礎法学プログラム
			公法学・社会法学プログラム
			民事法学プログラム
			政治学プログラム
		高度専門職コース	
専門職学位課程	法務専攻	標準コース	
		短縮コース	

（標準修業年限）

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、標準コースにあつては3年とし、短縮コースにあつては2年とする。

（研究科長）

第5条 研究科長は、研究科を担当する専任の教授(常勤の特任教授を含む。)をもって充てる。

2 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（副研究科長）

第6条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科会議）

第7条 研究科会議は、金沢大学研究科会議規程第3条に定めるもののほか、法学系会議から付託された事項について審議する。

(専攻長及び副専攻長)

第8条 研究科の各専攻に専攻長及び副専攻長を置く。

2 専攻長及び副専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜方法)

第9条 入学志願者に対しては、研究科が別に定める試験の成績及び入学志願者から提出される書類等を審査して合格又は不合格を判定する。

2 前項の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(転専攻)

第11条 研究科長は、法務専攻の学生が法学・政治学専攻への転専攻を願い出た場合は、選考の上、研究科会議の議を経て、許可することができる。

(教育の方法)

第12条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

(教育方法の特例)

第13条 研究科が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において、授業を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第14条 修士課程の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 専門職学位課程の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位は、1単位45時間の学修を必要とする内容とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 大学院学則第21条第2項の規定により、一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の履修等)

第16条 学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間内に研究科長に申告し、その承認を得なければならない。

2 専門職学位課程の学生は、別に定める上限単位数を超えて、授業科目を履修することができない。

3 修士課程の学生は、研究科長の許可を受けて、本学の他の研究科及び学域の授業科目を履修することができる。

4 前項の規定による授業科目の履修及びこれによって修得した単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学大学院等における授業科目の履修等)

第17条 学生は、研究科長の許可を受けて、次の各号に掲げる授業科目を履修することができる。

- (1) 他の大学の大学院(外国の大学院を含む。)における当該大学院所定の授業科目
- (2) 外国の大学院が行う通信教育による授業科目(我が国において履修する場合に限る。)
- (3) 国際連合大学の教育課程における授業科目

2 前項の規定による授業科目の履修及びこれによって修得した単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(休学期間中の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第18条 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす場合の単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(修士課程における研究指導)

第19条 研究科会議は、修士課程の学生ごとに研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)を指定する。

2 研究指導は、学生の届け出た研究題目及び研究計画に基づいて指導教員が作成する研究指導計画によるものとする。

3 学生は、研究科長の許可を受けて、本学の他の研究科又は研究科が定める他大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受けることができる。

4 前項の規定により受けた研究指導は、研究科会議の議に基づき、研究科の研究指導の一部として認定することができる。

5 前各項に定めるもののほか、修士課程の学生の研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に本学の大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科の所定の授業科目を履修し、修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により、研究科の所定の授業科目を履修し、修得したものとみなす場合の単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(単位修得の認定)

第21条 単位修得の認定は、試験その他の適切な方法により厳正に行う。

2 法務専攻の短縮コースへ入学した者については、別に定めるところにより、1年次配当の必修科目のうち法学入門を除く30単位を修得したものとみなす。

3 前項の規定により修得したとみなされる単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の成績等)

第22条 授業科目の成績は、合格を上位から「S」、「A」、「B」、「C」の評語とし、不合格を「不可」の評語とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

2 授業科目の各評語の学修到達度は、学修到達目標 100%に対し、次のとおりとする。

S : 90%以上, A : 80%以上 90%未満, B : 70%以上 80%未満, C : 60%以上 70%未満, 不可 : 60%未満

3 専門職学位課程において、授業科目の成績に対してグレード・ポイントを設定し、グレード・ポイント・アベレージ（履修科目のグレード・ポイントの平均をいう。）を算出し、総合成績評価を行う。

4 グレード・ポイント及びグレード・ポイント・アベレージの算出方法に関し必要な事項については、別に定める。

(単位修得の証明)

第23条 研究科長は、単位を修得した学生が願った場合には、単位修得証明書を交付する。

(専門職学位課程における進級要件)

第24条 専門職学位課程に在学する学生の進級要件は、別に定める。

(専門職学位課程における退学勧告)

第25条 研究科長は、専門職学位課程の学生が別に定める要件に該当するときは、研究科会議の議を経て、書面の交付により、退学を勧告しなければならない。ただし、研究科会議で必要がないと認める場合は、その限りでない。

(修了要件)

第26条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上(優れた業績を上げた者については、1年以上)在学し、別表第1に定める授業科目のうちから別に定める要件に従い30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第6条第2項ただし書の規定に定める短期(1年)在学型制度の修了要件は、当該課程に1年以上在学し、別表第1に定める授業科目のうちから別に定める要件に従い30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文、特定の課題についての研究の成果又はリサーチペーパーの審査及び最終試験に合格することとする。

3 前2項の規定による修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の方法は、別に定める。

4 専門職学位課程の修了要件は、標準コース及び短縮コースの区別に従い、次のとおりとする。

(1) 標準コース

当該コースに3年以上在学し、別表第2に定める授業科目のうちから別に定める要件に従い104単位以上を修得すること。

(2) 短縮コース

当該コースに2年以上在学し、第22条第2項により修得したとみなされる30単位のほか、授業科目のうちから別に定める要件に従い104単位以上を修得すること。

- 5 前項の規定にかかわらず、標準コースの学生が第20条第1項の規定により研究科に入学する前に修得した単位(研究科の入学資格を有した後、修得したものに限る。)を研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位の授与)

第27条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 専門職学位課程を修了した者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。
- 3 第1項の学位に付記する専攻分野の名称は、法学又は政治学とする。

(研究生及び科目等履修生)

第28条 研究生及び科目等履修生として入学を願い出た者については、研究科会議の選考を経て、学生の学修に妨げのない限り、入学を許可することがある。

- 2 研究生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科会議が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年7月17日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者については、第12条、第15条及び第17条を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月15日から施行する。

- 2 平成20年3月31日に在学するものについては、第9条第2項を除き、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、平成20年4月1日に3年次に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表の展開・先端科目群における「現代法の諸問題」は平成27年3月31日に在学する者についても適用する。

附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 施行日において、3年次に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別表の改正規定は、施行日において3年次に在籍する者についても適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年8月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。この場合において、金沢大学大学院法務研究科規程中「金沢大学大学院法学法務研究科」とあるのは、「金沢大学大学院法学研究科」と読み替えるものとする。

別表第1 修士課程の授業科目及び単位数

科目群		授業科目	単位数
基盤科目群	大学院G S科目	研究者倫理	1
		法学・政治学研究入門	1
		課題発見・解決論基礎	1
		人間社会論文作成基礎	1
		先端地域創造講義	1
		国際学とグローバル化	1
		日本法入門	2
		日本法入門（英）	2
専門基礎科目群	基礎法学	法理学特論Ⅰ	1
		法理学特論Ⅱ	1
		法理学特論Ⅲ	1
		法理学特論Ⅳ	1
		日本法制史特論Ⅰ	1
		日本法制史特論Ⅱ	1
		日本法制史特論Ⅲ	1
		日本法制史特論Ⅳ	1
		東洋法制史特論Ⅰ	1
		東洋法制史特論Ⅱ	1
		東洋法制史特論Ⅲ	1
		東洋法制史特論Ⅳ	1
		外国法特論Ⅰ	1
		外国法特論Ⅱ	1
		外国法特論Ⅲ	1
	外国法特論Ⅳ	1	
公法学・社会法学	憲法特論Ⅰ	1	

		憲法特論Ⅱ	1
		憲法特論Ⅲ	1
		憲法特論Ⅳ	1
		行政法特論Ⅰ	1
		行政法特論Ⅱ	1
		行政法特論Ⅲ	1
		行政法特論Ⅳ	1
		税財政法特論Ⅰ	1
		税財政法特論Ⅱ	1
		税財政法特論Ⅲ	1
		税財政法特論Ⅳ	1
		国際法特論Ⅰ	1
		国際法特論Ⅱ	1
		国際法特論Ⅲ	1
		国際法特論Ⅳ	1
		刑法特論Ⅰ	1
		刑法特論Ⅱ	1
		刑法特論Ⅲ	1
		刑法特論Ⅳ	1
		刑事訴訟法特論Ⅰ	1
		刑事訴訟法特論Ⅱ	1
		刑事訴訟法特論Ⅲ	1
		刑事訴訟法特論Ⅳ	1
		労働法特論Ⅰ	1
		労働法特論Ⅱ	1
		労働法特論Ⅲ	1
		労働法特論Ⅳ	1
		社会保障法特論Ⅰ	1
		社会保障法特論Ⅱ	1
		社会保障法特論Ⅲ	1
		社会保障法特論Ⅳ	1
	民事法学	民法A特論Ⅰ	1
		民法A特論Ⅱ	1
		民法A特論Ⅲ	1
		民法A特論Ⅳ	1
		民法B特論Ⅰ	1
		民法B特論Ⅱ	1
		民法B特論Ⅲ	1
		民法B特論Ⅳ	1
		民事訴訟法特論Ⅰ	1
		民事訴訟法特論Ⅱ	1
		民事訴訟法特論Ⅲ	1

		民事訴訟法特論Ⅳ	1
		商取引法特論Ⅰ	1
		商取引法特論Ⅱ	1
		商取引法特論Ⅲ	1
		商取引法特論Ⅳ	1
		会社法特論Ⅰ	1
		会社法特論Ⅱ	1
		会社法特論Ⅲ	1
		会社法特論Ⅳ	1
		経済法特論Ⅰ	1
		経済法特論Ⅱ	1
		経済法特論Ⅲ	1
		経済法特論Ⅳ	1
		国際私法特論Ⅰ	1
		国際私法特論Ⅱ	1
		国際取引法特論Ⅰ	1
		国際取引法特論Ⅱ	1
		知的財産法特論Ⅰ	1
		知的財産法特論Ⅱ	1
		知的財産法特論Ⅲ	1
		知的財産法特論Ⅳ	1
	政治学	公共政策論特論Ⅰ	1
		公共政策論特論Ⅱ	1
		公共政策論特論Ⅲ	1
		公共政策論特論Ⅳ	1
		政治社会学特論Ⅰ	1
		政治社会学特論Ⅱ	1
		政治社会学特論Ⅲ	1
		政治社会学特論Ⅳ	1
		政策過程論特論Ⅰ	1
		政策過程論特論Ⅱ	1
		政策過程論特論Ⅲ	1
		政策過程論特論Ⅳ	1
		計量政治学特論Ⅰ	1
		計量政治学特論Ⅱ	1
		計量政治学特論Ⅲ	1
		計量政治学特論Ⅳ	1
		政治思想史特論Ⅰ	1
		政治思想史特論Ⅱ	1
		政治思想史特論Ⅲ	1
		政治思想史特論Ⅳ	1
		政治コミュニケーション論特論Ⅰ	1

		政治コミュニケーション論特論Ⅱ	1
		政治コミュニケーション論特論Ⅲ	1
		政治コミュニケーション論特論Ⅳ	1
研究会科目群		研究会（基礎法学）Ⅰ	2
		研究会（基礎法学）Ⅱ	2
		研究会（公法学・社会法学）Ⅰ	2
		研究会（公法学・社会法学）Ⅱ	2
		研究会（民事法学）Ⅰ	2
		研究会（民事法学）Ⅱ	2
		研究会（政治学）Ⅰ	2
		研究会（政治学）Ⅱ	2
理論研究科目群	基礎法学	法理学演習Ⅰ	1
		法理学演習Ⅱ	1
		法理学演習Ⅲ	1
		法理学演習Ⅳ	1
		日本法制史演習Ⅰ	1
		日本法制史演習Ⅱ	1
		日本法制史演習Ⅲ	1
		日本法制史演習Ⅳ	1
		東洋法制史演習Ⅰ	1
		東洋法制史演習Ⅱ	1
		東洋法制史演習Ⅲ	1
		東洋法制史演習Ⅳ	1
		外国法演習Ⅰ	1
		外国法演習Ⅱ	1
		外国法演習Ⅲ	1
		外国法演習Ⅳ	1
	公法学・社会法学	憲法演習Ⅰ	1
		憲法演習Ⅱ	1
		憲法演習Ⅲ	1
		憲法演習Ⅳ	1
		行政法演習Ⅰ	1
		行政法演習Ⅱ	1
		行政法演習Ⅲ	1
		行政法演習Ⅳ	1
		税財政法演習Ⅰ	1
		税財政法演習Ⅱ	1
		税財政法演習Ⅲ	1
		税財政法演習Ⅳ	1
		国際法演習Ⅰ	1
		国際法演習Ⅱ	1
		国際法演習Ⅲ	1

		国際法演習Ⅳ	1
		刑法演習Ⅰ	1
		刑法演習Ⅱ	1
		刑法演習Ⅲ	1
		刑法演習Ⅳ	1
		刑事訴訟法演習Ⅰ	1
		刑事訴訟法演習Ⅱ	1
		刑事訴訟法演習Ⅲ	1
		刑事訴訟法演習Ⅳ	1
		労働法演習Ⅰ	1
		労働法演習Ⅱ	1
		労働法演習Ⅲ	1
		労働法演習Ⅳ	1
		社会保障法演習Ⅰ	1
		社会保障法演習Ⅱ	1
		社会保障法演習Ⅲ	1
		社会保障法演習Ⅳ	1
	民事法学	民法A演習Ⅰ	1
		民法A演習Ⅱ	1
		民法A演習Ⅲ	1
		民法A演習Ⅳ	1
		民法B演習Ⅰ	1
		民法B演習Ⅱ	1
		民法B演習Ⅲ	1
		民法B演習Ⅳ	1
		民事訴訟法演習Ⅰ	1
		民事訴訟法演習Ⅱ	1
		民事訴訟法演習Ⅲ	1
		民事訴訟法演習Ⅳ	1
		商取引法演習Ⅰ	1
		商取引法演習Ⅱ	1
		商取引法演習Ⅲ	1
		商取引法演習Ⅳ	1
		会社法演習Ⅰ	1
		会社法演習Ⅱ	1
		会社法演習Ⅲ	1
		会社法演習Ⅳ	1
		経済法演習Ⅰ	1
		経済法演習Ⅱ	1
		経済法演習Ⅲ	1
		経済法演習Ⅳ	1
		国際私法演習Ⅰ	1

		国際私法演習Ⅱ	1
		国際取引法演習Ⅰ	1
		国際取引法演習Ⅱ	1
		知的財産法演習Ⅰ	1
		知的財産法演習Ⅱ	1
		知的財産法演習Ⅲ	1
		知的財産法演習Ⅳ	1
	政治学	公共政策論演習Ⅰ	1
		公共政策論演習Ⅱ	1
		公共政策論演習Ⅲ	1
		公共政策論演習Ⅳ	1
		政治社会学演習Ⅰ	1
		政治社会学演習Ⅱ	1
		政治社会学演習Ⅲ	1
		政治社会学演習Ⅳ	1
		政策過程論演習Ⅰ	1
		政策過程論演習Ⅱ	1
		政策過程論演習Ⅲ	1
		政策過程論演習Ⅳ	1
		計量政治学演習Ⅰ	1
		計量政治学演習Ⅱ	1
		計量政治学演習Ⅲ	1
		計量政治学演習Ⅳ	1
		政治思想史演習Ⅰ	1
		政治思想史演習Ⅱ	1
		政治思想史演習Ⅲ	1
		政治思想史演習Ⅳ	1
		政治コミュニケーション論演習Ⅰ	1
		政治コミュニケーション論演習Ⅱ	1
		政治コミュニケーション論演習Ⅲ	1
		政治コミュニケーション論演習Ⅳ	1
		研究科共通科目群	基礎法学・隣接科目
日本法制史	2		
東洋法制史	2		
英米法	2		
刑事政策	2		
政治学	2		
選挙管理法制	1		
危機管理・復興法制	2		
政策法務	1		
展開・先端科目	租税法Ⅰ		
	租税法Ⅱ		2

	国際法	2
	消費者法	2
	医事法	2
	紛争とその法的解決Ⅰ	2
	紛争とその法的解決Ⅱ	2
	民事保全・執行法	2
	倒産法Ⅰ	2
	倒産法Ⅱ	2
	社会保障法	2
	労働法Ⅰ	2
	労働法Ⅱ	2
	経済法	2
	国際私法	2
	国際取引法	2
	知的財産法	2
	法医学	2
	交渉学	2
	ビジネス法務	2
	法律外国語研修	2
	インターンシップ	1
	法教育実習	1
研究指導科目群	論文指導（法学）Ⅰ	1
	論文指導（法学）Ⅱ	1
	論文指導（法学）Ⅲ	1
	論文指導（法学）Ⅳ	1
	論文指導（法学）Ⅴ	1
	論文指導（法学）Ⅵ	1
	論文指導（法学）Ⅶ	1
	論文指導（法学）Ⅷ	1
	論文指導（政治学）Ⅰ	1
	論文指導（政治学）Ⅱ	1
	論文指導（政治学）Ⅲ	1
	論文指導（政治学）Ⅳ	1
	論文指導（政治学）Ⅴ	1
	論文指導（政治学）Ⅵ	1
	論文指導（政治学）Ⅶ	1
	論文指導（政治学）Ⅷ	1
	プロジェクト研究	2
	インターンシップⅡ	1

別表第2 専門職学位課程の授業科目及び単位数

科目群	授業科目	単位数	
法律基本科目群	法学入門	2	
	基礎演習Ⅰ	1	
	基礎演習Ⅱ	1	
	憲法	4	
	行政法	4	
	憲法演習	2	
	行政法演習	2	
	公法総合演習	2	
	民法Ⅰ	4	
	民法Ⅱ	4	
	民法Ⅲ	4	
	民法演習Ⅰ	2	
	民法演習Ⅱ	2	
	商法	6	
	商法演習	2	
	民事訴訟法	4	
	民事訴訟法演習	2	
	民事法総合演習Ⅰ	2	
	民事法総合演習Ⅱ	2	
	刑法Ⅰ	4	
	刑法Ⅱ	4	
	刑法演習	2	
	刑事訴訟法	4	
	刑事訴訟法演習	2	
	刑事法総合演習	2	
	実務基礎科目群	法曹倫理	2
		民事訴訟実務の基礎	2
刑事訴訟実務の基礎		2	
模擬裁判		2	
クリニック		2	
エクスターンシップ		2	
連携科目(実務基礎科目群)		※	
基礎法学・隣接科目群		法理学	2
日本法制史	2		
東洋法制史	2		
英米法	2		
刑事政策	2		
政治学	2		
選挙管理法制	1		

	危機管理・復興法制	2
	政策法務	1
	連携科目(基礎法学・隣接科目群)	※
展開・先端科目群	環境法	2
	租税法Ⅰ	2
	租税法Ⅱ	2
	国際法	2
	消費者法	2
	医事法	2
	紛争とその法的解決Ⅰ	2
	紛争とその法的解決Ⅱ	2
	民事保全・執行法	2
	倒産法Ⅰ	2
	倒産法Ⅱ	2
	社会保障法	2
	労働法Ⅰ	2
	労働法Ⅱ	2
	経済法	2
	国際私法	2
	国際取引法	2
	知的財産法	2
	法医学	2
	現代法の諸問題	1
	交渉学	2
	ビジネス法務	2
	法律外国語研修	2
	インターンシップ	1
	法教育実習	1
	連携科目(展開・先端科目群)	※

※ 他の大学の大学院との単位互換協定により開講される授業科目及び単位数に関する事項は、別に定める。

○金沢大学大学院法学研究科会議細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は、金沢大学研究科会議規程(以下「規程」という。)第13条の規定に基づき、金沢大学大学院法学研究科会議(以下「研究科会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 研究科会議は、金沢大学大学院法学研究科(以下「研究科」という。)を担当する者のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教(以下「教員」という。)
- (2) 前号に掲げる者のほか、年間4単位以上の授業を担当し、研究科の教育課程編成等の運営に責任を有する者

（開催）

第3条 研究科会議は、研究科長が必要と認めたとき又は構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

（審議事項）

第4条 研究科会議は、規程第3条に定めるもののほか、法学系会議から付託された事項について審議する。

（議事及び議決）

第5条 研究科会議は、構成員(海外渡航者、内地研究員、休職者及び出勤停止を命ぜられている者を除く。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって決する。
- 3 議決は、電子的書面により行うことができる。

（専攻会議）

第6条 研究科会議の下に、専攻に係る事項を審議するため、専攻会議を置く。

- 2 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

（専攻会議の議決）

第7条 研究科会議は、次に掲げる事項を除き、専攻会議の議決をもって、研究科会議の議決とする。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
 - (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 学生の懲戒に関する事項
 - (4) その他研究科会議が必要と認めた事項
- 2 専攻会議は、研究科会議から付託された事項、その他当該専攻に関する重要事項についての議決結果を、研究科会議に報告するものとする。

3 法務専攻に係る事項の審議については、法務専攻会議の議決を尊重するものとする。

(事務)

第8条 研究科会議に関する事務は、人間社会系事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 金沢大学大学院法務研究科教授会規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢大学 大学院法学研究科

法学・政治学専攻
設置の趣旨等を記載した書類

国立大学法人 金沢大学

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	6
3	研究科，専攻等の名称及び学位の名称	7
4	教育課程の編成の考え方及び特色	9
5	教員組織の編成の考え方及び特色	12
6	教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	13
7	施設，設備等の整備計画	17
8	基礎となる学類との関係	19
9	入学者選抜の概要	20
10	大学院設置基準第14条による教育方法の実施	24
11	管理運営の考え方	26
12	自己点検・評価	27
13	情報の公表	28
14	教育内容等の改善のための組織的な研修等	29
	添付資料目次	30

1 設置の趣旨及び必要性

1-1. 社会的背景と課題認識

法学・政治学分野における教育は、社会の中の様々な個人，団体，法人等を主体とする諸活動から発生する問題を，既存の法制度やルールに基づき，あるいは新たな法制度やルールを設けることで，妥当な解決に導くことを目指すものである。特に今日の社会においては，グローバル化の急速な進展や情報・通信技術の飛躍的な発展等を背景として，新たな形態の法的问题が日々発生している。こうした状況に対応するためには，精緻な理論研究を行う研究者や，法的紛争解決のためのプロフェッショナルたる法曹に加えて，高度な法律知識や政策立案能力を有し，企業や国・自治体において適切な法的判断や規則・制度の設計を行い，あるいは法的紛争を未然に防ぐことのできる大学院レベルの高度専門職業人を養成していく必要性が一層増している。

国の政策動向に鑑みても，「未来を牽引する大学院改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日，中央教育審議会大学院分科会）において「高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し，新たな知を創り出し，その知から新たな価値を生み出して，既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材，『知のプロフェッショナル』を育成していくことが，我が国社会の喫緊の課題」と指摘され，また「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2020 年 11 月 26 日，中央教育審議会）では大学院に「産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズや学修者の個々のニーズにより一層対応して，各大学院が，学生の修了後の進路を確保し，高度な専門的知識のみならず普遍的なスキル・リテラシー等も身に付けた高度な人材を育成」するための取組を求めている。

金沢大学（以下「本学」と表記。）の法学・政治学分野における大学院については，昭和 46 年度に法学研究科法律学専攻（修士課程）を設置して以降，数度の専攻改組等を経たのち，平成 18 年度に法学研究科を含む既存の 3 研究科を統合して，新たに人間社会環境研究科を設置した。その後，更に改組を行い，平成 24 年度に人間社会環境研究科 法学・政治学専攻（博士前期課程）を，平成 26 年度に人間社会環境学専攻 法学・政治学コース（博士後期課程）を設置し，現在に至っている。

人間社会環境研究科は，人文社会系の既存の専門領域の教育研究とともに，新たに生起している人間社会環境に関する諸問題の教育研究を通して，現代的課題に対応できる知的人材を養成することを目的として設置され，特に博士前期課程では，高度かつ専門的な学修により深い洞察力と広い視野を備えた人材を養成することを目的としている。その中において，従前の法学・政治学専攻においても，研究者を目指す者（博士後期課程への進学者）に加え，国・自治体，教育研究機関等の公共的業務や企業等のビジネスに直結した専門的実務能力を備えた高度専門職業人を養成・輩出する等，継続的な成果を上げてきた。

一方，専門職大学院については，平成 16 年度に法科大学院制度がスタートした際，本

学では法科大学院としての独立性等を理由に、法学研究科（平成16年度当時）とは別に新たな研究科・専攻として法務研究科法務専攻を設けた。この法務研究科では、地域に根ざした法曹を養成するという基本理念の下、「適切かつ迅速な紛争解決を目指し事件を分野横断的に捉えることができ、かつ紛争予防のための調整能力を備えた社会貢献をなす法律家」を養成することとし、当該研究科においても多くの優秀な法曹を養成・輩出する等、継続的な成果を上げてきた。

しかし、法学・政治学分野の大学院が人間社会環境研究科と法務研究科にまたがる形で10年以上が経過し、結果として人間社会環境研究科は研究者の養成、法務研究科は法曹の養成に軸足が寄せられたため、法曹ではない、修士レベルの高度専門職業人として社会で活躍する者の養成に隙間が生じていることは否定できない。

具体的には、国際感覚を備え紛争の予防等に貢献できる企業の法務部門職員や、法的な実務能力に優れた専門職（特に税理士・弁理士などの士業）、国際化にも対応した高度な政策立案等を行う行政職員・公的機関職員など、今日的な課題にも対応できる高度専門職業人を養成する必要があるが、それには二つの研究科に遍在している実践的・実務的な教育プログラムを結集する必要がある。

同時に、学士課程の学生や社会一般から見て、人間社会環境研究科は研究者養成、法務研究科は法曹養成のための大学院であるという印象を持たれ、特に高度専門職業人の養成に当たっては、具体的な職業人像や就業までのイメージが学生目線から見えにくいことで潜在的な大学院への入学（進学）ニーズに応えきれておらず【資料1】、結果として社会に求められている人材の輩出に限界が生じている、という課題を克服する必要がある。

この課題を解決するため、教育プログラムというソフト面と、組織体制というハード面を一体的に改革する必要があると考えた。具体的には、「法」を基軸とする一つの大学院を設置し、その下で具体的な出口（法曹、高度専門職業人材、研究者）に基づきながら「学士と大学院との接続」、「大学院と社会との接続」を意識した教育プログラム改革を実施する。

組織上は、法務研究科から法学研究科に名称を変更した上で、当該研究科に現行の法務専攻（専門職学位課程）と並んで法学・政治学専攻（修士課程）を置き、法学・政治学専攻には「研究コース」と「高度専門職コース」を置くものである。なお、研究科名称の変更については別途手続きを行っている。

1-2. 法学・政治学専攻の構想及び必要性

上述したように、本学の法学・政治学分野の大学院における課題を、「特に高度専門職業人の養成に当たって潜在的な大学院への入学（進学）ニーズに応えきれておらず、結果として社会に求められている人材の輩出に限界が生じている」ことであると分析し、その課題解決に向けて、「『法』を基軸とする一つの大学院を設置し、その下で具体的な出口に基づきながら教育プログラム改革を実施する」ことが必要であるとの認識に立った。

ここから、課題をより具体的に分析・導出すると3点に整理することができ、それに応

じて以下のような解決策をとることによって、改組の趣旨を具現化するものである。

(具体的課題①)

現在の法学・政治学専攻は基礎法学，公法学・社会法学，民事法学，政治学プログラムの4プログラム制をとっているが，研究者（博士後期課程への進学者）向けの教育と高度専門職業人養成の教育が各プログラムに混在している。

(解決策①)

同一研究科内に，法務専攻（専門職学位課程（法科大学院））と法学・政治学専攻（修士課程）の2専攻制とし，さらに法学・政治学専攻では，学位プログラム（法学，政治学）としての区分に加えて，「研究者を目指す者」と「(法曹以外の)高度専門職業人を目指す者」のための教育プログラムを明確に区分する。

(具体的課題②)

実務的な能力を涵養するプログラムが強く求められており，法科大学院専任の実務家教員による講義等は学生への訴求力があるが，現在の法科大学院（法務研究科法務専攻）は独立研究科であるがゆえに，博士前期課程（修士課程）との教育面での連携が不十分である。

(解決策②)

「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実にに向けた基本的な方向性」（平成30年3月13日，中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会）における提言等を踏まえ，これまでに金沢大学が積み上げてきた実績を基盤としつつ，いわゆる“独立研究科”からモデルチェンジし，同一研究科内に，法務専攻（法科大学院）と法学・政治学専攻（修士課程）を置き，「研究科共通科目」を設けることで，修士課程学生（特に法曹以外の高度専門職業人を目指す者）が実践的講義・指導を受ける環境を充実させる。

(具体的課題③)

現在の法学類の「総合法学コース」は大学院への進学者を想定したコースであるが，学生目線でみたときに，特に法曹以外の高度専門職業人に関するキャリアパスが示せていない等，学士と大学院の連携が不十分であり，結果として自大学への大学院への進学者は多くない。

(解決策③)

法学・政治学専攻に「高度専門職コース」を置くことで，高度専門職へのキャリアパスを明示するとともに，大学院科目の先取り履修制度を設け，法学研究科進学後にその単位を修了要件に含めることによって，学士課程在籍時から大学院レベルの高度専門職業人に向けたキャリアパスを意識させる。なお，法学類と法務専攻（法科大学院）の連携は，法学類の「総合法学コース」の中に，法科大学院における教

育との円滑な接続を図るための連携法曹基礎課程（法学類では「法曹養成プログラム」と称する予定）を設置することによって更に強化する。【資料2】

1-3. 教育上の理念・目的及び養成する人材像

法学研究科 法学・政治学専攻（修士課程）では，法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた，独創性豊かな研究者または高度専門職業人を養成する。

この人材養成のため，法学・政治学専攻に研究者の養成を主目的とする「研究コース」と，高度専門職業人の養成を主目的とする「高度専門職コース」の2コースを設ける。学位授与に当たっては以下のとおりディプロマポリシーを掲げ，所定の修了要件を満たし下記の能力等を修得した学生に対して学位を授与する。

○ ディプロマポリシー

【研究コース】

- (1) 法学・政治学の研究を遂行するために必要な知識や倫理的態度
- (2) 法学・政治学の基本的，専門的知識
- (3) 自らが選んだ研究領域の問題を的確に把握し，解明する能力
- (4) 修士論文の課題に関連する課題や，より普遍的な課題を把握し，それに取り組む意欲と能力

【高度専門職コース】

- (1) 法学・政治学に関する調査・研究を遂行するために必要な知識や倫理的態度
- (2) 法学・政治学の基本的，専門的知識
- (3) 自らが選んだ研究領域の問題を的確に把握し，解明する能力
- (4) 他分野の専門家と横断的に協力しつつ，自らが属する組織や社会の発展に貢献する意欲と能力

また，上述の養成する人材像，学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき，以下のとおり教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー），学生受け入れの方針（アドミッションポリシー）を定める。

○ カリキュラムポリシー

【研究コース】【高度専門職コース】共通

以下のような授業科目を設ける。

- (1) 法学・政治学の研究を遂行するために必要な知識や倫理的態度を修得させるための科目（「研究者倫理」，「法学・政治学研究入門」）
- (2) 法学・政治学の基本的知識を修得させるための科目（研究科共通科目）
- (3) 法学・政治学の専門的知識を修得させるための科目（特論，演習，研究会）

- (4) 問題発見能力と論文作成能力を涵養するための科目（「プロジェクト研究」「論文指導」）。
- (5) 日本法の概要を修得させる（「日本法入門」）とともに、日本語能力の向上を計画的に図る（「論文指導」におけるチューターによる日本語添削など）ための科目

なお、両コースの授業科目は同一であるため、カリキュラムポリシーは両コース共通である。アドミッションポリシーとディプロマポリシーは一部異なり、したがって両コースの選抜方法と修了要件は異なる。

○ アドミッションポリシー

【研究コース】

以下のすべてを満たす者を求める。

- (1) 修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有する者
- (2) 法学・政治学の基本的知識を有する者、またはその他の学問分野の基本的知識を有し、さらに法学・政治学の基本的、専門的知識を修得したい者
- (3) 修了後に日本または海外の博士（後期）課程に進み、博士の学位取得を目指す等、研究を継続したい者

【高度専門職コース】

以下のすべてを満たす者を求める。

- (1) 修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有する者
- (2) 法学・政治学の基本的知識を有する者、またはその他の学問分野の基本的知識を有し、さらに法学・政治学の基本的、専門的知識を修得したい者
- (3) 修了後に進むそれぞれの職業分野において必要な、自ら課題を発見し、考え、行動するという態度を身につけたい者

なお、法学研究科 法学・政治学専攻（修士課程）を修了した者に授与される学位は、修士（法学）または修士（政治学）とする。「研究コース」「高度専門職コース」ともに、学生は提出する研究題目や研究内容等を基に、出願時に法学または政治学のいずれの学位プログラムを選択するかを選択する。さらに研究コースの学生は、基礎法学、公法学・社会法学、民事法学、政治学のいずれかのプログラムを選択する。学生は、主任・副研究指導教員から指導・助言を受けながら、コース、該当する学位プログラム及び研究コースのプログラムに応じて体系的に授業科目を履修するとともに、修士論文（高度専門職コースではリサーチペーパーの選択も可）の作成を進める。なお、学位審査に当たっても、該当するコースに基づく観点からの審査を行う。

2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本法学・政治学専攻については、修士課程までの構想である【資料3】。

将来的には修士課程の入在学者のニーズや進学・就職状況等を踏まえ、法学研究科に博士後期課程を設置することも検討するが、現時点では、博士後期課程への進学者（研究者を目指す者）については、現行通り人間社会環境研究科人間社会環境学専攻法学・政治学コース（博士後期課程）に進学することを想定している。

3 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

3-1. 研究科・専攻の名称及び理由

研究科及び専攻の名称並びにそれぞれの英語名称は以下のとおりとする。

研究科名：大学院法学研究科 / Graduate School of Law

専攻名：法学・政治学専攻 / Division of Law and Politics

当該名称は教育内容を適切に表すものとして一般的であり，国内外において十分な通用性がある。

既存の人間社会環境研究科においては，法学・政治学専攻（博士前期課程）が廃止されることとなるが，人文社会系の研究を遂行するための基盤的素養を身につけるための「基盤科目群」として，人間社会環境研究科と法学研究科とが連携し，「法学・政治学研究入門」「課題発見・解決論基礎」「人間社会論文作成基礎」「先端地域創造講義」「国際学とグローバル化」を設けるなど，横断型の学修が必要となる部分においては，教育面でのマイナスが生じないような対応を図っている。

なお「人間社会環境研究科」の名称については，「人間」に関する既存の専門分野（人文学）及び「社会」に関する既存の専門分野（法学・政治学，経済学）とともに，「環境」という概念で包括される学際的な分野（地域創造学，国際学）を総括した研究・教育を行う大学院であることを踏まえ付したものである。したがって，法学・政治学専攻（博士前期課程）が廃止された場合であっても，「人間」「社会」「環境」という概念が排されることはなく，また博士後期課程においては人間社会環境学専攻として法学・政治学分野も含めた研究・教育を行うことから，既存の「人間社会環境研究科」の名称は，変更しないものとする。

3-2. 学位の名称及び理由

学位の名称並びにそれぞれの英語名称は，次のとおりとする。

学位名称：修士（法学） / Master of Law ，

または 修士（政治学） / Master of Politics

なお，当該名称は教育内容を適切に表すものとして一般的であり，国内外において十分な通用性がある。

研究コース，高度専門職コースともに，学生は出願時に法学または政治学のいずれの学位を取得するか，選択する。

研究コース選択者は，自立した研究者としての研究遂行力を得るため，学生本人が追究しようとする個別の理論的研究課題に応じて，基礎法学，公法学・社会法学，民事法学，

政治学のいずれかのプログラムを選択し、原則として同一プログラムにおける履修を行う。このうち、基礎法学、公法学・社会法学、民事法学の各プログラム選択者のうち、論文指導（法学）を含む所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験を経た者に修士（法学）を与える。また、政治学プログラム選択者のうち、論文指導（政治学）を含む所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験を経た者に修士（政治学）を与える。

高度専門職コース選択者は、学生本人が目指す職業人（キャリア）に応じた学位を出願時に選択し、それに応じたオーダーメイド型の履修指導を行う。論文指導（法学）を含む所定の単位を修得し、修士論文（リサーチペーパーを含む）の審査及び最終試験を経た者に修士（法学）を与える。また、論文指導（政治学）を含む所定の単位を修得し、修士論文（リサーチペーパーを含む）の審査及び最終試験を経た者に修士（政治学）を与える。

4 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1. 教育課程の編成の考え方

法学研究科 法学・政治学専攻（修士課程）では、法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者または高度専門職業人の養成を目指す。この人材養成目標を達成するため、本専攻において実施する教育課程においては、以下のとおり研究コース・高度専門職コース共通のカリキュラムポリシーを掲げる。

(1) 法学・政治学の研究を遂行するために必要な知識や倫理的態度を修得させるための科目（「研究者倫理」、「法学・政治学研究入門」）

(2) 法学・政治学の基本的知識を修得させるための科目（研究科共通科目）

(3) 法学・政治学の専門的知識を修得させるための科目（特論、演習、研究会）

(4) 問題発見能力と論文作成能力を涵養するための科目（「プロジェクト研究」「論文指導」）。

(5) 日本法の概要を修得させる（「日本法入門」）とともに、日本語能力の向上を計画的に図る（「論文指導」におけるチューターによる日本語添削など）ための科目

この上で、本専攻の教育課程編成に当たり、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日、中央教育審議会）のうち「課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立」において、「学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要」との指摘があることを踏まえ、6つの科目区分（基盤科目群、専門基礎科目群、研究会科目、研究科共通科目群、理論研究科目群、研究指導科目）を設け、体系的な科目履修を可能とする構成としている。

4-2. 教育課程の特色

教育課程において、「研究科共通科目群」を設けていることが特色の一つである。研究科共通科目群は、法学・政治学専攻（修士課程）と法務専攻（専門職学位課程；法科大学院）のいずれの学生も履修可能とし、教育効果の相乗的な向上、特に教員と学生や学生同士の双方向・多方向の議論や意見交換に基づく能動的な学修を推進する観点から、原則として両専攻の合同開講の形式をとるものである。

このほか、法学研究科全体として、学士課程学生（特に法学類生）を対象とした「大学院科目先取り履修制度」を導入し、学士課程と大学院の接続を一層強化するとともに、科目等履修生として過去に学修した科目がある場合は入学後に単位認定するなど、過去に積み重ねた学びを前向きに評価することとしている。

併せて、同一研究科に修士課程と専門職学位課程を置く利点を活かし、特に法務専攻の学生が法学を学び進める中で、法曹から法学研究者あるいは高度専門職へ進路変更を希望する場合には、柔軟に対応が可能な体制を整えるものとする。さらに、法務専攻の学生で、修了後に博士後期課程への進学を予定している者のために、法学・政治学専攻の「論文指導」

を履修できるようにする（法務専攻の修了単位数には算入しない）。

なお、科目区分ごとの教育課程編成の特色については、以下のように示すことができる。

まず、人文社会系の研究を遂行するための基盤的素養を身につけるための「基盤科目群」を1年次に配当し、研究者としての倫理的態度を養う「研究者倫理」を設け、必修科目とする。このほか人間社会環境研究科とも連携し、「法学・政治学研究入門」「課題発見・解決論基礎」「人間社会論文作成基礎」「先端地域創造講義」「国際学とグローバリゼーション」を設け、いずれか2科目を選択必修とする。また、主に留学生向けの科目として「日本法入門」「日本法入門（英）」を開講する。

「専門基礎科目群」では、法理学、税財政法、知的財産法、公共政策論などの個別分野ごとに、文献や事例等を通じて課題や論点を抽出し議論することで、当該分野の理論や法的解釈に関する基本的な理解を得る。その上で1年次～2年次にかけて配当する「研究会科目」において学生個々人が掲げる研究題目や研究内容を報告し、それを基に教員と学生、あるいは学生同士で議論を重ねることで、個別分野の理解を深めるとともに、自らの研究に対するフィードバックを得る。

「研究科共通科目群」では、これまで法務研究科（法科大学院）において開講されていた、弁護士教員による「紛争とその法的解決」などを法学・政治学専攻の学生にも開放するとともに、新たに弁護士教員による「ビジネス法務」や、石川県庁及び加賀市議会との連携を予定している「政策法務」などを新設する。併せて総合大学の強みを活かし、法学・政治学と他分野が関連する領域（例えば「法医学」）についても授業を開講する。なお、高度専門職コース選択者は2単位以上を選択必修とする。

「専門基礎科目群」及び「研究会科目」等において培った知見を踏まえ、2年次に配当する「理論研究科目群」では、少人数のゼミ形式により、法理学、税財政法、知的財産法、公共政策論などの個別分野ごとに、文献の精読や事例分析等を通じて当該分野の理論や法的解釈について徹底的に追究する。なお、研究コース選択者は4単位以上を選択必修とする。

「研究指導科目」では、講義等で培われた専門的な知見や、議論により得られた多面的な指摘・観点等を総合し、研究指導教員からの指導・助言を受けながら、学生個々人が掲げる研究題目や研究内容について発展的にブラッシュアップし、最終的には学位論文（リサーチペーパーを含む。）の完成を目指す。なお、当該科目は、その進展に応じてIからVIIIの段階を設けるが、高度専門職コースでリサーチペーパーを執筆する者は、論文指導VII及びVIIIを、社会における具体的な法的・政策的課題を基に実践的な研究活動を行いレポートにまとめる「プロジェクト研究」の履修に代えることができる。

また、教育課程の編成に当たっては、外国語（主に英語）運用能力の担保を徹底させており、出願時においてTOEIC(L&R)600、TOEFL-iBT61、TOEFL-ITP500、IELTS5.0以上のスコア等の提出を義務付けている（提出のない場合は専門科目試験の時間内で、英文を日本語訳させる問題を別途出題する。留学生及び社会人は提出免除）。また、在学中の学生全員（社会

人を除く)に、英語の外部検定試験を受験することを義務付ける。このほか、国際感覚の一層の醸成や、国際化への対応力の強化に向けて、研究科共通科目群に「法律外国語研修」を設け、エジンバラ大学と連携して、英国において法制度や刑事・民事法等について学び議論をする機会を提供する。

なお、本専攻においては、特別定員枠を設けているものではないが、4月期の入学に加え、留学生を中心とした10月期の入学も想定している。留学生を中心とした10月期入学者については、基礎科目群において「日本法入門(英)」を1年次第3クォーターに配置するほか、大学院GS科目として、10月期入学生を対象として各研究科共通で開講される「研究者倫理(英語による授業)」の受講を推奨する等、入学時点から体系的に科目履修が可能な体制となっている。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

5-1. 教員組織の編成と基本的考え方及び特色

本専攻の教員組織は、法学・政治学の各分野を専門とする25名の専任教員（研究指導を行う者）のほか、法務専攻の専任教員及び弁護士・税理士等の実務家を含む学内外の非常勤教員で編成する。

専任教員組織の編成にあたっては、各教員を研究コースにおけるプログラムごとに「基礎法学部門」「公法学・社会法学部門」「民事法学部門」「政治学部門」の4部門に分け、研究会科目をプログラムごとに設けることにより、主任研究指導教員のみならず、専門分野の近い複数教員が院生を指導する体制を整える。

「基礎法学部門」の専任教員として、法理学・英米法・法制史など、実定法学の土台を形成する分野を専門とする教員を4名配置する。

「公法学・社会法学部門」の専任教員として、憲法・行政法・労働法など、自治体や市民生活に関わる法解釈を行う分野を専門とする教員を8名配置する。

「民事法学部門」の専任教員として、民法・経済法など、私人間の関係を規律する法解釈を行う分野を専門とする教員を7名配置する。

「政治学部門」の専任教員として、公共政策論・政治社会学など、自治体等における政策形成プロセスに係る分野を専門とする教員を6名配置する。

さらに、法務専攻の専任教員及び実務家を含む学内外の非常勤講師が研究科共通科目群を担当することにより、法学・政治学の専任教員ではカバーできない多様な分野にわたる授業科目を開講する。

5-2. 教員の年齢構成

本専攻の教育課程を担当する専任教員25名の内訳は、令和2年4月の開設時において教授11名、准教授10名、講師4名である。このうち最終学位が博士の者は13名、修士の者は10名、法務博士の者は2名である。年齢構成については、学年進行完成年度末時点で30歳代6名、40歳代9名、50歳代10名であり、教育研究水準の維持向上及び活性化に相応しく、バランスのとれた構成となっている。

なお、本学における教員の定年年齢は、国立大学法人金沢大学職員就業規則において65歳と規定されているが、専任教員のうち、完成年度末までに定年退職する者はいない。【資料4】

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

本専攻では、法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者または高度専門職業人の養成を目指している。そのため、「研究コース」と「高度専門職コース」の2コース制とし、授業科目は同一であるものの、養成する人材像はコースごとに異なるものとしている。各コースが養成する人材像等に基づき、以下の教育方法、履修指導、研究指導方法等を設定する。【資料5】【資料6】

(i) 教育方法・履修指導に関する基本的な考え方

本専攻において、教育研究の核となる分野を「基礎法学」「公法学・社会法学」「民事法学」「政治学」の4つとする。

「基礎法学」は、法理学、法制史等実定法額の土台となる分野であり、研究者・高度専門職として活動する基盤となる。

「公法学・社会法学」は、憲法、行政法等自治体や市民生活に関わる法解釈を行う分野であり、例えば民間企業の法務部門等の高度専門職及び研究者を目指す上で必要な知識を修得する。

「民事法学」は、民法・経済法等私人間の関係を規律する法解釈を行う分野であり、税理士等の高度専門職及び研究者を目指す上で必要な知識を修得する。

「政治学」は、公共政策論等自治体における政策形成プロセスに係る分野であり、高度な政策立案能力を有する行政官等の高度専門職及び研究者を目指す上で必要な知識を修得する。

履修方法としては、研究者として必要な研究倫理を学ぶ「研究者倫理」(1単位)を1年次に配当し、両コース共通の必修科目とする。また、特に留学生に対して本邦の法律に関する概観を修得させるために「日本法入門」(2単位)及び当該科目を英語で開講する「日本法入門(英)」(2単位)を1年次に配当する。

研究コース選択者は、自立した研究者としての研究遂行力を得るため、学生本人が追究しようとする個別の理論的研究課題に応じて、基礎法学、公法学・社会法学、民事法学、政治学のいずれかのプログラムを選択し、同一のプログラム内から科目選択を行うことを原則とした、体系的な履修を行う。

専門基礎科目群として、各プログラムにおける基礎的な学術研究能力を養う科目を配置し、1年次に必修科目として配当する。

研究会科目として、各プログラムに関する具体的な事例を通じて大きな枠組みで議論し、俯瞰的な視野を養うため、1年次に研究会Ⅰ、2年次に研究会Ⅱを配当し、同一プログラムにおける研究会Ⅰ・Ⅱの履修を必修とする。

理論研究科目群として、自立した研究者としての研究遂行力を得るための少人数のゼミ形式演習を2年次に必修科目として配当する。

このように、同一のプログラム内から科目選択することにより、学生個々の理論的研究課題に沿った体系的な履修を可能としながらも、現実的な課題解決方策を理論面へとフィードバックし、実践に裏打ちされた研究遂行力を高めるため、法務専攻の専任教員及び弁護士・税理士等の実務家を含む学内外の非常勤教員が担当する研究科共通科目群についても履修可能としている。

論文指導に関しては、学位に応じた「論文指導Ⅰ～Ⅷ」(8単位)を必修科目とし、主任研究指導教員のもとで高度な知見・知識を基に、理論面を突き詰めた指導を受ける。

上述した教育方法等により、研究を遂行するための専門的知識を身につけると同時に、自らの選んだ研究領域を深く追求し、博士後期課程における研究に連結させる。

高度専門職コース選択者は、学生本人が目指す職業人(キャリア)に応じた実践力を得るため、「基礎法学」等のプログラムによらず、学生本人と指導教員が密に相談しながら4つの教育の核を横断的に科目選択する“オーダーメイド型”の科目履修を行う。専門基礎科目群、研究会科目、研究科共通科目群をそれぞれ選択必修としたうえで、キャリアに応じた科目を選択するため、複数のプログラムにわたる専門基礎科目群や研究会の履修も可能となり、多様な視点を通じた議論と指導に基づきながら、実践力を高めていく。

なお、研究科共通科目群に、企業が直面する法的紛争を切り口とし、裁判によらない妥当な解決策について学ぶ「ビジネス法務」、ネゴシエーションに関する知識・技術について学ぶ「交渉学」を始めとした、修士課程終了後のキャリア形成に直結する実践的な科目を配置することから、研究コースとは異なり、2単位以上を必修とする。

論文指導に関しては、学位に応じた「論文指導Ⅰ～Ⅵ(各1単位)」を必修科目とする。さらに、リサーチペーパーを執筆する者は、「論文指導Ⅶ～Ⅷ」(各1単位)を、社会における具体的な法的・政策的課題を基に実践的な研究活動を行いレポートにまとめる「プロジェクト研究」(2単位)の履修に代えることができる。

上述した教育方法等により、法学・政治学に関する調査・研究を遂行するために必要となる知識を身につけると同時に、自らのキャリアに応じて他分野の専門家と横断的に協力しながら課題の把握とその解決を行う能力を涵養する。

(ii) 研究指導

研究指導に関しては、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」(平成17年9月5日、中央教育審議会)のうち「課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立」において指摘されているように、学生が修得してきた授業や、涵養してきた素養と有機的に関連しながら、より高いレベルでの研究及び論文作成が行えるよう、複数教員による研究指導・助言を適宜行い、学生ごとの研究内容の進捗について確認しながら、体系的な研究指導を実施する。

研究コースは、自立した研究者としての研究遂行力を高める課程編成であり、学生本人が追究しようとする個別の理論的研究課題に応じて、主任研究指導教員及び副研究指導教員を配置する。主任研究指導教員は専門性を高めるための研究指導及び学位論文等の作成指

導等を中心に行い、副研究指導教員等複数教員と連携をとりながら、当該学生の指導に注力する。

高度専門職コースは、自らのキャリア形成に向けた課程編成であり、そのキャリアに応じて主任研究指導教員及び副研究指導教員を配置する。主任研究指導教員はキャリア形成に向けた履修指導を含め、研究指導、学位論文等の作成指導等を中心に行い、副研究指導教員等複数教員と連携をとりながら、当該学生の指導に注力する。

(iii) 修了要件

研究コース：2年以上在学し、大学院G S科目3単位（必修科目1単位、選択必修科目2単位）、所属プログラムの専門基礎科目群から4単位以上、所属プログラムの研究会科目4単位、所属プログラムの理論研究科目群から4単位以上、研究指導科目8単位（論文指導Ⅰ～Ⅷ）を含む合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

高度専門職コース：2年以上在学し、大学院G S科目3単位（必修科目1単位、選択必修科目2単位）、専門基礎科目群から4単位以上、研究会科目から4単位、研究科共通科目群から2単位以上、研究指導科目8単位（論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究）を含む合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格すること。

ただし、いずれのコースにおいても、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者は1年以上在学すれば足りる。また、高度専門職コースで、大学院設置基準第3条第3項の定める条件を満たす者は1年以上在学すれば足りる。

(iv) 学位論文の審査体制及び公表方法等

修士論文（リサーチペーパーを含む）の審査は、主任研究指導教員を含む3名以上の教員によって構成する論文審査委員会によって行う。必要に応じて本専攻専任教員以外の当該分野の専門家を審査委員として加えることができるものとするが、少なくとも2名の審査委員は必ず本専攻専任教員でなければならないものとする。修士論文の口頭発表会（質疑応答を含む）は公開で行い、その後非公開の論文審査委員会を開催し合否案を決め、研究科会議で合否を決める。審査を終え修士の学位を授与された者の修士論文の概要及び論文審査委員会が作成した報告書は本研究科のWebで公開する。修士論文本体は一部を本研究科で保存するとともに、学内アクセス限定のWebに論文のpdfファイルを掲載する。

(v) 研究の倫理審査体制

金沢大学は研究活動の不正行為等を防止する規程を整備しており、本専攻の学生に当該規程を適用する。

研究の実施に当たっては、「研究者倫理」を研究コース、高度専門職コースの双方において必修科目とし、更に日常の研究指導においても、ねつ造、改ざん、盗用等の研究不正について教授し、未然防止を図る。なお、倫理違反やその恐れが判明した場合は、直ちに研究を中止させるとともに、事実関係を調査し、適切に対処する。【資料 7】

(vi) 海外実習等における危機管理等

「法律外国語研修」の事前研修授業では、派遣先の国情理解、情報収集の徹底、危機発生時の連絡体制と基本的対処・対応等について情報提供を行い、指示・指導を徹底する。更に、本学指定の危機管理サービスへの登録や海外旅行保険への加入、本学が主催する危機管理オリエンテーションへの出席、海外渡航届の提出を義務づける。また、有事の際は、本学における規程やマニュアル等に従い、即時に危機管理対応を図り、併せて、学生の受入機関、在外公館、その他関係機関等の協力を得ながら必要な対応を図る。

(vii) 他研究科等における授業科目等

他研究科等における授業科目については、研究コースでは7単位まで、高度専門職コースでは9単位まで修了要件に含めることができるものとする。

7 施設、設備等の整備計画

7-1. 校舎等施設の整備計画

(i) 教室等

教室については、既存の講義室等を活用することで対応する。学生の研究室等については、これまでも多数の大学院学生を受け入れていることから、既存の研究室等を活用することで十分に対応可能である。また、建物内には有線、無線の LAN 環境を整備しており、常時インターネットに接続することができる。【資料 8】

具体的には、以下のとおり教室等を備えている。

1) 講義室

人間社会第 1 講義棟に 14 室（人間社会学域及び人間社会環境研究科と共用）及び人間社会第 2 講義棟に 3 室を備えている。

2) 演習室

人間社会第 1 講義棟に 8 室、人間社会 2 号館に 2 室（人間社会学域及び人間社会環境研究科と共用）及び人間社会第 2 講義棟に 2 室を備えている。

3) 研究室

人間社会 2 号館の 2 室を法学研究科法学・政治学専攻の学生用研究室とする。さらに、学年進行等に応じ、もう 1 室拡充することも検討している。研究室では個々に研究を行うためのスペースを提供し、無線の LAN 環境が整備され、随時ネットワークに接続することが可能となっている。

4) 学生の厚生施設

専任医師・看護師によるケガや急病の応急措置・健康相談等に応じることができる保健管理センターを設置しており、専任のカウンセラーが常駐している。キャンパス内にあるラウンジを使用でき、同箇所を利用する他研究科等の学生との交流が可能である。

(ii) 教員研究室

専任教員は全て自らの研究室（約 24 m²）を有し、学生の研究指導を行うには十分なスペースを確保している。

7-2. 図書等の資料及び図書館の整備計画

(i) 図書等の資料

金沢大学の全蔵書数については、図書約 192 万冊、雑誌等約 36,000 種、視聴覚資料約 8,000 点を数え、その内、図書については、角間キャンパスにある、中央図書館に約 120 万冊、自然科学系図書館に約 42 万冊、宝町キャンパスにある、医学図書館に約 25 万冊、保健学類図書館に約 5 万冊を所蔵している。その他にも、ネットワーク対応のデータベース 19 種や約 7,900 タイトルの電子ジャーナルを提供しており、これらの電子

媒体を含めた所有の蔵書を一括で検索できるよう、検索システムについても整備している（附属図書館蔵書検索 OPAC plus）。とくに法律情報に関しては、TKC ローライブラリーのデータベースも利用可能である。

なお、附属図書館では、金沢大学の教職員が教育・研究活動の結果として生み出した学術的な情報（コンテンツ）を電子的な形態で保存し、インターネット上で公開するシステムである金沢大学学術情報リポジトリ（KURA：Kanazawa University Repository for Academic Resources）を構築し、教育・研究成果の公開や学術情報の発信に努めている。

このほか、法学に関する雑誌や判例集等を中心に所蔵した法学類図書室（人間社会2号館、蔵書数約24,000冊、和雑誌約500・洋雑誌約200タイトル（大学紀要、購入中止分を含む）及び法科大学院図書室（人間社会3号館、蔵書数約6000冊・和雑誌約20タイトル）を設置している。法学・政治学専攻院生は法学類図書室をいつでも（終日、毎日）利用可能である。法科大学院図書室は法務専攻の学生のために整備したものであるが、法学・政治学専攻の学生についても限定的に使用可能とする。また、法律情報データベースであるWestLaw Japan 及びWestLaw を利用可能である。

（ii） 図書館の整備

金沢大学には、角間キャンパスに中央図書館、自然科学系図書館、宝町キャンパスに医学図書館、保健学類図書館と合計4つの附属図書館を設置している。

各図書館の総建物面積は19,793㎡、総閲覧席数は2,187席を有しており、加えて中央図書館には、利用者へ知識を「伝達」することから、利用者の自律的な学習によって知識の「創造」を目指すラーニングコモنزのコンセプトを導入し、ブックラウンジ（飲食も可能なコミュニケーションスペース）、インフォスクエア（PCを設置し、図書館の各種情報へのアクセスポイントとなるスペース）、コラボスタジオ（グループ討議、学習のためのスペース）をゾーニングすることにより、多様な学修形態を支援している。

8 基礎となる学類との関係

法学研究科法学・政治学専攻は人間社会学域法学類を基礎とする研究科である。両者の専任教員は同じであるため、両組織は密接な関係にある。

人間社会学域法学類のカリキュラムは、法学及び政治学の基礎的な内容に関する授業科目で構成されている。これに対して法学・政治学専攻のカリキュラムは、法学類と同じ分野であるがより高度な内容に関する授業科目で構成される。学士課程で法学・政治学以外の分野を専門として学んだ者、社会人及び留学生は、法律基本科目（六法と行政法）については法学類の講義を聴講することで、基礎法学及び政治学については研究科共通科目群の該当科目を履修することで、それぞれの基礎的知識を修得することができる。

さらに学士課程学生（特に法学類生）を対象とした「大学院科目先取り履修制度」を導入し、学士課程と大学院の接続を一層強化するなど、過去に積み重ねた学びを前向きに評価することとしている。

なお、法学類の「総合法学コース」の中に、法科大学院における教育との円滑な接続を図るための連携法曹基礎課程（法学類では「法曹養成プログラム」と称する予定）を設置する。【資料9】

9 入学者選抜の概要

9-1. 専攻が求める学生

本専攻においては、法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備え、かつ独創性豊かな研究者または高度専門職業人の養成を目指しており、その方針に沿ったアドミッションポリシーを定める。

○ アドミッションポリシー

【研究コース】

以下のすべてを満たす者を求める。

- (1) 修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有する者
- (2) 法学・政治学の基本的知識を有する者、またはその他の学問分野の基本的知識を有し、さらに法学・政治学の基本的、専門的知識を修得したい者
- (3) 修了後に日本または海外の博士（後期）課程に進み、博士の学位取得を目指す等、研究を継続したい者

【高度専門職コース】

以下のすべてを満たす者を求める。

- (1) 修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有する者
- (2) 法学・政治学の基本的知識を有する者、またはその他の学問分野の基本的知識を有し、さらに法学・政治学の基本的、専門的知識を修得したい者
- (3) 修了後に進むそれぞれの職業分野において必要な、自ら課題を発見し、考え、行動するという態度を身につけたい者

9-2. 出願資格

出願資格については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）、その他関係する法令等及び告示等に基づき、次のいずれかに該当する者または該当見込みの者とする。なお、関係法令等が改正された場合には、速やかに修正を行う。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る）において、修業年限が三年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上である事その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者を本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する者の当該課程を修了した者であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって習得したと認めた者
- (11) 本研究科において、個別の入学資格審査により、出願資格(1)に定めるものと同等以上の学力があると認めた者
- ※社会人特別選抜及び短期在学型特別選抜においては、(9)(10)の出願資格を除き、また(1)～(6)、(8)の見込み者を除く。

9-3 選抜の種類

本専攻では、質を担保しつつ多様な背景や能力を持つ者の入学を確保するため、複数の方法で選抜をする。入学定員は各年次につき修士課程8名、収容定員は修士課程16名である。

選抜の種類		対象者	入試の時期	入学時期
一般選抜		9-2に定める出願資格を有するすべての者	7月	10月又は4月
			2月	4月又は10月
特別選抜	社会人	通算3年以上の職歴を有する者	7月	10月又は4月
			2月	4月又は10月
	短期在学型	通算3年以上の職歴を有し、かつ勤務する所属先	7月	4月

		の長等の承諾を受けている者	2月	10月
留学生		日本の国籍を有さず、かつ日本語を母語としない者	7月	10月又は4月
			2月	4月又は10月
学内推薦		①出願時に本学人間社会学域4年次に在学し、当該年度末の卒業見込みの者であり、学業成績、人物ともに優れ、本専攻において予定している教員の推薦を受けている者 ②出願時に本学人間社会学域法学類3年次に在学し当該年度末の卒業見込みの者であり、学業成績、人物ともに優れ、本専攻において予定している教員の推薦を受けている者	7月	4月
			2月	4月
台湾協定校		本学との間で交流協定を締結している台湾の大学の卒業（見込み）者又は大学院の修了（見込み）者	11～12月	4月又は10月
英語		法学・政治学専攻で英語の授業を履修し、英語で修士論文を執筆したい者	7月	10月又は4月
			2月	4月又は10月

9-4. 各選抜の方法

9-4-1 研究コース

研究コースの選抜では、筆記試験において、修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有しているか、また、法学・政治学の基本的知識を有しているかを確認する。さらに口述試験では、研究に対する意欲・関心の広さ・深さについて確認する。

一般選抜		筆記試験1科目及び口述試験
特別選抜	留学生	筆記試験1科目及び口述試験
	学内推薦	口述試験
	台湾協定校	書類による事前審査及びSkypeによる口述試験
	英語	書類による事前審査及び口述試験（海外在住者はSkypeによる口述試験も選択できる）

研究コースにおいては社会人特別選抜及び短期在学型特別選抜は行わない。

9-4-2 高度専門職コース

高度専門職コースは、修了後に就きたい職業がある程度明確な者及び社会人を対象とするコースであるため、受験時にその希望の職業分野または在職分野の課題をある程度把握している者を選抜する。そのために、口述試験においては、パワーポイントやレジュメ等を用いて研究計画についてのプレゼンテーションを行なわせ、その内容について質疑応答をすることを通じて、受験者の職業に対する関心、職業分野の課題の把握度、および課題解決のための提言能力等を確認する。

一般選抜		口述試験（研究計画についてのプレゼンテーション）
特別選抜	留学生	口述試験（研究計画についてのプレゼンテーション）
	社会人	口述試験（研究計画についてのプレゼンテーション）
	短期在学型	口述試験（研究計画についてのプレゼンテーション）

高度専門職コースにおいては、学内推薦特別選抜、台湾協定校特別選抜及び英語による特別選抜は行わない。

なお、両コースとも一般選抜においては、受験者の外国語運用能力を確認するため、出願時において TOEIC(L&R)600、TOEFL-iBT61、TOEFL-ITP500、IELTS5.0以上のスコア等の提出を義務付ける（提出しない受験生には、英語の問題を別途出題する）。

10 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

10-1. 修業年限

法学研究科法学・政治学専攻の標準修業年限は 2 年であるが、働きながら学ぶ者等のために長期履修制度を設け、本人の希望によって 2 年半以上 4 年まで標準修業年限を延長できるようにする。短期在学型特別選抜で入学した者の標準修業年限は 1 年とする。

10-2. 履修指導及び研究指導の方法

履修指導及び研究指導については、14 条特例適用学生の個別の事情を勘案し、指導教員による指導の下、履修計画を立てるとともに、夜間・休日を含めて指導を行う。また、指導の手法についても、必要に応じて、面談形式だけではなく、電子メール・Skype を利用した指導を行う等、柔軟に配慮する。とくに短期在学型特別選抜で入学する者に対しては、入学前より事実上の指導を開始し、入学後 1 年で修了できるよう、研究の計画的な遂行を促す。

10-3. 授業の実施方法

14 条特例適用学生の要望に応じ、夜間（6 限：18:15～19:45）や土日、または長期休業中に授業を行う。Skype を利用した遠隔授業や、大学コンソーシアム石川が管理する市街地の教室（石川四高記念文化交流館及び石川県政記念しいのき迎賓館）や金沢大学駅西サテライトでの授業も可能とする。

10-4. 教員の負担の程度

法学・政治学専攻専任教員は、法学・政治学専攻の授業（特論及び演習）を年間で 8 単位分担当するが、専攻の定員がそれほど多くないため、多くの教員にとって実際に開講する授業は年間 4 単位またはそれ以下となる見込みである。なお、法学・政治学専攻教員は法学類会議の申し合わせにより、人間社会学域法学類及び法学研究科の研究科共通科目の授業科目を年間で 14 単位以上担当する義務があるが、法学・政治学専攻及び博士後期課程の授業負担と合わせてもそれほど過大とはいえない。なお、14 条特例適用学生のために夜間等に授業を開講する場合は、他の履修者もその時間に出席することに同意する場合に限り、当初の時間割上の平日日中の開講は不要とする。

10-5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

金沢大学においては、附属中央図書館は、授業期間には平日の 8 時 45 分から 22 時まで、土曜・日曜の 9 時から 17 時まで開館しており、休業期間には、平日の 8 時 45 分から 17 時まで開館している。情報処理施設については、総合メディア基盤センターは、平日 8 時 45 分から 18 時まで開館し、時間外においても、総合メディア基盤センターや総合教育棟に共用パソコンを設置しており、自由に利用することができる。なお、ネットワークについては、金沢大学の各キャンパス内に設置してある無線 LAN を利用することができる。院生研究室および法学類図書室は毎日、終日利用できる。食堂、喫茶部、書籍販売等の福利施設は学内

に複数あり、そのいずれかは平日は概ね 20 時まで、土曜日は一部の時間、店舗のみ営業している。大学構内のコンビニエンス・ストアは毎日、終日営業している。

10-6. 入学者選抜の概要

14 条特例適用を希望する学生のほとんどは働きながら研究を遂行しようとする者であり、修業年限内に修士論文を完成させるためには、入学前に自らの職業分野の現状や課題をある程度まで把握しており、かつ、修士論文で検討しようとする自らの仮説についてある程度具体的なイメージを有していることが望ましい。これらのことを選抜試験で把握するため、受験生には入学後の研究計画についてパワーポイントやレジюмеを用いてプレゼンテーションさせ、更にその内容についての質疑応答をすることを通して、受験者の準備状況や問題関心、意欲等を確認する。

10-7. 教育方法の特例を適用する必要性

14 条特例適用を希望する学生として想定されるのは、企業や官公庁等で平日の日中は働いている者であり、夜間や週末に授業を開講しなければ計画的な履修ができず、予定通りの修了が困難となる。このため、14 条特例を適用する必要がある。

11 管理運営の考え方

11-1. 管理運営組織

研究科の専任教員を構成員とする法学研究科会議を組織し、月1回定例で開催する。研究科会議における審議事項は、金沢大学研究科会議規程に基づき、以下のとおりとする。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育に係る予算の執行に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (7) 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (9) その他教育に関する重要事項
- (10) 研究科長の候補者の選考に関する事項
- (11) その他当該研究科に関する重要事項

11-2. 事務組織

事務組織は、研究科の管理運営及び教育研究に関するあらゆる事務を処理しなければならないことから、学生や教職員を身近に支援できる体制が求められるところである。

したがって、現在人間社会環境研究科・法務研究科の事務を司る人間社会系事務部が、引き続き事務組織として本専攻の事務を担う。

12 自己点検・評価

12-1. 全学的実施体制

本専攻における自己点検・評価については、大学に設置する自己点検・評価に係る組織とも連携して実施し、組織活動や教育研究活動の点検と改善に取り組む。

大学全体については、学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づく自己点検・評価について、「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」及び「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」を定めている。

また、この自己点検評価及び認証評価並びに中期目標・中期計画等の企画立案及びそれらの目標・計画に係る評価を担当する組織として、全ての理事及び研究域長並びに各センター長の代表者等から構成する企画評価会議を設置している。

更に、自己点検評価等の任務を円滑かつ効率的に行うため、同会議の下に企画部会、評価部会及び認証評価部会を設置している。

12-2. 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

本学では、「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」に基づき、「基本データ分析による自己点検評価」及び「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」を毎年実施するとともに、平成 26 年度においては、「機関別認証評価基準による自己点検評価」を実施した。

これらの自己点検評価については、企画評価会議において、自己点検評価書（案）を作成し、教育研究評議会の議を経て、Web サイトで公表している。

また、自己点検評価の結果、改善すべき事項が認められる場合、企画評価会議議長から当該事項を所掌する理事、部局長に改善計画の提出を求めるとともに、企画評価会議において、次年度にその進捗状況を確認している。

評価の結果、改善すべき事項が認められる場合は、学長から当該事項を所掌する理事、副学長又は部局長に対し改善点等を指示するとともに、改善報告を求めることにより教育研究の水準及び質の向上に努めている。

本専攻に関しても、大学評価委員会が主体となり、大学評価実施計画に基づき継続的に自己点検・評価を実施する体制を整えていくこととしている。

13. 情報の公表

金沢大学公式 Web サイトにおいて、大学の理念と中期目標・中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス等の教育情報、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公表している。具体的には以下のとおりである。

13-1. 大学としての情報提供

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること。
- ③ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑦ 校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

①～⑨に関する Web サイト

http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_syomu/jyouhoukoukai/kyoiku/index.html

⑩ その他

金沢大学学則等

(<http://www.kanazawa-u.ac.jp/university/index.html>)

設置計画書・設置計画履行状況報告書等

(http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_syomu/jyouhoukoukai/secchi/)

自己点検・評価等

(<http://www.kanazawa-u.ac.jp/university/evaluation/index.html>)

14 教育内容等の改善のための組織的な研修等

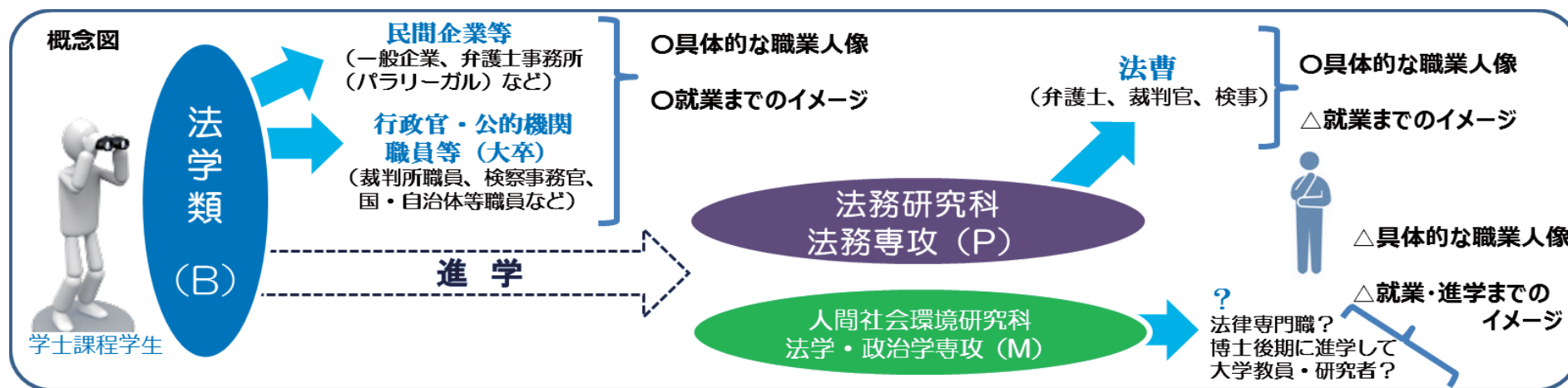
本学では、教育企画会議（議長：教育担当理事）の下に、FD活動教育の質的向上を図るために、全学のFD委員会を置き、授業の内容、方法の改善等による教育の質の向上並びに学生の心身の保護とキャリア形成を促進する等の学生支援を組織的に行えるよう体制を整備している。また、FD委員会をサポートし、全学のFD活動を支援・牽引する組織として国際基幹教育院高等教育開発・支援部門を設置し、FD委員会と連携を図りながら、企画・立案に当たっている。なお、FD委員会は上記の全学におけるFD活動について、年度ごとに報告書を作成・公開し情報の共有にも取り組んでいる。このほか、教員評価委員会において教員評価大綱を策定し、毎年、教員の業績評価を実施し、教員が自ら点検・評価を行うとともに、ピアレビュー形式での評価や、部局長・学長等による階層化された評価を行い、教員資質の維持向上を図っている。

職員研修においては、コンプライアンス研修（情報セキュリティ、研究の不正防止を含む。）や職員ビジネス英語研修、職員パソコン研修、ハラスメント防止研修、民間派遣研修、海外派遣研修等のほか、役職に応じて必要な識見を得るための階層別職員研修や、担当職務を円滑に遂行するための実務研修を実施している。また、東海・北陸・近畿地区学生指導研修会や、国立六大学事務職員研修会等に職員が参加する機会を設け、積極的な参加を奨励している。

設置の趣旨等を記載した書類 添付資料目次

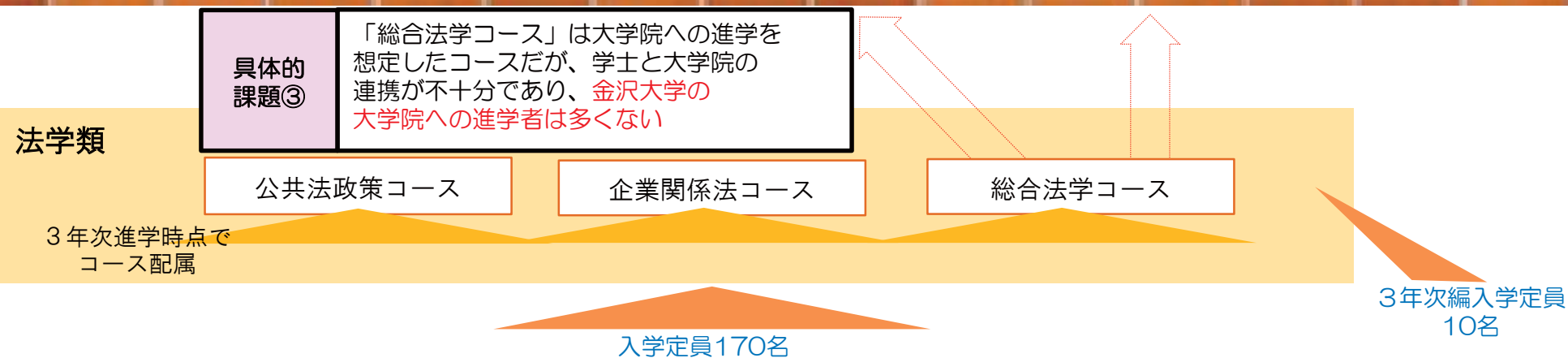
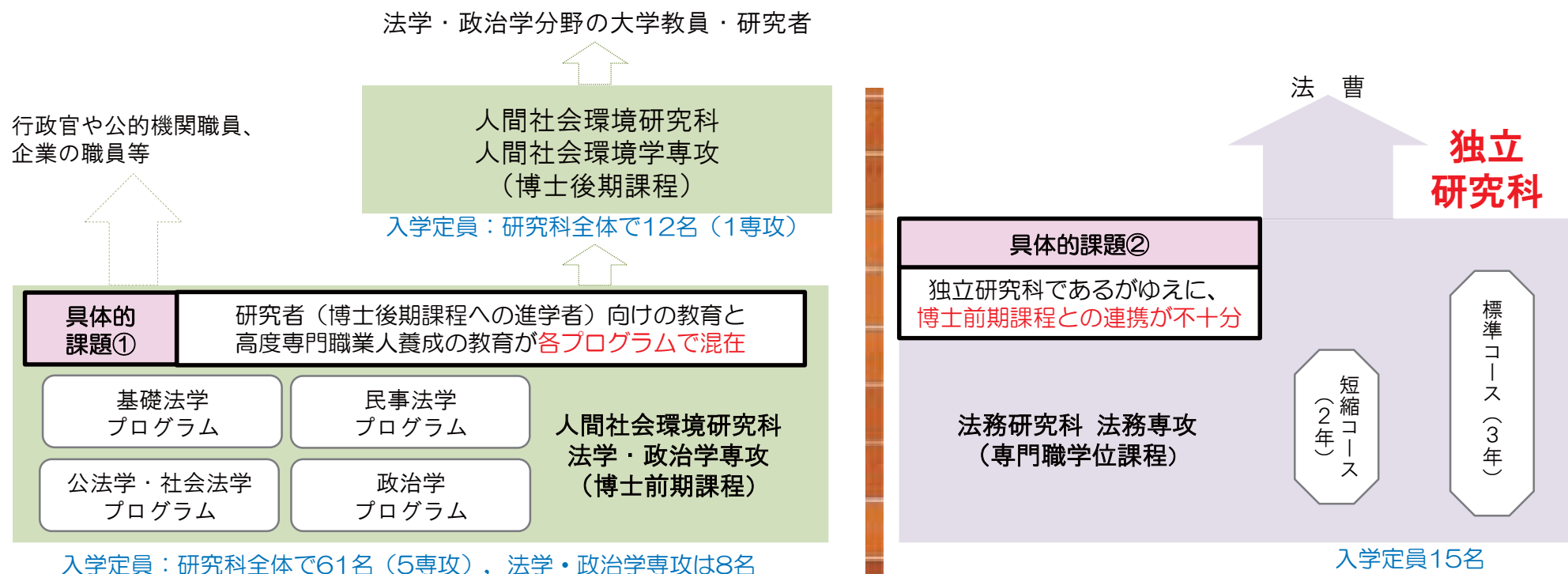
資料 1	学類生から見た大学院のイメージ概念図	3 1
資料 2-1	組織の現状と課題	3 2
2-2	課題解決に向けた組織改組模式図	3 3
資料 3	学士課程～大学院課程概念図	3 4
資料 4	国立大学法人金沢大学職員就業規則	3 5
資料 5-1	科目体系模式図	4 6
5-2	「法学・政治学専攻」カリキュラム全体像	4 7
資料 6-1	履修モデル	4 8
	～6-5	
資料 7	金沢大学研究活動不正行為等防止規程	5 3
資料 8	研究室（自習室）見取図	6 4
資料 9	基礎となる学類との関係	6 5

《学類生(学士課程学生)から見た大学院のイメージ》概念図



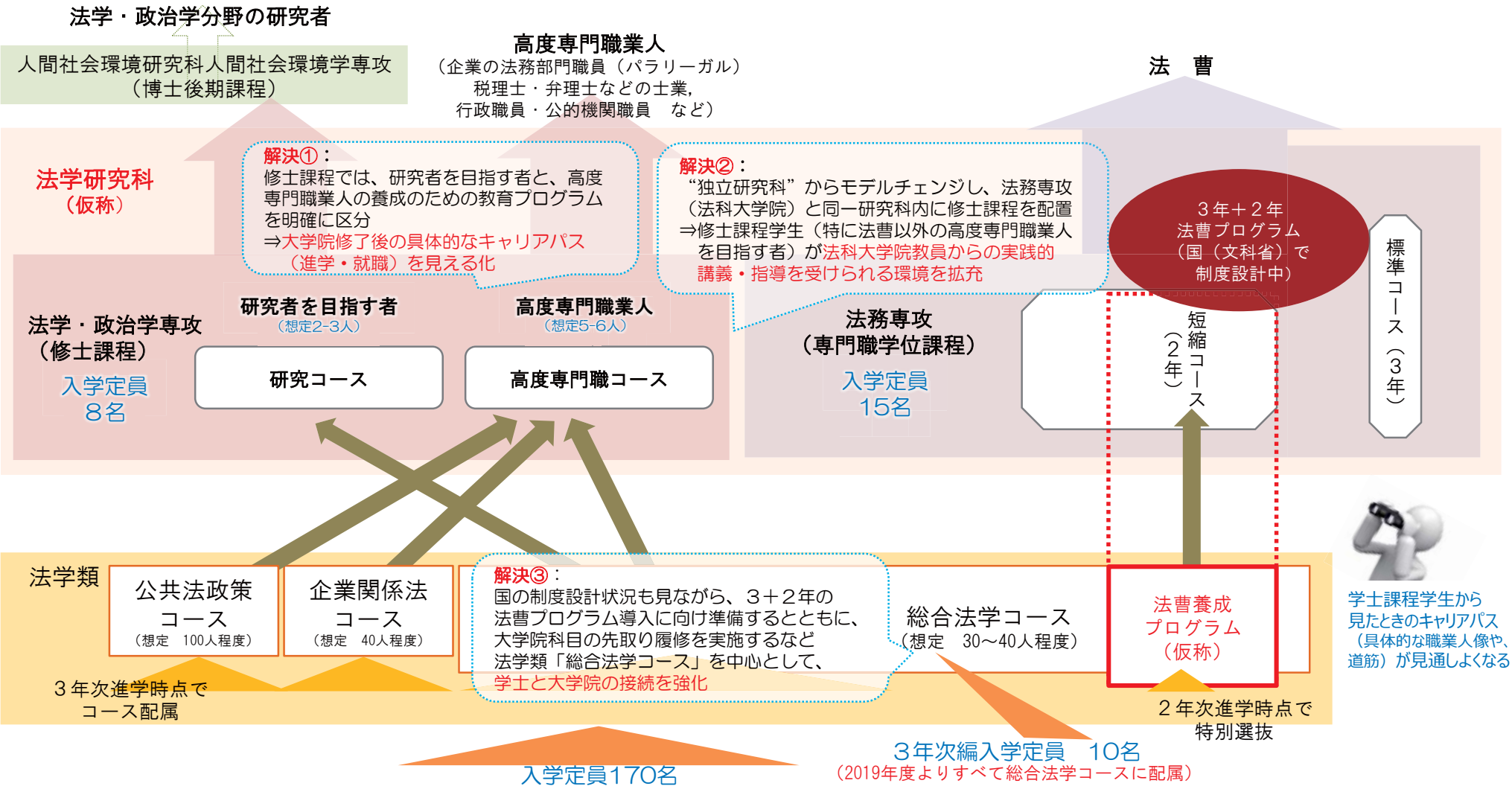
《組織の現状と課題》

現行体制の概念図と具体的な3つの課題



《課題解決に向けた組織改組》模式図

法学類・総合法学コース（B）、法務専攻（P）、法学・政治学専攻（M）が三位一体となり、「法」を基軸とする一つの大学院を設置した上で、具体的なキャリアパスを見据えた「学士と大学院との接続」「大学院と社会との接続」を意識した組織等の改革を実施することで、3つの具体的な課題を解決

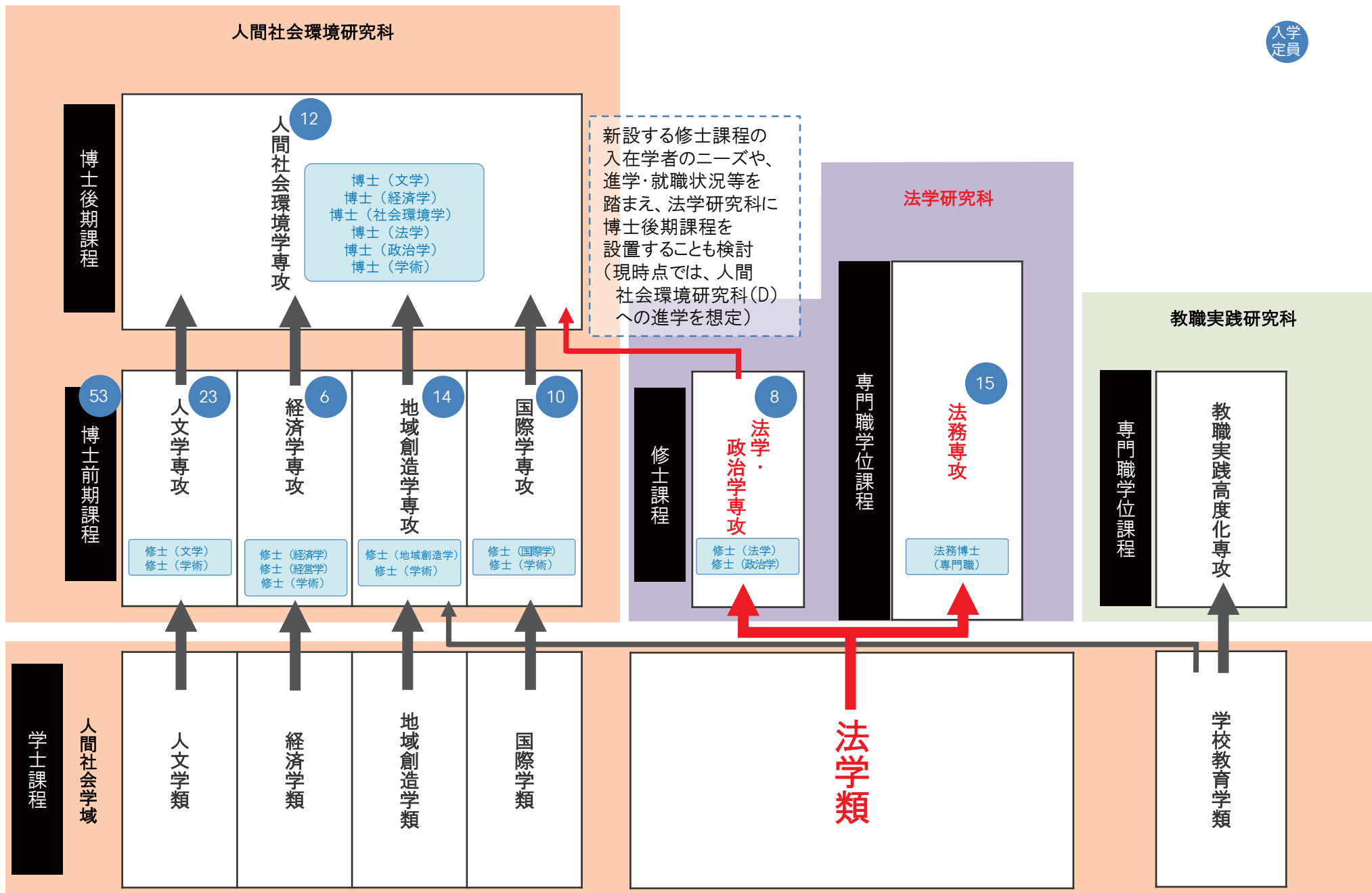


「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成30年3月13日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会）における提言等を踏まえ、これまでに金沢大学が積み上げてきた法科大学院（独立研究科）としての実績を基盤としつつ、『独立研究科』から、『学士課程及び修士課程と一体的な運営を行う研究科』にモデルチェンジし、法曹や法学系分野に関する高度な実務能力を備えた専門職業人材、研究者を目指す者といったキャリアパスに応じた人材養成のための、三位一体の組織・カリキュラム改革を行う。

《金沢大学人文社会系分野 学士課程～大学院課程》概念図

【資料3】

入学
定員



【資料4】

○国立大学法人金沢大学職員就業規則

(平成16年4月1日規則第4号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、金沢大学(以下「本学」という。)の自主・自律的な運営を旨として職員の人事、労働条件、服務等について定め、もって本学における学術研究、教育、医療及び大学経営の諸活動が秩序をもって、闊達に展開されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、試験又は選考により採用された者をいい、日給又は時間給で雇用された職員を除く。

2 この規則において「教育職員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び外国人研究員の職にある者をいう。

3 任期を付して雇用する職員について、別段の定めを置くときは、それによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は、前条の職員を適用対象とする。

第2章 人事

第1節 教育職員の人事

第4条 教育職員の人事に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、国立大学法人金沢大学教育職員人事規程による。

第2節 採用

(職員の採用)

第5条 職員の採用は、試験又は選考による。

2 職員の採用について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員採用規程に定める。

(労働条件の通知)

第6条 学長は、職員の採用に際して、採用をしようとする職員に対し、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付する。

(1) 給与に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 労働契約の期間に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項

(5) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項

(6) 退職及び解雇に関する事項

(試用期間)

第7条 職員として採用された者は、採用の日から次の各号に定める試用期間(外国人研究員を除く。)を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、この限りでない。

(1) 教育職員 6か月

(2) 教育職員以外の職員 3か月

2 試用期間中又は試用期間満了時に職員として不適格と学長が認めるときは、解雇する。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第3節 昇任・降任

(昇任)

第8条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、職員の勤務成績等に基づいて行う。

(降任)

第9条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任することがある。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(3) その他必要な適格性を欠く場合

第4節 人事異動

(配置換)

第10条 職員は、業務上の都合により職場の異動又は職務の変更等の配置換を命ぜられることがある。

2 前項の配置換は、原則として発令日の7日前までに内示し、本人事情等を十分勘案して実施する。

(出向)

第11条 学長は、業務上必要な場合、職員に対して他の国立大学法人等において、一定の期間、勤務させることができる。

2 出向する職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に出向先に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に赴任できないときは、出向先の承認を得なければならない。

(1) 住居移転を伴わない赴任の場合 発令日

(2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

3 職員の出向について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員出向規程に定める。

第5節 休職

(休職)

第12条 職員(試用期間中の職員を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とする。

(1) 傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超える場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) 他の国立大学法人等に出向する場合

(4) 学校、研究所、病院その他本学が指定する公共的施設において、職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は本学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合

(5) 科学技術に関する、国(独立行政法人を含む。以下同じ。)と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合

(6) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができない場合

(7) 日本が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合

(8) 労働組合業務に専従する場合

(9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合

2 前項第4号から第10号の休職は、職員(第9号の場合はその家族)の申出により行うものとする。

3 第1項第1号に定める病気休暇の期間は、職員の事情等を考慮し、特に必要があると認める場合は延長することができる。

4 国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてBの指導区分の決定を受けた場合に、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減する期間が6か月を超える場合は、休職とすることができる。

(休職期間)

第13条 休職の期間は、休職事由に応じて別表第1に定める期間の範囲内とする。

2 前条第1項第1号の規定により休職となった職員が、第15条の規定により復職し、復職可能となった日から起算して1年に達するまでの間に、当該休職の原因となった傷病と同一若しくは類似の傷病(産業医が同一又は類似の傷病と認めるものに限る。)又は同一若しくは類似の傷病に起因すると認められる傷病(産業医が同一又は類似の傷病に起因すると認めるものに限る。)(以下「同一傷病」という。)により再度休職するときは、当該傷病に係る休職の期間は通算するものとする。

3 前項に規定する「1年」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。

(1) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてAの指導区分の決定を受けた期間及びBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間

(2) 第 59 条による休暇及び第 50 条から第 52 条による休日等により、連続 30 日以上勤務実績がない期間

(3) 前条第 1 項第 1 号（同一傷病によるものを除く。）から第 10 号までの規定による休職期間
(休職中の給与等)

第 14 条 休職中の給与、在職期間調整等については、第 12 条第 1 項各号の事由に応じて別表第 1 及び国立大学法人金沢大学職員給与規程の定めるところによる。

2 休職者は、職員としての身分を保有し、職員として遵守すべき事項を守らなければならない。
(復職)

第 15 条 学長は、休職期間が満了するまでの間に休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命じる。この場合において、病気を理由とした休職については、職員が復職を申し出て、産業医が休職事由の消滅を認めた場合に限るものとする。

2 前項の場合において、学長は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

第 6 節 退職及び解雇

(退職)

第 16 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職となり、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合により期日を定めて退職を申し出た場合
- (2) 定年に達した場合
- (3) 期間を定めて雇用されている場合は、その期間が満了したとき。
- (4) 休職期間が満了した後も、休職事由がなお消滅しない場合
- (5) 死亡した場合

2 職員は、自己都合により退職する場合は、退職予定日の 30 日前までに、学長に退職届を提出しなければならない。やむを得ない事由により 30 日前までに退職届を提出できない場合は、14 日前までにこれを提出しなければならない。

3 職員は、退職届を提出しても、退職するまでは、職務に従事しなければならない。
(定年)

第 17 条 職員は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

2 定年は、年齢 60 年とする。ただし、教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。）は、年齢 65 年とする。

3 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条の規定に基づき、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した職員については、前 2 項の規定を適用する。

(特例による定年の延長)

第 18 条 学長は、定年に達した職員（教育職員のうち、教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手を除く。）の職務の遂行上の特別の事情がある場合で、かつ、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、当該職員の意向を尊重の上、1 年を超えない範囲で定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、当初の定年退職日から 3 年を超えない範囲で更新することができる。
(再雇用)

第 19 条 定年退職者又は定年延長後退職した者が再雇用を希望するときは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条の規定に基づき、選考により雇用期間を定め採用することができる。

2 前項の規定による雇用期間の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前とする。

3 非常勤職員としての再雇用を希望する者は、国立大学法人金沢大学非常勤職員採用規程の定めるところによる。

(解雇)

第 20 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

- (1) 勤務実績が著しくよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障がある場合、又はこれに堪えられない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

- (4) 試用期間中の者について、職員として不適格と認めた場合
 - (5) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (6) 業務上の災害により、職場復帰できない場合で、傷病補償年金の給付を受けるに至り、療養開始3年以上を経過した場合
 - (7) その他前各号に準ずる事由が生じた場合
- 2 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が困難となった場合には、解雇する。
(解雇制限)
- 第21条 次の各号のいずれかに該当する期間及び事由では解雇しない。ただし、労働基準法(以下「労基法」という。)第81条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。
- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
 - (2) 産前産後の女性職員が、その特別休暇の期間及びその後30日間
- (解雇予告)
- 第22条 職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、所轄労働基準監督署の認定を受けて第72条第2項第5号に定める懲戒解雇をする場合は、この限りでない。
- 2 予告日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。
 - 3 次に該当する者は、前二項の規定は適用しない。
 - (1) 2か月以内の期間を定めて雇用する者
 - (2) 試用期間中の者で14日以内の者
- (退職後の守秘義務)
- 第23条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(退職証明書)
- 第24条 学長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。
- 2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 雇用期間
 - (2) 業務の種類
 - (3) その事業における地位
 - (4) 給与
 - (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)
 - 3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。
- 第3章 服務
- 第1節 職員の責務・遵守事項
(職員の責務)
- 第25条 職員は、職務上の責任を自覚して、勤務中は職務に専念し、本学がなすべき責を有する職務を誠実に遂行するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。
- 2 役職者は、職員がその能力を十分に発揮して本学の教育・研究・医療等に専念できるよう、良好な職場環境の形成に努めなければならない。
(遵守事項)
- 第26条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行すること。
 - (2) 職場の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
 - (3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
 - (4) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集しないこと。
 - (5) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用しないこと。
 - (6) 本学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒その他の秩序及び風紀を乱す行為をしないこと。
 - (7) 学長の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品等の売買を行わないこと。
(倫理)

第27条 職員の倫理について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員倫理規程に定める。

(ハラスメント防止)

第28条 セクシュアルハラスメント等の防止等に関する措置は、国立大学法人金沢大学ハラスメントの防止・対策に関する指針による。

第2節 兼業

(兼業の許可)

第29条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、報酬を得て本学以外の法人又は団体の役職員の職を兼ねること、及び営利事業を営むことはできない。

2 無報酬であっても営利事業の役員を兼ねる場合は、同様とする。

(時間内兼業)

第30条 学長は、職員の本務と密接な関係があり、社会貢献上有益と判断される場合は、本学が委託された業務を遂行するため、職員をその勤務時間中に他の事業主の下で委託業務に従事させることがある。

2 職員が当該業務に従事したことに対する報酬は、本学に帰属するものとし、従事した職員に対してはその一定割合を手当、研究費等として還元する。

(時間外兼業)

第31条 学長は、本学の事業と競合することなく、かつ本務に支障がない場合は、職員が勤務時間外に本学以外の法人又は団体の役職員として業務に従事することを認める。

2 前項の業務に従事する場合における勤務時間の割振り変更の手続等は、申請者自らの負担において行うものとする。

(規程への委任)

第32条 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員兼業規程に定める。

第4章 給与

第1節 給与

(給与の種類)

第33条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、宿日直手当、診療待機手当、管理職特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給)

第34条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当は、その月の月額的全額が原則として毎月17日に、特殊勤務手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、宿日直手当、診療待機手当及び管理職特別勤務手当は、その月の分が原則として翌月17日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、原則として6月30日及び12月10日とする。

3 前2項における支給日が、休業日等に当たる場合については、別に定める。

(給与の決定)

第35条 本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬として、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

(本給表の種類)

第36条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職本給表(一)(二)

(2) 教育職本給表(一)(二)(三)

(3) 医療職本給表(一)(二)

2 各本給表の適用範囲は、別に定める。

3 本給表において定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準等については、別に定める。

(初任給)

第37条 新たに採用された職員の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を考慮して決定する。

(昇給)

第38条 職員の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績(教育職本給表(一)の適用を受ける者にあつては、原則として直近の教員評価の結果)に応じて、行うものとする。

(特別の場合の昇給)

第39条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、別に定めるところにより昇給させることがある。

(昇給の時期)

第40条 前条に定めるものを除き、昇給の時期は、毎年1月1日とする。

(給与の一部控除)

第41条 労基法第24条第1項ただし書に定める労使協定が締結された事業場においては、給与の一部を控除して支給する。

(規程への委任)

第42条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員給与規程に定める。

第2節 退職手当

(退職手当の支給)

第43条 職員が退職し、又は解雇された場合は、職員の勤続年数、退職事由及び解雇事由に応じて、退職手当を支給する。

2 勤続年数が6か月未満の職員及び第19条に基づき再雇用された職員には退職手当は支給しない。

(退職手当の減額・不支給)

第44条 職員が懲戒解雇された場合は、退職手当は支給しない。ただし、勤続年数が長期に及ぶ職員については、その懲戒事由によっては減額支給する場合がある。

(規程への委任)

第45条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員退職手当規程に定める。

第5章 勤務時間、休日・休暇、休業等

第1節 勤務時間

(1週間の勤務時間)

第46条 勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

(勤務時間の割振り)

第47条 勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。

(始業、終業)

第48条 始業時刻及び終業時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業時刻 午前8時30分 終業時刻 午後5時00分

(2) 始業時刻 午前9時30分 終業時刻 午後6時00分

2 前項に定める始業時刻及び終業時刻は、勤務条件の特殊性、季節的事情等により変更することがある。

3 職員は、育児・介護等の家族的事情により第1項に定める始業時刻及び終業時刻の変更を請求することができる。

4 勤務を要する日に、通常の勤務場所を離れて勤務する場合で、勤務時間を算定しがたいときは、割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。

(休憩)

第49条 休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の時間帯に勤務する者 正午から午後0時45分まで

(2) 前条第1項第2号の時間帯に勤務する者 午後1時15分から午後2時00分まで

2 業務のため必要なときは、休憩時間の時間帯を変更することがある。

(休日)

第50条 次の各号に掲げる日は、休日とし、勤務時間を割り振らない日とする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号の休日は除く。)

(休日の振替)

第51条 休日とされた日において、職員に、業務の都合上勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務を行う日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を行う日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を休日として割り振ることがある。

- 2 前項によるもののほか、当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務命令日に割り振ることがある。

(代休日)

第52条 職員に休日に勤務することを命じ、前条第1項の規定による振替を行うことができない場合には、事後に当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

(専門業務型裁量労働制)

第53条 労基法第38条の3の規定に基づく協定が締結された場合、教育職員(附属学校に勤務する者を除く。)のうち主として研究に従事する者は、労使協定に基づき、職務の遂行の手段及び労働時間の配分等を本人の裁量により行うことができる。

- 2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、みなし労働時間など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。

- 3 前項の規定にかかわらず、金沢大学学則第22条に規定する研究域長及び附属病院長については、これを適用しない。

(フレックスタイム制勤務)

第54条 労基法第32条の3の規定に基づく協定が締結された場合、職員は、第46条に規定する勤務時間について、1日7時間45分を標準として、当番日を除き、本人の選択する時間帯において勤務することができる。ただし、始業時間については午前8時00分から午前11時00分までの間に、終業時間は午後4時00分から午後8時00分までの間に設定するものとする。

- 2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、コアタイム、当番日の設定など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。

(特別の形態による勤務・変形労働時間制度)

第54条の2 附属病院その他事業運営上の必要から、交替制勤務、変形労働時間制等特別の形態によって勤務する必要のある部局等における職員の休日及び勤務時間の割振りについては、別に定める。

(災害等臨時の必要がある場合の時間外・休日の勤務)

第55条 職員は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、労基法第33条第1項の規定に基づきその必要の限度において、時間外又は休日に勤務することを命じられることがある。

(時間外、休日労働)

第56条 労基法第36条の規定に基づく協定が締結された場合において、本学は、業務上必要があるときは、関係する職員に対してその勤務時間を延長し、又は休日において職務に従事させることがある。

(妊産婦である職員の特例)

第57条 学長は、妊娠中及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦」という。)が請求したときは、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務(以下「深夜勤務」という。)又は勤務時間外若しくは休日に勤務をさせてはならない。

(育児・介護を行う職員の特例)

第58条 学長は、3歳に満たない子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員から請求があったときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、勤務時間外に勤務をさせてはならない。

- 2 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員が請求したときは、本学の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

- 3 学長は、前項に掲げる職員から請求があったときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて勤務時間外に勤務をさせてはならない。

第2節 休暇等

(有給休暇)

第59条 有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第 60 条 職員は、一の年ごとに 20 日の年次有給休暇を取得することができる。ただし、当該年の中途において新たに職員となった者(第 3 項から第 5 項までで定める者を除く。)又は任期が満了することにより退職する者については、別表第 2 の左欄に掲げる在職期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)とする。

2 年次有給休暇は、40 日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 国家公務員、地方公務員等(以下「国家公務員等」という。)から引き続き本学の職員となった者(次項に掲げる者を除く。)については、20 日に当該前年の年次有給休暇の残り(当該日数が 40 日を超える場合は 40 日)を加えた日数から、職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じた日数とする。ただし、当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数とする。

4 当該年の中途において国家公務員等となり、その後引き続き本学の職員となった者については、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、引き続き職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数とする。

5 非常勤職員(国立大学法人金沢大学非常勤就業規則の適用を受けていた者に限る。)から引き続き職員となった者の非常勤職員として付与された年次有給休暇の取扱いについては別に定める。

6 第 65 条第 2 項の育児短時間勤務の適用を受ける職員の年次有給休暇については一の年ごとに、当該年の在職期間及び 1 週間の勤務日数に応じ、別表第 2 の 2 に掲げる日数とする。

7 年次有給休暇は、原則として、日を単位として付与する。職員は、法定付与日数を超える年次有給休暇及び繰越分については、時間を単位として取得することができる。

(病気休暇)

第 61 条 職員は、傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を請求することができる。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、1 日、1 時間又は 1 分を単位として取り扱う。

3 病気休暇は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

4 連続する 8 日以上(当該期間における休日、代休日以外の日数が 4 日以上である期間に限る。)の病気休暇(次の各号に掲げる事由による病気休暇を除く。以下「特定病気休暇」という。)を取得した職員が通常勤務可能となり、可能となった日から起算して 6 か月に達するまでの間(以下「同一通算期間」という。)に、同一傷病により再度特定病気休暇を取得した場合は、当該傷病に係る特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

(1) 第 63 条の定めによるもの

(2) 業務上負傷し若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかったことによるもの

(3) 安全衛生管理規程第 28 条の規定により同規程別表第 3 に定める生活規制の面の区分における A 又は B の指導区分の決定に応じた事後措置によるもの

5 前項に規定する「6 か月」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。

(1) 安全衛生管理規程第 28 条の規定により同規程別表第 3 に定める生活規制の面の区分において A の指導区分の決定を受けた期間及び B の指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間

(2) 第 59 条による休暇及び第 50 条から第 52 条による休日等により、連続 30 日以上勤務実績がない期間

(3) 第 12 条第 1 項第 1 号から第 10 号までの規定による休職期間

6 第 4 項に規定する同一通算期間に再度特定病気休暇を取得した場合は、当該再度の特定病気休暇から通常勤務可能となった日を当該特定病気休暇に係る同一通算期間の新たな起算日とする。

7 療養期間中の休日等(第 50 条から第 52 条に定める休日等をいう。)及びその他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第 4 項及び前項の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

8 第 4 項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。

(特別休暇)

第 62 条 職員は、別表第 3 の左欄に掲げる項目に該当する特別の事由により、勤務しないことが相当であると認められるときは、それぞれ同表右欄に掲げる期間を特別休暇として請求することができる。

2 特別休暇は、必要に応じて 1 日、1 時間又は 1 分を単位とする。

3 特別休暇(別表第3第11号,第12号,第15号及び第16号に掲げるものを除く。)は,あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし,やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には,その事由を付して事後において承認を求めることができる。

4 特別休暇(別表第3第11号,第12号,第15号及び第16号に掲げるものに限る。)の請求手続は別に定める。

(生理日の就業が著しく困難な場合)

第63条 生理日の就業が著しく困難な職員が休暇を請求した場合は,学長は,その者を勤務させない。

2 前項の休暇は,病気休暇とする。

(規程への委任)

第64条 勤務時間及び休暇等について必要な事項は,国立大学法人金沢大学職員勤務時間規程に定める。

第3節 休業

(育児休業)

第65条 職員のうち,3歳に満たない子の養育を必要とする者は,学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 職員のうち,小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は,学長に申し出て育児短時間勤務又は部分休業の適用を受けることができる。

3 前2項に規定する休業等について必要な事項は,国立大学法人金沢大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

(介護休業)

第66条 傷病のため介護を要する家族を有する職員は,学長に申し出て介護休業又は介護部分休業(以下「介護休業等」という。)の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は,国立大学法人金沢大学職員の介護休業等に関する規程に定める。

(自己啓発等休業)

第66条の2 職員のうち,自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業を希望する者は,学長に申し出て自己啓発等休業をすることができる。

2 自己啓発等休業について必要な事項は,国立大学法人金沢大学職員の自己啓発等休業に関する規程に定める。

第6章 研修・出張,知的財産権

(研修)

第67条 職員は,その職責を遂行するため,絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 職員には,業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため,研修を受ける機会が与えられなければならない。

3 学長は,職員の研修について,研修を奨励するための方策その他研修に関する計画を樹立し,その実施に努めなければならない。

4 教育職員は,本務に支障のない限り,所属長の承認を得て,勤務場所を離れて研修を行うことができる。

5 教育職員以外の職員は,業務に関連し,国・学協会等の主催する講習会等に参加する場合,本務に支障がない限り,所属長の承認を得て,勤務場所を離れて研修を行うことができる。

6 職員の研修について必要な事項は,国立大学法人金沢大学職員研修規程に定める。

(出張と研修)

第68条 職員は,業務上必要がある場合は,出張を命ぜられる。出張を命ぜられた職員が帰任したときは,速やかに,復命しなければならない。

2 旅費に関する必要な事項は,国立大学法人金沢大学職員旅費規程に定める。

3 前条第4項の研修にあつて,旅費が支給されない旅行は,研修出張として扱う。

4 前条第5項の研修にあつて,旅費が支給されない旅行は,自己啓発研修として扱う。

(サバティカル研修)

第68条の2 教育職員は,学長の承認を得て,研究専念期間(以下「サバティカル研修」という。)を取得することができる。

2 サバティカル研修中に,研修場所を離れて調査研究をする場合は,必要に応じて出張又は研修の手続きを経るものとする。

3 サバティカル研修に関し必要な事項は,国立大学法人金沢大学サバティカル研修規程に定める。

(知的財産権)

第69条 本学は、職員がその性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が本学における職員の現在又は過去の職務に属する発明について、特許を受ける権利を職員(以下「発明者」という。)から承継する。

2 本学は、前項の発明者の貢献を評価するとともに、利益を得たときは、発明者に対し相当の補償を行う。

3 その他知的財産権について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職務発明取扱規程に定める。

(研究成果有体物)

第70条 職員によって本学において職務上得られた研究成果有体物は、別段の定めがない限り、本学に帰属する。

2 本学は、前項の研究成果有体物について、有償で譲渡がなされた場合、開発した職員の貢献を評価するとともに、当該職員に対し相当の補償を行う。

3 その他研究成果有体物について必要な事項は、金沢大学研究成果有体物取扱規程に定める。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第71条 職員が、本学の業務等に関し特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる場合又はこれに相当すると認められる場合は、表彰する。

2 表彰について必要な事項は、国立大学法人金沢大学表彰規程に定める。

(懲戒)

第72条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

(1) この規則その他本学の定める諸規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反した場合

(3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合

(4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合

(5) 刑法上の犯罪に該当する行為があつた場合

(6) 重大な経歴詐称をした場合

(7) 本学の信用を失墜する行為を行つた場合

(8) 職務上の地位を利用して、外部の者から金品等のもてなしを受けた場合

(9) 前各号に準ずる行為があつた場合

2 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 譴(けん)責 始末書を提出させ、将来を戒める。

(2) 減給 始末書を提出させるほか、一定の期間給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額が平均賃金の1日分の2分の1以内を、処分が2回以上にわたる場合においても、その総額が一給与支払期における10分の1以内で行う。

(3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、一定の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。

(4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。

(5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

3 管理監督下にある職員が懲戒に該当する行為があつたときは、当該管理監督者は、監督責任により懲戒を受けることがある。

4 職員の懲戒について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員懲戒規程に定める。

(訓告等)

第73条 懲戒処分の必要がない職員についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第74条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えたときは、本学は、懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させる。

第8章 安全衛生及び災害補償等

(安全衛生)

第75条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 学長は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 角間地区事業場，宝町・鶴間地区事業場，宝町地区事業場(附属病院)，平和町地区事業場に安全衛生委員会を設置する。

4 職員の安全衛生管理について必要な事項は，国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

第76条 職員の業務上の災害については，労基法及び労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)の定めるところにより，これらの各補償給付を受ける。

(通勤災害)

第77条 通勤途上における災害については，労災保険法の定めるところにより，同法の各給付を受ける。

(健康診断)

第78条 職員に対して採用時の健康診断及び毎年1回(労働安全衛生法等に定められた者については毎年2回以上)の定期健康診断を行う。

2 前項の健康診断のほか，法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては，特別の項目について健康診断を行う。

3 職員は，正当な理由がなく本学が行う健康診断を拒んではならない。ただし，他の医師の健康診断を受け，その結果を証明する書類を提出した場合は，この限りでない。

4 健康診断の結果については，各職員に通知する。学長は，健康診断の結果により，必要があると認めるときは，職員に対し，就業時間の短縮，職務の変更その他健康保持上必要とする措置を命ずることがある。

第9章 雑則

(宿舍の利用)

第79条 職員の宿舍の利用については，国立大学法人法附則第13条及び関連する規定の定めるところによる。

(法令との関係)

第80条 この規則の定める労働条件等が法令の定める労働条件等の基準に達しない場合，この規則の当該部分は適用されず，法令の定めるところによる。

(労働協約との関係)

第81条 この規則と異なる労働協約の適用を受ける職員については，この規則の当該部分は適用せず，労働協約の定めるところによる。

附 則 (略)

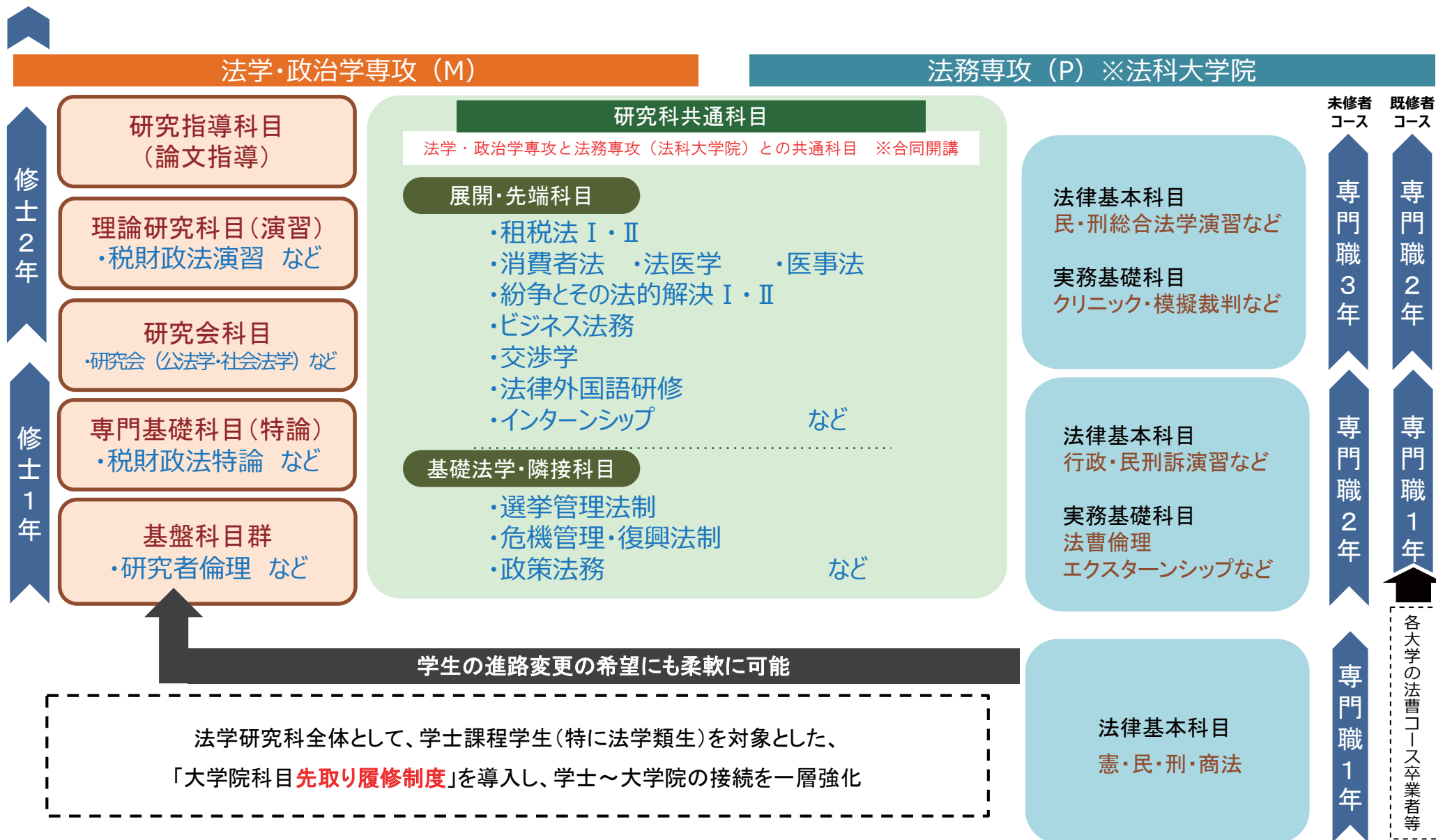
附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

別表第1から別表第3まで (略)

《「法学・政治学専攻」及び「法務専攻」科目体系》模式図

【資料5-1】



《「法学・政治学専攻」カリキュラム全体像》

【資料5-2】

研究コース（仮称）

科目区分ごとの必修・選択必修単位の要件を満たしたうえで合計30単位以上を修得

法学分野の研究者を目指し博士後期課程に進学

政治学分野の研究者を目指し博士後期課程に進学

修士（法学）

修士（政治学）

研究指導科目	選択必修⑧	論文指導（法学）Ⅰ～Ⅷ 各①				論文指導（政治学）Ⅰ～Ⅷ 各①
理論研究科目群	選択必修④	法理学演習Ⅰ～Ⅳ 各① など	税財政法演習Ⅰ～Ⅳ 各① など	知的財産法演習Ⅰ～Ⅳ 各① など	公共政策論演習Ⅰ～Ⅳ 各① など	
		基礎法学	公法学・社会法学	民法法学	政治学	
研究科共通科目群	展開・先端科目	・租税法Ⅰ② ・租税法Ⅱ② ・消費者法② ・法医学② ・紛争とその法的解決Ⅰ②、Ⅱ② など ・ビジネス法務② ・交渉学② ・法律外国語研修② ・インターンシップ①				法務専攻（法科大学院）との共通科目 ※合同開講
	基礎法学・隣接科目	・選挙管理法制① ・危機管理・復興法制② ・政策法務① など				
研究会科目	選択必修④ ※いずれかⅠ・Ⅱを必修	研究会（基礎法学）Ⅰ② 研究会（基礎法学）Ⅱ②	研究会（公法学・社会法学）Ⅰ② 研究会（公法学・社会法学）Ⅱ②	研究会（民法法学）Ⅰ② 研究会（民法法学）Ⅱ②	研究会（政治学）Ⅰ② 研究会（政治学）Ⅱ②	
専門基礎科目群	選択必修④	法理学特論Ⅰ～Ⅳ 各① など	税財政法特論Ⅰ～Ⅳ 各① など	知的財産法特論Ⅰ～Ⅳ 各① など	公共政策論特論Ⅰ～Ⅳ 各① など	
		基礎法学	公法学・社会法学	民法法学	政治学	

※研究コース選択者はいずれかのプログラムを選択（専門基礎（特論）、研究会、理論研究（演習）科目は原則として同一のプログラム内から選択）

高度専門職コース（仮称）

科目区分ごとの必修・選択必修単位の要件を満たしたうえで合計30単位以上を修得

高度専門職業人（税理士・弁理士などの士業、企業の法務部門職員（パラリーガル）等）

高度専門職業人（行政その他公的機関職員等）

修士（法学）

修士（政治学）

研究指導科目	選択必修⑧	論文指導（法学）Ⅰ～Ⅵ 各①				論文指導（政治学）Ⅰ～Ⅵ各①
理論研究科目群		法理学演習Ⅰ～Ⅳ 各① など	税財政法演習Ⅰ～Ⅳ 各① など	知的財産法演習Ⅰ～Ⅳ 各① など	公共政策論演習Ⅰ～Ⅳ 各① など	
						※高度専門職コース選択者は履修推奨 選択しない場合は論文指導Ⅶ・Ⅷを履修
研究科共通科目群	展開・先端科目	・租税法Ⅰ② ・租税法Ⅱ② ・消費者法② ・法医学② ・紛争とその法的解決Ⅰ②、Ⅱ② など ・ビジネス法務② ・交渉学② ・法律外国語研修② ・インターンシップ①				※高度専門職コース選択者は2単位以上必修
	基礎法学・隣接科目	・選挙管理法制① ・危機管理・復興法制② ・政策法務① など				
研究会科目	選択必修④	研究会（基礎法学）Ⅰ② 研究会（基礎法学）Ⅱ②	研究会（公法学・社会法学）Ⅰ② 研究会（公法学・社会法学）Ⅱ②	研究会（民法法学）Ⅰ② 研究会（民法法学）Ⅱ②	研究会（政治学）Ⅰ② 研究会（政治学）Ⅱ②	
専門基礎科目群	選択必修④	法理学特論Ⅰ～Ⅳ 各① など	税財政法特論Ⅰ～Ⅳ 各① など	知的財産法特論Ⅰ～Ⅳ 各① など	公共政策論特論Ⅰ～Ⅳ 各① など	
						※高度専門職コース選択者はプログラムによらず、目指す職業人（キャリア）に応じて柔軟に選択可能

基盤科目群	大学院GS科目	必修① + 選択必修②	・研究者倫理①※必修 ・課題発見・解決論基礎① ・先端地域創造講義①	・法学・政治学研究入門① ・人間社会論文作成基礎① ・国際学とグローバル化①
	留学生向け科目		・日本法入門②	・日本法入門（英）②

基盤科目群	大学院GS科目	必修① + 選択必修②	・研究者倫理①※必修 ・課題発見・解決論基礎① ・先端地域創造講義①	・法学・政治学研究入門① ・人間社会論文作成基礎① ・国際学とグローバル化①
	留学生向け科目		・日本法入門②	・日本法入門（英）②

《履修モデル 1》

モデルケース 1

法学分野の学士課程を修めたのち、民間企業の
法務部門職員（パラリーガル）を目指す者

高度専門職コース（仮称）

紛争の「予防」に貢献でき、かつ国際感覚を身に付けた
民間企業の法務部門職員

修士（法学）

修士論文またはリサーチペーパー

研究指導科目（論文指導）	<ul style="list-style-type: none"> ・論文指導（法学）Ⅰ～Ⅵ 各①（計⑥） ・プロジェクト研究② 	
法務専攻 （法科大学院） との共通科目 研究科共通科目	展開・先端科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス法務② ・交渉学② ・紛争とその法的解決Ⅰ② ・国際私法② ・法律外国語研修② ・インターンシップ①
	基礎法学・隣接科目	<ul style="list-style-type: none"> ・英米法②
研究会科目	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会（民事法学）Ⅰ② ・研究会（公法学・社会法学）Ⅰ② 	
専門基礎科目（特論）	<ul style="list-style-type: none"> ・商取引法特論Ⅰ～Ⅳ 各①（計④） 	
基盤科目群	大学院GS科目	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者倫理① ・課題発見・解決論基礎① ・国際学とグローバル化①

「民事法学」及び「公法学・社会法学」の2つの研究会に参画し、
契約や商取引において争点になりやすいポイントや、
国や地域ごとの商慣習と、その影響などについて学ぶ

また、英米法や国際私法などを学んだ上で、
エジンバラ大学と連携した「法律外国語研修」を履修し、
他国の法律の理解とともに、英語で法的な問題を
議論できる力を養う

あわせて、企業が直面する紛争を切り口にして、
裁判によらない妥当な解決策について学ぶ
「ビジネス法務」を履修し、法的な専門知識と、
それを運用する実務的な能力を養う

新科目：ビジネス法務

企業が直面する紛争を切り口に、現実の裁判例を素材として、
当該紛争の原因の分析、裁判による解決を見た上で、裁判による
解決にとらわれない妥当な解決は何であったのか、当該紛争を
予防する方法は何であったのかを、重点的に検討する。

こうした学びにより、企業の法務部門において、
契約や商取引上の法的な争点を、未然に洗い出し、
法人としてのスムーズな経済活動に寄与できる人材になれる

また、国際感覚を有し、海外の企業等との契約や商取引も
英語で交渉・調整ができる人材になれる

※ 丸数字は単位数

《履修モデル2》

【資料6-2】

モデルケース2

経済学分野の学士課程を修めたのち、税法等の法律にも精通した税理士として独立開業を目指す者

高度専門職コース（仮称）

相続・事業承継に精通した税理士として開業

※ 税理士試験の試験科目免除の適用有り

修士（法学）

修士論文またはリサーチペーパー

研究指導科目（論文指導）	・論文指導（法学）Ⅰ～Ⅵ 各①（計⑥） ・プロジェクト研究②
--------------	-----------------------------------

法務専攻 （法科大学院） との共通科目 研究科共通科目	展開・先端科目	・経済法② ・租税法Ⅰ② ・租税法Ⅱ② ・倒産法Ⅰ② ・民事保全・執行法② ・交渉学②
	基礎法学・隣接科目	-

研究会科目	・研究会（民事法学）Ⅰ② ・研究会（公法学・社会法学）Ⅰ②
専門基礎科目（特論）	・民法A特論Ⅰ～Ⅳ 各①（計④）

基盤科目群	大学院GS科目 ・研究者倫理① ・先端地域創造講義① ・課題発見・解決論基礎①
-------	---

民法（相続法など）を特論で学ぶとともに、「民事法学」及び「公法学・社会法学」の2つの研究会に参画し、税制に関する具体的事例や課題を基に自分の研究発表を行い、教員や他の学生と議論し、多様な観点からフィードバックを得る

これにより、具体的な事例や状況の中で、税制等に関する法令がどのように解釈され、適用されるかについて学ぶ

また、法科大学院との共通科目において、**税理士による「租税法」などを履修し理解を深めるとともに、クライアントや相手方との交渉時においてバックボーンとなる「交渉学」について学ぶなど職業人（キャリア）に応じた学びを進める**

新科目：交渉学

ネゴシエーションに関する知識や技術について学び、それを実践できるようになること、また自分なりの交渉のスタイルについて考えることができ、状況にあわせてスタイルを選択して、適切なコミュニケーションをはかることができるようになることを目指す。

これにより、個人や企業が直面する法的な問題を、法律（特に相続・事業承継）に精通した税理士として、**具体的・現実的な解決に導くために必要となる高度な知識・技能を幅広く養うことができる**

※ 丸数字は単位数

《履修モデル3》

モデルケース3

政治学分野の学士課程を修めたのち、行政官として勤務しながら、キャリアアップに向けて修士の学位を目指す者

高度専門職コース（仮称）

国際化にも対応しながら、より高度な政策企画・立案と、それを実践できる行政官としてキャリアアップ

▲
修士（政治学）

修士論文またはリサーチペーパー

研究指導科目（論文指導）	<ul style="list-style-type: none"> ・論文指導（政治学）Ⅰ～Ⅵ 各①（計⑥） ・プロジェクト研究②
--------------	--

法務専攻 （法科大学院） との共通科目 研究科共通科目	展開・先端科目	<ul style="list-style-type: none"> ・国際法② ・社会保障法② ・交渉学② ・法律外国語研修②
	基礎法学・ 隣接科目	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理法制① ・危機管理・復興法制② ・政策法務①

研究会科目	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会（政治学）Ⅰ② ・研究会（公法学・社会学）Ⅰ②
専門基礎科目（特論）	<ul style="list-style-type: none"> ・政策過程論特論Ⅰ～Ⅳ 各①（計④）

基盤科目群	大学院GS科目	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者倫理① ・先端地域創造講義① ・国際学とグローバル化①
-------	---------	---

「政治学」及び「公法学・社会学」の2つの研究会に参画し、法律を制定するまでの過程と、その法律が具体的にどう適用されていくのかの両面について、議論を重ねながら学ぶ

また、地方における条例なども題材としながら、**「政策法務」などを履修し、政策を実現する手段としての法規範に着目した学びを深める**

新科目：政策法務

条例のもつ統治手段・政策手段としての側面を踏まえた上で、実際の現場でどのような条例が制定されているのか理解する。また自治体による条例が国の法制定につながった事例をもとに、地方の条例が国の政策を動かすプロセスを理解する。

「法律外国語研修」の履修などにより国際化への対応力を高め、「交渉学」の履修などにより実務能力向上に資する学びを重ねる

こうした学びを通して、これまで経験した実務を理論面から捉え直すことで、政策の企画・立案力を向上でき、また理論に裏打ちされた実務能力の向上も図ることができる

《履修モデル 4》

モデルケース 4

法学分野の教育研究者を見据えて、
博士後期課程への進学を目指す者（留学生）

研究コース（仮称）

博士後期課程への進学

修士（法学）

修士論文

研究指導科目（論文指導）		・論文指導（法学）Ⅰ～Ⅷ 各①（計⑧）
理論研究科目（演習）		・国際法演習Ⅰ～Ⅳ 各①（計④） ・国際私法演習Ⅰ・Ⅱ 各①（計②） ・国際取引法演習Ⅰ・Ⅱ 各①（計②）
法務専攻（法科大学院） との共通科目 研究科共通科目	展開・先端科目	・法律外国語研修②
	基礎法学・ 隣接科目	-
研究会科目		・研究会（公法学・社会法学）Ⅰ② ・研究会（公法学・社会法学）Ⅱ②
専門基礎科目（特論）		・国際法特論Ⅰ～Ⅳ 各①（計④） ・国際私法特論Ⅰ・Ⅱ 各①（計②） ・国際取引法特論Ⅰ・Ⅱ 各①（計②）
基盤科目群	大学院GS科目	・研究者倫理① ・法学・政治学研究入門① ・国際学とグローバル化①
	留学生向け科目	・日本法入門（英）②

※ 丸数字は単位数

留学生を主対象として、全て英語で開講される
「日本法入門（英）」を履修し、日本法の概観をつかむ

そのうえで、「**公法学・社会法学プログラム**」を選択し、
特に国際法に関する理論について学びを深める

研究会では、教員や、他の分野を専修する学生とともに
様々な観点や立場から議論し、批判的思考を重ねることで、
俯瞰的な視野を養う

また、必要に応じて、法科大学院との共通科目
（研究科共通科目）を履修する

主指導教員のもとで、演習や論文指導をとおして、
高度な知見・知識を基に理論面を突き詰めながら、
定期的な研究発表により、フィードバックを得て、
研究を進展させる

《履修モデル5》

【資料6-5】

モデルケース5

政治学分野の教育研究者を見据えて、
博士後期課程への進学を目指す者

研究コース（仮称）

博士後期課程への進学

修士（政治学）

修士論文

研究指導科目（論文指導）

・論文指導（政治学）Ⅰ～Ⅷ 各①（計⑧）

理論研究科目（演習）

・公共政策論演習 Ⅰ～Ⅳ 各①（計④）
・政治社会学演習 Ⅰ～Ⅳ 各①（計④）

研究会科目

・研究会（政治学）Ⅰ②
・研究会（政治学）Ⅱ②

専門基礎科目（特論）

・公共政策論特論 Ⅰ～Ⅳ 各①（計④）
・政治社会学特論 Ⅰ～Ⅳ 各①（計④）

基盤科目群

大学院GS科目

・研究者倫理① ・法学・政治学研究入門①
・人間社会論文作成基礎①

「政治学プログラム」を選択し、
特に公共政策論や政治社会学に関する理論について学びを深める

研究会では、政治学と言う大きな枠組みの中で議論し、
具体的な事例や状況の中で、社会システムをどのように
規律しうるべきか、などについて批判的思考を重ねることで、
俯瞰的な視野を養う

その後、主指導教員のもとで、演習や論文指導をとおして、
高度な知見・知識を基に理論面を突き詰めながら、
定期的な研究発表により、フィードバックを得て、
研究を進展させる

※ 丸数字は単位数

【資料 7】

○金沢大学研究活動不正行為等防止規程

(平成 27 年 4 月 1 日規程第 2274 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)及び金沢大学研究者行動規範(平成 20 年 1 月 22 日制定)の趣旨を踏まえ、国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第 12 条に基づき、金沢大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正防止に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 この規程は、研究活動が真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みであり、科学研究の実施が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることに鑑み、研究機関である本学が、組織として責任体制の確立による管理責任の明確化を図り、もって研究活動の不正行為を事前に防止することを目的とする。

(特定不正行為)

第 3 条 この規程において対象とする研究活動における不正行為(以下「特定不正行為」という。)とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにすること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文若しくは用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(最高管理責任者)

第 4 条 本学における研究活動の不正防止及び対応に関する最高管理責任者は学長とする。
2 学長は、研究活動における行動指針を定めるとともに、次条に定める研究不正防止責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

(研究不正防止責任者)

第 5 条 本学における研究活動上の不正行為の防止等について総括するとともに、次条第 2 項に定める研究倫理教育を推進するため、研究不正防止責任者を置き、研究担当理事をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第 6 条 各部局(金沢大学学則第 22 条第 1 項に規定する部局をいう。以下同じ。)に、研究倫理教育責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究活動に従事する者を対象に定期的に研究者等に求められる倫理規範の修得等をさせるための教育(以下「研究倫理教育」と

いう。)を実施するとともに、当該部局における研究活動上の不正行為の防止等に関し統括する。

- 3 研究倫理教育責任者は、前項に規定するもののほか、各研究科の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、大学院の学生に対して研究者倫理に関する知識及び技術が身に付くよう教育課程の内外を問わず研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。また、学域学生に対しても研究者倫理に関する基礎的素養の修得に必要な研究倫理教育を受けることができるよう配慮しなければならない。
- 4 前2項に定める研究倫理教育には、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成(作成方法等を含む。)・保管、実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化、利益相反の考え方、守秘義務等、研究活動に関して守るべき作法についての知識及び技術に関する項目を含めるものとする。
- 5 研究倫理教育責任者は、共同研究における当該部局の個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化すること並びに複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が当該部局に所属する場合は当該代表研究者が研究活動及び研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、当該部局に所属する若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるようメンターの配置等による適切な支援・助言等が行われる環境の整備に努めなければならない。

(本学研究者の責務)

第7条 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者(以下「本学研究者」という。)は、適切な研究活動を行うとともに、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 本学研究者は、研究倫理活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

(研究データ等の保存・開示)

第8条 本学研究者は、研究によって生じた生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは10年間、その他の研究データ等は5年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(不正行為の禁止)

第9条 本学研究者は、特定不正行為を行ってはならない。また、他の学術雑誌等に既に発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の研究者倫理に反する行為も同様とする。

(研究不正調査責任者)

第10条 本学の研究活動における特定不正行為に対応する責任者は、国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第6条に定めるコンプライアンス総括責任者(以下「コンプライアンス総括責任者」という。)とする。ただし、コンプライアンス総括責任者

が、告発のあった事案について告発者及び被告発者と直接の利害関係にあるときは、学長が指名する理事(以下「研究不正調査責任者」という。)とする。

(特定不正行為の受付窓口)

第11条 特定不正行為に関する告発(以下「告発」という。)又は告発の意思を明示しない相談(以下「相談」という。)を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)は、国立大学法人金沢大学公益通報者保護規程第5条に定める窓口とする。

- 2 告発又は相談を受け付けた部署は、受付窓口に当該事案を回付するものとする。
- 3 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちにコンプライアンス総括責任者に報告するものとする。

(告発の取扱い)

第12条 告発は、顕名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により受付窓口に行き届くものとする。

- 2 告発は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合において、告発の内容が相当程度信頼に足るものと学長が認めたときは、顕名の告発に準じて取り扱うことができるものとする。
- 4 コンプライアンス総括責任者は、受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを告発者に通知するものとする。ただし、匿名による告発については、この限りではない。
- 5 コンプライアンス総括責任者は、告発のあった事案が、本学以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知するものとする。
- 6 本学は、告発のあった事案について、ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は、調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事案を回付する。

(相談への対応)

第13条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、研究不正調査責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

- 2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、学長が特に必要と認めたときは、当該事案について調査を行うことがある。

(警告)

第14条 研究不正調査責任者は、特定不正行為が行われようとしている、若しくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学が被告発者の所属する機関でないときは、本学は被告発者の所属する機関に事案を回付するものとする。

(秘密保持)

第 15 条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した役員、職員、学生等も同様とする。

(例外的公表)

第 16 条 本学は、調査事案が何らかの事由により漏えいした場合(告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く。)は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。

(告発者の保護)

第 17 条 本学は、単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第 18 条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思(以下「悪意」という。)に基づく告発を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第 19 条 本学は、相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(調査関係者の保護)

第 20 条 学長は、告発者、被告発者、調査協力者若しくは関係者に連絡し、又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するものとする。

(不正疑惑報道等への対応)

第 21 条 本学は、本学研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

2 本学は、本学研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載され、かつ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が掲示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

(事案の調査)

第22条 本学は、本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合(他の機関において告発があり、回付された事案を含む。以下同じ。)は、原則として、告発された事案について調査を行う。

- 2 本学は、複数の機関に所属する本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合は、当該研究者が所属する関係機関と協議の上、合同で調査を行うものとする。ただし、協議の結果、特段の定めをした場合は、その定めによるものとする。
- 3 本学は、本学研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。
- 4 本学は、本学に以前に所属していた研究者が本学に所属していた期間における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該研究者が現に所属する研究機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。ただし、当該研究者が現に所属する機関がないときは、本学が調査を行うものとする。
- 5 本学は、前4項の規定に基づき誠実に調査を行ったにもかかわらず、調査の実施が極めて困難な状況にある場合は、告発された事案における研究活動に係る予算を配分し、又は措置した機関(以下「配分機関」という。)にその状況を報告するものとし、当該事案について、その配分機関が調査を行うときは、これに協力する。
- 6 本学は、特に必要があると認めるときは、他の研究機関及び学会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることがある。

(予備調査)

第23条 本学は、告発を受け付けたときは、速やかに告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学が定める保存期間内であること等の告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。

- 2 予備調査は、研究不正調査責任者及び学長が指名する者で組織する研究不正予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)が行う。
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、研究不正調査責任者をもって充てる。
- 4 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査については、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為に係る事案として調査する必要性を調査する。
- 5 予備調査委員会は、特に必要があると認めるときは、証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 6 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本格的な調査(以下「本調査」という。)を行う。

- 7 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。
- 8 前項に規定する場合において、本学は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る予算を配分機関等及び告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示するものとする。
- 9 予備調査は、告発を受け付けた日(他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日)から概ね30日以内に終了するものとする。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調査に要する期間を加えることができる。
- 10 第6項及び第7項に規定する判断及び決定は、予備調査委員会の報告に基づき、学長が行う。

(本調査)

第24条 学長は、前条第6項に規定する本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にこの旨を報告する。

- 2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に所属するときは、併せて当該機関に通知するものとする。
- 3 本学は、前条第6項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね30日以内に本調査を開始するものとする。

(特定不正行為調査委員会)

第25条 学長は、本調査の実施を決定したときは、本学に特定不正行為調査委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置する。

- 2 本調査委員会は、当該事案の調査に関し、関係する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の保全及び提出を求め、関係者から事情を聴取すること、再実験を要請すること等必要な権限を有する。
- 3 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究不正調査責任者
 - (2) 学長が指名する役職員 若干名
 - (3) 外部有識者 2名以上
- 4 前項第3号の委員の数は、委員の総数の二分の一以上とする。
- 5 本調査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 6 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 7 本調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を学長に報告するものとする。
- 8 本調査委員会は、第33条第1項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日をもって任務を終了する。ただし、不服申立てがあり、本調査委員会において不服申立てに基

づく審査等を行う場合は、当該審査結果の報告を学長に行ったときに任務を終了するものとする。

(本調査委員会委員の通知)

第26条 学長は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(異議申し立て)

第27条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から7日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について学長に異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の申立てがあつた場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行うものとする。

3 学長は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(調査方法)

第28条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。

2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。

3 第1項の再実験を行う場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)に関し、本調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、本調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。

4 本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、本学は当該機関に調査の協力を要請するものとする。

5 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に関連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。

6 本調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

7 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(資料等の保全等)

第29条 本調査委員会は、本調査に当たり、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。

2 前項の資料等が本学以外の他の機関にあるときは、本学は、当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。

- 3 本学は、前2項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、学長が特に必要があると認めたときは、告発に関連する研究活動の停止を命じることがある。

(被告発者の説明責任)

第30条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第31条 本調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。

- 2 前項の認定は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね150日以内に行うものとする。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。
- 4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定するものとする。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 本調査委員会は、第1項、第3項及び第4項の認定を行ったときは、直ちに学長に認定結果を報告しなければならない。

(認定の判断基準)

第32条 前条第1項の認定に当たっては、本調査委員会は、第30条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできないものとする。

- 2 前項の判断に当たっては、被告発者の研究体制、データチェックの仕方等、様々な観点から客観的な不正行為の事実、故意性等について、十分に検討するものとする。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明その他調査により得られた証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為があったものと認定するものとする。
- 4 被告発者が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在等、本来、存在すべきであると本調査委員会が判断する基本的な要素の不足により特定不正行為であることの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき(被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない事由によりその基本的な要素を十分

に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると本調査委員会が認める場合並びに生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在等が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合を除く。)も前項と同様とする。

(調査結果等の通知等)

第33条 学長は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外の者で、特定不正行為に関与したと認定したものを含む。以下同じ。)に通知する。

- 2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知するものとする。
- 3 学長は、前2項に定めるもののほか、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。
- 4 学長は、悪意に基づく告発と認定された場合で、告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは、当該所属機関にその旨を通知する。
- 5 学長は、告発に係る研究活動の配分機関から請求があった場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該機関に行うものとする。

(不服申立て)

第34条 特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条第1項に規定する通知を受け取った日から14日以内に不服を学長に申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者及び告発者は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

(不服申立ての審査)

第35条 前条第1項に規定する不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、不服申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当な理由があると認めたときは、調査委員を交代若しくは追加すること又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 3 本調査委員会又は前項に規定する本調査委員会に代わる者(以下「本調査委員会等」という。)は、特定不正行為があったと認定した被告発者から不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに判断するものとする。
- 4 本調査委員会等は、前項に規定する判断の結果、不服申立てを却下することを決定したときは、その旨を直ちに学長に報告するものとする。

- 5 本調査委員会等は、第3項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定したときは、被告発者に対し先の調査を覆すに足る資料の提出等の再調査の協力を求めるものとする。
- 6 前項に規定する場合において、被告発者の協力を得られない場合は、本調査委員会等は再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、審査を打ち切ったときは、その旨を直ちに学長に報告する。
- 7 本調査委員会等は、第5項の再調査を開始したときは、再調査を開始した日から概ね50日以内に審査結果を決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。
- 8 本調査委員会等は、悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場合は、再調査を行うものとし、再調査を開始した日から概ね30日以内に調査し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。
- 9 本学は、不服の申立てが当該事案の引き伸ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会等が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないものとする。

(不服申立てに係る関係者への通知等)

第36条 学長は、第34条第1項に規定する不服申立てがあったときは、その旨を告発者又は被告発者に通知し、並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

- 2 学長は、前条第4項及び第5項に規定する報告に基づく決定を行ったときは、その旨を被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 学長は、前条第7項の審査結果を被告発者、被告発者が所属する本学以外の機関及び告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第37条 学長は、本調査委員会の調査の結果、特定不正行為が行われたと認定したときは、速やかに公表するものとする。

- 2 学長は、特定不正行為が行われなかったと認定したときは、公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表するものとする。
- 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 第1項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(2) 第2項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(3) 第3項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により学長が特に必要があると認めたときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

(特定不正行為認定後の措置)

第38条 学長は、特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学研究者の場合は、国立大学法人金沢大学就業規則等(以下「規則等」という。)に定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。

(研究費の使用中止)

第39条 学長は、特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者に命ずることがある。

(悪意に基づく告発者への措置)

第40条 学長は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、告発者が悪意をもって告発したことを認定したときは、告発者の氏名の公表及び告発者に対して規則等に基づく必要な措置を行うことがある。

(雑則)

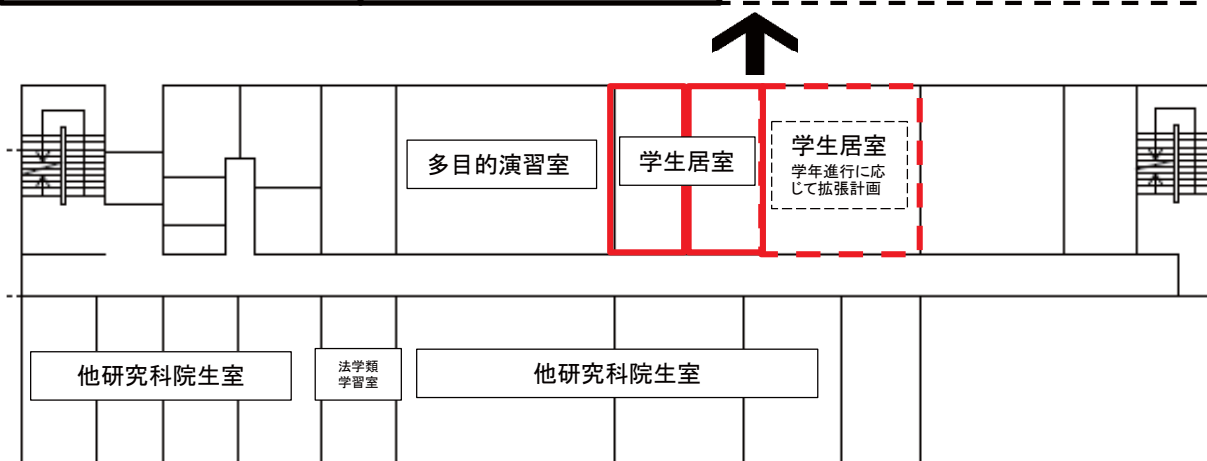
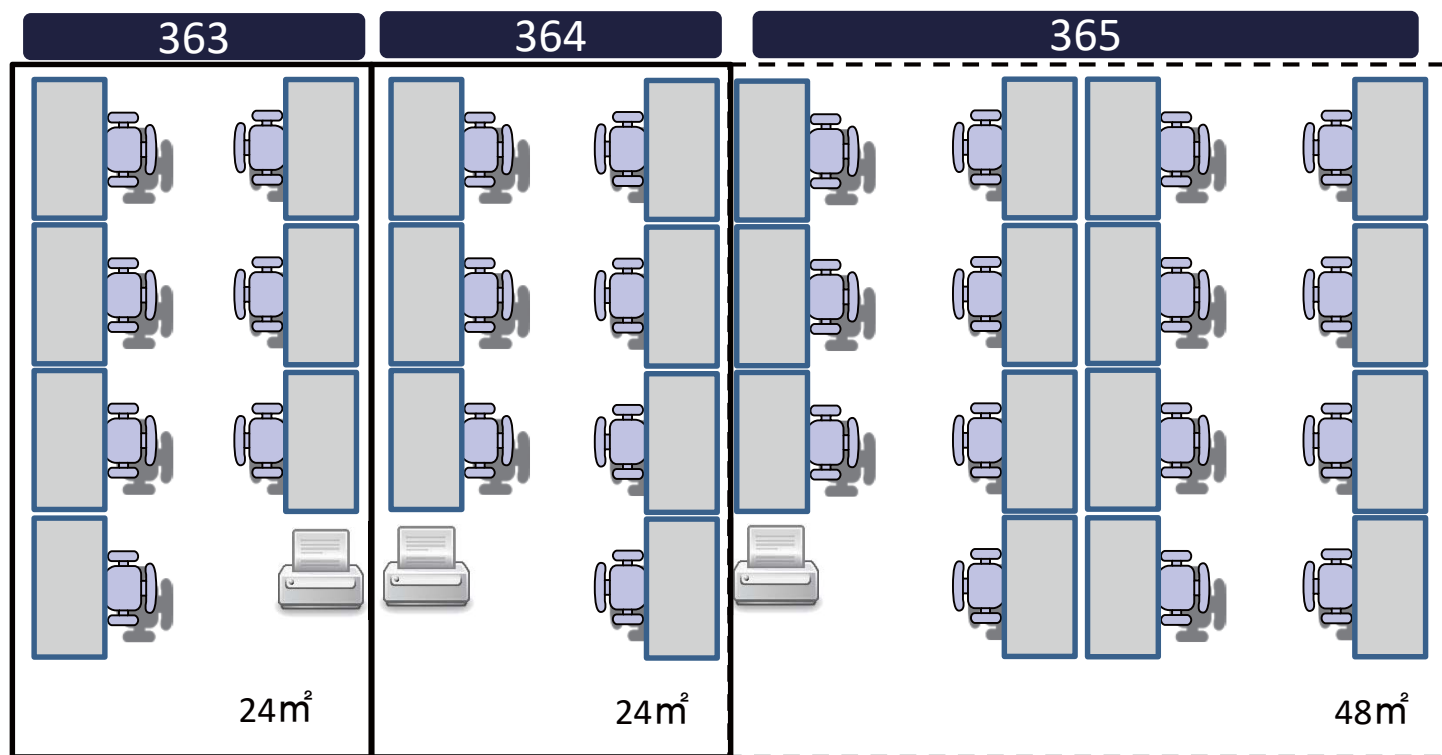
第41条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為防止等に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

《研究室(自習室)の見取り図(人間社会2号館3階)》

【資料8】

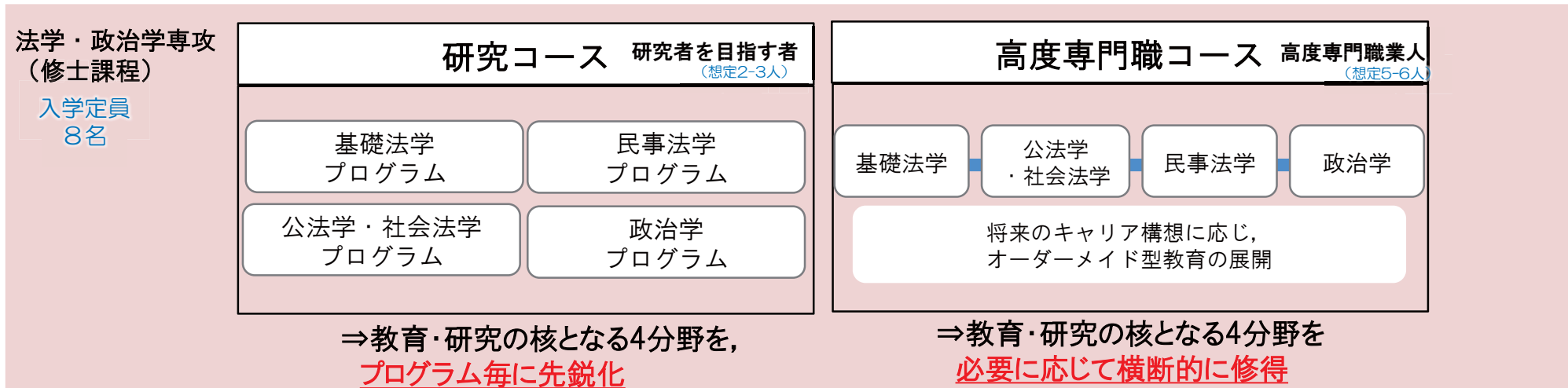


人間社会2号館3階

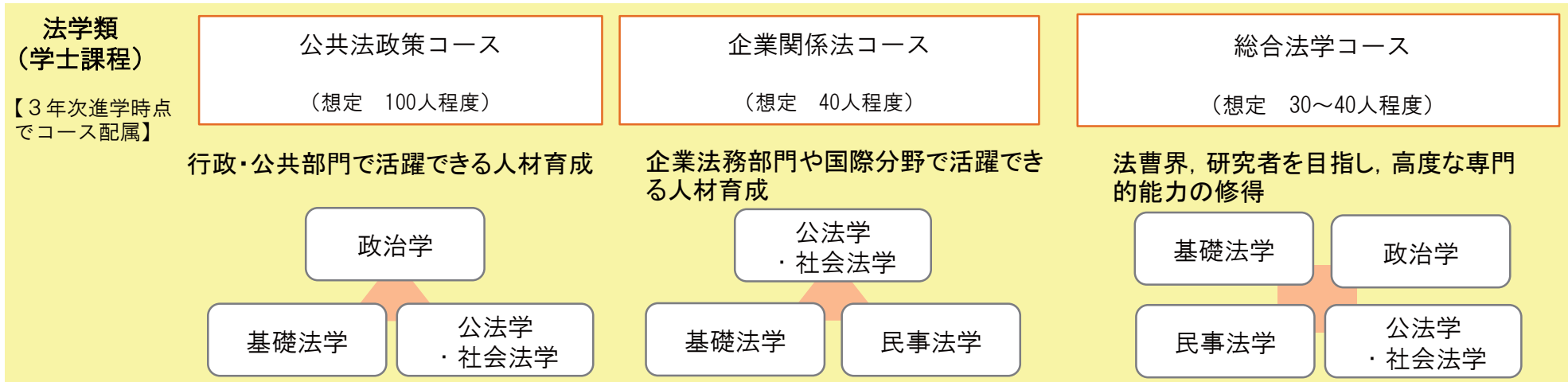
※教員研究室は主に人間社会2号館内

《基礎となる学類との関係》

【資料9】



教育・研究の核となる4分野を高度化し、
大学院教育へ接続



金沢大学 大学院法学研究科

法学・政治学専攻
学生の確保の見通し等を記載した書類

国立大学法人 金沢大学

目 次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

- ① 学生の確保の見通し 1
 - ア) 定員充足の見込み 1
 - イ) 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要 1
 - ウ) 学生納付金の設定の考え方 2
- ② 学生確保に向けた具体的な取組状況 2

(2) 人材需要の動向等社会の要請

- ① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要） 3
- ② 上記①が社会的，地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠 3

- 資料目次 5

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア) 定員充足の見込み

金沢大学は、「法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者を目指す者または高度専門職業人」を養成するため、法学研究科法学・政治学専攻（修士課程）を設置することとしている。

定員の設定にあたっては、母体となる現在の人間社会環境研究科法学・政治学専攻と同数の入学定員8名とする。

表1 修士課程（標準修業年限2年）

大 学 名	定 員	
	入学定員	収容定員
法学・政治学専攻	8名	16名

開設年度の入学対象者に対しアンケート調査を行った結果、本専攻に「進学したい」と回答した学生は7名であった。また、「進学を考えたい」と回答した34名に対して「どのような要因が解決されれば進学したいと思うか」を調査した結果、本学が従来から実施している取組みと新たに実施する取組みを十分に学生に対して周知することにより、進学希望者となり得る学生が11名であると判断され、学内からの進学希望者は18名となる。

さらに、北陸地域の51団体（企業、自治体等）を対象としてアンケート調査を行った結果、11団体から「従業員のリカレント教育等に活用できる可能性がある」との回答があるため、社会人入学者も見込むことができることから、入学定員の8名については、十分な競争性を担保したうえで充足することが見込まれる。

イ) 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

開設年度に入学対象となる学生に対し、新しい法学・政治学専攻の構想を広く紹介したうえでアンケート調査を行った結果、227名からの回答があり、表2-1及び表2-2の結果を得た。

表2-1 法学研究科法学・政治学専攻への進学について

調査項目	回 答	回答者数
新しい「法学・政治学専攻」に進学したいと思いますか。	進学したい	7名
	進学を考えたい	34名
		41名

表 2-2 法学研究科法学・政治学専攻への進学について

(※表 2-1 において「進学を考えた」と回答した者 34 名を母数として調査)

調査項目	回 答	回答者数 ※複数回答	
どのような要因が解決されれば、新しい「法学・政治学専攻」へ進学したいと思いますか。	大学に対する要請	経済的負担が少なければ	22 名
		修了までの期間を 1 年に短縮できるのであれば	8 名
		研究環境（研究スペース、図書室等）が良ければ	5 名
	社会に対する要請	地方自治体・大学法人等の公的団体が院卒者枠の採用試験を行うのであれば	13 名
		公共団体や企業に採用された後、給与や昇進で有利になるのであれば	15 名
		資格試験で有利になるのであれば	8 名

表 2-1 によると、「進学したい」とする者は 7 名（その内、本専攻の基礎となる法学類以外からの進学希望者は 2 名）であった。また、「進学を考えた」と回答した者 34 名に対して、どのような要因が解決されれば法学・政治学専攻に進学したいかを聞いたところ、表 2-2 の結果を得た。このうち、複数回答の中で「社会に対する要請」の項目を 1 つ以上選択した学生 23 名については、社会全体の变革は短期間では進まないと判断されるため、開設時の進学希望者とみなすことは困難と判断されるが、経済的負担軽減等の「大学に対する要請」項目のみを選択した学生 11 名については、後述する学生確保に向けた具体的な取組の実施と周知により、十分進学希望者となり得ると判断される。これにより、学内からの進学希望者は 18 名と想定される。

また、北陸地域の 51 団体（企業、自治体等）を対象としてアンケート調査を行った結果、24 の団体から回答を得、その内 11 団体（回答団体の 45.8%）から「高度専門職コースは従業員のリカレント教育等に活用できる可能性がある」との回答を得た。更に複数の自治体から「新設される法学研究科で学ぶことを希望する職員を支援し、職員の法的能力等の向上を図っていきたい」との意見も出されている。

このような社会人のリカレント教育の広がりにより、本専攻への進学希望者は高まると考えられ、加えて留学生及び他大学の学生（法律を専門としない学部卒業生を含む）等からの進学希望も想定されることから、定員設定の 8 名は、十分な競争性を担保した適切なものであるといえる。

ウ) 学生納付金の設定の考え方

学生納付金については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年 3 月 31 日 文部科学省令第 16 号）に基づき、同省令に掲げる授業料、入学料及び検定料の額を標準として設定する。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

在学者アンケートにおいて、進学希望者が進学を阻むと考えている要因への対応を中心に次のような取組みを行い、学生に対しての周知徹底を図る。

・経済的負担の軽減

本学においては授業料減免制度及び海外での学会発表時等においてはスタディアブロード奨学金大学院研究交流枠等、学生の経済負担軽減に向けた取組みを実施しており、その利活を推奨する。更に、ティーチング・アシスタント制度、リサーチ・アシスタント制度を多くの学生に適用させることにより、経済的負担軽減と共に自らの研究の深化と理解の定着を図る。

併せて、法学・政治学を学ぶ上で必須となる図書の購入費用等について研究費支援制度を充実させるなどの取組みによって研究環境の整備にも繋げる。

・早期修了制度

本学大学院学則に定めるとおり、修士課程については優れた業績を上げた者について、標準修業年限に関わらず、1 年での修了が認められており、本制度の一層の周知を図る。

また、本専攻においては、入試の一形態として、大学院設置基準第 3 条第 3 項に基づき、標準

修業年限を1年とする履修制度（短期（1年）在学型制度）を導入しており、社会人に対するリカレント教育においても1年での修了を可能としている。

・研究環境の整備

法学・政治学を学ぶ上で必須となる図書の購入費用等を中心とした研究支援制度を充実させ、実施する。また、施設面においては人間社会2号館に本研究科の研究室を整備するほか、法学に関する雑誌や判例集等を中心に所蔵した法学類図書室（人間社会2号館、蔵書数約24,000冊、和雑誌約500・洋雑誌約200タイトル（大学紀要、購入中止分を含む）及び法科大学院図書室（人間社会3号館、蔵書数約6000冊・和雑誌約20タイトル）を設置している。法学・政治学専攻院生は法学類図書室をいつでも（終日、毎日）利用可能である。また、法律情報データベースであるWestLaw Japan及びWestLawを利用できる。

（2）人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

経済システムや社会システムの在り方や産業構造等が、世界規模で急速かつダイナミックに変化する中、自治体・企業等が行う社会活動においては、従来の法制度やルール解釈だけでは妥当な解決に導くことが困難な、新たな形態の問題が発生している。こうした法的紛争の解決に向けて、精緻な理論研究を行う研究者や、法的紛争解決のためのプロフェッショナルである法曹に加え、高度な法律知識や政策立案能力を有し、企業や国・自治体において適切な法的判断や規則・制度の設計を行い、法的紛争を未然に防ぐことのできる高度専門職業人を、大学院レベルにおいて養成していく必要がある。

こうした課題解決に向け、従前の独立研究科である法務研究科（法科大学院）を法学研究科へと名称変更したうえで新たに法学・政治学専攻を設置し、当該専攻内に研究者を養成する「研究コース」と高度専門職業人を養成する「高度専門職コース」を設けることとした。法科大学院と同一研究科内に設置することにより、これまで法科大学院で開講していた弁護士等実務家教員による授業科目を法学・政治学専攻の学生にも開放し、より高度で実践的な講義・指導を受ける環境を充実する。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

前述のとおり、社会活動において生じる新たな形態の法的紛争に対して、その解決を図り、又は未然に防ぐことのできる高度専門職業人の養成は、急速な社会変化の中にある我が国において喫緊の課題である。

こうした人材養成に関し、実際の現場におけるニーズを把握するため、2018（平成30）年11月に、全国の企業や自治体を主対象としてアンケート調査を実施し、24団体（企業9社、自治体15機関）から回答を得た。

表3-1 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の有用性について

調査項目	回答	回答率(回答団体数)	計
高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材は、貴組織の業務遂行に有用だと思いますか。	非常に有用である	54.2% (13団体)	87.5% (21/24団体)
	どちらかと言えば有用である	33.34% (8団体)	

〔有用であるとする理由（自由記述）〕

- ・訴訟リスクの回避、政策立案能力向上の必要性、市民ニーズや市を取り巻く状況等、行政課題の複雑化・高度化・多様化への対応が必要
- ・行政が解決すべき課題は複雑化しており、解決には職員1人1人が高度な知識を持つ必要があり、その中でも法律・政策立案は重要な分野であるため

上記の調査の結果、高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の有用性は、回答団体の約90%が認めているところである。更に、複数の自治体から「今まで以上に高度な専門知識と能力、そして柔軟な発想力をもつ人材を県職員として採用することが重要」「より高度な能力を有する人材が求められている昨今の社会状況と合致する」等の意見が提示されていることから、本専攻が養成する人材に対して社会的な需要があることは明らかである。

表 3-2 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の採用見込みについて

調査項目	回答	回答率(回答社数)	計
高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の採用について、どうお考えでしょうか。	とくに枠を設けて採用を検討したい	4.2% (1 団体)	79.2% (19/24 団体)
	従来の採用枠の中で採用することは検討できる	75.0% (18 団体)	

表 3-3 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の採用見込みについて

(※表 3-2 において「従来の採用枠の中で検討できる」と回答した 18 団体からの回答)

調査項目	回答
年あたりおよそ何人程度の採用が想定できますでしょうか。	2 人/年 (専門技術サービス業) 1 人/年 (製造業) 0.5 人/年 (自治体) (製造業) (小売業) 0.25 人/年 (製造業)

本専攻における研究コース (2~3 名) は博士後期課程への進学, 高度専門職コース (5~6 名) は「高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材」として各自治体及び企業等への就職をそれぞれ想定している。

表 3-2 に示した通り, 「とくに枠を設けて採用を検討したい」としている団体においては年 1 名以上の継続的な採用が見込まれ, また, 「従来の採用枠の中で採用することは検討できる」としている 18 団体についても, 「年 2 名程度 (専門技術サービス業)」「年 1 名程度 (製造業)」「2 年に 1 名程度 (小売業, 自治体)」等, 具体的な人数を示したうえで回答があったことから, 継続的な採用が見込まれるところである。また, 複数の自治体から「高度な能力を修得した方に職員として働いてほしい」との要望もあり, 北陸地域内に限定しても年 4~5 名程度の社会的ニーズがある。さらに, 前述したとおり 11 団体から「リカレント教育に利用できる」との回答があったことから, 年 1~2 名程度社会人の受入れが想定できる。

以上のことから, 修了生の採用見込みの観点においても, 社会的, 地域的な人材需要の動向を踏まえた構想であるといえる。

資 料 目 次

資料 1	「法学研究科（2020年4月設置予定）アンケート」 調査方法：Webによる調査 期 間：2019年2月 対 象：設置時に入学対象となる学内の学類生	6
資料 2	「金沢大学大学院法学系研究科（仮称）の設置に関するアンケート調査」 調査方法：紙による配付調査 期 間：2018年11月 対 象：地方自治体・民間企業	8
資料 3	アンケート添付資料（資料1・2のアンケートに添付）	11
資料 4	石川県意見書「金沢大学法学研究科の設置について」 回 答：石川県総務部人事課	12
資料 5	金沢市意見書「金沢大学大学院法学研究科構想について」 回 答：金沢市総務局人事課	13
資料 6	富山県意見書「金沢大学大学院法学研究科構想に期待する」 回 答：富山県経営管理部人事課	14
資料 7	福井県意見書「金沢大学大学院法学研究科構想について（意見）」 回 答：福井県総務部人事企画課	15

法学研究科（2020年4月設置予定）アンケート

金沢大学では、「法」を基軸とする一つの大学院（法学研究科（仮称））を設置し、法学の研究者を目指す「研究コース」と、税理士や弁理士などの士業や企業の法務部門・行政の政策立案部門などで活躍する法曹以外の高度専門職業人（パラリーガル）を養成する「高度専門職コース（仮称）」の2コースからなる「法学・政治学専攻」を新たに設ける予定です。（2020年4月開設予定）。

回答期間

2019/02/01～2019/02/08

アンケート区分

匿名アンケート

あなたの所属等について教えてください。

Q1 学類名 【必須入力】

- 人文学類法学類
- 経済学類
- 学校教育学類
- 地域創造学類
- 国際学類
- 数物科学類
- 物質化学類
- 機械工学類
- 電子情報学類
- 環境デザイン学類
- 自然システム学類
- 薬学類・創薬科学類
- 保健学類

Q2 学年 【必須入力】

- 2年
- 3年

Q4 新しい「法学・政治学専攻」に進学したいと思いますか？ 【必須入力】

- 進学したい
- 進学を考えたい
- 進学しない

上の設問で「進学を考えたい」と回答された方にのみお聞きします。

Q5 どのような要因が解決されれば、新しい「法学・政治学専攻」へ“進学したい”と思えますか？（複数回答可）

経済的な負担が少なければ、進学したい。

修了までの期間を1年に短縮できるのであれば、進学したい。

研究環境（研究スペース・図書室等）が良ければ、進学したい。

地方自治体・大学法人等の公的団体が院卒者枠の採用試験を行うのであれば、進学したい。

公的団体や企業に採用された後、給与や昇進で有利になるのであれば、進学したい。

資格試験で有利になる（科目免除制度がある税理士試験など）のであれば、進学したい。

その他

Q6 前の設問で「その他」を選択した場合は、具体的な要因を教えてください。（200文字以内）

これでアンケートは終了です。「確認」をクリックし、回答内容を確認したうえで「送信」をクリックしてください。ご協力ありがとうございました。

金沢大学大学院 法学系研究科 (仮称) の設置に関するアンケート調査票 (回答票)

1-1 現在の従業員・職員数 (正社員数) を教えてください。 () 名

1-2 貴組織の業種について、次のうち該当する番号に○をつけてください。

1. 農業, 林業 2. 漁業 3. 鉱業, 採石業, 砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業
 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業 8. 運輸業, 郵便業 9. 卸売業, 小売業
 10. 金融業, 保険業 11. 不動産業, 物品賃貸業 12. 学術研究, 専門・技術サービス業
 13. 宿泊業, 飲食サービス業 14. 生活関連サービス業, 娯楽業 15. 教育, 学習支援業
 16. 医療, 福祉 17. 複合サービス事業 18. その他サービス業 19. 県 20. 市 21. 町村

新たに設置する「高度専門職業人養成コース (仮称)」では、高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材を養成する教育プログラムを準備しています。

2-1 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材は、貴組織の業務遂行に有用だと思いますか。次のうち該当する番号に○をつけてください。

1. 有用である
 2. どちらかといえば有用である
 3. どちらかといえば有用ではない
 4. 有用ではない
 5. わからない
 6. その他 (ご記入ください:)
 (それはなぜですか (※ご回答は任意です。)))

2-2 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材の採用について、どうお考えでしょうか。次のうち該当する番号に○をつけてください。(社会人としての一般的な素養は身に付けていると仮定してお考えください。)

1. とくに枠を設けて採用を検討したい
 2. 従来の採用枠の中で採用することは検討できる
 3. どちらかといえば採用は検討しにくい
 4. 採用したくない
 5. わからない
 6. その他 (ご記入ください:)
 (それはなぜですか (※ご回答は任意です。)))
- 年あたりおおよそ何人程度の採用が想定できますでしょうか (※ご回答は任意です。)
 _____ 人 程度/年

2-3 高度な法律知識や政策立案能力を有する修士人材を養成する「高度専門職業人養成コース (仮称)」は、今後、貴組織において、従業員・職員のリカレント教育 (学び直し) 等に活用できる可能性があると思いますか。次のうち該当する番号に○をつけてください。

1. 活用できる可能性がある
 2. 活用できる可能性はない
 3. わからない
 4. その他 (ご記入ください:)
 (それはなぜですか (※ご回答は任意です。)))

(裏面に続きます)

- 3 その他、金沢大学や法学系研究科（仮称）に対するご意見やご要望等がございましたら、以下にご記入ください。

（※ご回答は任意です。）

- 4 本アンケートの回答内容によっては、後日お話をうかがいたいのですが、その場合にはこちらから問い合わせを差し上げてよろしいでしょうか。同意いただける場合は、以下に連絡先をご記入ください。

企業・団体名：

部署名：

ご担当者名：

電話番号：

E-mail：

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒で、11月15日（木）までにご返送ください。

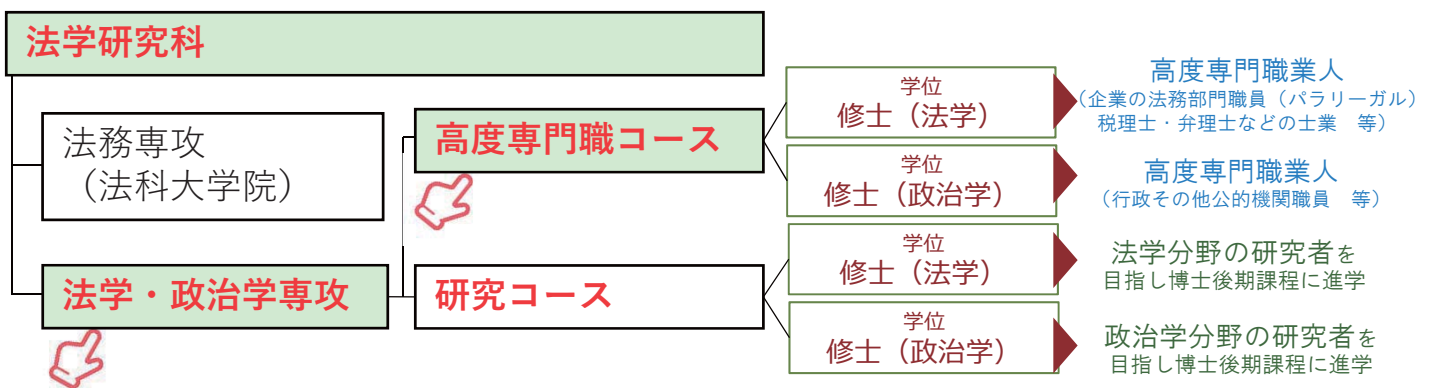
金沢大学「法学研究科」 (2020年4月設置計画中)

人間社会環境研究科法学・政治学専攻と法務研究科（法科大学院）を統合し、**法を基軸とした独立研究科を設置**

主な改組内容

- 新たに「法学研究科」を設置し、法務専攻（法科大学院）と法学・政治学専攻（修士課程）を置くことにより、**法学・政治学専攻の修士課程学生が法科大学院教員等からの実践的講義・指導を受ける環境を整備。**
- 法学・政治学専攻では、**研究者を目指す「研究コース」に加え、高度専門職業人を目指す「高度専門職コース」を設置。**

法学研究科法学・政治学専攻の概要



- 修了年限：原則2年（成績優秀な場合は1年で修了可）

修士課程院生への支援等

・学費 手当 支援

- 授業料半額・全額免除制度あり。
- 海外学会等へ参加する場合は「スタディアブロード奨学金大学院研究交流枠」の使用が可能。
- TA(Teaching Assistant) 制度あり。
- 将来研究者となる意欲と優れた研究能力を有する者を採用するRA (Research Assistant) 制度あり。
- 図書購入・コピー代等の研究費支援制度あり。

環境 研究

- 院生研究室を毎日・24時間利用可能。
- 法学類図書室を毎日・24時間利用可能。

「法学・政治学専攻高度専門職コース」の特徴

地域社会で即戦力となれる人材の育成を目指す

法科大学院との連携

- 法学・政治学専攻院生は法務専攻(法科大学院)の以下のような選択科目を履修できる。
 - ✓ 社会保障法・労働法・知的財産法など、実務に近い実定法科目を学ぶ。
 - ✓ 法の理論や歴史に関する科目、政治学に関する科目を学び、法制度の変更があっても柔軟に対応できる基盤的能力を身につけられる。

実務能力向上を目指した科目を新設

- **税理士** 試験者向けに、大学院を経て税理士として活躍している講師による**租税法**の講義を開講
- **地方自治体** 職員に必須の知識を学ぶ「**政策法務**」「**危機管理法**」「**選挙管理法**」を開講
- **企業** が直面する紛争予防に役立つ「**ビジネス法務**」を開講
- 交渉(ネゴシエーション)に関する知識や技術について学ぶ「**交渉学**」を開講
- 具体的な法的・政策的課題を基に、実践的な研究活動を行う「**プロジェクト研究**」を開講

修士論文に代えて、リサーチペーパーの執筆・提出でも修了可

「研究コース」においてはこれまでと同様に個別分野の理論を追及するカリキュラムを実施するが、法務専攻との研究科共通科目において開講する「租税法各論」「政策法務」等の科目は受講可能。

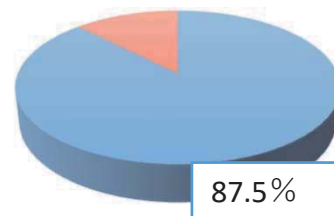
企業・自治体等の就職ニーズについて

① 大学院への進学によって就職が不利になるのでは？

北陸地域の企業・自治体を対象としたアンケート調査を実施した結果、

約90%の企業・自治体が「高度な知識を有する修士人材」の有用性について肯定。

行政が解決すべき課題は複雑化しており、解決には職員1人1人が高度な知識を持つ必要がある
(自治体からの意見)



- 有用である/どちらかと言えば有用である
- 有用ではない/分からない

② さらに文部科学省が“大学院修了生の就職後押し”を検討中

- ・ 専門性や幅広い能力等を適正に評価し、それらを活用することや、従業員の大学院での学位取得の奨励を通じて更なる生産性の向上やイノベーションの創出を図ることが、我が国の産業界が国際競争の中で生き残っていくために不可欠。
- ・ 国及び地方公共団体も自ら博士課程修了者の積極的な採用や大学院での学位取得を奨励する取組を進めていくことを期待。

文部科学省中央教育審議会大学分科会大学院部会第91回大学院部会 (H31.1.10)

「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」 (審議まとめ案)

↓こちらからアンケートにご協力お願いします。

<https://eduweb.sta.kanazawa-u.ac.jp/portal/StudentApp/Top.aspx>

「アンケート回答」⇒「法学研究科(2020年4月設置予定)アンケート」

人 第 1 0 1 1 号
平成 3 1 年 3 月 1 9 日

金沢大学学長
山崎 光悦 様

石川県総務部人事課長 新田町 弘幸



金沢大学法学研究科の設置について

金沢大学におかれましては、現在の「大学院法務研究科」と「大学院人間社会環境研究科法学・政治学専攻」を、2020年4月に「大学院法学研究科」として統合する計画を進めておられると伺っております。

法学研究科には、地方自治体職員に必要な知識や能力を備えた人材を養成する「高度専門職コース」を新たに設置されるとのことであり、多様な授業科目と学生の語学力向上に力を入れておられる金沢大学の特色を活かしたカリキュラムにより、高い政策立案力や外国語の運用能力を有する人材が輩出されることが期待されるところであります。

地方分権の推進とともに、その主体となる地方自治体は、住民ニーズに対応して自らが立案した施策を実現することが必要となっており、職員には広い見識と高い能力が求められております。

本県でも、多様化する県民ニーズに対応し、従来にも増して質の高い行政サービスを提供していくため、「石川県人材育成ビジョン」及び「行政経営プログラム」に基づき、職員がその意欲と能力を十分に発揮できる環境整備と主体的なキャリア形成を促進するなど、県民に信頼されるプロフェッショナルな職員づくりを推進しているところであります。

法学研究科の設置後は、本県をはじめ地方自治体にとって即戦力となる優秀な人材が、これまで以上に輩出されるものと考えており、この度の計画には大いに期待をしております。

金沢大学学長
山崎光悦殿

金沢大学大学院法学研究科構想について

金沢市では、平成12年1月に「人材育成基本方針」を策定して以降、市民の負託に応えることのできる人材の採用と育成に取り組んでまいりました。特に、現在実施中の「第3期人材育成実行計画」（平成28年3月策定）においては、「求められる人材像」として以下の4つの目標を掲げています。

- (1) 市民一人ひとりの幸せを願い、住民や地域への貢献を最優先に考える職員
- (2) 全体の奉仕者として、意欲と情熱を持って職務に取り組む職員
- (3) 金沢の独自性（学術文化・伝統環境）とヒューマン・コミュニティを大切に、思いやりや広い視野と豊かな感性を持つ職員
- (4) 絶えず自己啓発に努め、高い見識を持って行動する職員

ところで、本市を含め地方自治体を取り巻く環境は常に変化しており、また市民が求める行政サービスの内容も多様化・高度化しつつあるため、上記の諸目標をより高いレベルで達成することが必要であると感じています。日々の業務で前例のない事例に直面することも珍しくなく、その際には法令・条例を含め、しっかりとした法的根拠に基づき、かつ、広い視野から対応を提案できる能力が求められますが、そのような能力を修得することは容易なことではありません。

さて、このたび金沢大学では、法学を研究・教育する二つの組織（人間社会環境研究科法学・政治学専攻と法務研究科（法科大学院））を「法学研究科」という新たな組織に統合する改組を計画していると伺いました。この改組によって、法学・政治学専攻の院生と法科大学院の院生がともに学べる授業科目の大幅増設、地方自治体職員を目指す方や資質向上を図る地方自治体職員にとって有用な授業科目（「政策法務」「選挙管理法制」「危機管理法制」など）の新設等により、法や政治に関する高度な知識と能力を備えた高度専門職業人を養成したいとのことでした。このような改組の方向性は、本市が掲げる上記の目標や、地方自治体においてより高度な能力を有する人材が求められている昨今の社会状況とまさしく合致するものであり、この度の改組に大いに期待するものです。

なお、本市では、従来より、職員が仕事を続けながら大学院で学ぶための助成制度や、休業して大学院で学ぶことを認める制度を設けています。これらの制度により、新設される法学研究科で学ぶことを希望する職員を支援し、本市職員の法的能力等の向上を図っていきたいと考えておりますことを申し添えます。

平成31年1月7日

金沢市総務局人事課 課長 川畑 宏樹



金沢大学学長
山崎光悦殿

金沢大学大学院法学研究科構想に期待する

富山県では、県民の負託に応える強い意欲と高い見識を備えた人材を県職員として募集し、また採用後も能力向上を継続的に図るための職員研修等を行ってきました。特に行政職の職員は、商工業や農林水産業の振興、健康・福祉・教育のための施策、環境保護、災害対策、まちづくり、観光振興、国際交流など、多様な職務に従事することが求められるため、あらゆる案件に対処できる総合力・調整力を備えていることが望まれます。

ところで、近年の飛躍的な情報通信技術の発展、交通・輸送手段の発達、国際的な金融システムの整備等により、人、モノ、情報、資金等が活発に流動するグローバル化が加速度的に進展しています。また、少子化の進展に伴い、本県の生産年齢人口は減少傾向が続いており、その対策も急務となっています。高齢化対策としては、本県では地域共生社会の実現を目指す「富山型デイサービス」等の普及に努めていますが、それにとどまらないより一層の取組みが求められています。さらに東京一極集中傾向の継続、それにとまらぬ県内人口の流出、また、県内でも中山間地域における過疎化の進行も続いています。このように、グローバル化・少子高齢化・人口減少・過疎化といった困難な諸課題に対応していくためには、上記で述べた総合力・調整力に加えて、今まで以上に高度な専門知識と能力、そして柔軟な発想力をもつ人材を県職員として採用することが重要となっています。

金沢大学では、法学を研究・教育する二つの教育組織を「法学研究科」という新たな組織に統合するための検討を進めておられると伺いました。また、この統合の機会を捉えて、法曹や研究者の他に、自治体を始めとする公的団体で求められる高度な能力を備えた人材の養成をも目指すとのことでした。とくに自治体職員にとって有用な授業科目を新設され、その中に「危機管理・復興法制」という科目もあるとのことですが、自然災害の少ない本県でも、立山火山の噴火等の不測の事態に備えることは常に重要な課題であり、当該授業は非常に有用であると考えます。また、大学院レベルの社会保障法や労働法・租税法・知的財産法など、従来は法科大学院の院生に対してのみ開講していた講義をその他の院生も履修できるようにするなどの計画、さらに、自ら課題を定め、教員の指導の下でその解決策を探り修士論文を執筆するという修士課程の教育プログラムも、本県が必要とする人材の養成に貢献すると考えます。

本県はこれまでも金沢大学の学士課程を卒業した方を多く採用してきましたが、今後は、大学院でより高度な能力を修得した方も本県の職員募集に応募していただくことを希望します。以上を踏まえ、この度の貴学の大学院改革に大いに期待をしています。

平成31年2月21日
富山県経営管理部人事課
課長補佐 杉原 英樹



金沢大学学長
山崎 光悦 殿

金沢大学大学院法学研究科構想について(意見)

2023年春に北陸新幹線の金沢・敦賀間が開業する予定であり、福井駅と金沢駅間の所要時間は現在約50分かかりますが、新幹線開業後は半分程度に短縮されます。開業後、福井県と石川県の交流はますます活発となり、両県が協力して地域の課題に広域的に対処する必要性が高まると思われます。

貴学では、法学に関わる二つの大学院組織を統合し、「大学院法学研究科」を新たに設ける計画を進めておられると伺いました。特にその下に置かれる「法学・政治学専攻」には、国や地方自治体の職員等を目指す方や、既に地方自治体等で働いている職員を対象とする「高度専門職コース」を設置するとのことでした。

福井県庁では毎年150名程度の職員を新規に採用しておりますが、そのうち1割程度は大学院修了者です。ただし、その多くは理科系の技術職での採用であり、行政職での採用は少ない状況にあります。今後、複雑かつ高度化する県政の課題に対応するためには、行政職でもこれまで以上に豊富な知識、高度な能力が求められるようになることが予想されます。法学研究科設置後は、同研究科で学び、知識を身に着けた学生が本県の職員募集に応募することが期待されます。

更に本県では、「自己啓発等休業制度」を設け、職員が休業して大学院等に修学することを認めています。また、「福井県大学院修学助成金制度」を設け、大学院で学ぶ職員への経済的助成を行っています。これら制度の利用により、職員が同研究科において、職務を通じた経験や研修等では習得できない知識等を身に着け、日頃の職務に活かされることが期待されます。

平成 31年 3月 11日
福井県総務部人事企画課
人事グループ
企画主査 増田 朋之



教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ヤマザキ コウエツ 山崎 光悦 <平成26年4月>		工学 博士		金沢大学 学長 (平成26年4月)

（注） 高等専門学校にあつては校長について記入すること。

4	専	教授	オホトモ ノブヒコ 大友 信秀 <令和2年4月>	博士 (法学)	日本法入門 ※ 日本法入門 (英) ※ 知的財産法特論 I 知的財産法特論 II 知的財産法特論 III 知的財産法特論 IV 研究会 (民事法学) I 研究会 (民事法学) II 知的財産法演習 I 知的財産法演習 II 知的財産法演習 III 知的財産法演習 IV 論文指導 (法学) I 論文指導 (法学) II 論文指導 (法学) III 論文指導 (法学) IV 論文指導 (法学) V 論文指導 (法学) VI 論文指導 (法学) VII 論文指導 (法学) VIII プロジェクト研究	1①~② 1③~④ 1① 1② 1③ 1④ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.3 2 1 1 1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平16.4)	5日
5	専	教授	オホタニ ヒロシ 岡田 浩 <令和2年4月>	修士 (政治学)	計量政治学特論 I 計量政治学特論 II 計量政治学特論 III 計量政治学特論 IV 研究会 (政治学) I 研究会 (政治学) II 計量政治学演習 I 計量政治学演習 II 計量政治学演習 III 計量政治学演習 IV 政治学 論文指導 (政治学) I 論文指導 (政治学) II 論文指導 (政治学) III 論文指導 (政治学) IV 論文指導 (政治学) V 論文指導 (政治学) VI 論文指導 (政治学) VII 論文指導 (政治学) VIII プロジェクト研究	1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	1 1 1 1 0.5 0.5 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1	1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平18.4)	5日
6	専	教授	コウキョウ アツコ 合田 篤子 <令和2年4月>	修士 (法学) ※	日本法入門 ※ 民法A特論 I 民法A特論 II 民法A特論 III 民法A特論 IV 研究会 (民事法学) I 研究会 (民事法学) II 民法A演習 I 民法A演習 II 民法A演習 III 民法A演習 IV 論文指導 (法学) I 論文指導 (法学) II 論文指導 (法学) III 論文指導 (法学) IV 論文指導 (法学) V 論文指導 (法学) VI 論文指導 (法学) VII 論文指導 (法学) VIII プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.8 0.8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1	1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平23.4)	5日
7	専	教授	ナガイ ヨシユキ 永井 善之 <令和2年4月>	博士 (法学)	日本法入門 ※ 刑法特論 I 刑法特論 II 刑法特論 III 刑法特論 IV 研究会 (公法学・社会法学) I 研究会 (公法学・社会法学) II 刑法演習 I 刑法演習 II 刑法演習 III 刑法演習 IV 論文指導 (法学) I 論文指導 (法学) II 論文指導 (法学) III 論文指導 (法学) IV 論文指導 (法学) V 論文指導 (法学) VI 論文指導 (法学) VII 論文指導 (法学) VIII プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1	1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平19.4)	5日
8	専	教授	ナカマサ マサキ 仲正 昌樹 <令和2年4月>	博士 (学術)	政治思想史特論 I 政治思想史特論 II 政治思想史特論 III 政治思想史特論 IV 研究会 (政治学) I 研究会 (政治学) II 政治思想史演習 I 政治思想史演習 II 政治思想史演習 III 政治思想史演習 IV 論文指導 (政治学) I 論文指導 (政治学) II 論文指導 (政治学) III 論文指導 (政治学) IV 論文指導 (政治学) V 論文指導 (政治学) VI 論文指導 (政治学) VII 論文指導 (政治学) VIII プロジェクト研究	1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	1 1 1 1 0.3 0.3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1	1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平10.1)	5日

9	専	教授	カミマツ 中村 正人 <令和2年4月>	法学修士 ※	東洋法制史特論Ⅰ 東洋法制史特論Ⅱ 東洋法制史特論Ⅲ 東洋法制史特論Ⅳ 研究会(基礎法学)Ⅰ 研究会(基礎法学)Ⅱ 東洋法制史演習Ⅰ 東洋法制史演習Ⅱ 東洋法制史演習Ⅲ 東洋法制史演習Ⅳ 東洋法制史 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1①・2① 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	1 1 1 1 0.5 0.5 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 2	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平3.4)	5日
10	専	教授	ヒガシカワ コウジ 東川 浩二 <令和2年4月>	博士 (法学)	外国法特論Ⅰ 外国法特論Ⅱ 外国法特論Ⅲ 外国法特論Ⅳ 研究会(基礎法学)Ⅰ 研究会(基礎法学)Ⅱ 外国法演習Ⅰ 外国法演習Ⅱ 外国法演習Ⅲ 外国法演習Ⅳ 英米法 交渉学 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1③・2③ 1①・2① 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	1 1 1 1 0.5 0.5 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 2	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平13.4)	5日
11	専	教授	ヤマキ トモヤ 山崎 友也 <令和2年4月>	修士 (法学) ※	日本法入門 ※ 憲法特論Ⅰ 憲法特論Ⅱ 憲法特論Ⅲ 憲法特論Ⅳ 研究会(公法学・社会法学)Ⅰ 研究会(公法学・社会法学)Ⅱ 憲法演習Ⅰ 憲法演習Ⅱ 憲法演習Ⅲ 憲法演習Ⅳ 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.6 0.6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平21.4)	5日
12	専	准教授	オホノ 光石 大貝(光石) 葵 <令和2年4月>	博士 (法学)	刑事訴訟法特論Ⅰ 刑事訴訟法特論Ⅱ 刑事訴訟法特論Ⅲ 刑事訴訟法特論Ⅳ 研究会(公法学・社会法学)Ⅰ 研究会(公法学・社会法学)Ⅱ 刑事訴訟法演習Ⅰ 刑事訴訟法演習Ⅱ 刑事訴訟法演習Ⅲ 刑事訴訟法演習Ⅳ 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平25.4)	5日
13	専	准教授	チノイ ヒロシ 長内 祐樹 <令和2年4月>	修士 (法学)	日本法入門 ※ 行政法特論Ⅰ 行政法特論Ⅱ 行政法特論Ⅲ 行政法特論Ⅳ 研究会(公法学・社会法学)Ⅰ 研究会(公法学・社会法学)Ⅱ 行政法演習Ⅰ 行政法演習Ⅱ 行政法演習Ⅲ 行政法演習Ⅳ 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平22.4)	5日

14	専	准教授	キムラ タカ 木村 高宏 <令和2年4月>	博士 (政策科学)	法学・政治学研究入門 ※ 公共政策論特論Ⅰ 公共政策論特論Ⅱ 公共政策論特論Ⅲ 公共政策論特論Ⅳ 研究会(政治学)Ⅰ 研究会(政治学)Ⅱ 公共政策論演習Ⅰ 公共政策論演習Ⅱ 公共政策論演習Ⅲ 公共政策論演習Ⅳ 論文指導(政治学)Ⅰ 論文指導(政治学)Ⅱ 論文指導(政治学)Ⅲ 論文指導(政治学)Ⅳ 論文指導(政治学)Ⅴ 論文指導(政治学)Ⅵ 論文指導(政治学)Ⅶ 論文指導(政治学)Ⅷ プロジェクト研究	1① 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.3 1 1 1 1 0.3 0.3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平16.4)	5日
15	専	准教授	ハタ ユリコ 羽賀 由利子 <令和2年4月>	博士 (法学)	日本法入門 ※ 国際私法特論Ⅰ 国際私法特論Ⅱ 国際取引法特論Ⅰ 国際取引法特論Ⅱ 研究会(民法法学)Ⅰ 研究会(民法法学)Ⅱ 国際私法演習Ⅰ 国際私法演習Ⅱ 国際取引法演習Ⅰ 国際取引法演習Ⅱ 国際私法 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1①~②・ 2①~② 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平25.4)	5日
16	専	准教授	ハヤシ ヒロカ 早津 裕貴 <令和2年4月>	法務博士 (専門職)	労働法特論Ⅰ 労働法特論Ⅱ 労働法特論Ⅲ 労働法特論Ⅳ 研究会(公法学・社会法学)Ⅰ 研究会(公法学・社会法学)Ⅱ 労働法演習Ⅰ 労働法演習Ⅱ 労働法演習Ⅲ 労働法演習Ⅳ 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平31.4)	5日
17	専	准教授	ヒラカ(ツルギ) エコ 平川(栗田) 英子 <令和2年4月>	修士 (法学) ※	日本法入門 ※ 税財政法特論Ⅰ 税財政法特論Ⅱ 税財政法特論Ⅲ 税財政法特論Ⅳ 研究会(公法学・社会法学)Ⅰ 研究会(公法学・社会法学)Ⅱ 税財政法演習Ⅰ 税財政法演習Ⅱ 税財政法演習Ⅲ 税財政法演習Ⅳ 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平25.10)	5日
18	専	准教授	フクモト トモキ 福本 知行 <令和2年4月>	修士 (法学) ※	日本法入門 ※ 民事訴訟法特論Ⅰ 民事訴訟法特論Ⅱ 民事訴訟法特論Ⅲ 民事訴訟法特論Ⅳ 研究会(民法法学)Ⅰ 研究会(民法法学)Ⅱ 民事訴訟法演習Ⅰ 民事訴訟法演習Ⅱ 民事訴訟法演習Ⅲ 民事訴訟法演習Ⅳ 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平15.4)	5日

19	専	准教授	おん スカシ 洪 淳康 <令和2年4月>	博士 (法学)	日本法入門 ※ 経済法特論 I 経済法特論 II 経済法特論 III 経済法特論 IV 研究会 (民法法学) I 研究会 (民法法学) II 経済法演習 I 経済法演習 II 経済法演習 III 経済法演習 IV 経済法 論文指導 (法学) I 論文指導 (法学) II 論文指導 (法学) III 論文指導 (法学) IV 論文指導 (法学) V 論文指導 (法学) VI 論文指導 (法学) VII 論文指導 (法学) VIII プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1①~②・ 2①~② 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平29.10)	5日
20	専	准教授	マサト ユミ 丸本 由美子 <令和2年4月>	博士 (法学)	法学・政治学研究入門 ※ 日本法制史特論 I 日本法制史特論 II 日本法制史特論 III 日本法制史特論 IV 研究会 (基礎法学) I 研究会 (基礎法学) II 日本法制史演習 I 日本法制史演習 II 日本法制史演習 III 日本法制史演習 IV 日本法制史 論文指導 (法学) I 論文指導 (法学) II 論文指導 (法学) III 論文指導 (法学) IV 論文指導 (法学) V 論文指導 (法学) VI 論文指導 (法学) VII 論文指導 (法学) VIII プロジェクト研究	1① 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.3 1 1 1 1 0.5 0.5 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平26.4)	5日
21	専	准教授	ムサシ ヒロシ 村上 裕 <令和2年4月>	修士 (地域政策)	日本法入門 ※ 商取引法特論 I 商取引法特論 II 商取引法特論 III 商取引法特論 IV 研究会 (民法法学) I 研究会 (民法法学) II 商取引法演習 I 商取引法演習 II 商取引法演習 III 商取引法演習 IV 消費者法 ※ 論文指導 (法学) I 論文指導 (法学) II 論文指導 (法学) III 論文指導 (法学) IV 論文指導 (法学) V 論文指導 (法学) VI 論文指導 (法学) VII 論文指導 (法学) VIII プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1①~②・ 2①~② 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 1.6 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平16.4)	5日
22	専	講師	カイ コウイチ 河合 晃一 <令和2年4月>	博士 (公共経営)	政策過程論特論 I 政策過程論特論 II 政策過程論特論 III 政策過程論特論 IV 研究会 (政治学) I 研究会 (政治学) II 政策過程論演習 I 政策過程論演習 II 政策過程論演習 III 政策過程論演習 IV 論文指導 (政治学) I 論文指導 (政治学) II 論文指導 (政治学) III 論文指導 (政治学) IV 論文指導 (政治学) V 論文指導 (政治学) VI 論文指導 (政治学) VII 論文指導 (政治学) VIII プロジェクト研究	1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	1 1 1 1 0.3 0.3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 講師 (平28.4)	5日
23	専	講師	ホウダ ケツヤ 本田 哲也 <令和2年4月>	修士 (政策・メディア) ※	政治社会学特論 I 政治社会学特論 II 政治社会学特論 III 政治社会学特論 IV 研究会 (政治学) I 研究会 (政治学) II 政治社会学演習 I 政治社会学演習 II 政治社会学演習 III 政治社会学演習 IV 論文指導 (政治学) I 論文指導 (政治学) II 論文指導 (政治学) III 論文指導 (政治学) IV 論文指導 (政治学) V 論文指導 (政治学) VI 論文指導 (政治学) VII 論文指導 (政治学) VIII プロジェクト研究	1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	1 1 1 1 0.3 0.3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 講師 (平30.10)	5日

24	専	講師	コヤマ トモヲ 横山 智哉 <令和2年4月>	博士 (社会学)	政治コミュニケーション 論特論Ⅰ 政治コミュニケーション 論特論Ⅱ 政治コミュニケーション 論特論Ⅲ 政治コミュニケーション 論特論Ⅳ 研究会(政治学)Ⅰ 研究会(政治学)Ⅱ 政治コミュニケーション 論演習Ⅰ 政治コミュニケーション 論演習Ⅱ 政治コミュニケーション 論演習Ⅲ 政治コミュニケーション 論演習Ⅳ 論文指導(政治学)Ⅰ 論文指導(政治学)Ⅱ 論文指導(政治学)Ⅲ 論文指導(政治学)Ⅳ 論文指導(政治学)Ⅴ 論文指導(政治学)Ⅵ 論文指導(政治学)Ⅶ 論文指導(政治学)Ⅷ プロジェクト研究	1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	1 1 1 1 0.3 0.3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 講師 (令元.10)	5日
25	専	講師	ワケノ マサヲ 脇田 将典 <令和2年4月>	法務博士 (専門職)	日本法入門 ※ 会社法特論Ⅰ 会社法特論Ⅱ 会社法特論Ⅲ 会社法特論Ⅳ 研究会(民事法学)Ⅰ 研究会(民事法学)Ⅱ 会社法演習Ⅰ 会社法演習Ⅱ 会社法演習Ⅲ 会社法演習Ⅳ 論文指導(法学)Ⅰ 論文指導(法学)Ⅱ 論文指導(法学)Ⅲ 論文指導(法学)Ⅳ 論文指導(法学)Ⅴ 論文指導(法学)Ⅵ 論文指導(法学)Ⅶ 論文指導(法学)Ⅷ プロジェクト研究	1①~② 1① 1② 1③ 1④ 1③~④ 2①~② 2① 2② 2③ 2④ 1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④ 1③~④・ 2③~④	0.1 1 1 1 1 0.2 0.2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 講師 (平30.10)	5日
26	兼任	教授	イワヒラキ 岩田 英樹 <令和2年4月>	修士 (体育学)	先端地域創造講義 ※	1③	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 人間科学系 教授 (平11.10)	
27	兼任	教授	オホノ マサヲ 大村 雅章 <令和2年4月>	芸術学修士	先端地域創造講義 ※	1③	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 学校教育系 教授 (平12.4)	
28	兼任	教授	オノ マキヲ 尾島 恭子 <令和2年4月>	修士 (家政学)	先端地域創造講義 ※	1③	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 学校教育系 教授 (平9.4)	
29	兼任	教授	カワミヒロ 加藤 峰弘 <令和2年4月>	商学修士 ※	人間社会論文作成基礎 ※	1④	0.3	1	金沢大学人間社会研究域 経済学経営学系 教授 (平9.10)	
30	兼任	教授	コジマ ハルキ 小島 治幸 <令和2年4月>	博士 (行動科学)	研究者倫理 課題発見・解決論基礎 ※	1① 1②	0.2 0.6	1 1	金沢大学人間社会研究域 人間科学系 教授 (平12.12)	
31	兼任	教授	コバヤシ シンスケ 小林 信介 <令和2年4月>	博士 (経済学)	人間社会論文作成基礎 ※	1④	0.3	1	金沢大学人間社会研究域 経済学経営学系 教授 (平18.4)	
32	兼任	教授	コバヤシ ヒロアキ 小林 宏明 <令和2年4月>	博士 (心身障害学)	先端地域創造講義 ※	1③	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 学校教育系 教授 (平14.4)	
33	兼任	教授	サカエ マサヒコ 寒河江 雅彦 <令和2年4月>	博士 (理学)	人間社会論文作成基礎 ※	1④	0.2	1	金沢大学人間社会研究域 経済学経営学系 教授 (平20.9)	
34	兼任	教授	サカミ ルリコ 阪上 るり子 <令和2年4月>	Docteur de l'universi te de paris- sorbonne (仏国)	課題発見・解決論基礎 ※	1②	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 歴史言語文化学系 教授 (平14.4)	
35	兼任	教授	サトウ(おノキ) ミチ 佐藤(朴木) 美樹 <令和2年4月>	法学修士 ※	医事法 ※ ビジネス法務 インターンシップ	1①~②・ 2①~② 1①~②・ 2①~② 1①~②・ 2①~②	0.2 2 1	1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平16.4)	
36	兼任	教授	シムラ マグミ 志村 恵 <令和2年4月>	文学修士	国際学とグローバリゼー ション ※	1④	0.4	1	金沢大学人間社会研究域 歴史言語文化学系 教授 (平3.10)	
37	兼任	教授	ヅカ マサヒコ 塚 正彦 <令和2年4月>	博士 (医学)	法医学	1③~④・ 2③~④	2	1	金沢大学医薬保健研究域 医学系 教授 (平18.9)	

38	兼任	教授	ニッカ テツオ 新田 哲夫 <令和2年4月>	文学修士	研究者倫理	1①	0.2	1	金沢大学人間社会研究域 歴史言語文化学系 教授 (昭59.5)
39	兼任	教授	ノボカ ヨシオ 野坂 佳生 <令和2年4月>	法学士	法教育実習	1①～②・ 2①～②	1	1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平16.4)
40	兼任	教授	ヒラセ ナオキ 平瀬 直樹 <令和2年4月>	博士 (文学)	課題発見・解決論基礎 ※	1②	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 歴史言語文化学系 教授 (平8.7)
41	兼任	教授	ミツバ ヒサリ 三浦 久徳 <令和2年4月>	法学士	倒産法Ⅰ 倒産法Ⅱ 労働法Ⅱ	1①～②・ 2①～② 1③～④・ 2③～④ 1③～④・ 2③～④	2 2 2	1 1 1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平22.4)
42	兼任	教授	モリ マサヒデ 森 雅秀 <令和2年4月>	Ph. D (英国)	課題発見・解決論基礎 ※	1②	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 人間科学系 教授 (平13.4)
43	兼任	教授	モリヤマ オサム 森山 治 <令和2年4月>	修士 (文学)	先端地域創造講義 ※	1③	0.3	1	金沢大学人間社会研究域 経済学経営学系 教授 (平20.4)
44	兼任	准教授	アサカリ アツシ 浅川 淳司 <令和2年4月>	博士 (心理学)	先端地域創造講義 ※	1③	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 学校教育系 准教授 (平26.4)
45	兼任	准教授	アベ デイヴィッド キヨシ ABE DAVID KIYOSHI <令和2年4月>	博士 (学術)	国際学とグローバリゼー ション ※	1④	0.2	1	金沢大学人間社会研究域 歴史言語文化学系 准教授 (平26.4)
46	兼任	准教授	カトリ アツキ 加藤 篤行 <令和2年4月>	Doctor of Philosophy (英国)	国際学とグローバリゼー ション ※	1④	0.2	1	金沢大学人間社会研究域 経済学経営学系 准教授 (平28.4)
47	兼任	准教授	クロカワ ヒデノリ 黒川 英徳 <令和2年4月>	Doctor of Philosophy (米国)	研究者倫理	1①	0.4	1	金沢大学国際基幹教育院 GS教育系 准教授 (平29.5)
48	兼任	准教授	コイズミ タケヲ 古泉 達矢 <令和2年4月>	博士 (学術)	国際学とグローバリゼー ション ※	1④	0.2	1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平25.10)
49	兼任	准教授	コバヤシ タケイ 小林 大祐 <令和2年4月>	博士 (社会学)	課題発見・解決論基礎 ※	1②	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 人間科学系 准教授 (平27.4)
50	兼任	准教授	サトリ ヒデキ 佐藤 秀樹 <令和2年4月>	博士 (経済学)	人間社会論文作成基礎 ※	1④	0.2	1	金沢大学人間社会研究域 経済学経営学系 准教授 (平19.4)
51	兼任	准教授	タムラ ウララ 田村 うらら <令和2年4月>	博士 (人間・環 境学)	先端地域創造講義 ※	1③	0.1	1	金沢大学人間社会研究域 人間科学系 准教授 (平29.12)
52	兼任	准教授	ホンマ マサフ 本間 学 <令和2年4月>	修士 (法学)	民事保全・執行法	1③～④・ 2③～④	2	1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平25.4)
53	兼任	助教	シバガチ ツバサ 芝口 翼 <令和2年4月>	博士 (学術)	先端地域創造講義 ※	1③	0.1	1	金沢大学国際基幹教育院 GS教育系 助教 (平29.4)
54	兼任	講師	アノシマ アケオ 青島 明生 <令和2年4月>	社会科学修 士	消費者法 ※ 紛争とその法的解決Ⅰ ※	1①～②・ 2①～② 1①～②・ 2①～②	0.3 0.1	1 1	富山中央法律事務所 (昭61.4)
55	兼任	講師	アワタ マサト 粟田 真人 <令和2年4月>	法学士	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	尾張町法律事務所 (平11.4)
56	兼任	講師	イイトリ カスヒコ 飯森 和彦 <令和2年4月>	法学士	紛争とその法的解決Ⅰ ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	弁護士法人金沢合同法律事務 所 (昭61.4)
57	兼任	講師	イワフチ マサキ 岩淵 正明 <令和2年4月>	法学士	紛争とその法的解決Ⅰ ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	北尾法律事務所 (昭51.4)
58	兼任	講師	ウチダ キョウカ 内田 清隆 <令和2年4月>	学士 (文学)	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	内田清隆法律事務所 (平16.10)
59	兼任	講師	エチゴ ジュンコ 越後 純子 <令和2年4月>	法務博士 (専門職)	医事法 ※	1①～②・ 2①～②	1.6	1	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 (平27.7)
60	兼任	講師	オホタ ケイジ 太田 健義 <令和2年4月>	法学士	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	澤・太田法律事務所 (平10.4)

61	兼任	講師	オヤキ タカヒロ 大屋 貴裕 <令和2年4月>		博士 (法学)	租税法Ⅱ	1①～②・ 2①～②	2	1	金沢星稜大学 教授 (平24.4)
62	兼任	講師	オムラ カイ 奥村 回 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決Ⅰ ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	北尾法律事務所 (昭58.4)
63	兼任	講師	オシマ テルコ 尾島 照子 <令和2年4月>		教養学士	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	石川県女性相談支援センター (平15.4)
64	兼任	講師	オイトウ ヒロミ 海道 宏実 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	海道法律事務所 (平16.4)
65	兼任	講師	オシム ユミコ 櫻見 由美子 <令和2年4月>		法学修士	民法B特論Ⅰ 民法B特論Ⅱ 民法B特論Ⅲ 民法B特論Ⅳ 民法B演習Ⅰ 民法B演習Ⅱ 民法B演習Ⅲ 民法B演習Ⅳ	1① 1② 1③ 1④ 2① 2② 2③ 2④	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	元 金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平31.3まで)
66	兼任	講師	カガミ ケンセイ 川上 賢正 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	川上・野坂・安藤法律事務所 (昭63.4)
67	兼任	講師	カハム カズノリ 河村 和徳 <令和2年4月>		修士 (法学) ※	選挙管理法制 危機管理・復興法制 政策法務	1③・2③ 1②～③・ 2②～③ 1④・2④	1 2 1	1 1 1	東北大学 准教授 (平16.10)
68	兼任	講師	カモト タツキ 川本 樹 <令和2年4月>		法務博士 (専門職)	紛争とその法的解決Ⅰ ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	小松かがやき法律事務所 (平21.12)
69	兼任	講師	キタオ ヨシ 北尾 美帆 <令和2年4月>		法務博士 (専門職)	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	北尾法律事務所 (平20.12)
70	兼任	講師	キタマ ショウゴ 北島 正悟 <令和2年4月>		法務博士 (専門職)	医事法 ※	1①～②・ 2①～②	0.2	1	北島法律事務所 (平28.4)
71	兼任	講師	クサハ マツミ 黒澤 睦 <令和2年4月>		博士 (法学)	刑事政策	1①～②・ 2①～②	2	1	明治大学 准教授 (平25.4)
72	兼任	講師	サカノウエ ミツル 坂野上 満 <令和2年4月>		商学士	租税法Ⅰ	1③～④・ 2③～④	2	1	坂野上満税理士事務所 (平14.4)
73	兼任	講師	シマダ ヒロシ 島田 広 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決Ⅰ ※ 紛争とその法的解決Ⅱ ※	1①～②・ 2①～② 1③～④・ 2③～④	0.1 0.5	1 1	島田法律事務所 (平13.3)
74	兼任	講師	シノベ アiko 新谷 愛子 <令和2年4月>		法務博士 (専門職)	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	後藤昌弘特許法律事務所 (平29.5)
75	兼任	講師	セチ タカチ 瀬町 隆一 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	社会福祉法人ひろびろ福祉会 (平14.10)
76	兼任	講師	タカミ ケンゾウ 高見 健次郎 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決Ⅰ ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	やすらぎ法律事務所 (平15.4)
77	兼任	講師	タカ カズキ 田中 和樹 <令和2年4月>		学士 (法学)	紛争とその法的解決Ⅰ ※ 紛争とその法的解決Ⅱ ※	1①～②・ 2①～② 1③～④・ 2③～④	0.1 0.3	1 1	あおぞら共同法律事務所 (平17.10)
78	兼任	講師	タニグチ ヒサシ 谷口 央 <令和2年4月>		法務博士 (専門職)	消費者法 ※ 紛争とその法的解決Ⅰ ※	1①～②・ 2①～② 1①～②・ 2①～②	0.1 0.5	1 1	鍛冶法律事務所 (平20.12)
79	兼任	講師	チェン イ 陳 一 <令和2年4月>		法学修士 ※	国際取引法	1①～②・ 2①～②	2	1	台湾法人 保益橋顧問股份有限 有限公司 (平23.10)
80	兼任	講師	トリゲ ヨシノリ 鳥毛 美範 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決Ⅰ ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	金沢市民法律事務所 (平11.4)
81	兼任	講師	ナカ ミチカ 名古 道功 <令和2年4月>		法学修士 ※	労働法Ⅰ	1①～②・ 2①～②	2	1	金沢大学 名誉教授 (平30.4)
82	兼任	講師	ニシムラ ヨシコ 西村 依子 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決Ⅱ ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	あおぞら共同法律事務所 (平13.10)
83	兼任	講師	ニシヤマ サカヲシ 西山 真義 <令和2年4月>		学士 (理学)	紛争とその法的解決Ⅰ ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	富山中央法律事務所 (平22.3)

84	兼任	講師	ハシモト アキオ 橋本 明夫 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決 I ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	北尾法律事務所 (昭63.4)	
85	兼任	講師	ハヤシ サクラコ 林 桜子 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決 I ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	いぶき共同法律事務所 (平22.4)	
86	兼任	講師	フジノ カツシ 藤岡 毅 <令和2年4月>		高等学校卒	紛争とその法的解決 II ※	1③～④・ 2③～④	0.1	1	藤岡毅法律事務所 (平13.2)	
87	兼任	講師	マスカリ ナオシ 前川 直善 <令和2年4月>		法学士	紛争とその法的解決 I ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	オレンジライト法律事務所 (平19.4)	
88	兼任	講師	マツダ ミツヨ 松田 光代 <令和2年4月>		法務博士 (専門職)	紛争とその法的解決 II ※ 知的財産法 ※	1③～④・ 2③～④ 1③～④・ 2③～④	0.1 0.9	1 1	松田法律特許事務所 (平27.1)	
89	兼任	講師	ミズノ トモミ 水野 友文 <令和2年4月>		修士 (工学)	知的財産法 ※	1③～④・ 2③～④	1.1	1	みずの商標特許事務所 (平26.9)	
90	兼任	講師	ヨシカワ ケンジ 吉川 健司 <令和2年4月>		学士 (法学)	紛争とその法的解決 I ※	1①～②・ 2①～②	0.1	1	泉法律事務所 (平13.10)	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	5人	人	人	人	6人	
	修 士	人	人	2人	3人	人	人	人	5人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	1人	3人	1人	人	人	人	5人	
	修 士	人	人	4人	人	人	人	人	4人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	1人	人	人	人	人	人	1人	法務博士 (専門職)
講 師	博 士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	修 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	1人	人	人	人	人	人	1人	法務博士 (専門職)
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	3人	4人	6人	人	人	人	13人	
	修 士	人	1人	6人	3人	人	人	人	10人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	2人	人	人	人	人	人	2人	法務博士 (専門職)

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。